沿革

1974 年	2 月	学校法人東日本学園大学設立
	4 月	薬学部(薬学科/衛生薬学科)開設(4 年制)
1978 年	4 月	歯学部(歯学科)開設
		大学院薬学研究科(薬学専攻)修士課程開設
	12 月	歯学部附属病院開設
1982 年	3 月	アイソトープ研究センター設置
	4 月	大学院薬学研究科(薬学専攻)博士課程開設
1984 年	4 月	歯学部附属歯科衛生士専門学校開設
1985 年	9 月	教養部を当別町に移転・統合
1986 年	4 月	薬学専攻科医療薬学専攻開設
	12 月	佐々木記念館・総合図書館設置
1988 年	4 月	大学院歯学研究科(歯学専攻)博士課程開設
	12 月	動物実験センター設置
1990 年	4 月	札幌医療福祉専門学校(看護学科/介護福祉学科)開設
	10 月	医療科学センター医科歯科クリニック開設
1991 年	4 月	札幌医療福祉専門学校(言語聴覚療法学科)開設
1992 年	4 月	札幌医療福祉専門学校(言語聴覚療法専攻学科)開設
1993 年	4 月	看護福祉学部(看護学科/医療福祉学科医療福祉専攻・臨床心理専攻)開設
1994 年	4 月	学校法人名称・大学名称変更(学校法人東日本学園・北海道医療大学)
		大学基準協会「維持会員校」として承認
	5 月	医科学研究センター設置
	6 月	茨戸教育研修センター設置
	10 月	20 周年記念会館設置
1996 年	4 月	薬学部(総合薬学科)開設(学科改組)(4 年制)
		大学院薬学研究科(医療薬学専攻)修士課程開設
		保健管理センター設置
1997 年	4 月	大学院看護福祉学研究科(看護学専攻/臨床福祉・心理学専攻)修士課程開設
1998 年	6 月	情報センター設置
1999 年	4 月	大学院看護福祉学研究科(看護学専攻/臨床福祉・心理学専攻)博士課程開設
2000 年	4 月	NICE センター(National and International Collaboration and Extension Center)設置
	12 月	学友会館設置
2001 年	9 月	札幌サテライトキャンパス開設(札幌市中央区)
2002 年	1 月	個体差健康科学研究所設置(医科学研究センター廃止)
	3 月	薬学部(薬学科/衛生薬学科)廃止(4 年制)
	4 月	心理科学部(臨床心理学科/言語聴覚療法学科)開設
		看護福祉学部(医療福祉学科)を(臨床福祉学科)へ名称変更
2003 年	6 月	心理臨床・発達支援センター設置
2004 年	3 月	札幌医療福祉専門学校閉校
	4 月	大学院看護福祉学研究科(臨床福祉学専攻)修士課程・博士課程開設
		大学院心理科学研究科(臨床心理学専攻)修士課程・博士課程開設
2005 年	3 月	看護福祉学部(医療福祉学科臨床心理専攻)廃止
	4 月	認定看護師研修センター設置
	7 月	大学病院・歯科内科クリニック・個体差医療科学センター開設
2006 年	3 月	薬学専攻科医療薬学専攻廃止
	4 月	大学院心理科学研究科(言語聴覚学専攻)修士課程・博士課程開設

		薬学部（薬学科）開設（6 年制）
2007 年	3 月	看護福祉学部（医療福祉学科）廃止
	4 月	大学教育開発センター設置
2008 年	3 月	大学院看護福祉学研究科（臨床福祉・心理学専攻）廃止
	4 月	看護福祉学部（臨床福祉学科）教職課程開設
2009 年	8 月	北方系伝統薬物研究センター設置
2010 年	4 月	大学院薬学研究科（生命薬科学専攻）修士課程開設
	10 月	薬剤師支援センター設置
2011 年	3 月	大学院薬学研究科（医療薬学専攻）修士課程廃止
2012 年	3 月	大学院薬学研究科（薬学専攻）修士課程廃止
	4 月	大学院薬学研究科（薬学専攻）博士課程開設
2013 年	3 月	薬学部（総合薬学科）廃止（4 年制）
	4 月	リハビリテーション科学部（理学療法学科・作業療法学科）開設
		大学院リハビリテーション科学研究科（リハビリテーション科学専攻）修士課程開設
	12 月	国際交流推進室（Global Networking Office）設置
2014 年	3 月	大学院薬学研究科（薬学専攻）博士（後期）課程廃止
		歯科内科クリニック（内科）廃止
	4 月	医療機関名称変更（北海道医療大学歯科クリニック）
		地域連携推進室設置
2015 年	3 月	NICE センター廃止
	4 月	リハビリテーション科学部（言語聴覚療法学科）開設
		大学院リハビリテーション科学研究科（リハビリテーション科学専攻）博士課程開設
	12 月	地域包括ケアセンター開設
2016 年	4 月	がん予防研究所設置
	11 月	保健管理センターを保健センターへ名称変更
2017 年	4 月	アドミッションセンター設置
		個体差医療科学センターを予防医療科学センターへ名称変更
		個体差健康科学研究所を健康科学研究所へ名称変更
		国際交流推進室を国際交流推進センターへ名称変更
		地域連携推進室を地域連携推進センターへ名称変更
2018 年	4 月	IR 推進センター設置
2019 年	3 月	大学院心理科学研究科（言語聴覚学専攻）修士課程・博士課程廃止
	4 月	医療技術学部（臨床検査学科）開設
		大学教育開発センターを全学教育推進センターへ名称変更
2020 年	3 月	健康科学研究所廃止
		がん予防研究所廃止
	4 月	先端研究推進センター設置
		心理臨床・発達支援センターをこころの相談センターへ名称変更
	9 月	心理科学部（言語聴覚療法学科）廃止
2022年	3 月	大学院薬学研究科（生命薬科学専攻）修士課程廃止
	4 月	看護福祉学部臨床福祉学科を看護福祉学部福祉マネジメント学科へ名称変更
2023 年	4 月	大学院医療技術科学研究科（臨床検査学専攻）修士課程開設
2024 年	4 月	外国人留学生サポートセンター設置
2025 年	3 月	認定看護師研修センター廃止
	4 月	大学院医療技術科学研究科（臨床検査学専攻）博士課程開設
2026 年	4 月	臨床データサイエンス学環開設

学長メッセージ

夢や目標の実現に向かって進む皆さんを応援します

学長　三国久美

新入生の皆さん入学おめでとうございます。

本学の建学の理念は、「知育・徳育・体育の三位一体による全人教育」です。今までに「知育・徳育・体育」という言葉を聞いたことがあるかもしれません。これらを合わせて、「三育」と呼んでいます。「知」とは、真理の探究心に裏打ちされた確かな知識・技術の修得、「徳」とは、幅広く深い教養と豊かな人間性を培うこと、「体」とは、健康で活力ある心身を養うことを示しています。そして、「三育」は、教育基本法で規定されている教育の目標でもあります。また、全人教育とは、人間を身体・心理・社会的立場などあらゆる側面からとらえた教育のことを指しています。

皆さんは、これから保健、医療、福祉そしてデータサイエンスなどの領域で活躍するために必要な専門的知識や技術を学びます。将来に向けてそれぞれの夢や目標を持っていることでしょう。その実現のためには、確かな知識や技術を身につけるだけでなく、自身の健康を保つ努力が求められます。さらに、質の高いケアを提供するためには、一人の専門職ができることには限界があり、様々な人々を含めたチームで対象者とその家族を支えるために自分の専門性を発揮する能力が求められます。チームメンバーとして役割を発揮するには、コミュニケーション能力や協調性、さらに倫理観に基づく行動が必要になります。このような能力を培い、それぞれの夢や目標を実現できるよう、私たち教員は「三育」の達成を意識しながら、皆さんをサポートしていきます。

北海道医療大学は6学部9学科および歯学部附属歯科衛生士専門学校を擁する北海道でも有数の医療系総合大学であり、今年度から新たに臨床データサイエンス学環を開設しました。様々な分野の専門職を目指す学友との学部や学科を超えた交流が日常的にできるのは、本学ならではのメリットです。これから、先輩、後輩、教職員など、いろいろな人とのネットワークを作ってください。学生の時から様々な分野の専門職を目指す人々と共に過ごし、学びあう経験は、皆さんの視野を広げ、生涯にわたる財産になります。また、本学のキャンパスは広々とした石狩平野を望む自然豊かな素晴らしい環境にあり、勉学だけでなく、クラブ活動やボランティア活動などにも恵まれています。

修了あるいは卒業までの日々は長いようですが、あっという間に時は過ぎていきます。学内外での多くの出会いを大切にして、よく学び、よく遊び、本学だからこそできる貴重な学生生活を送ってください。



Profile

学長　三国久美

千葉大学看護学部卒業

本学大学院看護福祉学研究科博士課程修了

2019 年 4 月より本学看護福祉学部長・看護福祉学研究科長を務めた後、

2024 年 4 月より本学学長に就任。

理念・目的・目標

建学の理念

知育・徳育・体育
三位一体による医療人としての全人格の完成

教育理念

本学の建学の理念「知育・徳育・体育　三位一体による医療人としての全人格の完成」に基づき、教育理念を以下のように定める。
生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを北海道医療大学の教育理念とする。

教育目的

北海道医療大学の教育理念に沿って、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を本学の教育目的とする。

教育目標

北海道医療大学の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。
1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

行動指針

－21 世紀の新しい健康科学の構築－

本学に対する社会の要請と期待に応えるため、社会と共生・協働する自由で開かれた大学を志向し、常に組織としての自律性・透明性を高めながら、構成員一人ひとりが自主性・創造性を発揮することにより「学生中心の教育」並びに「患者中心の医療」を推進しつつ、「21 世紀の新しい健康科学の構築」を追究することを、本学の行動指針とする。

北海道医療大学　三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

北海道医療大学は、大学および各学部学科の教育理念・教育目的に基づいた教育目標の達成に向けて、全学教育および専門教育科目を履修し、保健・医療・福祉の高度化・専門化に対応しうる高い技術と知識、優れた判断力と教養を身につけ、各学部学科が定める履修上の要件を満たした学生に対して「学士」の学位を授与します。

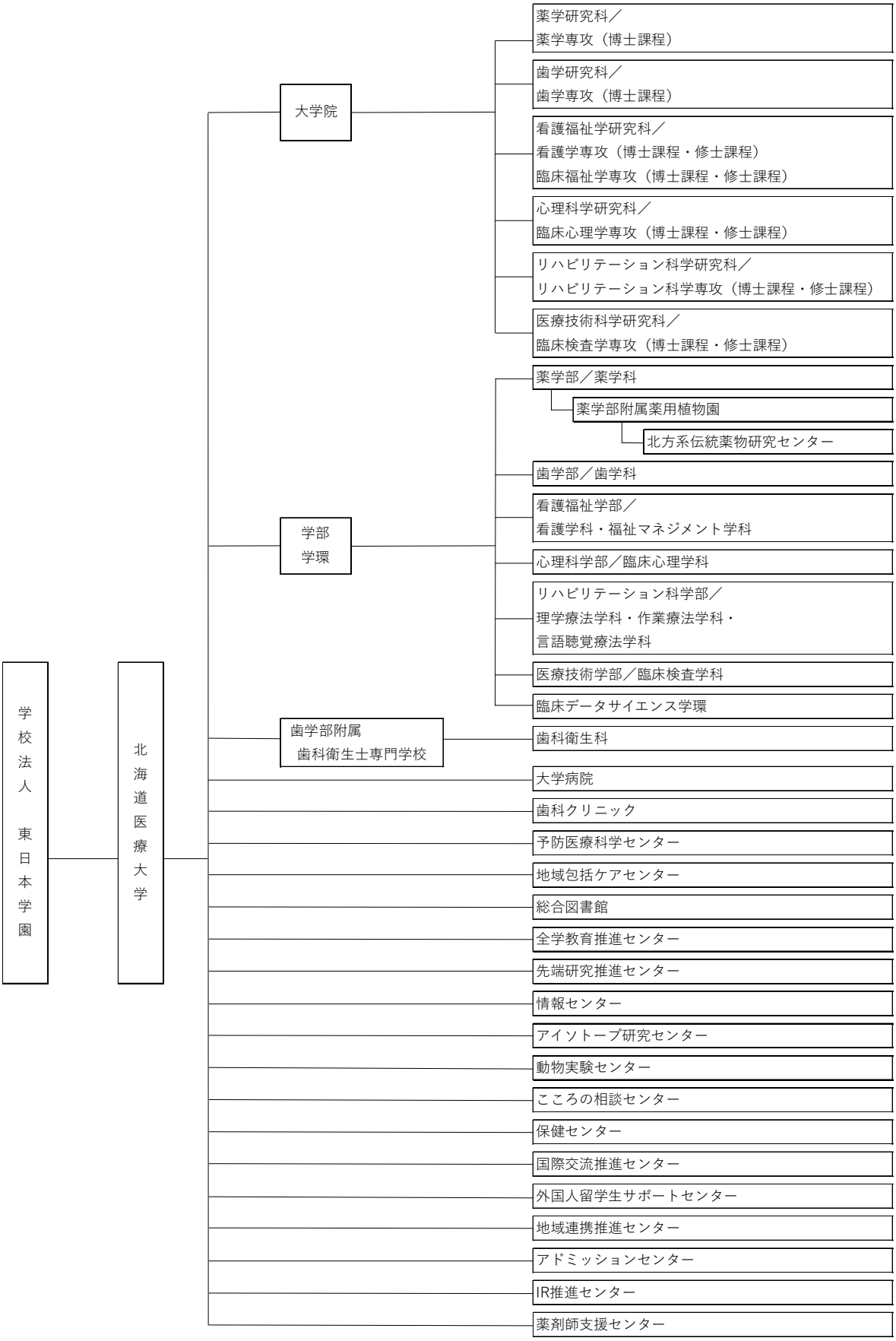
教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

北海道医療大学は、教育理念にある「保健と医療と福祉の連携・統合」を基本として、確かな知識と技術、深い教養と豊かな人間性を持ち、広く社会に貢献できる専門職業人の養成に向けた教育課程を編成します。すなわち、幅広く深い教養と豊かな人間性・自立性・創造性・協調性の修得をめざす「全学教育科目」、および確かな専門知識と技術の修得をめざす各学部・学科の「専門教育科目」を適切に組合せた学士課程教育を提供します。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

北海道医療大学は、「21 世紀の新しい健康科学の構築」を追究し、社会の要請と期待に応えるため、豊かな人間性や協調性・創造性等に加えて、保健と医療と福祉に関して各学部学科の高度な研究に裏打ちされた専門性の高い教育を行います。本学卒業には各学部学科の「学位授与の方針」の要件を満たすこと、すなわち、全学共通基盤の知識・技術・態度が必要となるばかりではなく高度な専門性の修得が要求されます。そのため、各学部学科では学位授与の方針の要件をより効果的に達成しうる資質を持った人材の受入れについて「入学者受入れの方針」として定めています。

学園組織図


学校法人 東日本学園
北海道医療大学
大学院
薬学研究科／
薬学専攻（博士課程）
歯学研究科／
歯学専攻（博士課程）
看護福祉学研究科／
看護学専攻（博士課程・修士課程）
臨床福祉学専攻（博士課程・修士課程）
心理科学研究科／
臨床心理学専攻（博士課程・修士課程）
リハビリテーション科学研究科／
リハビリテーション科学専攻（博士課程・修士課程）
医療技術科学研究科／
臨床検査学専攻（博士課程・修士課程）
学部
学環
薬学部／薬学科
薬学部附属薬用植物園
北方系伝統薬物研究センター
歯学部／歯学科
看護福祉学部／
看護学科・福祉マネジメント学科
心理科学部／臨床心理学科
リハビリテーション科学部／
理学療法学科・作業療法学科・
言語聴覚療法学科
医療技術学部／臨床検査学科
臨床データサイエンス学環
歯学部附属
歯科衛生士専門学校
歯科衛生科
大学病院
歯科クリニック
予防医療科学センター
地域包括ケアセンター
総合図書館
全学教育推進センター
先端研究推進センター
情報センター
アイソトープ研究センター
動物実験センター
こころの相談センター
保健センター
国際交流推進センター
外国人留学生サポートセンター
地域連携推進センター
アドミッションセンター
IR推進センター
薬剤師支援センター

校旗



シンボルマーク



シンボルとしてのイニシャル「H」と「星」の持つ意味
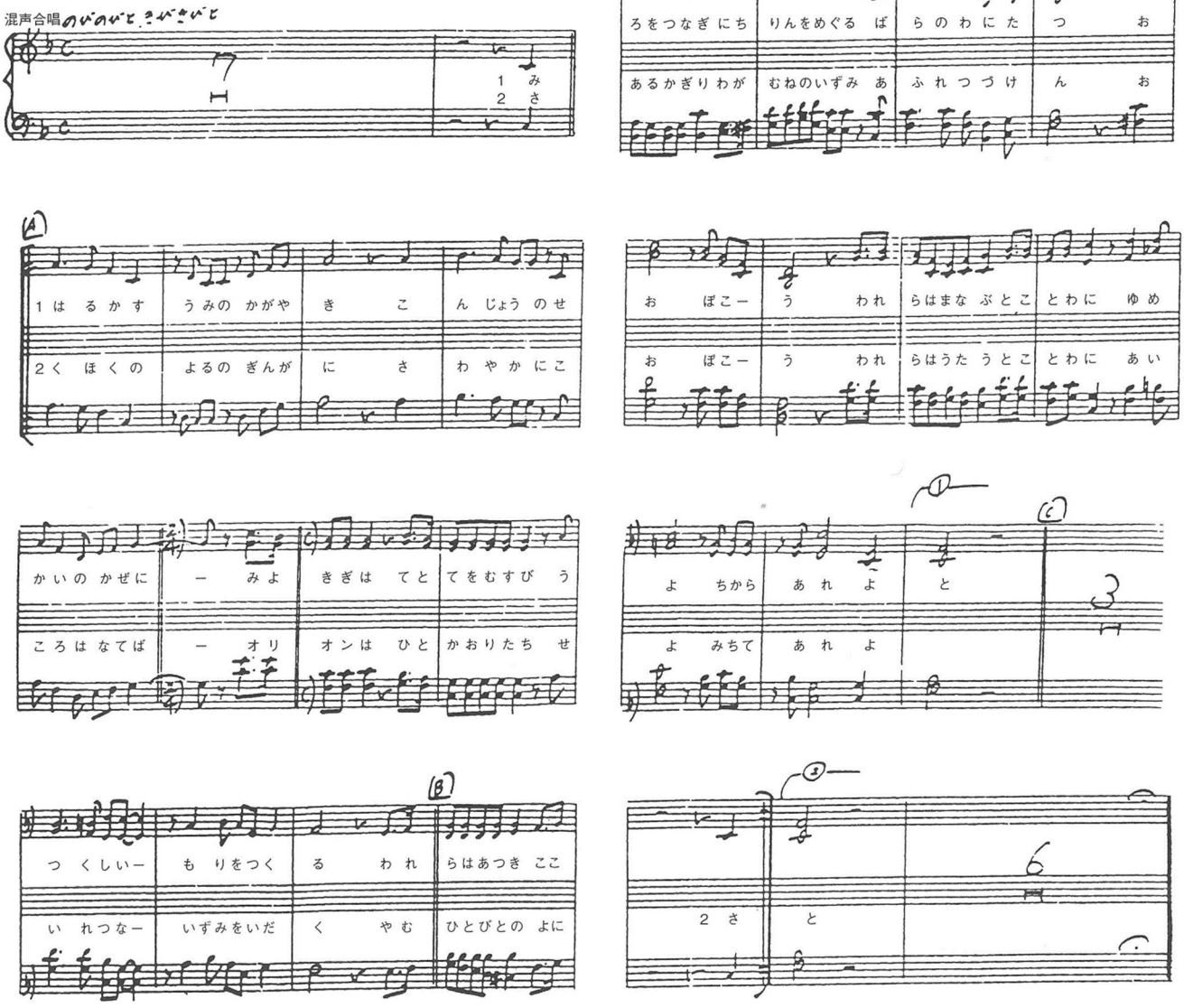
北海道（Hokkaido）と「北海道医療大学」の欧文表記（Health Sciences University of Hokkaido）の頭文字HHの上に、北極星をイメージした星を配置。滑らかなカーブを描いて上昇するHは、裾野の広い教育体系に支えられた学生の豊かな人間性や医療科学・技術の向上を表し、天空の星はそれを導く「光」であると同時に、保健と医療と福祉の連携・統合を目指す本学の教育理念を象徴している。

北海道医療大学　校歌

河邨文一郎 作詞　石桁真礼生 作曲　新田一郎 編曲

1. 見はるかす 海のかがやき
紺青の世界の風に
みよ 木々は 手と手をむすび
美しい森を つくる
われらは 熱き心をつなぎ
日輪をめぐる 薔薇の輪に立つ
おお 母校 われらは学ぶ
とことわに 夢よ 力あれよと

2. 朔北の 夜の銀河に
爽やかに 心放てば
オリオンは 火と薫り立ち
清冽な 泉を抱く
病む人々の 世にあるかぎり
わが胸の泉 あふれつづけん
おお 母校 われらは歌う
とことわに 愛よ 満ちてあれよと
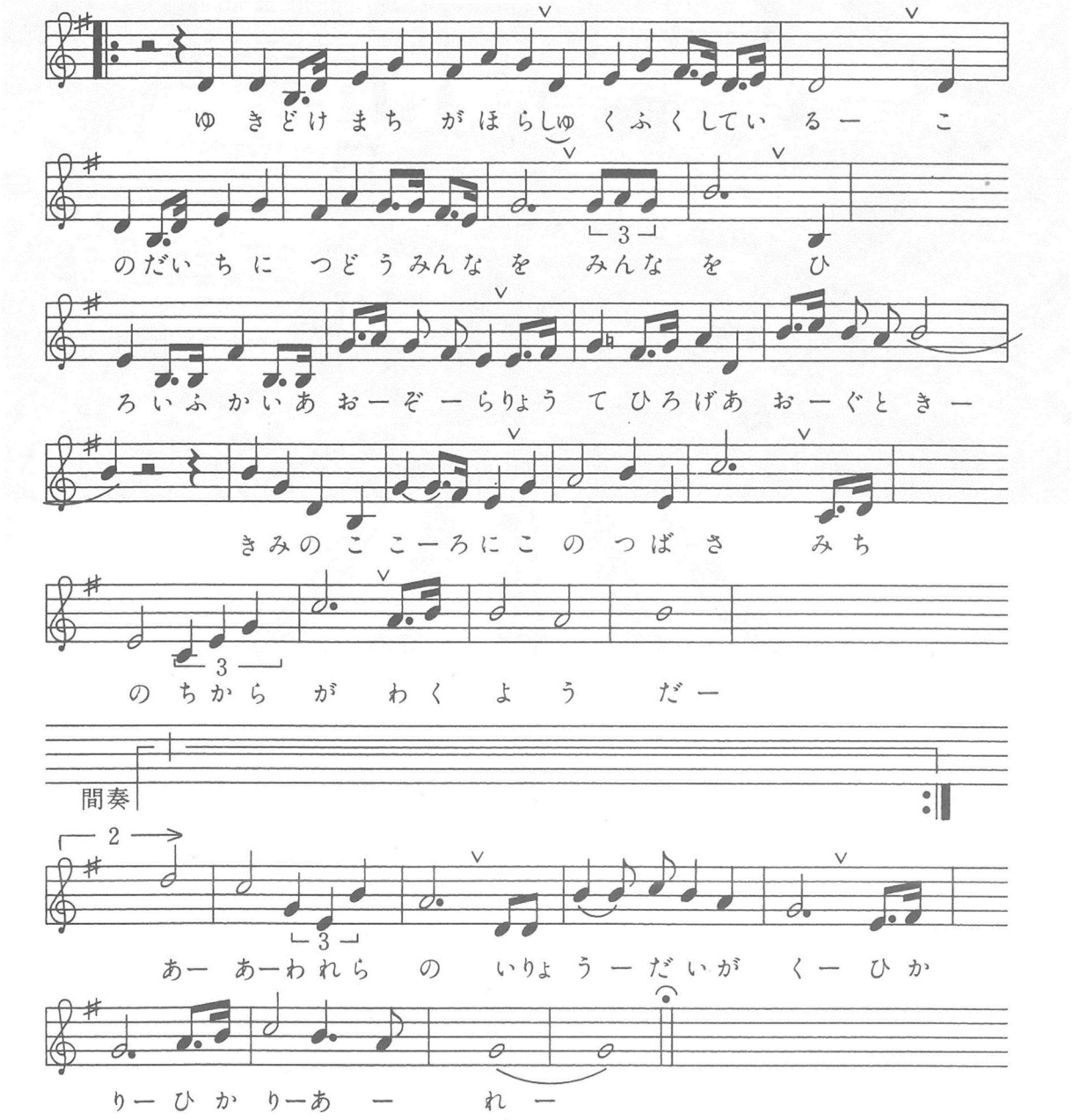


北海道医療大学　応援歌「光あれ」

関根一芳 作詞　黒田岳典 作曲

1. 雪どけまちが ほら 祝福している
この大地に 集う みんなを
ひろい 深い青空
両手ひろげ 仰ぐとき
君の心に この翼
未知の力が 湧くようだ

2. 夜明けの空が ほら 祝福している
この確かな 生命 すべてを
キララ まばゆい世界
静かにじっと みつめれば
君の瞳に この光
生きる希望が 湧くようだ
ああ われらの医療大学 光あれ



目次

沿革 …… 01
学長メッセージ …… 03
理念・目的・目標 …… 04
行動指針 …… 04
北海道医療大学　三方針 …… 05
学園組織図 …… 06
校旗 …… 07
シンボルマーク …… 07
北海道医療大学　校歌 …… 08
北海道医療大学　応援歌「光あれ」 …… 09
学生便覧目次 …… 10
Ⅰ.第１章 …… 18
全学部・学校共通（授業・試験等） …… 19
授業 …… 19
出欠席 …… 19
公欠席の取扱い …… 19
天候事情、交通事情による休講または遅延開講の措置 …… 20
i-Portal（学生総合情報システム） …… 21
履修登録 …… 22
試験 …… 22
受験心得 …… 23
成績評価 …… 23
GPA 制度について …… 24
オフィスアワーについて …… 25
教育支援室・学習支援センター …… 26
全学教育 …… 27
本学の教育プログラム …… 27
全学教育推進センター …… 27
全学教育とは …… 28
全学教育科目の構成と内容 …… 29
薬学部 …… 32
教育理念 …… 32
教育目的 …… 32
教育目標 …… 32

薬学部薬学科三方針 …… 32
薬学部の特色 …… 34
カリキュラムの特色 …… 34
授業・試験・進級・卒業に関わる事項 …… 35
薬学部の授業科目について …… 35
各学年に配当されている授業科目数・単位数について …… 36
授業に出席して定期試験の受験資格を得ること（「履修」）について …… 36
単位を「修得」することについて－Ⅰ …… 37
単位を「修得」することについて－Ⅱ …… 37
次の学年へ進級することについて …… 37
【単位修得・進級までのフローチャート】 …… 39
薬剤師国家試験 …… 40
薬学部薬学科カリキュラムマップ …… 41
薬剤師免許取得によって得られる資格、取得が有利な資格 …… 42
卒業後の進路 …… 43
歯学部 …… 44
教育理念 …… 44
教育目的 …… 44
教育目標 …… 44
歯学部歯学科三方針 …… 44
カリキュラムの特色 …… 46
履修・修得 …… 46
進級判定 …… 47
単位修得までのフローチャート …… 49
座席指定 …… 50
総合学力試験 …… 50
共用試験 …… 50
卒業試験及び卒業判定 …… 50
歯科医師国家試験 …… 51
卒業後の進路 …… 53
歯科医師臨床研修制度について（令和３年４月１日から一部改正） …… 54
歯科医師臨床研修マッチングプログラム …… 55
看護福祉学部 …… 56
看護学科 …… 56
教育理念 …… 56
教育目的 …… 56
教育目標 …… 56
福祉マネジメント学科 …… 56

教育理念 …… 56
教育目的 …… 56
教育目標 …… 56
看護学科 …… 57
看護福祉学部看護学科三方針 …… 57
福祉マネジメント学科 …… 58
看護福祉学部福祉マネジメント学科三方針 …… 58
看護福祉学部の特色 …… 60
授業・試験・進級・卒業に関わる事項 …… 60
看護学科 …… 61
看護学科の特色 …… 61
カリキュラムの特色 …… 61
卒業後の進路 …… 62
専門看護師（Certified Nurse Specialist:CNS） …… 63
ナースプラクティショナー（Nurse Practitioner:NP） …… 63
保健師（Public Health Nurse：PNH） …… 63
福祉マネジメント学科 …… 63
福祉マネジメント学科の特色 …… 63
カリキュラムの特色 …… 65
卒業後の進路 …… 67
心理科学部 …… 68
教育理念 …… 68
教育目的 …… 68
教育目標 …… 68
心理科学部臨床心理学科三方針 …… 68
心理科学部の教育の特色 …… 71
授業・試験・進級・卒業に関わる事項 …… 72
次の学年への進級 …… 73
卒業 …… 73
臨床心理学科 …… 74
臨床心理学科の特色 …… 74
教育内容 …… 74
カリキュラム編成（2026年度入学生に適用） …… 74
資格 …… 75
卒業後の進路 …… 77
リハビリテーション科学部 …… 78
理学療法学科 …… 78
教育理念 …… 78

教育目的 …… 78
教育目標 …… 78
作業療法学科 …… 78
教育理念 …… 78
教育目的 …… 78
教育目標 …… 78
言語聴覚療法学科 …… 79
教育理念 …… 79
教育目的 …… 79
教育目標 …… 79
リハビリテーション科学部理学療法学科三方針 …… 79
リハビリテーション科学部作業療法学科三方針 …… 81
リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科三方針 …… 83
リハビリテーション科学部の特色 …… 85
授業・試験・進級・卒業に関わる事項 …… 85
フローチャート〈履修登録から単位修得までの流れ〉 …… 88
国家試験 …… 89
理学療法学科 …… 91
理学療法学科の特色 …… 91
カリキュラムの特色 …… 91
臨床実習 …… 92
卒業後の進路 …… 93
作業療法学科 …… 94
作業療法学科の特色 …… 94
カリキュラムの特色 …… 94
臨床実習 …… 95
卒業後の進路 …… 97
言語聴覚療法学科 …… 98
言語聴覚療法学科の特色 …… 98
カリキュラムの特色 …… 98
臨床実習 …… 98
卒業後の進路 …… 100
医療技術学部 …… 101
教育理念 …… 101
教育目的 …… 101
教育目標 …… 101
医療技術学部臨床検査学科三方針 …… 101
授業・試験・進級・卒業に関わる事項 …… 103

フローチャート〈履修登録から単位修得までの流れ〉 …… 106
国家試験 …… 108
臨床検査学科の特色 …… 110
カリキュラムの特色 …… 110
臨地実習・資格 …… 111
卒業後の進路 …… 112
臨床データサイエンス学環 …… 112
教育理念 …… 112
教育目的 …… 112
教育目標 …… 112
臨床データサイエンス学環三方針 …… 112
授業・試験・進級・卒業に関わる事項 …… 114
フローチャート〈履修登録から単位修得まで〉 …… 117
臨床データサイエンス学環の特色 …… 118
カリキュラムの特色 …… 119
資格 …… 120
卒業後の進路・キャリアビジョン …… 121
歯学部附属歯科衛生士専門学校 …… 122
教育理念 …… 122
教育目標 …… 122
進 級 …… 122
歯科衛生士国家試験 …… 123
資 格 …… 123
卒業後の進路 …… 124
Ⅱ. 第２章 …… 126
学生支援に関する方針 …… 127
Student Campus President …… 128
学生生活 …… 131
学生証 …… 131
ネームプレートの着用 …… 132
通 学 …… 132
自動車通学の許可を得るには …… 133
学生ロッカーの使用 …… 134
土足禁止区域 …… 134
キャンパス内全面禁煙（受動喫煙防止義務） …… 134
学内連絡方法 …… 134
外部から学生への連絡・問い合わせ …… 135
学費納入 …… 135

健康管理 …… 135
成年年齢の引き下げ …… 136
診療費補助制度について【後援会からのお知らせ】 …… 137
保健センター …… 138
学生相談室 …… 139
障がい学生支援 …… 139
キャンパス・ハラスメントへの対応 …… 141
アルコールハラスメントに注意 …… 143
奨学金・援助 …… 144
本学奨学制度（東日本学園奨学金） …… 144
入学奨励金支給制度 …… 145
日本学生支援機構奨学金制度 …… 146
その他の奨学金 …… 147
学生援助資金貸付制度 …… 148
学内行事 …… 149
九十九（つくも）祭 …… 149
秋期大会（体育祭） …… 149
防災訓練 …… 149
交通安全講習会 …… 149
当別町商工会・当別町アパート組合との交流 …… 149
地震発生時の対応 …… 150
Ⅲ. 第３章 …… 152
事務センター窓口取り扱い内容 …… 153
授業・試験等対応窓口（各学部教務担当課） …… 153
学生生活・就職等対応窓口（学生支援課） …… 153
届出・願 …… 154
手続き等について …… 154
学生教育研究災害傷害保険 …… 156
スポーツ安全保険（賠償責任保険付） …… 157
施設の利用 …… 157
就職相談室について …… 157
各種証明書の交付 …… 159
証明書自動発行機について …… 160
Ⅳ. 第４章 …… 161
生活アドバイス …… 162
届出・登録 …… 162
国民年金について …… 162
快適な共同生活住まい …… 162

健康維持のために …… 163
薬物乱用防止について …… 163
交通事故防止について …… 163
インターネット・アプリ・ソーシャルメディアの利用について …… 164
闇バイトにご注意 …… 164
クレジットカードの利用は計画的に …… 165
振り込め詐欺等に注意！ …… 165
悪徳商法に注意！ …… 166
自己啓発セミナーに注意！ …… 166
Ⅴ. 第５章 …… 167
総合図書館 …… 168
情報センター（ネットワーク利用） …… 173
北海道医療大学病院・北海道医療大学歯科クリニック …… 175
理　念 …… 175
行動目標 …… 175
大学病院 …… 176
歯科クリニック …… 179
学内サービス施設 …… 182
当別キャンパス …… 182
札幌あいの里キャンパス …… 184
Ⅵ. 第６章 …… 185
規則・規程 …… 186
北海道医療大学学則 …… 186
北海道医療大学全学教育科目規程 …… 205
薬学部履修規程 …… 208
歯学部履修規程 …… 212
看護福祉学部履修規程 …… 216
看護福祉学部福祉マネジメント学科のコース制の履修方法等に関する細則 …… 220
心理科学部履修規程 …… 226
リハビリテーション科学部履修規程 …… 229
リハビリテーション科学部作業療法学科のコース制の履修方法等に関する細則 …… 232
医療技術学部履修規程 …… 233
臨床データサイエンス学環履修規程 …… 235
学生通則 …… 237
受験心得 …… 241
北海道医療大学大学院学則 …… 242
北海道医療大学聴講生規程 …… 256
北海道医療大学科目等履修生規程 …… 257

北海道医療大学研究生規程 …… 258
北海道医療大学臨床研究生規程 …… 259
北海道医療大学大学院長期履修規程 …… 261
北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則 …… 262
北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生通則 …… 268
北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校履修規程 …… 272
北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校聴講生規程 …… 275
総合図書館利用規程 …… 276
体育施設使用細則 …… 278
茨戸教育研修センター使用細則 …… 280
ネットワーク利用内規 …… 282
北海道医療大学学生懲戒規程 …… 283
北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生懲戒規程 …… 285

Ⅰ.第１章

●全学部・学校共通（授業・試験等）
●全学教育
●薬学部
●歯学部
●看護福祉学部
●心理科学部
●リハビリテーション科学部
●医療技術学部
●臨床データサイエンス学環
●歯学部附属　歯科衛生士専門学校

全学部・学校共通（授業・試験等）

授業

授業時間は、1 時限 80 分を原則としています。

授　業　時　間	
全学共通	
Ⅰ講時	9:00～10:20
Ⅱ講時	10:30～11:50
Ⅲ講時	12:40～14:00
Ⅳ講時	14:10～15:30
Ⅴ講時	15:40～17:00

※但し、臨床実習中の学生（歯学部 5 年前期～6 年前期、歯科衛生士専門学校 2 年～3 年）については、大学病院および歯科クリニックの診療時間に合わせ、別に定めます。

出欠席

出席時間数が授業時間の 70%（歯学部、歯科衛生士専門学校「臨床実習」および福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコース「介護実習」においては 80%）に満たない場合、当該科目は失格となり、試験の受験資格を失うこととなります。出欠席の確認は、各授業時間に担当教員等が厳格に行います。失格により、その科目の試験が受けられなくなるばかりでなく、留年につながる場合もありますので、きちんと授業に出席するよう心掛けてください。

なお、欠席回数の確認は窓口では行っていません。担任に相談してください。

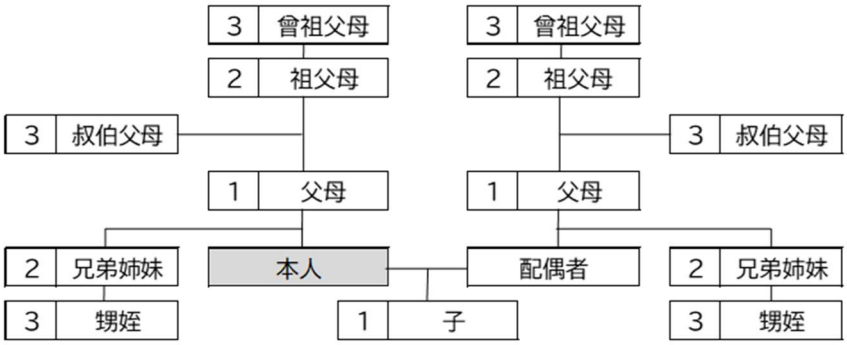
公欠席の取扱い

学生の近親者が死亡した場合、ならびに就職試験等により授業を欠席した場合には、下記日数は公欠席として取り扱います。欠席内容に応じた必要書類を添付のうえ、欠席届を提出してください。詳細は各学部教務担当課の窓口で確認してください。

⑴ 一親等（父母・子）、配偶者 …… 連続 7 日以内（土日祝日を含める）
⑵ 二親等（祖父母・兄弟姉妹） …… 連続 5 日以内（土日祝日を含める）
⑶ 三親等（曽祖父母・叔伯父母・甥姪）…… 連続 3 日以内（土日祝日を含める）
⑷ 就職試験等（薬学部・看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部）
…… 最低必要日数
⑸ 歯科医師臨床研修マッチングに係る選考試験等の受験（歯学部）
…… 1 人 6 日間（年間）
⑹ インフルエンザ・はしかなどの学校保健安全法に定める感染症に感染した場合
…… 10 日以内※1

※1　医師の診断書が必要です。
■課外活動等による欠席については事前に相談してください。

親等図〈親等の数え方〉
数字が親等を示しています。



天候事情、交通事情による休講または遅延開講の措置

本学では、休講または遅延開講の措置を、以下のように定めています。

（1） 天候事情による措置

① 札幌市または当別町に、
「特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）」または「警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）に合せて数年に一度の警告」が発表され、午前 7 時までに解除されない場合は、JR の運行に関わらずその日の全ての授業等を休講とします。

② 午前 7 時以降に①が発表された場合、発表時の次の講時以降の授業等を休講とします。
例）9 時までに発表された場合は終日休講、9 時 10 分に発表された場合は 2 講時以降休講。

③ 特別警報等が発表されていない場合でも、気象等の状況により、大学及び専門学校の判断で、その日の一部、または　全ての授業等を休講とすることがあります。

（2） 交通事情による措置

① 当別キャンパスについては「北海道医療大学」駅、札幌あいの里キャンパスについては「あいの里教育大」駅到着予定の 列車が遅延し、各授業等開始時刻から 25 分以内に到着した場合は、到着後から 15 分以内をめどに授業等を開始します。（ただし、定期試験の場合には試験時間を繰り下げて実施します。）また、各授業等開始時刻から 25 分を過ぎて各駅に到着した場合（到着することが想定される場合）には、当該授業等を休講とし、次の講時から授業等を開始します。

② 「北海道医療大学」または「あいの里教育大」駅到着予定の列車が運休、または一時運行を見合わせている場合は以下のとおり対応します。
1）上記の事態が発生し、午前 7 時までに JR よりその後の列車運行見通しの確認が取れない場合は、その日の全ての授業等を休講とします。

2）午前 7 時以降に上記の事態が発生し、その時点で JR よりその後の列車運行見通しの確認が取れない場合は発生時の次の講時以降の授業等を休講とします。（休講となる前にすでに授業等が行われている場合には、上記の取扱いに関わらず、引き続き授業等を行う場合があります。）

③ 上記以外で、大幅に列車の遅延運行が予定される場合、または遅延運行が予定されていても復路の交通事情が懸念される場合などは、大学および専門学校の判断で、その日の一部、または全ての授業等を休講とすることがあります。

(3)　(1)から(2)の取り扱いに関わらず、臨床(地)実習中の学生については別に定めます。
※各学部等のガイダンスで確認してください。

本学では、休講措置が決定された際には、以下により周知します。

① 全学休講措置が決定された場合には、決定から 15 分以内を目途に、大学ホームページお知らせ(トピックス)及び HNNET ウェブメール(メーリングリスト「alluser」)により、第一報を連絡します。
② その後、順次、i-Portal、学内掲示、デジタルサイネージにより周知します。
※状況によっては、配信や掲示が大幅に遅延する場合があります。
③ 全学休講措置後の補講情報や各学部における連絡事項等は、i-Portal、学内掲示等により周知します。

大学ホームページ、HNNET ウェブメールの確認とあわせて、気象庁等が発表する警報、交通機関の運行状況等について、マスメディア、ウェブサイトの情報にも各自注意するようにしてください。

〇北海道医療大学ホームページ
http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/

〇HNNET ウェブメール
http://gmail.hoku-iryo-u.ac.jp/

〇i-Portal
https://i-portal.hoku-iryo-u.ac.jp/

〇JR 北海道
http://www.jrhokkaido.co.jp/

〇気象庁
http://www.jma.go.jp/

i-Portal(学生総合情報システム)

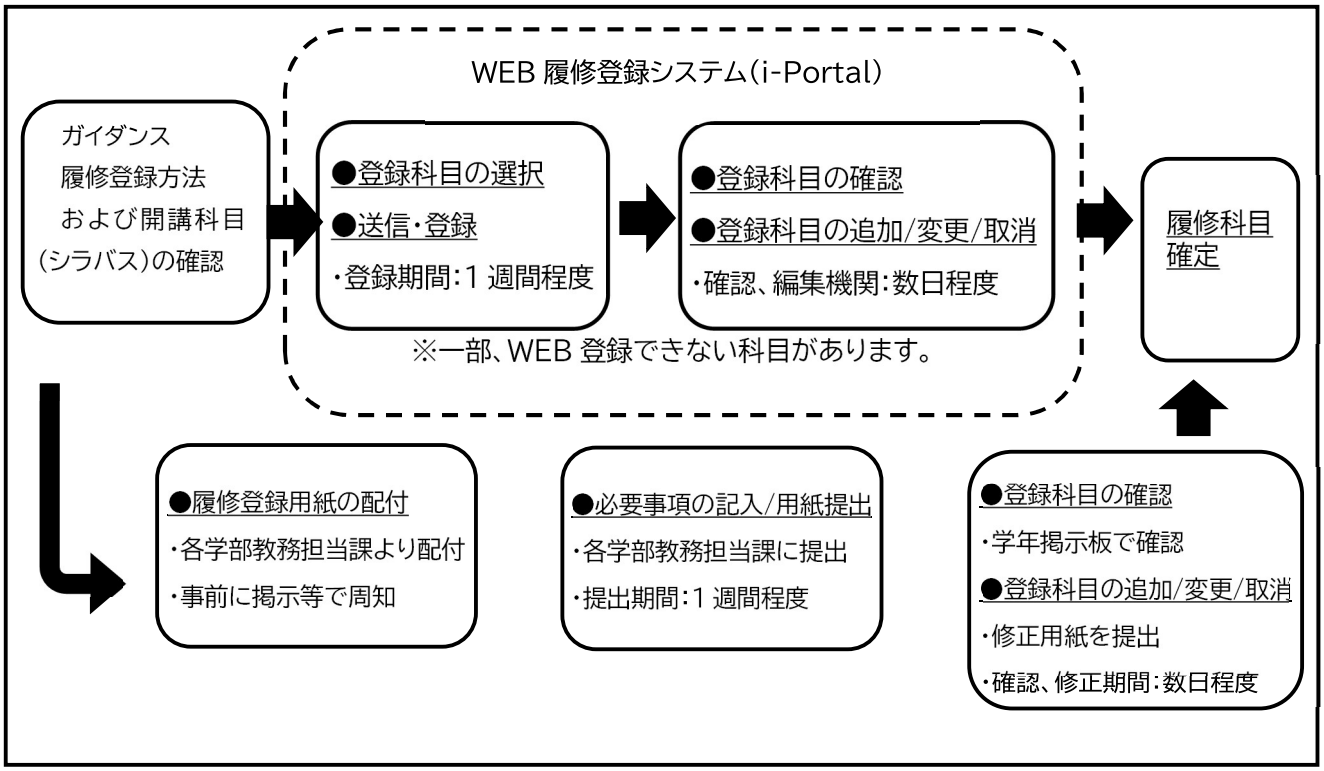
皆さんの学生生活をサポートする学修支援システムです。
休・補講情報や、呼出し等の事務連絡、災害時の緊急連絡など、大学からの連絡事項が配信されます。
また、履修登録、履修確認も本システムを通じておこないます。各学部・学校によって取り扱いが異なりますので、詳細は各学部等ガイダンスで確認してください。

・アクセス　URL:https://i-portal.hoku-iryo-u.ac.jp/portal/top.do
・ログインには、入学時に配布される HNNET アカウント・パスワードが必要です。
不明な方は、情報推進課(総合図書館 1F)までお申し出ください(学生証必要)。

履修登録

履修登録の手続きについて

各学期(前期・後期)の初めには、その学期に履修しようとする選択科目、自由選択科目について履修登録が必要です。指定期間内に履修登録を行わない場合には、当該学期における授業科目の履修ができなくなります。履修登録期間、登録内容確認期間の詳細は、ガイダンスや掲示により周知されます。



＊履修科目が確定した以降は、科目の変更・追加・取消は一切受け付けられませんので、注意してください。

履修登録単位数の上限について

単位の過剰登録を防ぐため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録できる単位数は各学部履修規程により上限(45～60単位)が設定されています。

履修登録単位数の上限その他の取り扱いの詳細については、学部により異なりますのでガイダンス等で確認してください。学部によっては履修登録単位数の上限の対象としない科目がある場合があります。

試験

試験には、定期試験・追試験・再試験等があります。(詳細は各学部履修規程を参照)

【定期試験】

定期試験は各学期末に行います。(前期定期試験・後期定期試験)

(授業科目によっては定期試験の他に随時諸種の試験を行うこともあります。)

受験資格(詳細は各学部履修規程を参照)

① 履修登録をしていること。

② 出席時間数が授業時間の 70%(歯学部、歯科衛生士専門学校「臨床実習」および福祉マネジメント学科ケア・マネジメントコース「介護実習」においては 80%)以上の者。

③ 授業料その他納入金を所定の期日までに完納していること。

④ 所定の試験時間に試験会場に入室していること。

⑤ 学生証を持参していること。

【追試験】

追試験は次のやむを得ない事情で定期試験を受けることができなかった学生に対して特別に行われます。(所定の手続きが必要です。)

① 病気　② 交通事故　③ 忌引　④ その他緊急やむを得ない事由

所定の「試験欠席届」(p.156参照)に必要書類を添付して当該科目試験終了後、1 週間以内に各学部教務担当課に提出してください。また、「追試験申込書」の提出も必要となります。

【再試験】

再試験とは試験(定期試験)の結果が不合格であった学生に対して行われます。

再試験の受験希望者は、土・日曜、祝日、大学休業日を除き試験日の 2 日前までに、各学部教務担当課で「再試験申込書(受験料は 1 科目 2,000 円、歯科衛生士専門学校 1,000 円)」により手続きをしなければなりません。

再試験の結果、合格の場合の成績評価は原則として「可」(60 点)です。

【留意事項】

(1) 試験日程は i-Portal などで連絡します。
(授業科目によってはレポート提出、あるいは当該科目の時間中に実施することもあります。)

(2) 病気その他の理由で試験を受けられなかった場合には、当該科目試験終了後、1 週間以内に各学部教務担当課に必要書類を添付して「試験欠席届」を提出してください。

(3) 届出のない者は受験を放棄したとみなし、当該科目の履修が無効になります。

受験心得

試験にあたっては、試験場において下記事項に十分留意の上、受験しなければならない。

① 受験者は、必ず学生証を携帯し、試験に臨むこと。
② 試験場においては、必ず座席表に指定された座席に着席し、学生証を机上に提示すること。
③ 解答用紙には学年、学科、学生番号、氏名を楷書で明瞭に記入すること。
マークシートを使用して実施する試験においては HB の黒鉛筆で明瞭に記入すること。
シャープペンシルは使用を避けた方が良い。
④ 試験開始後 20 分を超える遅刻者は、受験を認めない。
⑤ 試験開始後 30 分までは、退場を認めない。
⑥ 試験場における物品の貸借及び私語を禁ずる。
⑦ 試験場において特に参照を許可されたもの以外はまとめて指示された場所に置くこと。
⑧ 答案を提出する場合は、試験監督の指示する場所に提出すること。
提出した者は私語をつつしみ、すみやかに退場すること。
⑨ その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従うこと。

不正行為のあった場合(試験監督の指示に従わない者も含む)は、「試験場からの即時退場」、「以後の受験停止」の措置が取られ、学則に基づいて「懲戒処分(停学処分等)」となります。

なお、当該科目並びに当該試験期間中の全科目は、「0 点」として取り扱われます。

成績評価

本学の授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の 4 種で、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満です。優・良・可が合格(単位修得)、不可が不合格(単位未修得)となります。【学則第 35 条】

評価等の区分と基準

評価等	評　点	合　否	単　位
優	100～80　点	合　格	修　得
良	79～70　点		
可	69～60　点		
不　可	60 点未満	不合格	未修得
失　格	＊「失格」、「履修無効」の取扱いについては、各学部の履修規程で確認してください。		
履修無効			

GPA 制度について

GPA 制度は、アメリカなどの大学で一般的に行われている世界標準的な成績評価方法で、日本でも多くの大学で導入されています。

GPA（grade point average：グレード・ポイント・アベレージ）とは、履修した授業科目の成績評価を所定の点数＝GP（grade point：グレード・ポイント）にして、1 単位あたりの平均値を表したものです。

GPA 制度の導入により、成績の全体的な状況が数値として単純化されて示されるため、学習の成果・到達度を確認しやすくなりますから、学生のみなさんが主体的に学習をすすめるために活用することなどが期待されます。また、教員も学習指導などの資料として活用することで、これまで以上に的確で、きめ細かい指導等を行うことができます。そのほか、世界標準的な成績評価方法のため、留学の際などに学力を計る指標となります。

本学では、2015 年度第 1 学年入学生から GPA 制度を導入し、次の事項の参考資料として活用しています。

① 学生の学修指導
② 高等教育の修学支援制度支援対象要件にかかる基準
③ 本学奨学制度の適用の継続にかかわる判定
④ 履修する学生の人数を制限する授業科目等における学生の選考

GPA の算出方法等について

GP は評価（評点）区分ごとに次のとおり設定しています。

評価（評点）区分と GP

評価等	評　点	G　P
優	100～90　点	4
	89～80　点	3
良	79～70　点	2
可	69～60　点	1
不　可	60 点未満	0
失　格	―	0
履修無効	―	0

GPA は、原則として履修登録したすべての科目を対象に次の計算式により算出します。

GPA の計算式

$$GPA = \frac{（履修登録した授業科目の単位数 \times 左記授業科目のGP）の合計}{履修登録した授業科目の単位数の合計}$$

＊：小数点以下第2位を四捨五入。

GPA の計算例

科目名	単位数(a)	評価等	評　点	G　P(b)	a×b(c)
○□学概論	2	優	92	4	8
□○学実習	4		85	3	12
△○学演習	2	良	73	2	4

○△□学Ⅰ	1	可	65	1	1
○□学各論	2	不可	58	0	0
合計	11				25
GPA		2.3【25(c の合計)÷11(a の合計)＝2.27】			

GPA 算出の対象科目・対象除外科目について

(1) 対象科目
履修登録した全授業科目(不可・失格・履修無効を含む)
(2) 対象除外科目
① 卒業要件の単位に含まれない授業科目
② 編入学等の場合の単位認定科目(成績評価のないもの)
③ その他特に指定した授業科目
※③については、学部・学科により取り扱いが異なりますので、ガイダンス等で確認してください。

学期・年度 GPA と通算(累積)GPA について

(1) 学期・年度 GPA
特定の学期・学年に履修した授業科目を対象に算出します。
(2) 通算(累積)GPA
入学時から現在までの履修した授業科目を対象に算出します。

GPA 対象科目の履修登録取消制度について

GPA は、原則として不可・失格・履修無効を含むすべての履修登録した授業科目により算出されますから、授業科目の受講を途中で取りやめた場合に GP は 0 となり、GPA を下げる要因となります。そこで、学生のみなさんが受講をとりやめた授業科目について GPA の算出から除外するための「GPA 対象科目の履修登録取消制度」があります。

履修登録手続きを完了して履修が確定した授業科目(GPA 対象科目)について、授業開始からおおむね 6 週間経過後に、履修登録取消の手続きを行う期間が設定され、履修登録の取り消しを行うことができます。

所定の手続きを行い履修登録を取り消した授業科目は、GPA の算出の対象にはなりません。

また、所定の手続きを行わないで受講を取りやめた場合は、GPA の算出の対象となりますので、注意してください。

ただし、必修科目(コース必修科目を含む)については履修登録の取り消しを行うことができません。

登録取消期間や手続き等の取扱いの詳細については、学部・学科により異なる場合がありますので、ガイダンス等で確認してください。

なお、この制度は GPA 対象除外科目には適用されません。

オフィスアワーについて

オフィスアワーとは、学生のみなさんが、教員に授業に関する質問や学生生活にかかわる相談をするために、教員室を訪問することができる時間のことです。教員は、あらかじめ学生のみなさんの訪問に対応する曜日や時間(オフィスアワー)を設定して、学生のみなさんにお知らせします。

教員のオフィスアワーは本学ホームページ「在学生の方へ」の「教務情報」に一覧として掲載されていますので、学生のみなさんは活用してください。

教育支援室・学習支援センター

教育支援室・学習支援センターでは、学習面において不安や悩みを抱えている学生に対して教員が学習相談および指導を行います。また、教員による学習支援の他に、自学自習する場所として開放しています。
積極的に活用し、学習面の向上に役立ててください。

◆薬学教育支援室

場　所　：　薬学部棟３階
利　用　：　月～金曜日　9:30～18:30（祝日、大学休業日除く）
設備等　：　自習ブース2部屋、PC、各種教科書、参考書、および国家試験対策用テキスト等
その他　：　４名の教員が対応します。
学習相談、自習室としての学習室利用が可能です。直接、来室してください。
※補習授業の際は、自習室としての利用は出来ません。

◆歯学教育支援室・ 歯学部 学習支援センター

場　所　：歯学部棟２階
利　用　：月～金曜日　原則として放課後（15：30～20：00）（大学休業日除く）
設備等　：個別・グループ学習指導室、自習室、演習問題取組サポート
その他　：２名の担当教員が対応します。

◆看護福祉学学習支援室

場　所　：看護福祉学部棟４階
利　用　：随時利用可能
設備等　：共用スペースのほか、面談等に使用できる個室があります。
　　国家試験対策テキストや教職関係図書を設置しています。
その他　：学習支援室担当の教員が対応可能です。

◆心理科学教育支援室

場　所　：中央講義棟９階
利　用　：基本的に学生が自由に利用可能　（開放時間等は都度ご確認ください）
設備等　：自習ブース等、学習に必要な設備を整えています。

◆リハビリテーション科学教育支援室

場　所　：リハビリテーション科学部５階教員室（歯学部棟５階）
利　用　：[平日]自由に利用可能（～21:00 まで）[土日]教員に事前申請が必要
設備等　：自習ブース等、学習に必要な設備を整えています。

◆リハビリテーション科学部　学習支援センター

場　所　：リハビリテーション科学部６階教員室・学習支援センター（歯学部棟６階）
利　用　：自由に利用できます（～21:00 まで）
設備等　：座席数　66 席　（PC、各種教科書、国家試験対策用テキスト等があります）

◆医療技術学部　学習支援室

場　所　：医療技術学部棟4階401
利　用　：面談等に利用いただけます。利用の場合は担任等教員にお声掛けください。
設備等　：面談に必要な設備を整えています。

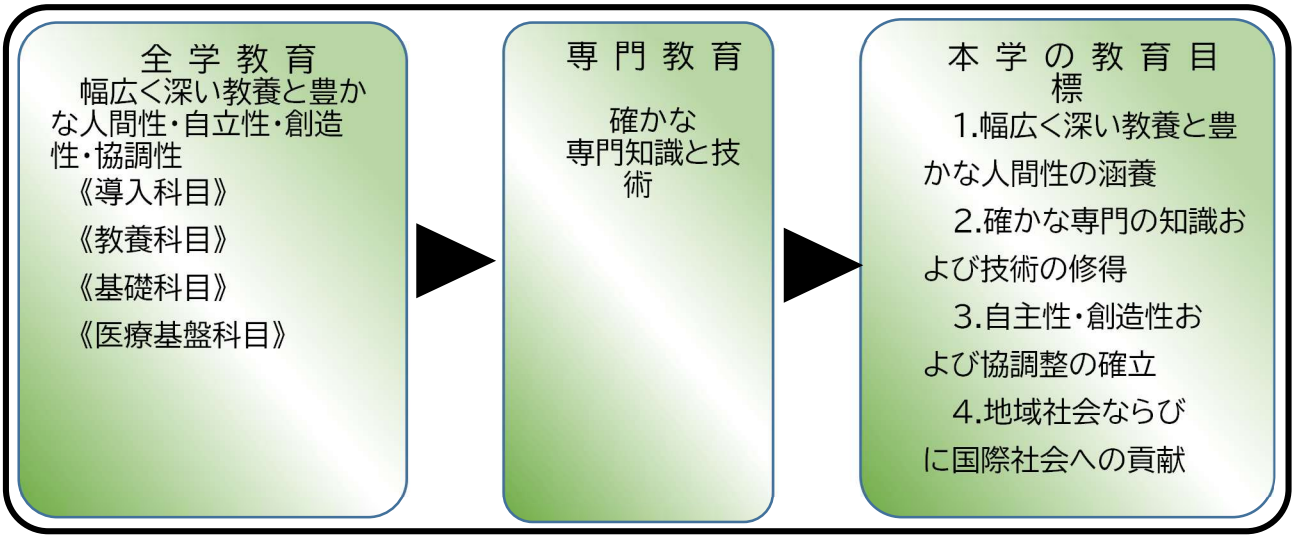
◆臨床データサイエンス学環教育支援室

場　所　：看護福祉学部棟3階
利　用　：基本的に学生が自由に利用可能（開放時間等は都度ご確認ください）
設備等　：学習に必要な設備を整えています。

全学教育

本学の教育プログラム

本学の各学部・学科のカリキュラムは、全学教育プログラムと専門教育プログラムから成り立っており、両者は有機的に連携しながら、学生中心の教育を展開しています。



全学教育推進センター

全学教育プログラムの開発と実施、改善を担当するのが全学教育推進センターです。

学部と全学教育推進センターの双方に所属する教員が、専門教育との連携のもとに全学教育を中心的に担っています。

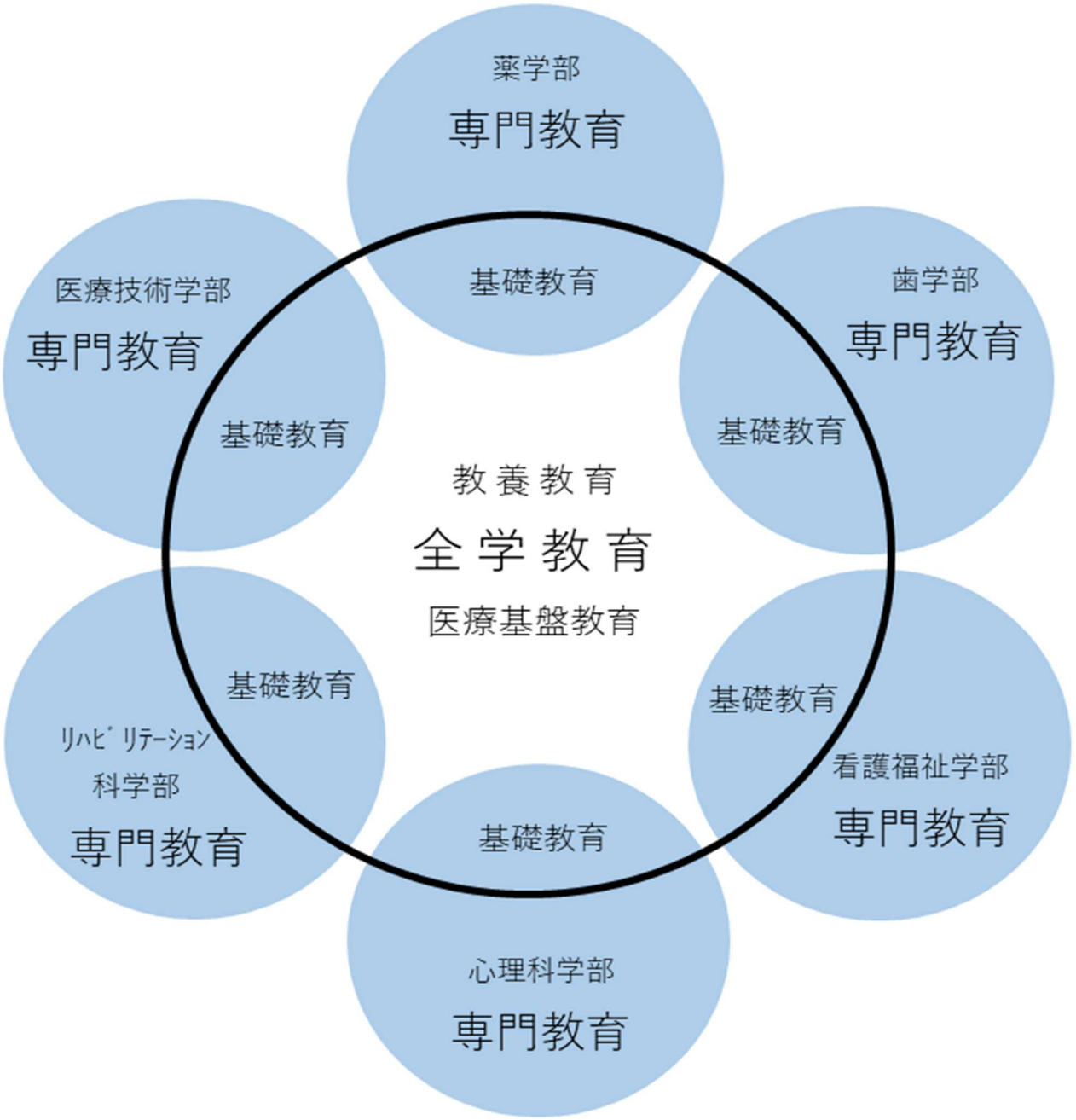
全学教育とは

本学の各学部・学科は、医療系総合大学の特長を生かし、本学の教育理念と教育目標に基づいた様々な授業科目を設けています。

全学教育プログラムは、そのうち全学的に共通して必要とされる教育という視点から提供される授業科目群を指します。

幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養を担い、大学で学ぶ力、専門性を支え、卒業後も地域・国際社会で活躍するための総合的人間力の基盤を築くものです。

全学教育の概念図



全学教育科目の構成と内容

全学教育科目は＜教養教育＞・＜基礎教育＞・＜医療基盤教育＞の 3 つのカテゴリーに分類され、それぞれのカテゴリーには、科目の区分ごとに様々な授業が配置されています。

なお、「授業科目」には、授業内容を具体的に表す「授業題目」が複数用意されているものがあります。この場合、履修規程にしたがってどの授業でも選択し、履修することができます。それは、教養の多様性を重視する本学の教育において、各学生が様々な授業を選択できるように配慮しているからです。

特に教養科目では、内容を具体的に示す題目ごとに様々な授業が実施されており、履修した授業の単位は、その「授業題目」が置かれている「授業科目」の単位となります。

＜教養教育＞

人間性豊かな学識ある市民、そして専門職業人となるために、人間理解の技法や幅広く深い教養を身につけ、豊かな人間力を形成するための科目群です。

導入科目…高校から大学への円滑な移行を図り、大学で主体的に学ぶ方法を身につけるための科目で、新入生向けに開講されます。基礎ゼミナールは学生が主体的、行動的、体験的に学ぶ機会を提供します。少人数グループ学習により多様な授業題目を設けています。文章指導では、論理的、科学的文章の書き方を体系的に学ぶことができます。

基礎ゼミナール	特定のテーマを題材に、少人数クラス(グループ)による学習が展開されます。読み書き能力、数的処理能力、IT 利用能力、情報収集能力、批判的思考力、論理的思考力、コミュニケーション能力、チームワーク能力、責任感など、大学で学ぶための基本能力を身につけます。
文章指導	論理的文章の作成能力を身につけるために、文章の構造や構成、トピックとパラグラフ、論理の展開、論理的記述や表現、事実と意見の記述、文献引用の方法、著作権への留意など、体系的に学びます。

教養科目…教養教育の中心におかれる科目群です。人間理解の技法や幅広く深い教養、豊かな人間力を身につけるため、人間、世界、地球、宇宙を時間的、空間的にとらえる多様な視点と知的技法を修得します。自分、あるいは自分をとりまく多様な事象を多面的に解析、対応できる能力を養い、豊かな学識、科学的考え方、知の連携、人類の知的遺産への敬意と継承、知の活用力などを習得するための基盤を形成します。

人間と思想	考える存在である人間が築き上げてきた知の営み、人間の存在や世界の認識についての根源的な問いを探求する哲学的思索や、人が社会の中でどのように生きるべきかを問いかける倫理や宗教思想について学びます。諸科学の基盤となる論理的思考の方法と現代世界において生きるための倫理観を身につけます。
人間と文化	人間が作り上げてきた豊かな文化の多様性と普遍性について学ぶことを通し、人間の生のあり方を深く理解します。また、異なる文化における生活様式や価値観について理解するための視点と方法を学ぶことで、グローバル化が加速する現代世界における他者との共生の道を探ります。
人間と社会	社会とは、人と人が関係を持ちながら生活を営む基盤です。社会の仕組みを理解するために、国家や経済の制度的成り立ち、人々の利害を調整し秩序づける法的システム、個人間の社会関係などについて解明する社会科学の視点を身につけ、現代社会におけるさまざまな課題について学び、考察します。
自然と科学	万物を形成する自然の原理と法則を探求する方法や、人間の行動による科学の視点を身につけます。さらに、現代社会において、自然と科学を複合的、総合的な視点から正しく認識し、理解できる能力を身につけます。多様な視点から提供される情報に見えてくるさまざまな課題を探究していく実証的能力や特定の事実から物事を推論する能力を養います。

＜基礎教育＞

専門教育を受けるために必要な基礎的能力を身につける科目群です。
専門の学問を体系的に認識し、専門の学術を学ぶための基盤を形成します。

外国語科目…外国語によるコミュニケーション能力を高め、異文化交流や異文化理解のために必要な教養を身につけます。英語科目では、高校までに学習した内容をさらに伸長させます。また、国際社会における教養として、英語以外の言語を学ぶことも可能です。	
英語Ⅰ	英語によるコミュニケーションや異文化交流のために、リスニング、スピーキングの学習を中心に、英語能力の基礎と国際社会で必要とされる教養を身につけます。
英語Ⅱ	英語によるコミュニケーションや異文化交流のために、リーディング、ライティング、リスニング、スピーキングの 4 技能の基礎をバランスよく身につけ、国際社会で必要とされる教養もあわせて学びます。
英語Ⅲ	英語Ⅰ、Ⅱで学習した基礎をもとに、英語の運用能力を高め、国際社会で必要とされる教養も学ぶために、発展的内容や特定のテーマによる演習を行います。
初修外国語	国際社会における教養として、フランス語、ドイツ語、韓国語、中国語の基礎を学びます。英語以外の外国語を学ぶことで異文化・国際社会を理解するための視点を身につけます。
健康・運動科学科目…健康に生活するために重要な運動、栄養、休養を考慮した生活習慣や、適切な健康・体力・心の健康の維持と形成の理論と方法を学び、健康の基盤を形成します。	
運動科学	健康や運動に関する諸問題や基礎的知識について学習し、健康の維持・増進を図るための基礎的な能力を養います。生活習慣と健康、運動不足の問題、運動が身体に及ぼす影響、運動トレーニングの原理・原則、運動の過剰や怪我、スポーツ障害の問題などについて学びます。
運動科学演習	各個人の形態的特性、体力特性を測定・評価し、運動処方の考え方を実践的に学習します。また、スポーツ活動を通して、生涯にわたって適切な健康・体力づくりが実践できる基礎的な能力を養います。具体的には形態測定、体力測定、ストレッチング、ランニング、筋力トレーニング、スポーツ活動に関して実技および演習形式で授業が展開されます。
情報科学科目…情報社会でポジティブに活動するため、また、専門分野での学習を円滑に進められるため、必要な情報処理の理論と基本技法を学び、情報活用能力を身につけます。	
情報科学	コンピュータに関するハードウェアとソフトウェア、情報処理に関わる数学的基礎を学び、コンピュータの使用法の原理、特性や仕組みを理解します。
情報処理演習	コンピュータと情報ネットワークを活用して学習や社会活動を円滑に行うためのスキルを習得します。具体的には文書作成、データ処理、プレゼンテーション技法、および情報の検索と収集方法などの授業が実践的に展開されます。
統計学	多量で複雑なデータから有用な情報を引き出す数学的手法をツールとして活用する能力を養うために、数値データや文字データを集計する手法を学び、適切な統計学的分析に必要な数学的考え方や計算方法、および分析結果を正確に伝達・発表する方法を習得します。
自然科学科目…理系的要素が中心となる医療の学術を支える自然科学の基盤を形成します。	
数学	現代科学技術のあらゆる基礎となる学問であり、医療系分野の従事者にとって重要な素養である数学について、基礎的な関数の定義、微分積分の知識および微分方程式を解くなどの学習を通じて現代数学の基礎概念を学び、数学的・論理的思考能力を養います。
物理学	現代の自然世界観を築き上げてきた物理学の視点から、運動、熱、電気、磁気などの物理現象を説明する力学、熱学、電磁気学などについて学び、それらの基礎的な物理概念の理解を深めます。また、物理現象に潜む法則性について学習し、物理的なものの見方や考え方を養います。
化学	人間を含めあらゆる物質を構成する原子あるいは分子の物理的・化学的性質や物質の変化(化学反応)について学習し、化学反応の原理や概念の基礎理論を身につけ、また生体に関連深い有機化合物などの構造や機能について理解し、化学的なものの見方や考え方を養います。
生物学	生命体の基本単位である細胞の構造や機能の普遍性と多様性が作る生命現象の本質

	を理解します。生命の成り立ちと営みについて分子や細胞レベルから学び、生物学的基礎知識を身につけ、生物学的なものの見方や考え方を養い、ヒトとは何かを把握できるようにします。
自然科学入門	高校教育を経て、大学の専門教育における理科学習へ円滑に移行するため、物理学、化学、生物学に関する初歩的な概念を学び、自然科学の基礎学力を養います。
自然科学実験	自然科学の学習において講義と表裏一体をなす実験・観察を通して、物理系、化学系、生物系のさまざまな自然界の諸現象を具体的に理解し、自然科学的なものの見方、考え方を養います。さらに、実験に臨む姿勢、実験結果の取り扱い方や報告の取りまとめ方などを習得します。

人文社会科目…医療や福祉の専門領域を社会や文化と関連する全体的現象の一環としてとらえ、分析するための人文社会科学の基礎を学びます。

社会学	社会学的視点から医療と福祉の問題を分析・検討します。特に、対面的相互行為、言語活動に注目し、社会学の分析方法や他者の認知メカニズム、態度変化に関する社会心理学などの知見を学び、福祉や医療に携わる職業人が対象者に対して考慮しなければならない社会性を身につけます。
経済学	医療や福祉の問題を経済学の視点から分析し、医療保険制度の仕組みを理解し、現代医療と経済社会との関係について考えます。特に、日本の保健・医療・福祉の事例から市場経済と福祉国家の関係を検討します。また、医療制度と国民医療費を国際的に比較し、現代日本の医療制度の実状や改革の経緯、課題を探り、社会科学的思考力を養います。
法学	「社会あるところに法あり」といわれるように、人間が社会生活を営むために必須のルールである法について学びます。法を根拠とする医療や福祉の制度、法による整備を早急の課題とする生殖医療や尊厳死などの問題、さらに、医事紛争を未然に防止するためのリスクマネジメントに対する法的考え方の基盤を形成します。
人類学	病気や障害を、人間社会が歴史的に構築してきた制度や文化の視点から捉え、医療や福祉のあり方を全体的な社会的・文化的現象の中で分析する視点と方法を学びます。特に、医療がもたらす社会的影響や発展途上国における国際援助の問題などについて検討し、深い人間理解と国際的視野から医療と福祉の未来について考察します。
心理学	感覚・知覚、動機づけ、記憶、認知、行動、生理、人格、社会など広範にわたる心理学の各領域について基礎的な理解を深め、心理学の各専門領域がどのように相互に関連しているかを理解することを通じて人間の精神活動や行動を分析できる視点を養います。

＜医療基盤教育＞

医療系総合大学として、複数の専門分野に共通する医療・福祉の基盤教育を複数の専門分野が協力して提供する。

医療基盤科目…各学部の教育に共通な基盤を形成するため、医療と福祉を総合的に学びます。

多職種連携	チーム医療の実践に欠かせない専門職種間の有機的な連携と協業について、基礎知識や理論、連携のためのマネージメントの実際などを、それぞれの専門的な立場から考察し、多職種連携が果たす役割や機能について学びます。
地域連携	大学を取りまく地域の学習資源である社会や人物を活用して展開する科目です。地域で社会や自然と関わる体制、社会の仕組みと大学とが連携する教育を展開し、地域医療、地域環境の理解から地球上で人と共生する基本を学びます。
医療倫理	医療哲学、医療倫理、医療福祉、医療コミュニケーション、福祉と看護、患者・弱者理解、医療連携、チーム医療、医療危機・感染対策など、医療を実践するにあたって医療人に共通な人間基盤、連携で対応すべき課題の具体を学び、医療人としての人間力を具体化します。

薬学部

教育理念

本学の教育理念を基本として、薬と医療にかかわる総合的な科学技術教育を推進することにより、人々の健康を守り、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することを薬学部薬学科の教育理念とする。

教育目的

薬学部薬学科の教育理念に沿って、薬剤師としての社会的使命を正しく遂行し得るために必要な豊かな人間性、薬と医療にかかわる科学的知識、研究・実習を通じて体得した技能と問題解決能力を有する人材の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

薬学部薬学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 薬と医療に関する基礎および応用の科学ならびに技術の修得
2. 生命を尊重し、幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
3. 薬剤師としての技能と問題解決能力の修得
4. 自主性、協調性および創造性の涵養
5. 地域社会ならびに国際社会で活躍できる能力の涵養

薬学部薬学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

薬学部薬学科の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。これらの要件には、薬剤師として社会で活躍するための基本的な 10 の資質*の養成が含まれる。

1. 医療人として求められる高い倫理観を持ち、法令を理解し、他者を思いやる豊かな人間性を有する。
2. 有効で安全な薬物療法の実践、ならびに人々の健康な生活に寄与するために必要な、基礎から応用までの薬学的知識を修得している。
3. 多職種が連携する医療チームに積極的に参画し、地域的および国際的視野を持つ薬剤師としてふさわしい情報収集・評価・提供能力を有する。
4. 卒業研究や実務実習等を通じて、医療の進歩に対応できる柔軟性、高度先端技術の理解と活用、ならびに臨床における問題点を発見・解決する能力を有する。
5. 後進の育成に努め、かつ生涯にわたって常に学び続ける姿勢と意欲を有する。

*薬剤師として求められる基本的な資質・能力
① プロフェッショナリズム ② 総合的に患者・生活者にみる姿勢 ③ 生涯にわたって共に学ぶ姿勢
④ 科学的探究 ⑤ 専門知識に基づいた問題解決能力 ⑥ 情報・科学技術を活かす能力
⑦ 薬物治療の実践的能力 ⑧ コミュニケーション能力 ⑨ 多職種連携能力 ⑩ 社会における医療の役割の理解

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

薬学部薬学科の学位授与の方針に基づき、全学年を通して、「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に基づく教育・研究に加えて本学独自の教育課程を展開する。また、チーム医療の重要性を体験する教育プログラムなどを通

して、本学で学んだアイデンティティが自覚できるプログラムを構築する。その教育課程の編成・実施の方針を以下に示す。

1. 高い倫理観と豊かな人間性をもつ薬剤師を養成するため、倫理や法規制度に関連する科目ならびにグループ討議を多用したコミュニケーション教育科目を配当する。
2. 薬学専門教育へ向けての基礎学力向上を目的とした教育プログラムを低学年において配当する。また、基礎薬学領域から社会薬学領域、衛生薬学領域、医療薬学領域、臨床薬学領域へと順次段階を経て総合的に修得できるよう、専門教育科目を中心とした教育プログラムを展開する。
3. 医療系総合大学の利点を活かし、薬剤師を含めた医療従事者の職能を理解し、チーム医療の基礎となる全学部共同の教育科目を配当する。また、長期実務実習を配当し、4 年次までに修得した知識・技能・態度を医療現場で実践して、地域的視点および国際的視野を持つ薬剤師として必要な基礎的・応用的能力を養成する。
4. 4 年次から 6 年次にかけて、科学者としての薬剤師の能力を涵養するために、配属講座にて少人数制による総合薬学研究を行う。併せて、下級学年の学生の実験指導を通じて、後進の育成の重要性を体感する。
5. 科目の評価は、知識領域については主に試験、技能や態度についてはレポート・チェックリスト・ルーブリック等を用いて評価する。薬学実務実習についてはルーブリックをもとに形成的評価を継続的に行い、指導薬剤師および実務家教員による総合評価を行う。卒業研究は、配属講座教員による形成的評価、卒業研究論文および発表会の内容についてルーブリック等を用いて評価する。
6. 6 年間の統合された学修評価は、1 年次から担任との面談（年 2 回）によって作成されている学生カルテや自己評価シートを用いて、配属講座担当教員との面談によって到達度を評価する。また、各科目とディプロマ・ポリシーの関連性と科目評価を統合した「ディプロマ・ポリシー到達度可視化システム」を面談等で活用する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

薬学部薬学科では、学位授与の方針の要件を修得し、チーム医療を始め地域社会や国際社会に貢献できる自立した薬剤師を養成することを目標としています。そのため、本学科では学位授与の方針の要件を、より効果的に達成しうる資質を持った以下のような人材を広く求めます。

1. 保健・医療・福祉活動を通じて社会に貢献しようとする意欲がある人
2. 生命を尊重し、他者を理解し、大切に思う心がある人
3. 薬学を学ぶ基礎学力*を有し、高い学習意欲のある人
4. 主体性を持って様々な人々と協同して学ぶ意欲のある人
5. 他の医療スタッフと協働し、薬剤師として活躍したいという強い意志を持っている人
6. 薬学分野の様々なことに強い好奇心と探求心を持ち、最新の知識・技術を常に学び続けようとする人

＊ 基礎学力について

薬学部薬学科では、入学後、専門科目の基礎として、医薬品の定量的な扱いのための化学計算、物性の理解のための物理化学、医薬品が作用する生体の働きを理解するための有機化学・生化学などの科目があります。また、国際的に用いられている医薬品の理解には英語、そして実験実習には英語論文の理解が必要です。すなわち、高校で学習した数学、英語、化学、生物、物理などの知識や考え方を有効に活用することが学修成果を高めることにつながります。

ここに示す「基礎学力を有し」とは、上記科目を高校で履修していることをさします。

ただし、理科 3 科目全ての履修は限定されるため、少なくとも 1 科目を履修しており、未履修の科目については合格後に本学が提供する教育プログラムを受講することを推奨します。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また学力試験により基礎学力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また学力試験により基礎学力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科等の多様な基礎学力を評価します。

「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。
「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

薬学部の特色

本学薬学部は 6 年一貫教育により、「医療人としての薬剤師」に必要な薬（医薬科学）と人（医療科学）を総合的に理解することを目標としています。「薬学教育モデル・コア・カリキュラム」に対応したカリキュラムは、科目間の連携を意識したカリキュラムとなっているほか、専門教育科目には様々な領域で活躍する薬剤師について学べる本学独自の科目があります。さらに、学修到達度の向上を目的に、個別対応による学修指導や少人数制の学修支援プログラムも実施しています。

カリキュラムの特色

本学薬学部では、様々な実習を通して得た医療現場における臨場感のある体験を糧として生命尊重の倫理観、医療従事者としての使命感を養うことを重要視しています。将来「医療人」の一員として社会で活躍するにあたって、薬剤師の役割について理解を深めるとともに、医療と人間、医療と社会における諸問題について正しく認識できる広い視野を身につけることを目的としています。

第 1 学年

第 1 学年前期では、大学での学修に不可欠な論理的思考力、読解力、文章作成力を身につけるための授業科目（文章指導など）や、薬学専門科目へ向けての基礎科目（化学、生物学、基礎生理学など）が多く開講されます。さらに、後期からは、薬学領域への発展科目である「物理化学、有機化学、基礎生化学」などが開講されますので、十分に理解を深めるよう、積極的に学修に取り組んでください。
また、医療人としての倫理観や、チーム医療に必要な基礎的知識・技能・態度を修得するために以下の授業科目が開講されます。

- 〇「早期体験学習」では、将来、薬剤師として活躍する場となる医療現場等（病院・調剤薬局、製薬・卸企業等）を訪問します。実際に見学、体験したことを通して、医療・福祉において薬剤師が果たす役割について学び、それぞれが目指す薬剤師になるために、今後どのような学修が必要となるのか、実感することを主な目的としています。
- 〇「多職種連携入門」では、他学部学生との混成クラスで授業を行います。毎回、さまざまな分野でテーマを設定し、グループワーク形式を中心にして、チーム医療における他職種との協働・連携の基本的な理念と実践について学びます。

今後 6 年間の礎となる重要な時期です。将来の医療人として必要な問題提起・解決能力を培うため、学修習慣や学修方法をしっかりと身につけるよう心がけてください。
また、研究マインド育成を目的とした「薬学基礎研究」が開講されます。薬学部の所属教員ほぼ全員が、それぞれ自分の専門分野に関連して研究を指導する授業科目で、教員 1 名あたり 2～5 名程度の少人数で研究指導を受けることができます。

第 2～5 学年

第 2 学年から「薬物療法学」、「薬理学」、「実務薬学」など医療薬学に欠かせない薬学専門科目が多く開講されていきます。第 3 学年になると、ほとんどが専門科目となり、「衛生化学」、「薬剤学」などのような、薬剤師として生涯学び続けなければならない臨床的な授業科目が増えてきます。
履修しなくてはならない授業科目は非常に多くなりますが、第 2～3 学年における学修内容をしっかりと理解しておくことが、薬剤師国家試験合格に向けてきわめて重要です。
さらに、第 2～4 学年では、本学ならではの科目として「医療福祉活動演習」が開講されます。この科目は、コース選択制となっており、以下のとおり多岐にわたっています（ただし、開講年次やコースは年度により異なる場合があります）。
【現時点で予定しているコース】
福祉コース、地域活動コース、災害医療コース、チーム医療コース、手話コース、スポーツと医療コース、在宅コー

ス　など。
　第 4 学年では、4 月初めに研究室配属を行います。以降、各研究室単位でさまざまな学修指導や研究指導が行われます。
　後期には、全国共通の標準評価試験である「薬学共用試験」が実施されます。薬学実務実習（病院・薬局実習）を行うためには、共用試験を受験し合格しなければなりません。CBT（コンピュータを用いた客観試験：Computer Based Testing）で知識の総合的理解と問題解決能力が評価され、OSCE（実技による客観的臨床能力試験：Objective Structured Clinical Examination）によって態度・技能が評価されます。
　薬学共用試験に合格し、かつ事前実習（医療薬学Ⅲ実習：プレトレーニング）を終了した学生は、第 4 学年後期から第 5 学年にわたって、「薬学実務実習」として保険薬局及び病院薬剤部で実習を行います（原則として北海道内）。個人によって実習時期、実習先施設は異なりますが、実習期間は保険薬局で 11 週間、病院薬剤部で 11 週間と定められており、どの施設でも実習内容に大きな差がないよう標準化されています。実習期間以外は、各所属研究室で「総合薬学研究（卒業研究）」に取り組みます。

第 6 学年

　第 6 学年では、「総合薬学研究（卒業研究）」の研究内容の集大成として、ポスター発表を中心とした研究発表会や論文の作成を行います。
　また、各分野の「複合演習」、「総合演習」では、これまで学んできた知識を統合し理解を深めていきます。国家試験対策も並行して行い、卒業と同時に薬剤師の資格を得て活躍できるよう、万全の指導体制を整えています。

卒業について

　第 6 学年前期終了時までに実務実習の単位及びこの時期までに必要なすべての単位を修得しておく必要があります。（「薬学部履修規程」p. 208～211）
　「北海道医療大学学則」第 30 条（p.191）および「授業計画（シラバス）」、にあるとおり、卒業するために必要な所定の単位は以下のとおりです（令和 8 年4月入学生以降）。

全学教育科目	32 単位（必修 24 単位、選択 8 単位）以上
専門教育科目	156 単位（必修 103 単位、選択 7 単位、実習 16 単位、実務実習 20 単位、総合薬学研究 10 単位）以上
	総計 188 単位以上

授業・試験・進級・卒業に関わる事項

　ここからは、薬学部の授業・試験・進級・卒業に関する重要な事項について説明します。関連する部分の掲載ページを併記しましたので、併せて参照してください。不明な点は薬学課まで問い合わせてください。また、学生生活に関わる事項については第 2 章以降に記載されていますので、必ず確認し、不安なことは担任に相談してください。

薬学部の授業科目について

　薬学部の授業科目には、講義中心の科目や実習科目、演習や実技を取り入れている科目、双方向的なセミナー形式の科目など、様々なタイプがあります。すべての授業科目は所定の授業回数と単位数が定められており、単位の修得にあたって次のとおり区分されています。（「授業計画（シラバス）」）

① 必修科目…… 卒業するまでに、全科目を履修し、修得しなければなりません。
② 選択科目…… 卒業するまでに、15 単位以上履修し、修得しなければなりません。
③ 自由選択科目…… 卒業必要単位には含まれません。

各学年に配当されている授業科目数・単位数について

学年	科目区分	必修								選択		自由選択		計	
		講義・演習		実習		実務実習		総合薬学研究							
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数
1年	全学教育	11	19	1	1	0	0	0	0	12	18	0	0	24	38
	専門教育	10	10.5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	11	11.5
	小計	21	29.5	1	1	0	0	0	0	12	18	1	1	35	49.5
2年	全学教育	3	4	0	0	0	0	0	0	4	7	0	0	7	11
	専門教育	21	25	2	4	0	0	0	0	1	1	1	1	25	31
	小計	24	29	2	4	0	0	0	0	5	8	1	1	32	42
3年	全学教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	専門教育	26	29.5	4	8	0	0	0	0	4	4	1	1	35	42.5
	小計	26	29.5	4	8	0	0	0	0	4	4	1	1	35	42.5
4年	全学教育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2
	専門教育	16	21	1	4	0	0	0	0	5	5	0	0	22	30
	小計	16	21	1	4	0	0	0	0	5	5	1	2	23	32
5年	専門教育	0	0	0	0	2	20	0	0	0	0	0	0	2	20
6年	専門教育	7	7	0	0	0	0	1	10	4	4	0	0	12	21
合計		94	116	8	17	2	20	1	10	30	39	4	5	139	207

※この表の他、第１学年～第６学年に配当されている「グローバルコミュニケーションⅠ（選択１単位）」「グローバルコミュニケーションⅡ（選択１単位）」があります。
※この表の他、第２学年～第６学年に配当されている「医療データサイエンス入門Ⅰ（自由選択２単位）」「医療データサイエンス入門Ⅱ（自由選択２単位）」があります。
※「実務実習」はカリキュラム上では４年後期～５年にかけて配当されています。

授業に出席して定期試験の受験資格を得ること（「履修」）について

授業科目の単位を修得するには、その科目の履修を登録することに始まり、授業に出席し、試験に合格しなければなりません。（p.19～26および「薬学部履修規程」p.208～211）

① 履修登録…… 各学期の初めに、単位を修得しようとする科目について届け出なければなりません。
② 履修…… 履修登録した科目の所定の授業回数の 70%以上に出席して、定期試験の受験資格を得ることをいいます。
③ 授業回数…… １単位科目は 10 回、1.5 単位科目は 15 回が基本となります。「薬学教育シラバス」に記載されている各授業科目の内容を参照してください。
④ 出席状況…… 出欠確認システムより随時確認できます。
⑤ 失格…… 履修登録科目への出席が、所定の授業回数の 70%に満たない場合、定期試験の受験資格を得ることができません。その科目の単位が必要な場合は、次年度以降、あらためて履修し直さなければなりません（「再履修」）。
⑥ 公欠席…… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合（就職試験、大学院入試等）、あるいは教授会で特別に認められた場合は公欠席とし、欠席回数に算入されません。薬学課まで申し出てください（p.19）。

単位を「修得」することについて－Ⅰ

「履修」によって受験資格を得た上で定期試験を受験し、合格することで、その科目の単位を修得することができます。科目によっては、試験の成績に出席状況、レポート（課題）の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。（p.19～26および「薬学部履修規程」p.208～211）

① 定期試験…… 多くの科目は、定められた試験期間中に筆記試験を行いますが、科目によっては、異なる時期に実施したり、レポートの提出が求められたりします。

② 成績の評価…… 80 点以上を「優」、70 点以上を「良」、60 点以上を「可」、60 点未満を「不可」とし、優・良・可を合格、不可を不合格とします。

③ 修得…… 定期試験等を受験した結果、60 点以上の評価を得て合格し、その科目の単位を認定されることをい います。

④ 疑義照会…… 自己採点と異なる結果になった場合、成績発表後から定められた期間内（おおよそ土日祝日を除く2 日間程度）で疑義を申し出ることが可能です。

単位を「修得」することについて－Ⅱ

定期試験の結果が不合格だった場合、定期試験をやむを得ず欠席した場合、あるいは特定の科目の単位を修得できないまま進級した場合は、次のように単位修得の機会が用意されています。別掲のフローチャート（p.39）を併せて参照してください。（p.19～26および「薬学部履修規程」p.208～211）

① 再試験…… 定期試験を受験した結果、60 点未満の評価で不合格だった場合、もしくは定期試験の欠席理由が正当でないと判断された場合に受験します。試験日の 2 日前までに証明書自動発行機で再試験受験票を発行（購入）してください（1 科目 2,000 円）。再試験に合格した場合、原則として成績は「可」の評価となります。

② 追試験…… 正当な理由でやむを得ず定期試験を受験できなかった場合に受験できます。受験の可否は i-Portal にてお知らせします。受験が認められた場合は、試験日の 2 日前までに「追試験申込書」の提出など所定の手続きが必要ですので、薬学課窓口まで申し出てください。なお、受験料は不要です。

③ 試験欠席届…… やむを得ず定期試験を受験できなかった場合、試験終了後 1 週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書など）添付の上、届け出なければなりません。薬学課窓口へ申し出てください。届け出がない場合は「履修無効」となります。

④ 履修無効…… 定期試験を欠席し、試験終了後 1 週間以内に「試験欠席届」が提出されない場合はその科目の履修が無効となります。単位を修得するためには、次年度以降に「再履修」しなければなりません。

⑤ 未修得科目再試験… 必修科目において、単位未修得の科目を有して進級した場合、次年度の所定の時期に再試験が行われます。

次の学年へ進級することについて

第 1 学年～第 4 学年

在籍している学年で、所定の科目数以上を修得することによって、次の学年に進級することができます。進級の可否についての判定は毎年 3 月に行われます。（「薬学部履修規程」p.208～211）

① 進級…… 次の学年へ進級するためには、実習科目を除き、その学年の必修科目の合計の 80%以上の科目数を修得することが基本となります。（実習科目の修得は進級の必須要件です。）進級基準の詳細は「薬学部履修規程」第 3 章を参照してください。

② 留年…… 次の学年への進級基準を満たしていない場合、次年度も同一学年に留め置きとなります。当該学年に配当されている未修得必修科目及び失格・履修無効となった必修科目は「再履修」しなければなりません。また、「再度履修」の制度も用意されています。

③ 再履修…… 次のような場合に該当し、もう一度授業を受け直すことをいいます。

1. 失格または履修無効となった必修科目を有して進級した場合。
2. 失格、履修無効または不合格となった選択科目を有して進級し、その科目の単位を修得しようとする場合。
3. 留年した場合で、未修得の必修科目、ならびに未修得の選択科目を修得しようとする場合。

④ 再度履修…… 留年した場合で、すでに単位を修得している科目を再び履修することを言います。試験を受験して前年度より高い評価を得た場合は、高い方の評価がその科目の評価となります。

＊第 4 学年においては、上記①の進級要件の他、共用試験（CBT、OSCE）に合格しなければ第 5 学年に進

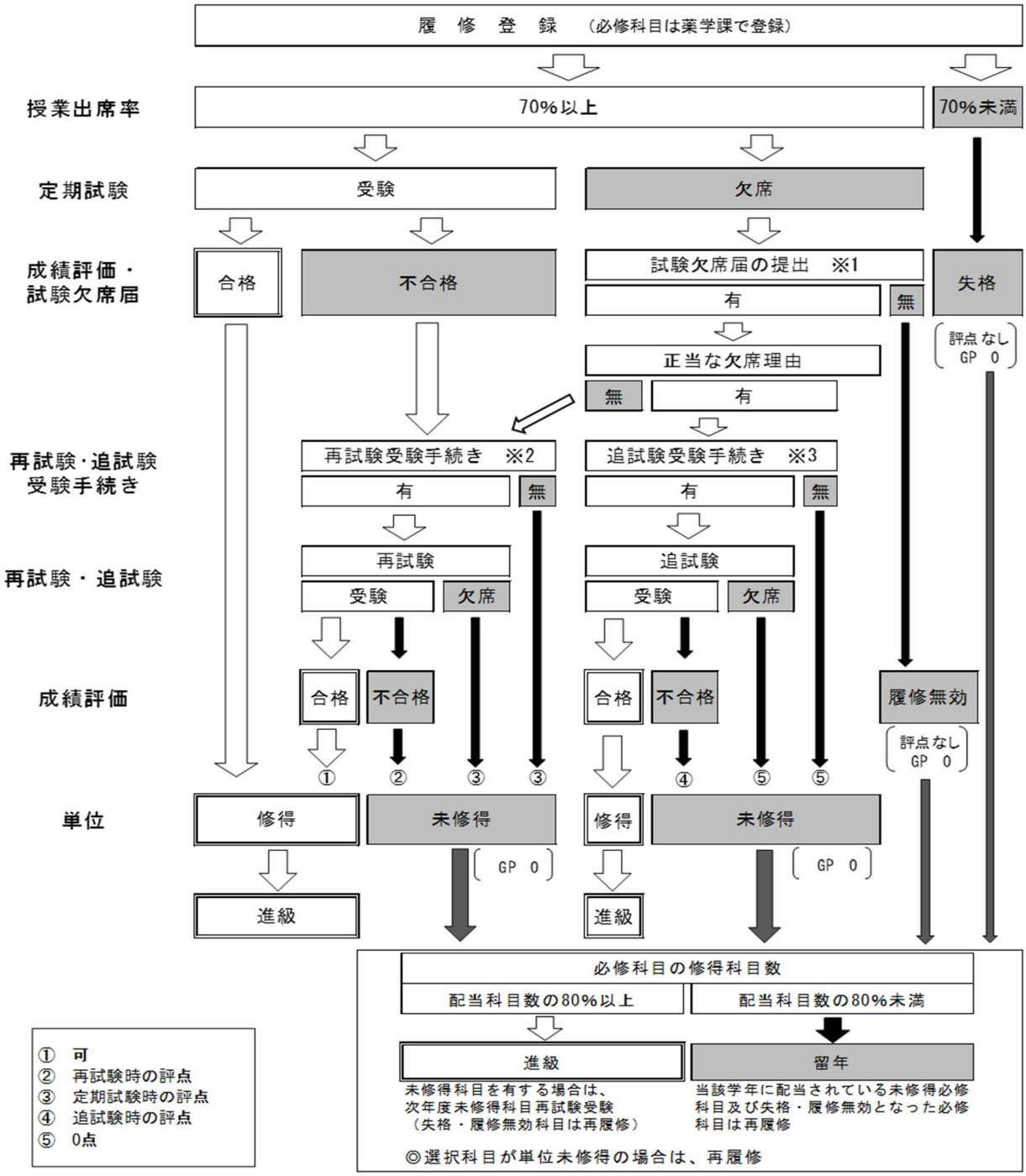
級することはできません。

第５学年～第６学年

第５学年～第６学年は、長期実務実習及び総合薬学研究などのため、第５学年より第６学年前期にわたり配当されている授業科目については、第６学年前期末に判定を行います。(「薬学部履修規程」参照)

単位修得・進級までのフローチャート】

【単位修得・進級までのフローチャート】



※1　試験終了後1週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書など）を添付の上、届け出る必要がある

※2　試験日の2日前までに手続き（証明書自動発行機にて受験票を購入）する必要がある

※3　試験日の2日前までに、「追試験受験申込書」により手続きする必要がある

◆実習科目を履修し合格できなかった者（かつ第4学年においては共用試験が不合格だった者）は留年

薬剤師国家試験

薬剤師を目指し入学した皆さんは、薬学部を卒業後、薬剤師法の定めたところにより、薬剤師国家試験を受験し、合格しなければなりません。

国家試験の受験資格

薬学部を卒業した者は、「学校教育法に基づく大学において、薬学の正規の課程を修めて卒業した者」として薬剤師国家試験の受験資格が与えられます。

国家試験の内容

薬剤師国家試験(全 345 問)は 2 日間行われ、現在実施されている国家試験の試験科目、問題区分、問題数、合格基準は、次のとおりです。ただし今後変更される場合もあります。2019 年からは禁忌肢問題が導入されています。

薬剤師国家試験出題基準

<table>
<tr><th rowspan="3">科目</th><th colspan="6">問題区分</th><th rowspan="3">出題数計</th></tr>
<tr><th colspan="2">必修問題</th><th colspan="4">一般問題</th></tr>
<tr><th>出題数</th><th>合格基準</th><th>薬学理論問題</th><th>薬学実践問題</th><th>出題数計</th><th>合格基準</th></tr>
<tr><td>物理・化学・生物</td><td>15 問</td><td rowspan="8">各科目
30%
以上</td><td>30 問</td><td>15 問
(複合問題)</td><td>45 問</td><td rowspan="8">—</td><td>60 問</td></tr>
<tr><td>衛生</td><td>10 問</td><td>20 問</td><td>10 問
(複合問題)</td><td>30 問</td><td>40 問</td></tr>
<tr><td>薬理</td><td>15 問</td><td>15 問</td><td>10 問
(複合問題)</td><td>25 問</td><td>40 問</td></tr>
<tr><td>薬剤</td><td>15 問</td><td>15 問</td><td>10 問
(複合問題)</td><td>25 問</td><td>40 問</td></tr>
<tr><td>病態・薬物治療</td><td>15 問</td><td>15 問</td><td>10 問
(複合問題)</td><td>25 問</td><td>40 問</td></tr>
<tr><td>法規・制度・倫理</td><td>10 問</td><td>10 問</td><td>10 問
(複合問題)</td><td>20 問</td><td>30 問</td></tr>
<tr><td>実務</td><td>10 問</td><td>—</td><td>20 問
+
65 問
(複合問題)</td><td>85 問</td><td>95 問</td></tr>
<tr><td>出題数計</td><td colspan="2">90 問</td><td>105 問</td><td>150 問</td><td colspan="2">255 問</td><td>全 345 問</td></tr>
</table>

薬剤師国家試験合格基準

全ての合格基準を満たした場合に、合格となります。
＊必須問題各科目の 30%以上および必須全問題の 70%以上
＊総得点は、平均点と標準偏差を用いた相対基準により設定される

薬学部薬学科カリキュラムマップ

薬学部カリキュラムポリシー、薬学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき、10 の基本的資質を修得し医療および薬学の発展に貢献できる薬剤師の育成を目標とする

（※令和８年4月入学生以降）



薬剤師免許取得によって得られる資格、取得が有利な資格

現代は最先端の科学技術が結集されて薬が開発され、素早く医療に用いられる時代になりました。技術革新のテンポの速さは目を見張るものがあります。薬学出身者に求められているのは、薬のエキスパートとして、医療に貢献することです。薬学生の第一目標は国家試験合格ですが、薬のプロフェッショナルとしての旅立ちの保証であり、その先の道は遠いと言わざるを得ません。合格の日から本格的勉強が求められることを自覚しなければなりません。多くの先輩がそれぞれの職場で努力を重ねています。専門知識の上に豊かな社会常識と教養を身につけるよう心がけ、真の社会的自立のためにも努力してください。

薬剤師でなければできない業務

＜例＞
●調剤業務
●一般医薬品販売業の管理者
●医薬品製造販売業の管理者
●保険薬剤師
●薬局の管理者
●医薬品製造販売業の総括製造販売責任者
●学校薬剤師

薬学部を卒業すると取得可能な資格・取得に特別の考慮が払われる資格

＜例＞
【有試験】
●登録販売者
●食品衛生監視員
【無試験】
●食品衛生管理者
【任用資格（公務員）】
●環境衛生指導員

薬剤師であれば特別の考慮が払われる資格・業務

＜例＞
【有試験】
●労働衛生コンサルタント
●介護支援専門員（ケアマネジャー）
【無試験】
●衛生管理者
●毒物劇物取扱責任者
●公害防止管理者
【業務】
●医薬部外品、化粧品又は医療機器の製造所の製造責任技術者
●向精神薬取扱責任者
●麻薬管理者
【任用資格（公務員）】
●麻薬取締官
●薬事監視員

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

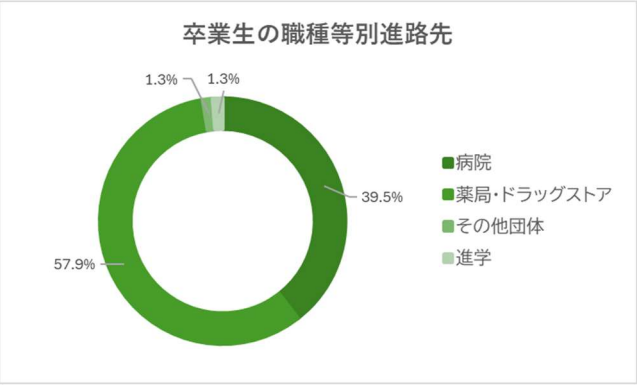
●保健・医療機関	
【北海道】	JCHO 北海道病院、KKR 札幌医療センター、イムス札幌消化器中央総合病院、医療法人菊郷会、勤医協中央病院、札幌西円山病院、札幌東徳洲会病院、市立札幌病院、手稲渓仁会病院、中村記念病院、北海道消化器科病院、北海道大学病院、北成病院、旭川医科大学病院、砂川市立病院、済生会小樽病院、市立釧路総合病院、市立函館病院、北海道社会事業協会帯広病院、帯広第一病院
【北海道外】	
●薬局	
【北海道】	アインファーマシーズ、クリオネ、ナカジマ薬局、なの花薬局、ひまわり薬局、あしたば薬局、オストジャパングループ、クオール、ハート薬局、サツドラホールディングス、サッポロドラッグストアー、サンドラッグプラス、ツルハホールディングス
【北海道外】	とくりん薬局、総合メディカル、日本調剤、サンドラッグ
●製薬・卸等	
【北海道】	
【北海道外】	
●その他	
【北海道】	北海道ブロック血液センター
【北海道外】	
●進学	
【北海道】	北海道医療大学大学院
【北海道外】	

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

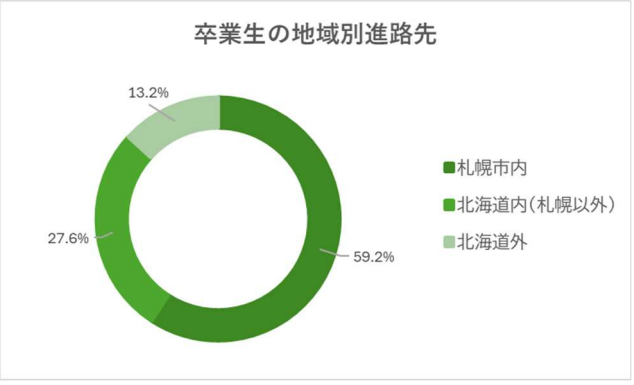
キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 年度実績）

4 月	就職ガイダンス（6 年）	11 月	キャリアガイダンス（5 年）
8 月	キャリアガイダンス（5 年）	1 月	キャリアガイダンス（4 年）
10 月	OB・OG 講話（2・3・4 年）		

■薬学部卒業生の職種等別進路先（2024 年度）



■薬学部卒業生の地域別進路先（2024 年度）



歯学部

教育理念

本学の教育理念を基本として、歯科保健、歯科医療と福祉の連携・統合をはかる教育を推進し、人々のライフステージに応じた口腔の健康を守る医療人の養成をもって、地域社会ならびに国際社会に貢献し人類の幸福に寄与することを歯学部歯学科の教育理念とする。

教育目的

歯学部歯学科の教育理念に沿って、豊かな人間性と職業倫理を備え、人々の健康の維持・増進に寄与するとともに、地域的および国際的視野から歯科医学の発展および歯科医療の向上に貢献できる歯科医師の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

歯学部歯学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 歯科医学・歯科医療に関する基本的な知識および技術を修得する。
2. 歯科医師としての心構えと倫理観を育成する。
3. 自己開発の能力と習慣を身につける。
4. 協調し建設的に行動できる態度と能力を身につける。
5. 地域的および国際的な視野を身につける。

歯学部歯学科三方針

学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

歯学部歯学科の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。

1. 安全で質の高い歯科医療を提供するために必要な専門知識に基づく問題解決能力と患者ケアのための診療技能とからなる専門的実践能力、および医療・医学研究の発展のために必要な情報・科学技術の活用能力を身につけている。
(専門知識に基づいた問題解決能力、患者ケアのための診療技能、情報・科学技術を生かす能力)

2. 「総合的に患者・生活者を支える歯科医療」を提供するために必要な高い倫理観、他者を思いやる豊かな人間性および優れたコミュニケーション能力を身につけている。
(総合的に患者・生活者をみる姿勢、プロフェッショナリズム、コミュニケーション能力)

3. より安全で質の高い歯科医療を実践し社会に適応する医学を創造していくために生涯にわたって自己および他の医療者との研鑽を継続しながら医療者教育と学術・研究活動にも関与できる能力を身につけている。
(科学的探究、生涯に渡ってともに学ぶ姿勢)

4. 多職種(保健、医療、福祉、介護)と連携・協力しながら歯科医師の専門性を発揮し、患者中心の安全な医療を実践できる能力を身につけている。
(多職種連携能力)

5. 歯科医療の専門家として、経済的な観点・地域特性を捉えた視点・国際的な視野を持ちながら活躍できる能力を身につけている。
(社会における医療の役割の理解)

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

歯学部歯学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 歯科医師として必要な基本的知識・技能・態度および発展し続ける情報・科学技術を活かす能力の修得をめざし、専門基礎科目および専門臨床科目の講義・実習を 1 年次～4 年次に段階的に配当する。また、4 年次における共用試験（CBT・OSCE）で基礎項目の評価後、5 年次～6 年次前期に大学病院、および地域での診療参加型臨床実習を行い、医学及び関連する学問分野の専門知識による問題解決能力と患者ケアのための臨床技能に基づいた臨床的実践能力を養成する。6 年次後期には、知識・技能・態度を体系的・総合的に整理し、基本的資質・能力の養成を図る。
（情報・科学技術を生かす能力、専門知識に基づいた問題解決能力、患者ケアのための診療技能）
2. 総合的に患者・生活者を支える医療を提供し法と倫理を遵守する人間性豊かな歯科医師の養成のために、医療倫理教育および医療コミュニケーション教育を 1 年次～4 年次に段階的に編成する。これらの能力については、4 年次における共用試験で模擬的・客観的に評価した後、5 年次～6 年次前期に配当する診療参加型臨床実習によりさらなる養成を図る。また、6 年次後期にそれらを体系的・総合的に整理し、本学科が定めた歯科医師として求められる基本的資質・能力の養成を図る。
（総合的に患者・生活者をみる姿勢、プロフェッショナリズム、コミュニケーション能力）
3. 生涯にわたって自己および他の医療者との研鑽を続け医療者教育と学術・研究活動にも関与できる意欲と態度を有する人材の養成を図るため、歯科医学研究科目を編成し、実施する。
（科学的探究、生涯に渡ってともに学ぶ姿勢）
4. 多職種連携に関する講義・演習を 1 年次～4 年次に段階的に配当し、5 年次～6 年次前期での診療参加型臨床実習において実践する。さらに 6 年次後期に多職種連携によるチーム医療を体系的・総合的に整理することにより、基本的資質・能力の養成を図る。
（多職種連携能力）
5. 経済的な観点および地域特性を捉えた視点を持ちながら地域の保健や医療に貢献できる知識と実践的能力養成に向けて演習および診療参加型臨床実習を編成する。また、歯学英語科目に加えて、海外医療時事に関する講義・演習科目および海外臨床研修・実習を実践し、国際的視野の涵養を図る。
（社会における医療の役割の理解）
6. 履修科目の学修達成度は、知識に関しては筆記試験や CBT、技能や態度に関しては OSCE、レポート、ポートフォリオ、チェックリストおよびルーブリック等を用いて評価する。診療参加型臨床実習については、ポートフォリオによる継続的な形成的評価およびコンピテンシー試験で基本的な臨床能力を評価する。グローバルマインド、研究マインドの達成度評価には海外臨床研修の研修報告書や各種学術大会等での発表内容、ルーブリック等を用いた活動状況や達成度から検証する。また、歯科医師として具有すべき知識に関して、その達成度を卒業試験で評価し、臨床実習終了時に技能・態度の総括的な評価を行う。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

歯学部歯学科では、学位授与の方針の要件を修得し、多職種連携によるチーム医療をはじめ地域社会や国際社会に貢献できる自立した歯科医師を養成することを目標としています。そのため、本学科では、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 歯科医師として医療現場で活躍するという強い意志を持っている人
2. 生命を尊重し、他者を大切に思う心がある人
3. 生涯にわたって学修を継続し、自己を磨く意欲を持っている人
4. 保健・医療・福祉に関心があり、地域社会および国際社会に貢献するという目的意識を持っている人
5. 入学後の修学に必要な基礎学力*を有している人

*基礎学力について
歯学部歯学科では、専門科目でヒトの体の構造と機能を学ぶとともに歯科治療に用いる様々な材料の物性、化学薬品の性質、検査・治療器具の理論を学びます。そこで生物、物理、化学、数学などの科目を理解し、応用できることが入学後の学修成果を高めることになります。さらに、専門科目を学ぶ際には英語刊行物の理解が必要になることがあり、また、国際化

していく医療現場で貢献する準備として英語力が必要になります。ここに示す「基礎学力を有し」とはこれらの科目を高校で履修していることを指します。ただし、理科 3 科目全ての履修は限定されるため、少なくとも 1 科目を履修しており、未履修の科目については合格後に本学が提供する教育プログラムを受講することを推奨します。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴・公民等の多様な基礎学力を評価します。

「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

カリキュラムの特色

歯学部では、豊かな歯科医学の知識と幅広く質の高い臨床能力を持ち、厳しい職業的倫理観と豊かな人間性を兼ね備えた歯科医師を育成することを目的とし、カリキュラムを編成しています。

具体的には、「医療人間学演習」、「医療コミュニケーションⅠ・Ⅱ」などを各学年に配当し、コミュニケーション能力の育成や倫理教育などを 6 年間一貫して教育しています。

歯学生共用試験（CBT、OSCE）（p.50参照）に対応するため、歯学教育モデル・コア・カリキュラムに該当する専門科目の統合的な積上方式による授業科目を第 1 学年～第 4 学年に配当し、講義と実習を行います。また、患者さんに対する全人的理解、責任感及びあるべき態度などを培い、かつ医療人としての基本的臨床能力を向上させるため、「臨床実習」に診療参加型のシステムを導入しています。さらに、「医歯学統合講義」など従来の科目の枠を越えた統合科目を修得しやすい編成にしています。

授業形態については、問題探求能力・分析的評価能力を十分に修得できるよう、講義形式だけでなく、チュートリアル教育など問題解決型の学習形態を多く導入しています。また、歯科医学の基礎的研究を奨励し、分析力やコミュニケーション能力などを養うため、自由選択科目「歯科医学研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ」を第 1 学年～第 5 学年に配当しています。さらに、国際的視野の涵養を目的として、「海外医療時事問題研究Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」を第 2 学年～第 4 学年に配当、海外提携大学・機関で研修を行う自由選択科目「海外臨床研修A・B、海外臨床実習 A・B」を第 3 学年～第 5 学年に配当しています。

履修・修得

授業科目の単位を修得するには、その科目の履修を登録することに始まり、授業に出席し、試験に合格しなければなりません。（p.19～26及び「歯学部履修規程」p.212～214）

① 履修登録…… 選択科目・自由選択科目を履修する場合には、原則、学期始めに、単位を修得しようとする科目について届け出なければなりません。

② 履修…… 歯科医学総合講義及び臨床実習は各学年・学期の総授業回数の 80%以上、それ以外の授業科目は当該科目授業回数の 70%以上に出席し、定期試験等を受験したことをいいます。

③ 授業回数…… 各学期開始時に各科目の授業回数を i-Portal 等で周知します。

④ 出席状況…… 随時（およそ隔週）出席状況を i-Portal 等で周知します。

⑤ 失格…… 当該授業科目の出席が、所定の授業回数の 70%（歯科医学総合講義及び臨床実習は80%以上）に満たない場合、定期試験および追再試験の受験資格を得ることができませ

ん。

⑥ 公欠席…… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合（就職試験、大学院入試等）、又は教授会で特別に認められた場合は公欠席とし、欠席回数に算入されません。歯学課まで申し出てください。（p.19～20 参照）

単位修得－Ⅰ

授業への出席等によって受験資格を得たうえで定期試験を受験し、合格することで、その科目の単位を修得することができます。科目によっては、試験の成績に、レポート（課題）の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。（p.19～26及び「歯学部履修規程」p.212～214）

① 定期試験…… 多くの科目は、定められた試験期間中に筆記試験を行います。科目によっては、異なる時期に実施したり、レポートの提出が求められたりすることがあります。

② 成績の評価…… 80 点以上を「優」、70 点以上を「良」、60 点以上を「可」、60 点未満を「不可」とし、優・良・可を合格、不可を不合格とします。

③ 修得…… 定期試験等を受験した結果、60 点以上の評価を得て合格し、その科目の単位を認定されることをいいます。

単位修得－Ⅱ

定期試験の結果が不合格であった場合、定期試験をやむを得ず欠席した場合、次のように単位修得の機会を用意しています。別掲のフローチャート（p.49）を併せて参照ください。（p.19～26及び「歯学部履修規程」p.212～214）

① 再試験…… 定期試験の結果が 60 点未満の場合に受験します。指定の期限までに証明書自動発行機で再試験受験票を購入してください（1 科目 2,000 円）。実施日程は掲示で確認してください。再試験に合格した場合、成績は「可」の評価となります。

② 追試験…… 正当な理由でやむを得ず定期試験を欠席した場合に受験できます。「試験欠席届」の提出など所定の手続きが必要ですので、歯学課窓口まで申し出てください。なお、受験料は無料です。実施日程は掲示で確認してください。

③ 試験欠席届…… 正当な理由でやむを得ず定期試験を受験できなかった場合、試験終了後 1 週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書など）を添付のうえ届け出なければなりません。歯学課窓口へ申し出てください。届け出がない場合は「履修無効」となります。

進級判定

1 進級

（1） 第 1 学年から第 5 学年までは、各学年末に進級判定を行います。当該学年に配当されている全科目を修得し、かつ、総合学力試験に合格した者は次の学年に進むことができます。ただし、第 4 学年については、公的化試験である歯学生共用試験の合格も進級条件になります。

（2） 第 6 学年は、前期に行われる臨床実習Ⅱの判定、並びに卒業試験判定基準試験及び卒業試験を受験して、その結果で卒業判定を行います。

2 仮進級

第 4 学年から第 5 学年への進級判定を除いたすべての進級判定時に、次頁 4 の基準により換算した不合格科目の授業科目数の合計が 2 授業科目数までの者は、次の学年に仮進級できます。
ただし、仮進級は 2 年連続して認められません。

3 留年

以下のいずれかに該当した者は留年となり、その学年に開講されている全科目を再履修しなければなりません。

（1） 第 4 学年から第 5 学年への進級判定を除いたすべての進級判定時に、下記の基準により換算した不合格科目の合計数が 2.5 授業科目数以上の者、又は総合学力試験が不合格の者

（2） 第 4 学年末の進級判定時に不合格科目がある者、又は歯学生共用試験が不合格の者

（3） 第 6 学年卒業判定時に不合格科目がある者、又は卒業試験が不合格の者

（4） 第 1 学年末の進級判定において仮進級となった者で第 2 学年末に不合格科目がある者、又は第 2 学年末の進級判定において仮進級となった者で第 3 学年末に不合格科目がある者

（5） 失格科目がある者

（6） 履修無効の者

4 授業科目数

授業科目数とは進級判定の際にのみ使用する換算数値です。「単位数」や「時間数」とは全く別のものですので、混同しないようにしてください。

（1） 第 1 学年配当科目

①0.5 の科目

＜全学教育科目＞

基礎ゼミナール（医療人間学演習、コミュニケーション学Ⅰ、コミュニケーション学Ⅱ）、人間と思想（科学技術社会と倫理）、人間と文化（医療の人類学）、人間と社会（経済学入門、国際関係論）、自然と科学（身体運動適応論）、英語Ⅰ（英語コミュニケーション A、英語コミュニケーション B）、英語Ⅱ（英語 A、英語 B）、初修外国語（初級フランス語）、初修外国語（初級ドイツ語）、初修外国語（初級実践日本語）、健康・運動科学演習（運動科学演習Ⅰ、運動科学演習Ⅱ）、情報処理演習（医療データサイエンス概論）、統計学（医療統計学）、物理学（物理学Ⅰ、物理学Ⅱ）、 化学（化学Ⅰ、化学Ⅱ）、生物学（生物学）、多職種連携（多職種連携入門）、医療倫理（医療倫理学）、多職種連携（看護福祉概論）、初修外国語（中級フランス語）、初修外国語（中級ドイツ語）、初修外国語（中級実践日本語）

＜専門教育科目＞

医療データサイエンス入門Ⅰ、医療データサイエンス入門Ⅱ、医療経営学

（2） 第 2 学年配当科目

①0.5 の科目

＜全学教育科目＞

英語Ⅱ（英語 C、英語 D）、多職種連携（医薬品の科学）

（3） 第 3 学年配当科目

①0.5 の科目

＜全学教育科目＞

英語Ⅲ（検定英語、アカデミック・イングリッシュ）、多職種連携（リハビリテーション科学概論）

②1.0 の科目

＜専門教育科目＞

医療コミュニケーションⅠ、法医・歯学

（4） 第 4 学年配当科目

①0.5 の科目

＜全学教育科目＞

多職種連携（医療行動科学）

②1.0 の科目

＜専門教育科目＞

社会歯科学、医療コミュニケーションⅡ、口腔インプラント学

（5） 第 5 学年配当科目

①1.0 の科目

＜専門教育科目＞

医事法学、医歯学統合講義、その他の隣接医学、口腔機能リハビリテーション学

②2.5 の科目

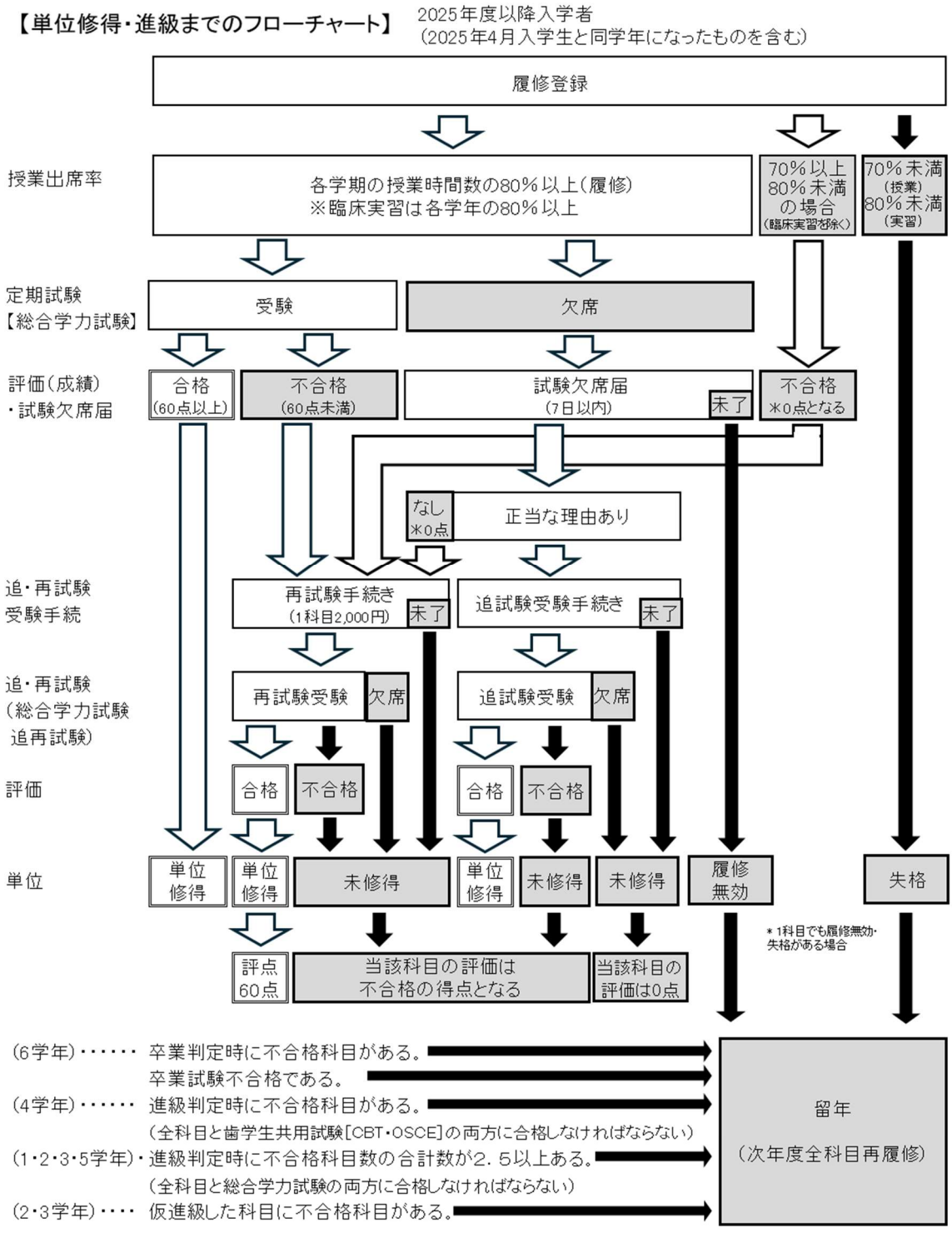
＜専門教育科目＞

臨床基礎学、臨床実習Ⅰ

上記以外の科目は進級判定時に 1.5 として計算されます。

※上記科目数は 2026 年度以降入学者が対象となります。

単位修得までのフローチャート



＊仮進級・・・・・ 不合格科目が2授業科目数までの場合、次学年に進級できる。
ただし、仮進級は2年連続して認められない。
＊授業科目数は、歯学部進級判定時に使用する換算数値で「単位数」や「時間数」とは異なる。

1科目でも授業出席率が70%未満の場合、失格(留年)となる。
(歯科医学総合講義、臨床実習は80%未満で失格)

座席指定

●教室内では各自指定の席で講義等を受けなければなりません。
●指定席以外での受講は欠席とみなされる場合がありますので、注意してください。
●原則、最前列は空席としていますので、前列希望者は担当教員の許可を得て移動して受講できます。

総合学力試験

総合学力試験とは、各学年における学習到達度を総合して判定するため、第 1～5 学年において実施する試験です。
総合学力試験は以下のとおり実施します。

1. 第 1・2・3 学年の学年末にコンピュータを用いた CBT 形式で実施します。(第 5 学年はマークシート形式)
2. 本試験及び追・再試験を実施します。追試験の受験は、正当な理由がある場合に限ります。
3. 総合学力試験に不合格の場合、留年とします。
4. 総合学力試験の対象科目を主要専門科目とします。

・第 1 学年では、医の倫理、歯の解剖学、組織学・発生学Ⅰ、解剖学・口腔解剖学Ⅰ、生理学・口腔生理学Ⅰ、生化学・口腔生化学Ⅰ、微生物学・口腔微生物学Ⅰ、歯科理工学Ⅰについて実施します。
・第 2 学年では、第 1～2 学年の科目について実施します。
・第 3 学年では、第 1～3 学年の科目について実施します。
・第 5 学年では、第 1～5 学年の科目について実施します。

共用試験

共用試験とは、臨床実習開始前と臨床実習後に到達しておくべき学生の能力と適性についての一定水準を確保するために実施される公的評価試験であり、全国共通の基準によって評価されます。臨床実習開始前の基礎・臨床の知識の総合的理解と問題解決能力はコンピュータを用いた多肢選択形式の客観試験(CBT: Computer Based Testing)で評価し、また、態度・臨床技能は医療面接などの実技による客観的臨床能力試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination)で評価します。臨床実習後の共用試験では臨床能力を臨床実地試験(CPX: Clinical Practice Examination)と一斉技能試験(CSX: Clinical Skill Examination)で評価します。CPX と CSX の成績は「臨床実習Ⅰ」の成績評価の指標として使用します。
授業料等とは別に、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構へ支払う受験料が 38,000 円必要となります(再試験も同額)。
また、第 5 学年において、臨床実地試験、一斉技能試験を行います。その際も、受験料が 30,000 円必要となります。

卒業試験及び卒業判定

(1)卒業試験受験資格

第 6 学年前期までに配当されている全科目を修得し、所定の出席率を満たした者に対し、卒業試験の受験資格が与えられます。(卒業試験料は別途徴収)

(2)卒業試験等

① 試験回数…… 卒業試験判定基準試験を 3 回、卒業試験を 3 回行います。
② 出題領域…… 歯科医師国家試験に準じて行います(p.51参照)。
③ 合格基準…… 3 回の卒業試験の平均得点率が以下の条件を満たした者を合格とします。

基準:一般問題が 70%以上、臨床実地問題が 70%以上、必修問題が 80%以上であること。ただし、卒業試験判定基準試験の成績が一定の基準を満たさない場合や所定の出席率を満たさなかった場合は、この基準が高くなります。(令和5年度基準)

④ その他

原則として追・再試験は行いません。すべての試験を必ず受験してください。

(3)卒業判定

卒業試験に合格した者に対し、卒業を認定します。

歯科医師国家試験

◆歯科医師の任務(歯科医師法抜粋)

第 1 条　歯科医師は、歯科医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。
第 2 条　歯科医師になろうとする者は、歯科医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。
以上のように、歯科医師をめざして歯学部に入学したみなさんは、歯学部卒業後、歯科医師法の定めたところにより、歯科医師国家試験を受験し、合格しなければなりません。

◆国家試験の内容

歯科医師国家試験は、歯科医師として必要な知識及び技能を試すため昭和 22 年に第 1 回の試験が実施されて以来、継続的に実施されるとともに、試験の実施内容について 4 年に一度定期的に見直しがされてきました。
平成 10 年の改訂では、従来からの科目の枠が撤廃され疾患別の問題になる等、歯科医師としての基本的知識及び技能がより適正に評価される試験となりました。
平成 14 年の改訂では、歯科医師として必修の基本的事項が出題される必修問題や、患者に対して重大な傷害を与えることに直結する誤った選択肢を選んだ者は合格基準に達していても不合格となる禁忌肢などが、新たに導入されています。
平成 18 年の改訂では、問題数が従来の 330 問から 35 問増えて 365 問となりました。
平成 19 年実施の第 100 回歯科医師国家試験から、解答所要時間が 1 問当たり一般問題で 80 秒から 60 秒、臨床実地問題で 2 分 50 秒から 2 分 30 秒に短縮されました。
平成 22 年実施の第 103 回国家試験では、一問多答タイプの問題(XX タイプ;正答肢数が指定されない問題)、医薬品の処方や検査値を数字表記する問題の導入、必修問題の出題数の 20 問の増加等、出題方法が大きく変わりました。
平成 24 年実施の第 105 回国家試験から、計算問題や多選択肢形式(6 以上の選択肢から 1 つの正解肢を選ぶ問題)の問題が新たに導入されました。
その他にも合格基準(評価方法)が大幅に変更となりました。一般問題と臨床実地問題は内容が近接している領域を統合して評価することになりました。臨床能力を評価する臨床実地問題は、一般問題に比べて問題解決能力を要することから、配点に重みを置くことになりました。
平成 30 年実施の第 111 回国家試験から、X3 タイプ、X4 タイプ及び順序問題の導入、禁忌肢問題の廃止、一般問題 180 問、臨床実地問題 100 問、必修問題 80 問と、総問題数が従来から 5 問減って 360 問に変わりました。
令和5年実施の第 116 回国家試験から、必修、総論、各論に分類されて出題されるようになった。それぞれで、必ず得点しなければならない最低点が設定される。

(1)試験日

試験は 1 月下旬に実施されます(令和 8 年第 119 回は 1 月 31 日・2 月 1 日)。なお、合格発表は 3 月中旬に行われます(令和 8 年第 119 回は 3 月 16 日)。

(2)出題内容

国家試験は以下の 3 種類の問題から構成されます。

① 一般問題　：　歯科医師として具備すべき基本的な知識、臨床能力を評価する問題。1 問 1 点
② 臨床実地問題　：　昭和 57 年まで実施されていた実地問題に代わり導入された臨床での問題解決能力を評価する問題。1 問 3 点
③ 必修問題　：　一般問題の中でも特に基本的な最低限度の知識を評価する問題。1 問 1 点

試験問題数は、一般問題 180 問、臨床実地問題 100 問、必修問題 80 問であり、総問題数は 360 問です。出題分野でみると、基礎系（衛生学を含む基礎科目）1 に対して、臨床系がおよそ 3 の比率で出題されています。

（3）合格基準 ［(　　)は第 118 回実績］

① 領域A（総論Ⅰ～Ⅷ）（58 点以上／97 点）	：	保健・医療と健康増進、正常構造と機能、発生、成長、発達、加齢変化、病因、病態、主要症候、診察、検査、治療、歯科材料と歯科医療機器の知識を問う。相対評価。
② 領域B（各論Ⅰ～Ⅴ）（236 点以上／363 点）	：	成長・発育に関連した疾患、歯・歯髄・歯周組織の疾患、顎・口腔領域の疾患、歯質・歯・顎顔面欠損と機能障害、配慮が必要な高齢者・有病者・障害者等に関連した 疾患・病態・予防ならびに歯科診療の知識を問う。相対評価。
③ 必修問題（64 点以上／80点）	：	一般問題に関連する内容の中でも特に歯科医師として具備すべき基本的事項に関する知識を評価する。一般問題と比較して難易度は低いが、80%以上の高い正答率を要求される。絶対評価。80%以上。

以上、①～③のすべての条件を満たした場合に合格とされました。

国家試験に向けてのアドバイス――

歯科医師国家試験は、歯学部を卒業すれば全員合格すべきものと考えられますが、現在までの合格率が示すように容易なものではありません。そこには基礎科目の十分な習得と、それを土台とした 5、6 年次における臨床実習を通じての知識の集約が必要であり、かつ、臨床実習試験・卒業試験を突破して、はじめて国家試験を受験する準備が整い、自信をもって国家試験に臨むことができるようになります。この意味からも日常の学習の積み重ねが最も大切なのです。

卒業後の進路

皆さんは、歯科医師をめざして本学に入学しました。6 年間一貫教育のカリキュラムを修得し、卒業後は、国家試験に合格することにより、歯科医師としてのキャリアが始まります。歯学部の特殊性から、国家試験合格がなければ歯科医師としての第一歩を踏み出すことができません。各自が一生の仕事として選んだ道を全うするためにも、在学中は、勉学に励み、国家試験合格後のキャリアも視野に入れて、「どんな歯科医師になりたいか」を具体的にイメージしながら、悔いのない学生生活を送ってください。

国家試験合格により歯科医師免許を得た後、診療に従事する歯科医師をめざす場合は、研修歯科医として、研修手当を得ながら、少なくとも 1 年間、研修施設での研修を行う必要があります。この研修は、歯科医師としての基礎力を実際の現場で習得する非常に重要なステップです。

研修歯科医の後、臨床医として、勤務先を選択する際は、短期的な条件（高額給与など）だけでなく、長期的にスキルを磨ける環境かを見極めることが大切です。主に、以下を選択基準の参考にしてください。

・症例の幅広さ：幅広い経験が積める職場かどうか
・設備の新しさ：最新の治療機器が揃っているか
・サポート体制：新人でも安心して学べる環境があるか

研修歯科医後の主な進路は、以下の通りです。

1.歯科研修後、そのまま大学附属病院での勤務
2.診療所勤務（歯科医院やデンタルクリニック等）
3.医育機関附属病院への勤務
4.大学院への進学
5.研究機関での研究
6.介護施設、公務員、一般企業勤務

2024 年度卒業生の研修先

●歯科臨床研修医	
【北海道】	北海道医療大学病院、北海道医療大学歯科クリニック、札幌医科大学附属病院、北海道大学病院、日之出歯科真駒内診療所、日之出歯科診療所、旭川医科大学病院、林歯科医院
【北海道外】	弘前大学医学部附属病院、さくら歯科医院、たぼ歯科医院、ワタナベ歯科医院、亀田総合病院、わかば台デンタルクリニック、昭和医科大学歯科病院、神奈川歯科大学、川崎市立多摩病院

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

歯科医師臨床研修マッチングプログラムに伴う支援日程（2025 年度実績）

6 年次、研修歯科医として研修施設での研修を行うにあたり必要な諸手続きに関するガイダンスを行います。

6 月　歯科医師臨床研修マッチングの参加登録に関するガイダンスの実施
　　本学の就職支援に関するガイダンスの実施
9 月　卒後の研修施設にて利用する歯科研修評価システムの大学一括申請に関するガイダンスの実施
2 月　歯科研修評価システム利用申請後のガイダンス実施
　　卒後の就職支援に関するガイダンスの実施

歯科医師臨床研修制度について（令和3年4月1日から一部改正）

歯科医師法の一部を改正する法律によって、平成 18 年 4 月 1 日付けで歯科医師の臨床研修が義務化されました。これによって、国家試験に合格し、歯科医師免許を受けた者は、その後に 1 年以上、全国の 365 臨床研修施設（令和 6 年現在）のいずれかにおいて臨床研修を行うことが必須となりました。

1. 歯科医師臨床研修の基本理念

臨床研修は、歯科医師が、歯科医師としての人格を涵養し、将来専門とする分野にかかわらず、歯科医学及び歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

2. 研修期間

1 年以上（原則として合計 1 年）

3. 対象

1） 診療に従事しようとする歯科医師
2） 平成 18 年 4 月 1 日以降に歯科医師免許の申請を行い、歯科医師免許を受けた者

4. 臨床研修の実施機関

1）歯科若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院（歯科医業を行わないものを除く。）
2）厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所（以下「臨床研修施設」という。）

5. 臨床研修の実施方法

臨床研修の基本理念に則った研修プログラムに基づいて実施される。

6. 研修歯科医の義務

臨床研修を受けている歯科医師は、臨床研修に専念し、その資質の向上を図るように努めなければならない。研修期間中には研修歯科医としての給与以外の報酬を受け取ることはできない。

7. 臨床研修の修了

臨床研修施設の管理者は、研修管理委員会の評価に基づき、研修歯科医が臨床研修を修了したと認めるときは、臨床研修修了証を交付しなければならない。

8. 臨床研修修了者の登録

厚生労働大臣は、歯科医師臨床研修を修了した者の申請により、臨床研修を修了した旨を歯科医籍に登録し、臨床研修修了登録証を交付する。

（参考）

1. 診療に従事する歯科医師

診療に従事しようとする歯科医師は、卒後 1 年以上の臨床研修を受けなければならない。（歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項）

2. 病院等の開設者

病院又は診療所を開設しようとするとき、「臨床研修修了歯科医師」でない者は、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

3. 病院等の管理者

病院又は診療所の開設者は、その病院又は診療所が歯科医業をなすものである場合は臨床研修修了歯科医師に、これを管理させなければならない。

歯科医師臨床研修マッチングプログラム

歯科医師臨床研修マッチングプログラム（以下、歯科マッチング）とは、歯科医師臨床研修の実施に関する計画を指し、歯科医師免許を得て歯科医師臨床研修を受けようとする者（以下、研修希望者）と、歯学若しくは医学を履修する課程を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所（以下、研修施設）の研修プログラムとを、研修希望者および研修施設の希望を踏まえて、一定の規則（アルゴリズム）に従って、コンピュータにより組合せを決定するシステムです。

皆さんが申し込みをする際は、研修施設を選ぶだけでなく、研修プログラムも選択し、希望にマッチするものを選ばなければいけません。研修プログラムを1つだけ用意している施設もあれば、中には、1つの病院（診療所）が複数のプログラムを用意していることもあります。事前にしっかり見学して、自分がめざす歯科医師像に近づける研修が受けられるプログラムを選んでください。

歯科医師臨床研修希望者の募集は、単独型および管理型臨床研修施設によって行われます。各施設の研修プログラムは、厚生労働省が運営している歯科医師臨床研修プログラム検索サイト「D-REIS」で閲覧することができます。

1. 歯科マッチングの参加資格

- 翌年に実施される歯科医師国家試験を受験予定である歯学部の6年生
- 平成 18 年以降に歯科医師免許を取得または取得予定であり、過去に現行制度による臨床研修を中断・修了したことの無い者

2. 臨床研修施設の種類

- **単独型臨床研修施設**：1 年間の研修を一つの施設で受ける。研修協力施設と共同する研修もある。
- **管理型臨床研修施設**：複数の施設で研修を受けることで、様々な経験を積むことができる。
- **協力型Ⅰ・Ⅱ臨床研修施設**：管理型施設と共同し、特徴ある研修を提供。
- **研修協力施設**：歯科診療を行わない施設で、管理型施設と共同して研修を行う施設。

研修医に対する指導の質は、施設ごとに大きく異なります。幅広い診療分野を学べる施設かどうかも重要です。特定の分野に偏らず、基礎から高度な専門治療まで幅広く学べる施設を選ぶことで、将来の選択肢を広げることができます。

（参考）歯科医師臨床研修施設探しのポイント

- どのような歯科医師になりたいか明確にする
- 希望の研修施設を早めにピックアップする
- ネットだけでなく実際に話を聞いてリサーチする
- 複数の施設を見学する

3. 歯科マッチングへの参加

歯科マッチングに参加した者および施設は、必ず歯科マッチングで決まった組み合わせに従って、臨床研修を行わなければなりません。

① 希望順位表には、希望する研修プログラムを、希望する順序で登録することが重要です。
② アンマッチにならないように、選考手続を多く受け、希望順位表にできるだけ多く登録してください。
③ 行きたくない施設は絶対に登録しないでください。
④ 入りやすそうだからといって、その施設の順位を上げないでください。
⑤ 施設側は研修希望者が登録した希望順位の内容はわかりません。研修希望者のつけた希望順位が選考等に影響を与えることはありませんので、自分の希望する順位を登録してください。

＊ 研修希望者向けおよび施設向けの情報は、Web サイト（http://www.drmp.jp）で公開されますので定期的に情報を確認してください。

看護福祉学部

看護学科

教育理念

本学の教育理念を基本として、看護と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、総合的なヒューマンケアを担う看護専門職業人を養成することにより、地域社会や人々の健康の向上に貢献することを看護福祉学部看護学科の教育理念とする。

教育目的

看護福祉学部看護学科の教育理念に沿って、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアを実践できる看護専門職業人としての看護師の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

看護福祉学部看護学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. ヒューマンケアに関する深い教養および豊かな人間性の涵養
2. ヒューマンケアを基本とした看護専門職に必要な知識・技術の修得
3. 看護専門領域における自律的・創造的な実践力の涵養
4. ヒューマンサービスに関連する領域の人々と連携できる協調性の確立
5. 地域社会や人々の多様性を理解する能力の涵養

福祉マネジメント学科

教育理念

本学の教育理念を基本として、看護と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、ヒューマンケアに携わる多様な福祉専門職業人を養成することにより、地域社会や人々の福祉の向上に貢献することを看護福祉学部福祉マネジメント学科の教育理念とする。

教育目的

看護福祉学部福祉マネジメント学科の教育理念に沿って、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するためのヒューマンケアの観点から社会福祉士や精神保健福祉士など臨床現場をはじめ、保健・福祉・行政などの場でリーダーとして活躍できる専門職業人の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

看護福祉学部福祉マネジメント学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. ヒューマンケアに関する深い教養および豊かな人間性の涵養
2. ヒューマンケアを基本とした福祉専門職に必要な知識・技術の修得
3. 福祉専門領域における自律的・創造的な実践力の涵養
4. ヒューマンサービスに関連する領域の人々と連携できる協調性の確立
5. 地域社会や人々の多様性を理解する能力の涵養

看護福祉学部看護学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

看護福祉学部看護学科の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。

1. 人間の生命および個人の尊重を基本とする高い倫理観と豊かな人間性を身につけている。
2. 看護専門職に必要な知識・技術を修得し、健康や生活に関する問題に対して、適切かつ柔軟に判断し解決できる学術的・実践的能力を身につけている。
3. 社会環境の変化や保健・医療・福祉の新たなニーズに対応できるよう自己研鑽し、自らの専門領域において自律的・創造的に実践する能力を身につけている。
4. 保健・医療・福祉をはじめ、人間に関する様々な領域の人々と連携・協働できる能力を身につけている。
5. 多様な文化や価値観を尊重して地域社会に貢献できる能力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

看護福祉学部看護学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 看護学科の教育理念を積極的に展開するために、ヒューマンケアの要素である 4 領域「人間」、「環境」、「健康」、「実践」を設定し、それらの概念を基本として、各領域における授業科目間の順次性と体系性を保つように科目を配当する。
2. 1 年次では、学修動機の明確化を図り、豊かな人間性や協調性、国際的視野を身につけるための全学教育科目、看護専門職に必要な基礎的知識および看護と福祉に共通するケアマインドを修得するための科目を配当する。
3. 2 年次では、看護専門職に必要な専門基礎知識・技術、および様々な人々を対象とした看護学の知識と援助方法を修得するための科目を配当する。
4. 3 年次では、2 年次までの学修成果の上に立ち、看護専門職に必要な知識と技術を深めるための講義、演習および実習科目を配当する。また、ヒューマンサービスにおける多職種連携にむけた協調性を身につけるための科目を配当する。
5. 4 年次では、3 年次までの学修成果の上に立ち、理論と実践に習熟し、自らの専門領域を発展させる能力を養成するための実習、専門演習、卒業研究を配当する。
6. 主体的な学修を促すために、講義・演習の事前事後の学修課題を提示するとともに、グループワークや発表を取り入れる。
7. 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、ルーブリックを用いたレポート、実技試験などを実施する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

看護福祉学部看護学科では、学位授与の方針の要件を修得し、総合的ヒューマンケアを実践し地域社会や人々の健康の向上に貢献できる看護専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 保健・医療・福祉に関心があり、看護を通じて社会に貢献しようとする意欲がある人
2. 生命を尊重し、他者を理解し、大切に思う心がある人
3. 看護学を学ぶための基礎学力＊を有し、高い学修意欲および探求心のある人
4. 看護専門職として保健・医療・福祉の現場で活躍したいという強い意志を持つ人
5. 看護専門職として最新の知識・技術を常に学び続けようとする人

＊基礎学力について

英語、数学、国語を高等学校等で履修しており、生体の成り立ちや活動を理解するうえで必要となる化学、生物、物理、大学のリベラルアーツ教育の基本となる世界史、日本史、地理、現代社会、政治・経済について、少なくとも 1 科目以上を履修していることをさします。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴・公民等の多様な基礎学力を評価します。

「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「私費外国人・帰国子女選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

福祉マネジメント学科

看護福祉学部福祉マネジメント学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

看護福祉学部福祉マネジメント学科の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。

1. 人間の生命および個人の尊重を基本とする高い倫理観と豊かな人間性を身につけている。
2. 福祉専門職に必要な知識・技術を修得し、健康や生活に関する問題に対して、適切かつ柔軟に判断し解決できる学術的・実践的能力を身につけている。
3. 社会環境の変化や保健・医療・福祉の新たなニーズに対応できるよう自己研鑽し、自らの専門領域において自律的・創造的に実践する能力を身につけている。
4. 保健・医療・福祉をはじめ、人間に関する様々な領域の人々と連携・協働できる能力を身につけている。
5. 多様な文化や価値観を尊重して地域社会に貢献できる能力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

看護福祉学部福祉マネジメント学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 福祉マネジメント学科の教育理念を積極的に展開するために、ヒューマンケアの要素である 4 領域「人間」、「環境」、「健康」、「実践」を設定し、それらの概念を基本として、各領域における授業科目間の順次性と体系性を保つように科目を配当する。
2. 1年次では、学修動機の明確化を図り、豊かな人間性や協調性、国際的視野を身につけるための全学教育科目、福祉専門職に必要な基礎的知識および看護と福祉に共通するケアマインドを修得するための科目を配当する。
3. 2年次では、福祉専門職に必要な専門基礎知識および様々な人々を対象とした知識と援助方法を修得するための専門教育科目を配当する。
4. 3年次では、2 年次までの学修成果の上に立ち、福祉専門職に必要な知識と技術を深めるための講義、演習および実習科目を配当する。また、ヒューマンサービスにおける多職種連携にむけた協調性を身につけるための科目を配当する。
5. 4年次では、3年次までの学修成果の上に立ち、理論と実践に習熟し、自らの専門領域を発展させる能力を養成するための実習、専門演習、卒業研究を配当する。
6. 主体的な学修を促すために、講義・演習の事前事後の学修課題を提示するとともに、グループワークや発表を取り入れる。
7. 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、ルーブリックを用いたレポート、実技試験などを実施する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

看護福祉学部福祉マネジメント学科では、学位授与の方針の要件を修得し、総合的ヒューマンケアを実践し地域や人々の健康の向上に貢献できる福祉専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 保健・医療・福祉に関心があり、福祉を通じて社会に貢献しようとする意欲がある人
2. 生命を尊重し、他者を理解し、大切に思う心がある人
3. 臨床福祉学を学ぶための基礎学力＊を有し、高い学修意欲および探求心のある人
4. 福祉専門職として保健・医療・福祉の現場で活躍したいという強い意志を持つ人
5. 福祉専門職として最新の知識・技術を常に学び続けようとする人

＊基礎学力について
英語、数学、国語を高等学校等で履修しており、生体の成り立ちや活動を理解するうえで必要となる化学、生物、物理、大学のリベラルアーツ教育の基本となる世界史、日本史、地理、現代社会、政治・経済について、少なくとも1科目以上を履修していることをさします。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴・公民等の多様な基礎学力を評価します。

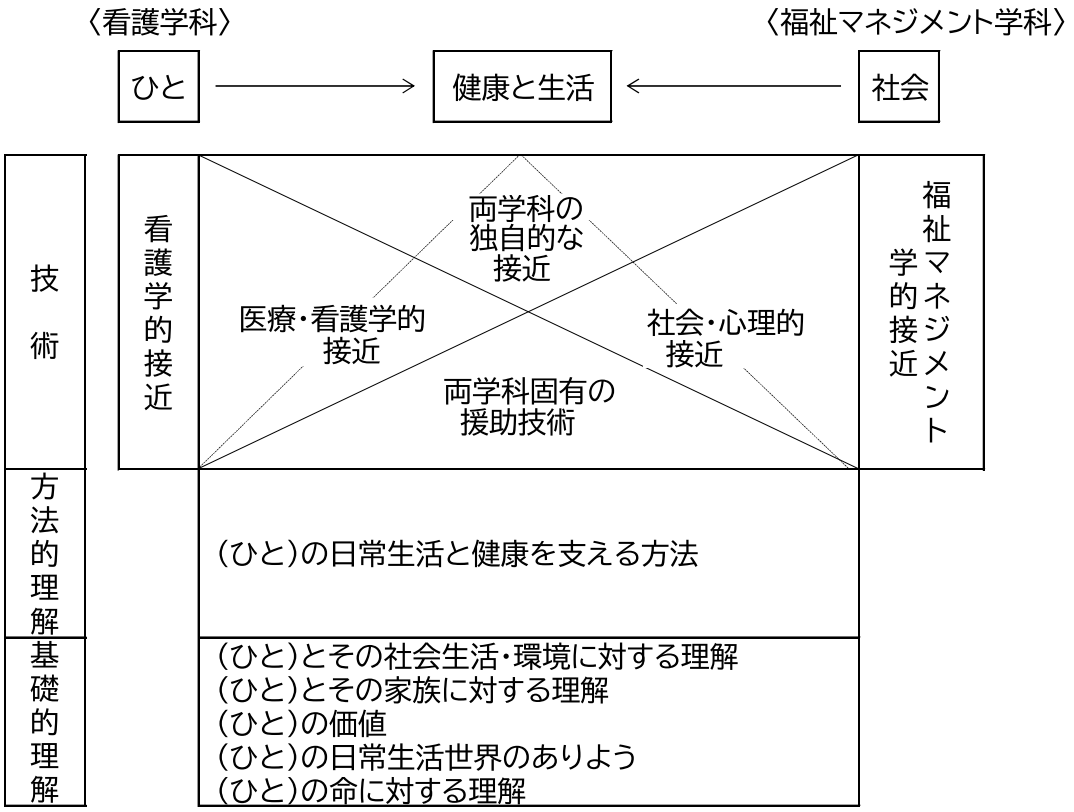
「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「私費外国人・帰国子女選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

看護福祉学部の特色

看護福祉学部は、看護学科、福祉マネジメント学科の 2 学科で構成されています。本学部の教育目標は、狭い意味での専門家ではなく、全人的視野に立ったトータルなケアができる人材の育成を目指しています。そのためにカリキュラムにおいては全学教育科目とともに看護福祉学入門などを設け、看護学科と福祉マネジメント学科の相互理解が深められるように組まれています。

看護福祉学部における教育内容の概念図



授業・試験・進級・卒業に関わる事項

「授業計画(シラバス)」を参照ください。

看護学科

看護学科の特色

看護学科では、現代社会における看護の「機能と役割」は何であるかという観点から、広く地域における保健医療福祉全体を視野においた一貫教育を目指します。つまり、少子・超高齢社会の保健・医療・福祉ニーズに応えられる、トータルなケア能力を持った看護実践者の育成を目指すとともに看護教育・研究を推進できる資質をもった人材の育成を目的としています。

カリキュラムの特色

従来のような病院と地域という 2 分法の考え方を廃し、保健・医療・福祉領域の全体をカバーする「看護の機能と役割」という観点から、臨床知としての看護を系統的に学べるように配慮されています。特に、実践能力を身につけ、自ら考える力が育つよう演習を多く取り入れるとともに、選択科目を配置するなど、各自の関心領域を広げられるように構成しています。

4 つの概念領域

<table>
<tr><td>Ⅰ</td><td>人間</td><td>人間存在の
在り方</td><td rowspan="2">［学問的方法論］
認識・対象・方法</td><td>看護福祉学入門
人間発達論など</td></tr>
<tr><td>Ⅱ</td><td>環境</td><td>看護・福祉を
取り巻く環境</td><td rowspan="2">［対象論］
自然・文化・社会</td><td>家族看護学
公衆衛生学など</td></tr>
<tr><td>Ⅲ</td><td>健康</td><td>環境と人間との
相互作用</td><td>人体構造機能学
病理学など</td></tr>
<tr><td>Ⅳ</td><td>実践</td><td>ケア提供者と
受け手との相互作用</td><td>［実践論］
生活・治療・活動</td><td>看護技術論、成人看護学
老年看護学演習
健康生活支援実習（こどもと家族）
健康生活支援実習（母子と家族）など</td></tr>
</table>

1 年次

全学教育科目を主として履修しますが、専門教育科目も合わせて学びます。特に後期からは看護実践の基礎となる看護技術論や成人看護学などの専門領域の基礎を学び、「人々の暮らしを理解する実習」を行います。

2 年次

専門教育科目が増え、全学教育科目を上回る科目数となります。特に看護学科の主領域である Ⅲ（健康）、Ⅳ（実践）の科目が多くなります。また、医療施設における看護実践基盤実習が小グループに分かれて実施されます。

3 年次

専門科目がさらに増え、看護学の学修は佳境に入ります。前期には臨地実習に必要な基礎的看護実践能力を修得するための看護実践統合演習を行い、OSCE＊による評価を受けます。後期からは卒業研究Ⅰと、健康回復支援実習Ⅰ、健康生活支援実習（老年期）（こどもと家族）（母子と家族）（精神）、地域包括ケア実習を行います。

＊OSCE：Objective Structured Clinical Examination（模擬患者参加による客観的臨床能力試験）

4 年次

前期は、健康回復支援実習Ⅱと地域包括ケア実習があり、後期は、「人々の暮らしを支援する実習」があります。また、3 年後期に引き続き卒業研究Ⅱを通じて理論と実践を統合し、4 年間の学修の総まとめを行います。

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

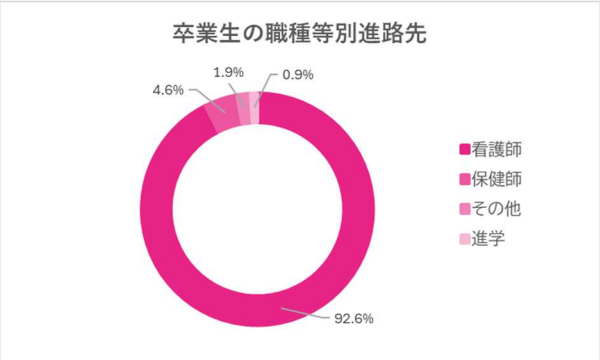
●保健・医療機関（看護師）	
【北海道】	JCHO 北海道病院、KKR 札幌医療センター、NTT 東日本札幌病院、旭山病院、恵佑会札幌病院、五稜会病院、札幌医科大学附属病院、札幌厚生病院、札幌孝仁会記念病院、札幌西円山病院、札幌禎心会病院、札幌東徳洲会病院、札幌北楡病院、市立札幌病院、手稲渓仁会病院、中村記念病院、斗南病院、北海道がんセンター、北海道大学病院、北海道脳神経外科記念病院、北海道立子ども総合医療・療育センター、釧路孝仁会記念病院、釧路赤十字病院、江別市立病院、江別病院、小樽掖済会病院、帯広厚生病院、函館五稜郭病院、北海道立江差病院
【北海道外】	青森県立中央病院、中嶋病院 、千葉大学医学部附属病院、国立国際医療研究センター、湘南美容クリニック、池上総合病院、東京医科大学病院、東京科学大学病院、東京武蔵野病院、日本医科大学附属病院、日本赤十字社医療センター、済生会横浜市東部病院、昭和医科大学藤が丘病院、安城更生病院、医誠会国際総合病院、武田病院
●公務員（保健師）	
【北海道】	札幌市役所、旭川厚生病院、根室保健所、静内保健所
【北海道外】	江東区役所
●進学	
【北海道外】	天使大学大学院

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

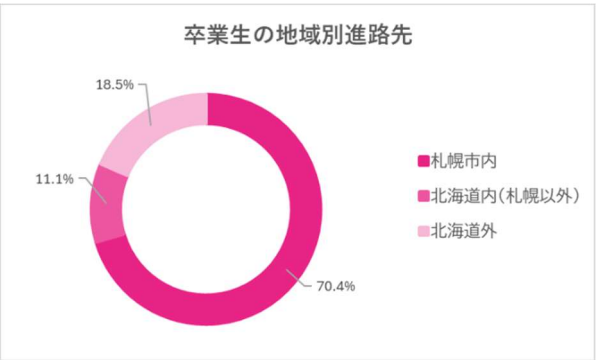
キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 年度実績）

4 月　キャリアガイダンス（2・3 年）
　　就職ガイダンス（4年）
5 月　一般企業・公務員向け講座（2・3 年）
7 月　内定者講話（3年）
9 月　キャリアガイダンス（2・3 年）
　　就職ガイダンス（4年）
10 月　卒業生講話（2年）
　　コミュニケーション養成講座（1～4 年）
11 月　コミュニケーション養成講座（1～4 年）
3 月　キャリアガイダンス（2・3年）

■看護学科卒業生の職種等別進路先（2024 年度）



■看護学科卒業生の地域別進路先（2024 年度）



専門看護師（Certified Nurse Specialist : CNS）

専門看護師（CNS）とは、「複雑で解決困難な看護問題を持つ個人、家族及び集団に対して水準の高い看護ケアを効率よく提供するため、特定の専門看護分野の知識および技術を深めた看護師」をいいます。大学院の修士課程において日本看護系大学協議会が定める所定の単位を取得した後、日本看護協会が実施する認定試験に合格することで資格を取得できます。

現在、CNS として特定されている専門看護分野は 13 分野であり、本学では下表の 6 分野が認定されています。専門看護師は臨床の場で、優れた実践のみならず、研究者、指導者としての役割も求められています。

表　本学で認定されている教育課程

がん看護	●	慢性看護	●	母性看護		小児看護	
老年看護	●	精神看護	●	家族看護		感染看護	●
地域看護		クリティカルケア看護		在宅看護	●	遺伝看護	
災害看護							

ナースプラクティショナー（Nurse Practitioner : NP）

ナースプラクティショナー（NP）とは、「患者の QOL 向上のために医師や多職種と連携・協働し、倫理的かつ科学的根拠に基づき一定レベルの診療を行うことができる看護師」をいいます。大学院の修士課程において日本 NP 教育大学院協議会が定める所定の単位を取得した後、同協議会が実施する認定試験に合格することで資格を取得できます。

本学では、プライマリ・ケア NP の教育課程を開設しており、同課程では保健師助産師看護師法に基づく特定行為研修として 13 区分の特定行為研修を受けることができます。

保健師（Public Health Nurse：PNH）

保健師とは、「乳幼児から高齢者まで、健康な人も病気や障がいのある人も、地域で暮らすあらゆる人々がその人らしく健康で安心して暮らしていくことができるように支援を行う看護職」をいいます。大学院の修士課程において、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた所定の 31 単位および修士（看護学）取得に必要な 32 単位以上の計 63 単位以上を取得した後、保健師国家試験に合格することで資格を取得できます。

日本では少子高齢化が進み、新たな感染症や多発する災害、複雑化した健康課題など、多様化した社会のニーズに対応できる質の高い保健師が求められています。このため、本学では、2025 年度から大学院で保健師を養成することにしました。

福祉マネジメント学科

福祉マネジメント学科の特色

福祉マネジメント学科は、1993 年度の看護福祉学部設置時に、医療福祉学科（医療福祉専攻/臨床心理専攻）として設置されました。2002 年度の心理科学部独立・設置に伴い、医療福祉専攻は、高度専門職養成を明示するために臨床福祉学科へと名称変更いたしました。また、2008 年度よりヒューマンケアを担う人材養成の教育理念のもとに、福祉専門職の養成（社会福祉士、精神保健福祉士および介護福祉士）に加え、新たに教職課程（高等学校福祉、公民、特別支援学校）を開設いたしました。その後、2014 年度にはスクールソーシャルワーカー養成課程を開設し、2020 年度には初級パラスポーツ指導員の養成を開始したところです。

この間の教育課程の拡充は、看護福祉学部の英訳名（School of Nursing & Social Services）における福祉に該当する用語の内容を体現すべく、福祉専門職養成を中核として、その臨床フィールドを教育や地域活動へと拡大することを意図した整備といえます。それと同時に、教育課程の変遷においても、医療系総合大学としての科目群（多職種連携入門、多職種連携演習、多職種連携実践演習等々）を基礎とし、各種資格取得に係る科目群を横断的に配置し、さらに包括連携協定を締結している社会福祉法人ゆうゆうとの協働による地域連携科目群（福祉と当事者のリアル I・II、地域共生社会演習 I・II）に加え、ヒューマンケアのリーダー養成に資する科目群（コーチング論、マーケティング論、マネジメント論、プロジェクト演習 I・II、プロジェクト研究）を順次配置してきたところです。

以上を踏まえ、本学科の教育内容を明確に表現し、地域社会ならびに産学官との連携・協働を促進すべく、2022 年度より学科名称を福祉マネジメント学科に変更いたしました。

また、現代社会は、より一層、多様性の尊重が求められており、誰もが大切にされ、幸福な暮らしを享受するため、看護と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、ヒューマンケアに携わる多様な福祉専門職業人を養成し、地域社会や人々の福祉の向上に貢献することが求められております。人々の健康と福祉の向上を支援するソーシャルワーカーの社会的要請は更に求められており、一人一人の権利擁護のために本人や家族、所属する集団、社会との“対話”、“対話実践”が欠かすことはできません。2026 年度、これらのヒューマンケアの実践者を養うため、ケアの哲学、当事者研究Ⅰ・Ⅱ、ヒューマンケア演習等の新科目を立ち上げ、時代の要請に応えるべくカリキュラムの見直しを行ったところです。

それぞれのコース・課程の特色は次のとおりです。

【メンタルヘルス・マネジメントコース】

社会福祉・保健・医療関係の施設・機関において、相談援助業務を担当できる基礎的な知識・技術を身につけたうえで、多様な機関・組織・個人と連携し、精神障害者の支援、さらには近年対応が求められているさまざまな領域のメンタルヘルスの諸課題に対応できるスペシフィックな知識・技術・価値に精通し、ミクロ、メゾ、マクロ、それぞれのレベルにおける対話実践を基軸とするソーシャルワーカーが求められております。精神科医療機関や精神障害リハビリテーション機関、障害福祉サービス事業所等の施設・機関・企業、更には当事者をとりまく環境への働きかけを通じて、コミュニティの改善を図るための相談援助やメンタルヘルス・マネージメントに携わる精神保健福祉士を目指し、教育・養成します。本コース独自の科目に「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ・Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク実習」等があります。

なお、本コースを履修できる学生は、編入生を含め各年度 30 名以内です。

◇取得できる主な資格 ： 社会福祉士国家試験受験資格
精神保健福祉士国家試験受験資格
社会福祉主事など福祉専門職の任用資格

【ケア・マネジメントコース】 ※2学年以上対象

障がい児・者や老化にともない心身機能が低下した福祉利用者が、地域社会で幸せに暮らし続けることができるよう、専門的知識と技術を学びます。医学・心理学・社会学を基礎とした健康管理や、家事・社会活動の援助方法論、さらに介護福祉実践をマネジメントする組織運営管理や人材育成など、チーム運営の指導的役割を担えるリーダーを育成します。対象者は、子どもから高齢者まで幅広く、社会福祉関係機関や行政機関で相談援助業務を担当できる能力を身に付けることができます。本コース独自の科目に「介護管理論」や「医療的ケア」さらに、道内では唯一「医療的ケア実地研修」を病院で行っており、医療的ニーズの高い福祉利用者への即戦力として、注目が高まっています。※2026 年度から募集停止

◇取得できる主な資格 ： 社会福祉士国家試験受験資格
介護福祉士国家試験受験資格
社会福祉主事など福祉専門職の任用資格

【スポーツ・マネジメントコース】

障がいがある人をはじめ、高齢者、小さな子どもなど様々な人が参加できるアダプテッド・スポーツ（初級パラスポーツ指導員養成）を通した地域共生社会の理解に加え、地域住民のウェルネス増進のために、コーチングやマネジメント、マーケティング等に精通するリーダーを養成します。本コースの科目には「アダプテッド・スポーツ演習」「レクリエーションスポーツマネジメント」等があります。

◇取得できる主な資格 ： 社会福祉士国家試験受験資格
初級パラスポーツ指導員資格
社会福祉主事など福祉専門職の任用資格

【ソーシャル・マネジメントコース】

社会福祉関係の施設・機関において相談援助業務を担当できる基礎的な能力を身に付けたうえで、社会福祉施設・医療機関等のソーシャルワーカーや地域社会のコミュニティソーシャルワーカー、行政における福祉職など、人

の生活に関わる、生活困窮者支援や医療保障、虐待への介入、福祉サービスの調整などの福祉に関するさまざまな分野で実践的に直接援助に携わる人材を育成します。本コースの科目には「ソーシャルワーク応用実習指導」「ソーシャルワーク応用実習」があります。

◇取得できる主な資格 ： 社会福祉士国家試験受験資格
社会福祉主事など福祉専門職の任用資格

【教職課程】

社会に貢献できる優れた教員の養成を目的として、教職課程が設置されています。教職課程では、履修コースにかかわらず、大学卒業後の進路として教職を目指す学生に対し、教員免許状取得に必要な授業科目を設けています。教職課程の履修の詳細については、別途実施する「教職課程ガイダンス」で説明しますが、取得できる教員免許状は次のとおりです。

〇高等学校教諭一種免許状（公民）　〇高等学校教諭一種免許状（福祉）
〇特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

※履修するコース（前述）により、特別支援学校教諭の免許状が取得できない場合がありますので注意をしてください。

【スクールソーシャルワーク教育課程】

学校や教育行政において、児童生徒の抱える多様な問題に対応することができる、福祉と教育に精通する高い専門性を有した人材を育成するために、スクールソーシャルワーク教育課程を設置しました。一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟が行う「スクールソーシャルワーク教育課程認定事業」により、当該課程を修了し、かつ社会福祉士の資格を有する者を「一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟認定スクールソーシャルワーク教育課程修了者」として修了証を交付します。本教育課程独自の科目に、「スクールソーシャルワーク演習」「スクールソーシャルワーク実習」等があります。

なお、本課程を履修できる学生は、各年度 10 名以内です。

カリキュラムの特色

本学科のカリキュラムは、ヒューマンケアに携わる多様な福祉専門職業人を養成することにより、地域社会や人々の福祉の向上に貢献することが求められていることから、社会福祉関連の専門教育を基礎としながら、高度化・多様化する保健医療福祉現場で求められている対話実践ができる人材の養成を目指し、社会福祉士の養成に必要な諸科目に加えて、健康や障害に関する保健医療機関の専門科目を配置しています。精神保健福祉領域や教育領域の専門職養成に必要な諸科目を系統的に配置し、講義ばかりでなく、実習や演習などの体験的に学ぶ科目、小グループ編成のゼミ形式で行われる科目が充実していることも特色の一つです。導入教育から始まり、講義、演習、実習、プロジェクト研究に至るまで、それぞれの科目を段階的に配置することにより、ソーシャルワーカーとしての総合力を身につけられるよう構成されています。

＜2026 年度入学生＞

1 年次

主に全学教育科目（一般教養）の履修が中心になりますが、専門科目の中の総論的な科目や導入のための科目は、1 年次から始まります。ヒューマンケアや対話実践を学ぶ、新科目「ケアの哲学」「当事者研究Ⅰ」「ヒューマンケア演習」があります。

2 年次

社会福祉の主要な専門科目、演習や実習などの体験的学習の一部が 2 年次から開始されます。社会福祉の基礎的な知識や技術を身につけ、3 年次以降の本格的な実習教育の土台を形成する意味で重要な学年です。新科目では、自立と尊厳を軸に生活支援技術と理論を学ぶ「生活を支えるケアの技と知」、“暮らし”と“ケア”の視点から福祉におけるコミュニケーション、情報の捉え方、対象者理解、社会的課題を学ぶ「暮らしのデザインとケアⅠ・Ⅱ」があります。また「対話実践ゼミ」があり、他者理解と自己理解を深めていくことを目的として、1 年次で学んだ当事者研究の知識を「使いながら」幅広い対話実践を体現していきます。

また、コース選択関連ではスポーツ・マネジメントコース、メンタルヘルス・マネジメントコースへの配属を決定し

ます。

3 年次

2 年次に引き続き、各領域の専門科目のうちの各論的科目を学ぶとともに、各コースともそれぞれの領域での現場実習や演習に多くの時間をかけ、福祉専門職としての実践力を身に付ける学年です。新科目では、様々な分野で活躍する社会起業家を講師として招き、社会起業家の思想・哲学に触れることと、社会課題やニーズの把握から資源開発、持続可能な経営のあり方について学ぶ「ソーシャルビジネス論」があります。また、保健・福祉・医療分野だけでなく，行政や一般企業などを含めた多様な現場でのインターンシップを体験できる「ソーシャル・インターンシップ」が履修できます。

さらに学生が各自の問題意識・関心のある社会福祉領域における学修課題を見つけ、その課題解決に向けての活動の企画・立案を行い、4年次のプロジェクト研究につながる、「プロジェクト演習Ⅰ」も始まります。

4 年次

4 年次では、さらに教職課程やスクールソーシャルワーク教育課程などを含めた各領域の実習が組まれています。また、「プロジェクト演習Ⅱ」「プロジェクト研究」があり、これまで学んだ理論と実践の統合をはかり、「プロジェクト研究」を通して応用能力や研究能力を養います。また新科目として「当事者研究Ⅱ」があり、国内以外で広がりを見せている“当事者研究”の実践、ファシリテーションなどを学べます。大学での専門教育の総仕上げの学年です。

＜2025年度以前入学生＞

2 年次

全学教育科目数が少なくなり、社会福祉の主要な専門科目が一挙に登場してきます。さらに、演習や実習などの体験的学習の一部が、2 年次から開始されます。社会福祉の基礎的な知識や技術を身につけ、3 年次以降の本格的な実習教育の土台を形成する意味で重要な学年です。また、スポーツ・マネジメントコース、メンタルヘルス・マネジメントコースへの配属を決定します。

3 年次

2 年次に引き続き、各領域の専門科目のうちの各論的科目を学ぶとともに、各コースともそれぞれの領域での現場実習や演習に多くの時間をかけ、福祉専門職としての実践力を身に付ける学年です。それに伴って、いわゆるゼミと呼ばれる「プロジェクト演習Ⅰ」が組成され、小グループ編成で行われる科目が増えてきます。

4 年次

4 年次では、さらに教職課程やスクールソーシャルワーク教育課程などを含めた各領域の実習が組まれています。また、引き続き「プロジェクト演習Ⅱ」が配置され、これまで学んだ理論と実践の統合をはかり、「プロジェクト研究」を通して応用能力や研究能力を養います。いわば、大学での専門教育の総仕上げの学年です。

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

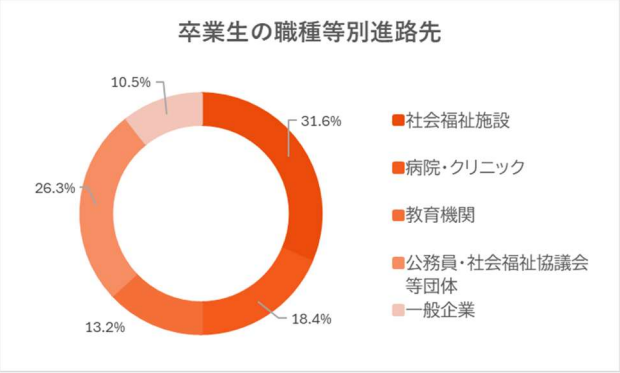
●保健・医療機関	
【北海道】	イムス札幌消化器中央総合病院、イムス札幌リハビリテーション病院、札幌東徳洲会病院、手稲渓仁会病院、北海道内科リウマチ科病院
【北海道外】	タムスグループ、昭和医科大学病院
●社会福祉施設・福祉業	
【北海道】	児童発達支援・放課後等デイサービス PIVO、母子生活支援施設すずらん、放課後等デイサービス White Learning、はるにれの里、静苑ホーム、千歳いずみ学園、北ひろしま福祉会、静内ペテカリ、櫻ヶ丘学園
【北海道外】	LITALICO、横浜市社会事業協会
●その他団体（社会福祉協議会 等）	
【北海道】	さっぽろ青少年女性活動協会、北海道ブロック血液センター、函館市社会福祉協議会
【北海道外】	日本年金機構
●公務員	
【北海道】	釧路児童相談所、滝川市役所、函館市役所、奈井江町役場、倶知安町役場
【北海道外】	神奈川県庁、静岡県警察
●一般企業	
【北海道】	マイナビ、らーめん信玄、東光ストア、北ガスフレアスト
●教育機関	
【北海道】	北海道釧路江南高等学校、北海道松前高等学校、北海道小樽高等支援学校、北海道紋別高等養護学校

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

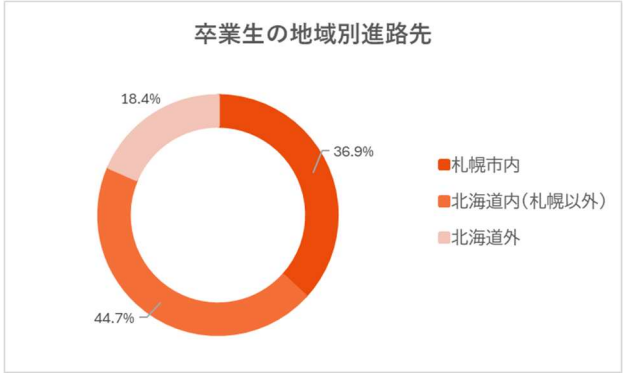
キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 年度実績）

4 月　キャリアガイダンス（2・3 年）
　　就職ガイダンス（4年）
5 月　一般企業・公務員向け講座（2・3 年）
9 月　キャリアガイダンス（2・3 年）
　　就職ガイダンス（4年）
10 月　卒業生講話（2年）
　　コミュニケー養成講座（1～4 年）
11 月　内定者講話（3 年）
　　コミュニケーション養成講座（1～4 年）
3 月　キャリアガイダンス（2・3年）

■福祉マネジメント学科卒業生の職種等別進路先（2024 年度）



■福祉マネジメント学科の地域別進路先（2024 年度）



心理科学部

教育理念

本学の教育理念を基本として、現代科学技術の成果を認識し、心にかかわる自然科学と人文社会科学の連携による健康科学教育を推進する。生命の価値に対する倫理観を涵養し、心の障害を真摯に受け止める知性と感性を備えた人材を養成し、人類の幸福に貢献することを心理科学部臨床心理学科の教育理念とする。

教育目的

心理科学部臨床心理学科の教育理念に沿って、心にかかわる自然科学と人文社会科学が連携した教育を通して、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、心の障害を一生の出来事として受け止める知性と感性を備えた公認心理師等の心理学に関する専門的知識を修得した人材の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

心理科学部臨床心理学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 心にかかわる社会的課題に対応する幅広い教養を身につける。
2. 心の障害に対処する心理専門職としての知識・技術を修得する。
3. 社会の変化、科学技術の進展に合わせて専門性を検証し、自己研鑽できる能力を育成する。
4. 生命の尊厳に対する専門性のかかわりを常に意識できる感性を育成する。
5. 地域的・国際的に貢献しうる学識と行動力を涵養する。

心理科学部臨床心理学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

心理科学部臨床心理学科の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。

1. 心身の健康を保持し学修を継続できる基本的態度と知識・技能を身につけている。
2. 豊かな人間性・自立性・創造性・協調性等を身につけている。
3. 心理学の基礎やそれらを応用発展させた心理科学と周辺諸科学に関する知識・技術を修得している。
4. 公認心理師の活動に関連する知識・技術を修得している。
5. 対人支援における多職種連携の重要性を認識している。
6. 情報科学に関する知見を持ち、数理・データサイエンスの活用ができる。
7. 社会の変化を見通し、自己のキャリアを構築する力を修得している。
8. 生命の尊重と個人の尊厳を実現する法と倫理に関する理念を有し社会的に実践する力を有している。
9. SDGsの視点を取り入れ、多様性や包摂性に関する理解を踏まえた社会的貢献をする力を有している。

10. 地域連携や外国語の学修を活かして地域の暮らしや支援に関する深い理解と異文化を理解し尊重する国際性を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

心理科学部臨床心理学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 心身の健康を保持し学修を継続できる基本的態度と知識・技能を身につけるために、1年次に導入科目及び健康・運動科目を配当する。これらの科目では、講義に加えてグループワークを取り入れ、主体的な学習習慣の形成を促す。
2. 豊かな人間性・自立性・創造性・協調性等を身につけるために、1年次及び2年次に教養科目を配当する。講義に加えてグループワークを取り入れ、多様な学問分野の知見に触れるとともに、多角的な視点を養う。
3. 心理学の基礎やそれらを応用発展させた心理科学と周辺諸科学に関する知識・技術を修得するために、1年次から3年次にかけて心理学基礎科目、心理学発展科目、実践心理学科目を体系的に配当する。講義による知識の修得に加え、心理学実験や調査、査定に関する演習を通して、科学的思考力と実践的技術を段階的に育成する。
4. 公認心理師の活動に関連する知識・技術を修得するために、2年次から医療系科目を、1年次から4年次まで公認心理師対応科目を段階的に配当する。講義、演習、実習を組み合わせ、国家資格取得に必要な知識と技能の修得を図る。
5. 対人支援における多職種連携の重要性を認識するために、1年次及び4年次に多職種連携に関する科目を、1年次及び2年次にコミュニケーション科目を配当する。講義に加え、ロールプレイングや集団討論、事例検討といった演習を積極的に取り入れ、チームにおける協働力と実践的な対話能力を養う。
6. 情報科学に関する知見を持ち、数理・データサイエンスの活用ができるために、1年次に情報科学科目、2年次に医療 DX 科目を配当する。講義と PC 演習を通じて、心理学研究や臨床実践におけるデータ分析・活用能力の基礎を固める。
7. 社会の変化を見通し、自己のキャリアを構築する力を修得するために、2年次及び3年次に進路支援科目及び産業心理学科目を配当する。講義、グループワーク、各分野の専門家による講演を通じて、自己のキャリアデザインを描く力を育成する。
8. 生命の尊重と個人の尊厳を実現する法と倫理に関する理念を有し社会的に実践する力を形成するために、1年次に医療倫理に関する科目及び公認心理師の職責に関する科目を配当する。講義と事例検討を通じて、専門職としての高い倫理観を涵養する。
9. SDGs の視点を取り入れ、多様性や包摂性に関する理解を踏まえた社会的貢献をする力を有するために、1年次から4年次まで、各専門科目において関連するテーマを取り扱う。講義やディスカッションを通じて、現代社会の課題に対する認識を深め、心理専門職としての社会的責任感を養う。
10. 地域連携や外国語の学修を活かして地域の暮らしや支援に関する深い理解と異文化を理解し尊重する国際性を身につけるために、1年次及び2年次に地域連携に関する科目及び外国語科目を配当する。講義に

加え、フィールドワークや海外の文献講読、発表の機会を設け、実践的な語学力と多文化共生への態度を養う。

11. 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、レポート、実技試験（OSCE を含む）、プレゼンテーションなどを多面的に実施する。評価の客観性と公平性を担保するため、ルーブリック（評価基準）を積極的に活用し、学生に事前に明示する。加えて、学修ポートフォリオの活用により学生自身の振り返りを促すとともに、外部試験の結果も参照し、総合的に到達度を判定する。
12. 教育課程の質を保証し継続的に改善するため、FD 及び SD 活動を継続的に実施し、教職員の教育能力向上を図る。加えて、カリキュラム・マップを用いた教育課程の体系性の検証、学生による授業評価、卒業生や就職先への調査に基づく定期的な自己点検・評価を実施する。これらの結果と、社会の要請や公認心理師養成にかかる最新の動向を踏まえ、教育課程を組織的に見直し、継続的な改善（PDCA サイクル）を行う。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

心理科学部臨床心理学科では、学位授与の方針の要件を修得し、社会の要請と期待に応えて地域や人々の健康の向上に貢献できる心理専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 生命を尊重し、他者を理解し、大切に思う心がある人
2. 心の問題に関心を持ち、他者を援助することに意欲を持っている人
3. 入学後の修学に必要な基礎学力＊を有している人
4. 生涯にわたって学び、それを継続する意思を有している人
5. 心理学の専門家として地域社会ならびに人類の幸福に貢献するという強い目的意識を持っている人

＊基礎学力について
高等学校等で英語、国語等の履修により修得した基礎的知識に加えて、それらを活用し、自ら発展させていく意欲等を含むものをさします。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。
「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。
「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。
「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴、公民等の多様な基礎学力を評価します。
「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。
「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

心理科学部の教育の特色

（1） 教養教育･基礎教育科目

（2） 医療基盤教育科目

（3） 基礎心理学を土台とした臨床心理専門科目

（4） 心理科学を学び研究するという、アイデンティティを明確に認識できる科目

① 教養教育･基礎教育科目

近年の生物科学･医科学の発展、情報科学の進歩、多文化、そして心が関係する問題を文理の境界を越えた立場から理解させるべく、それぞれの専門科目への橋渡しとなる基礎学力養成のための教養教育･基礎教育科目を配当する。

ア. 人文･社会科学系、自然科学系の科目を、心を科学の立場から教育･研究するという理念で統合し、文理融合を目指した連携教育を図り、近年の研究の動向にも触れながら、生物科学の基礎的な知識が習得できるように配慮する。

イ. 基礎的なスキルを養成するための外国語科目、情報科学科目、並びに健康･運動科学科目を配当する。外国語科目では、異文化コミュニケーション、情報処理、専門科目の理解に必要な外国語能力を習得できるように配慮する。情報科学科目では、インターネットや通信の基本的な仕組みとその利用法を学び、エチケットを含む情報処理能力の獲得を目指す。また、文書作成、プレゼンテーション、表計算等の実践的な基本ソフトの操作方法も修得できるように配慮する。

② 医療基盤教育科目

臨床心理の専門職業人としての自覚を持ち、さらに健康科学の専門職業人としての視点から科学･生命の価値を認識できるように、多職種連携、地域連携、医療倫理を総合的に学ぶ。

③ 専門科目

臨床心理学科専門教育科目の構成に関する考え方

･専門科目の核として、公認心理師受験資格取得に必要な心理科学基礎科目、心理学発展科目、実習演習科目を配当する。臨床心理学の実践的基礎の修得のため、演習、実習にはできるだけ少人数指導が可能となるよう配慮する。

･心理学実験は心理学の基本科目であるので、少人数の指導ができるように配慮する。

･科学的論理、自立的研究能力を養成するため、研究法、専門演習を配当する。

･心理に関する支援の幅広い実践的知識と技術の習得を目指し、臨床心理専門科目として、専門基盤科目、コミュニケーション科目、心理療法、医療系科目、産業心理科目を配当する。

･専門演習では専門科目の教育を完成するものとする。

授業・試験・進級・卒業に関わる事項

心理科学部の授業科目

すべての授業科目は単位数と授業時間が定められており、単位修得にあたって次のとおりに区分される。(「授業計画(シラバス)」)

① 必修科目…… 卒業するまでに、全科目の単位を修得しなければならない。
② 選択科目…… 卒業するまでに、定められた単位数以上を修得しなければならない。

履修

授業科目の単位を修得するには、その科目の履修を登録することに始まり、授業に出席し、試験に合格しなければならない。(p.19～26および「心理科学部履修規程」p.225～227)

① 履修登録…… 各学期はじめの所定の期間に、単位を修得しようとする科目について登録しなければならない。
② 履修…… 履修登録した科目の所定授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験したことをいう。
③ 失格…… 履修登録した科目への出席が、所定授業時間数の 70%に満たない場合、試験等を受験する資格がないことをいう。
④ 履修無効…… 定期試験を欠席した場合は、届を提出する必要がある。定期試験を欠席し、試験終了後 1 週間以内に「試験欠席届」が提出されない場合は、その授業科目を「履修無効」とする。必修科目が「履修無効」の場合、「留年」となる。
⑤ 公欠席…… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合(就職試験、大学院入試等)、学校保健安全法に定める感染症に感染した場合、あるいは教授会で特別に認められた場合は「公欠席」とし、欠席回数に算入されない。これは、授業担当教員及び心理科学課に申し出なければならない。

単位の「修得」— Ⅰ

定期試験等を受験し、合格することで、その科目の単位を修得したとみなされる。科目によっては、試験の成績にレポート(課題)の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価される。(p.19～26および「心理科学部履修規程」p.225～227)

① 定期試験…… 多くの授業科目は、定められた試験期間中に試験を行うが、異なる時期に実施したり、レポートの提出を求められることがある。
② 成績評価…… 80 点以上を「優」、70 点以上を「良」、60 点以上を「可」、60 点未満を「不可」とし、「優・良・可」を合格、「不可」を不合格とする。
③ 修得…… 定期試験等の結果、当該授業科目の評価が、「可」以上の成績に認定されることをいう。

単位の「修得」— Ⅱ

定期試験をやむを得ず欠席した場合、又は定期試験の結果が不合格だった場合には、次のように単位修得の機会が用意されている。

① 試験欠席届…… 正当な理由でやむを得ず定期試験を受験できなかった場合、試験終了後１週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書など）を添付の上、「試験欠席届」を心理科学課に提出しなければならない。届の提出がない場合は「履修無効」となる。

② 追試験…… 上記における欠席の事由が正当と認められた者に対して行われる試験。「追試験申込書」の提出など所定の手続きが必要であるため、心理科学課に申し出ること。なお、受験料は不要である。実施日程は掲示等で確認すること。

③ 再試験…… 定期試験の結果が 60 点未満の者に対して行われる試験。再試験日の 2 日前（休日を除く）までに証明書自動発行機で「再試験受験票」（1 科目につき 2,000 円）を発行（購入）する必要がある。再試験に合格した場合、成績は「可」の評価となる。実施日程は掲示等で確認すること。

次の学年への進級

進級の可否についての判定は毎年 3 月に行われる。

① 進級…… 当該学年に配当されている必修科目のすべてを修得した場合に進級できる。

② 仮進級…… 必修科目に単位未修得がある場合でも、当該学年に配当されている必修科目数（実習科目を除く）の合計のうち 20%を超えない不合格科目数の場合は仮進級を認めることがある。

③ 仮進級者試験… 仮進級した場合、不合格となった必修科目について行われる試験をいう。再試験と同様の手続きが必要となる。実施日程は科目担当教員に直接問い合わせるか、掲示等で確認すること。合格者の評価は「可」となる。

④ 留年…… 次学年への進級または仮進級基準を満たしていない場合、次年度も同一学年に留め置きとなる。単位未修得の科目は「再履修」しなければならない。（仮進級科目を除く。）

⑤ 再履修…… 次の場合に該当し、もう一度授業を受け直すことをいう。

前年度に「失格」「履修無効」「不合格」となった授業科目の単位を修得しようとする場合。（仮進級科目を除く。）

卒業

卒業するために必要な最低単位数は次のとおりである。（2026 年度入学生に適用）
127 単位以上（必修科目 56 単位、選択科目 71 単位以上）

臨床心理学科

臨床心理学科の特色

いじめ、不登校、自傷・他害、他殺・自殺、また親子間の問題やストレス、中高年の適応障害、性格上の問題、更には災害・緊急事態などにおける外傷後ストレス障害などに対する心理支援は、年齢、性別、地域に限定されず幅広く求められている。これら援助の要請に真摯に応えるため、新しい援助理論・技術・組織の開発・研究を実践する。

一方で、国家資格である公認心理師資格の設立および臨床心理学領域の各学会における認定資格の増加(例:日本心理学会の認定心理士、日本行動療法学会の認定行動療法士、日本バイオフィードバック学会の認定バイオフィードバック技能師、日本健康心理学会の健康心理士、日本応用心理学会の応用心理士など)を踏まえ、卒業後、これら各認定資格を取得しうる基礎学力の修得を図る。

教育内容

① 1 年次には、大学教育へのスムーズな移行を図るために、導入科目を配当する。また、健康・運動科学および情報化社会への対応科目も 1 年次に配当する。

② 豊かな人間性・自立性・創造性・協調性等を身につけるために、教養科目を 1 年次から 2 年次に配当する。また、社会のグローバル化・多文化化に対応する外国語科目を 1 年次から 2 年次に配当する。

③ 1 年次から 3 年次にかけては、身体科学と対応した心の基礎的な知識を身につけるために関連する医療基盤科目、医療系科目を配当する。

④ 1 年次より、専門教育科目の体系化・構造化を図り、臨床心理専門領域の理解・深化を目的とした科目を配当する。また、1 年次から 4 年次にわたって、公認心理師受験資格取得科目を配当し、国家資格に必要な知識・技能の修得を図る。

⑤ 2 年次より、多様な職業分野へのキャリア形成を図るため、進路支援科目・産業心理科目を配当する。また、心理臨床の基礎的技能を修得するために、1 年次から 4 年次にわたって、コミュニケーション科目・心理療法科目を配当する。

⑥ 3 年次以降は、専門演習、心理文献講読等の科目履修を通して、自らのテーマによって教養と専門性を維持向上させる研究を実践する。

⑦ 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、ルーブリックを用いたレポート、実技試験などを実施する。

カリキュラム編成(2026 年度入学生に適用)

① 講義・演習科目は、15 時間の授業をもって 1 単位とすることを基本とする。(ただし、外国語科目、情報処理演習Ⅰ・Ⅱ、心理実習Ⅰ・Ⅱは 30 時間で 1 単位とする。)

② 心理学実験は、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

③ 卒業に必要な単位数を 127 単位(必修科目 56 単位、選択科目 71 単位)とする。

資格

公認心理師(国家資格)受験資格の取得(計画的な履修が必要)

在学中に所定の単位を修得することに加え学部卒業後所定の実務経験等により「公認心理師」の資格試験の受験が可能となる。大学院心理科学研究科臨床心理学専攻では、修了後の実務経験なしで「公認心理師」の試験受験が可能である。

認定心理士資格の取得(計画的な履修が必要)

臨床心理学科の卒業生は、在学中に所定の単位修得を経て、日本心理学会に申請すると、同学会が認定する「認定心理士」や「認定心理士(心理調査)」の資格が得られる。

社会福祉主事任用資格の取得に関わる履修(計画的な履修が必要)

この資格は本来、福祉事務所の現業員として任用される者に要求される資格(任用資格)である。社会福祉施設職員等の資格にも準用されている。また、社会福祉の基礎的な学習をしたことの目安でもあることから、資格を持っていることを求人の条件とされたり、望ましいとされている場合もある。

この資格取得の要件は、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する 34 科目のうちいずれか 3 科目以上の単位を修得して卒業することである。心理科学部臨床心理学科では、社会福祉に関する科目として以下の科目を開講している。

【1 学年科目】心理学概論、人体の構造と機能及び疾病Ⅰ・Ⅱ、人間と社会(現代社会論入門)、
人間と社会(法学概論)、人間と社会(経済学入門)
【3 学年科目】 公衆衛生学、ソーシャルワーク概論
履修の詳細は、心理科学課窓口に問い合わせること。

社会福祉主事任用資格の取得による就職先の有効性

公務員	採用された後、実際に業務に就いたときに名乗ることができる。
社会福祉施設 (民間)	直接資格の効力は発生しないが、福祉関係の資格として最も歴史が古いものの一つで、福祉法人(団体)等において、職員の資格として準用されている。また、採用の際に、「福祉関連の知識を有する者」を求めるところもあり、そのような場合には、福祉を勉強してきたことを証明する基準にもなるため、有用性のある資格といえる。
職場	福祉事務所などの行政機関、身体障害者更正施設、知的障害者デイサービスなどの障害者施設、特別養護老人ホーム、老人保健施設などの高齢者施設、デイサービスセンター

児童指導員任用資格の取得(卒業をもって有資格者となる)

児童指導員任用資格について取得が可能である(条件:大学で心理学・教育学・社会学のいずれかを専修する学科を卒業したもの)。児童指導員は児童養護施設、母子生活支援施設、障害児施設などで生活する子供たちを援助、育成する職種であり、児童福祉施設のほとんどにおかれている。その任用にあたって求められるのが、児童指導員任用資格である。

職場: 児童養護施設、虚弱児施設、母子生活支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、盲ろうあ児施設、障害児関係の通園施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設(児童自立支援専門員)

産業カウンセラー取得

日本産業カウンセラー協会が実施する産業カウンセラー試験の受験資格を得る目的で、3 年次に特別養成講座を開講している。希望者に対して有償(大学から一部補助有)で実施している。

この資格は、産業場面におけるカウンセリングを担当する代表的資格で、現在、その有資格者は 6 万人を越えている。特別養成講座終了後、在学中に 2 回の受験機会が与えられる。

なお、特別養成講座終了までに、3 年次までに臨床心理学科で開講されている必修科目に加えて、選択科目である神経・生理心理学Ⅰ、心理的アセスメント、精神疾患とその治療、産業・組織心理学、キャリア・プランニングⅡの単位を修得する必要がある。

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

●社会福祉施設・福祉業	
【北海道】	ノテ福祉会、医療法人社団鈴木内科医院
●一般企業	
【北海道】	Nissho、アインファーマシーズ、クレタ、ハスコムモバイル、ペイロール、ヤマチコーポレーション、互信ホールディングス、三光不動産、新和、雪華亭
【北海道外】	ITS コア、アコルデ、エイチ・アイ・エス、どうとんぼり神座、ピーアール・デイリー、株式会社これから、青山商事、中村情報商会、働楽ホールディングス、日研トータルソーシング、日本生命、富士電機 E&C
●公務員	
【北海道】	札幌市役所、当別町役場、北海道警察
●その他団体・自営業主等	
【北海道】	札幌市農業協同組合、JA きたみらい、カフェ経営
【北海道外】	漁業
●進学	
【北海道】	北海道医療大学大学院
【北海道外】	同志社大学大学院
【海外】	大連外語大学

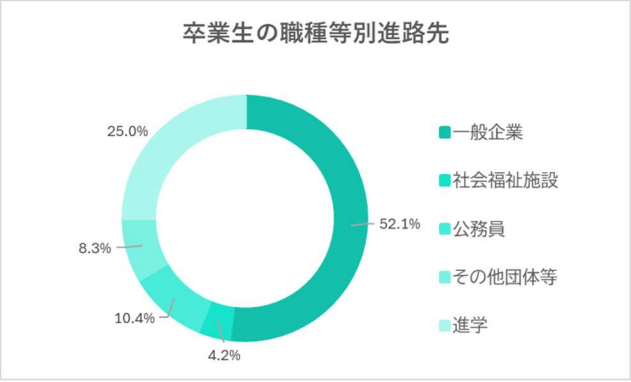
※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 度実績）

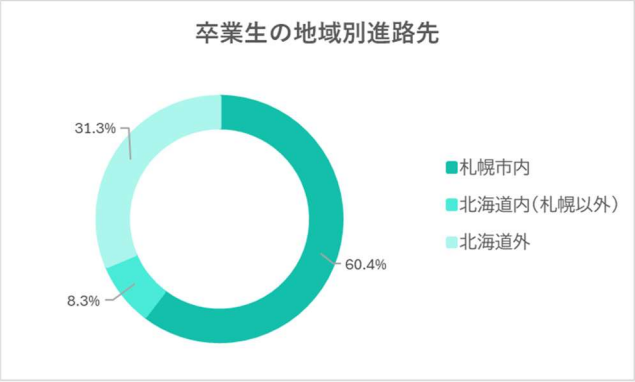
4 月　キャリアガイダンス（3年）
　　就職ガイダンス（4年）
7月　公務員志望者向けガイダンス（2・3年）
9 月　キャリアガイダンス（3年）
　　就職ガイダンス（4年）
10 月　コミュニケーション養成講座（全学年）
11月　コミュニケーション養成講座（全学年）
12 月　コミュニケーション養成講座（全学年）
3 月　キャリアガイダンス（2・3年）

＊授業科目『キャリアプランニング Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ』開講分を含まない

■心理科学部卒業生の職業等別進路先（2024 年度）



■心理科学部卒業生の地域別進路先（2024 年度）



リハビリテーション科学部

理学療法学科

教育理念

本学の教育理念を基本として、最先端の科学的知識を有するリハビリテーション専門職の養成を図る教育を推進する。科学的専門知識の開発および教授に留まらず、保健・医療・福祉の連携と統合を意識した、包括的な視点を有する専門職業人としての理学療法士を養成することにより、人々の健康、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学部理学療法学科の教育理念とする。

教育目的

リハビリテーション科学部理学療法学科の教育理念に沿って、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的および国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

リハビリテーション科学部理学療法学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 理学療法士に求められる幅広い教養、豊かな感性、高い倫理観とコミュニケーション能力の養成
2. 科学的根拠に基づく理学療法科学の専門知識と技術の修得
3. 保健・医療・福祉分野における多職種連携の理解と、理学療法士として主体的に専門技術を提供できる能力の涵養
4. 社会の変化や科学技術の進展に合わせた持続する自己研鑽力の確立
5. 地域社会ならびに国際社会で活躍できる能力の涵養

作業療法学科

教育理念

本学の教育理念を基本として、最先端の科学的知識を有するリハビリテーション専門職の養成を図る教育を推進する。科学的専門知識の開発および教授に留まらず、保健・医療・福祉の連携と統合を意識した、包括的な視点を有する専門職業人としての作業療法士を養成することにより、人々の健康、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学部作業療法学科の教育理念とする。

教育目的

リハビリテーション科学部作業療法学科の教育理念に沿って、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的および国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての作業療法士の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

リハビリテーション科学部作業療法学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 作業療法士に求められる幅広い教養、豊かな感性、高い倫理観とコミュニケーション能力の養成
2. 科学的根拠に基づく作業療法科学の専門知識と技術の修得

3. 保健・医療・福祉分野における多職種連携の理解と、作業療法士として主体的に専門技術を提供できる能力の涵養
4. 社会の変化や科学技術の進展に合わせた持続する自己研鑽力の確立
5. 地域社会ならびに国際社会で活躍できる能力の涵養

言語聴覚療法学科

教育理念

本学の教育理念を基本として、最先端の科学的知識を有するリハビリテーション専門職の育成を図る教育を推進する。科学的専門知識の開発および教授に留まらず、保健・医療・福祉の連携と統合を意識した、包括的な視点を有する専門職業人としての言語聴覚士を養成することにより、人々の健康、地域社会ならびに人類の幸福に貢献することをリハビリテーション科学部言語聴覚療法学科の教育理念とする。

教育目的

リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科の教育理念に沿って、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的および国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての言語聴覚士の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 言語聴覚士に求められる幅広い教養、豊かな感性、高い倫理観とコミュニケーション能力の養成
2. 科学的根拠に基づく言語聴覚療法科学の専門知識と技術の修得
3. 保健・医療・福祉分野における多職種連携の理解と、言語聴覚士として主体的に専門技術を提供できる能力の涵養
4. 社会の変化や科学技術の進展に合わせた持続する自己研鑽力の確立
5. 地域社会ならびに国際社会で活躍できる能力の涵養

リハビリテーション科学部理学療法学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

リハビリテーション科学部理学療法学科の教育目標に基づき、卒業のために、以下の要件を満たすことが求められる。

1. 生命の尊厳と個人の尊厳を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観を持ち、優れたコミュニケーション能力を身につけている。
2. 理学療法に必要な基礎的専門知識と技術を修得し、科学的思考のもと実践する能力を身につけている。
3. リハビリテーションの概念を深く理解し、保健・医療・福祉をはじめ多様な分野の専門職と連携・協働し、対象者中心のチームアプローチを実践する能力を身につけている。
4. リハビリテーション専門職として、地域および国際的な視野でリハビリテーションの発展に貢献する能力を身につけている。
5. 国際的および地域的視野を有するリハビリテーションの専門家として活躍できる能力を身につけている。
6. 常に変化する社会の要請を理解し対応できるよう生涯にわたって研鑽に努め、自らの専門領域を発展させ

る姿勢と自己学修力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

リハビリテーション科学部理学療法学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 医療人に求められる幅広い教養を持った人間性、専門教育の基盤となる基礎能力、倫理観やコミュニケーション能力を形成するための全学教育科目を主に 1 年次から 2 年次にかけて配当する。
2. 1 年次にリハビリテーションの概念を理解する科目や基礎医学系科目、2 年次に臨床医学系科目と理学療法評価・基礎治療系科目、3 年次から 4 年次にかけて各種障害に対する理学療法治療学系科目に関する科目を配当し、理学療法に必要な専門知識と技術を体系的に学修できるよう編成する。また、4 年次には理学療法特講を配当し、先進的な理学療法を学ぶ。
3. 理学療法士としての基本的態度と臨床実践能力を養うために、医療機関および保健・福祉施設での臨床実習を各学年で実施する。臨床実習は、1 年次に理学療法士の役割や業務内容などを学ぶ見学実習、2 年次に理学療法の対象となる人およびその人を取り巻く社会や生活を知るための地域学習、3 年次から 4 年次にかけて具体的な理学療法実践を経験する診療参加型実習を配当する。
4. 全学年を通じて、チームアプローチに必要な協調的実践能力を育成するために、他職種の理解や多職種との連携・協働のあり方を学ぶ学部・学科横断型科目を段階的に展開する。
5. 近隣地域との連携のもと、住民の健康に関する諸課題の発見・解決に取り組む 3 学科合同科目を配当する。また、外国語や異文化理解に関する全学教育科目、国際協力に関する専門科目を配当し、リハビリテーション専門職として地域および国際的な視野で活躍できる能力を涵養する。
6. 学修方法では、1 年次からグループワークや実践活動、少人数によるゼミナールなどを通じて能動的学修手段を積極的に取り入れ、科学的思考による問題解決能力、表現力、自己学修力を涵養する。
7. 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、ルーブリックを用いたレポート評価、実技試験、学修成果物などに対する直接評価、学修成果について学生本人の認識を通じて確認する間接評価、または直接評価と間接評価を組み合わせた評価を実施する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

リハビリテーション科学部理学療法学科では、学位授与の方針の要件を修得し、社会の要請と期待に応えて地域や人々の健康の向上に貢献できる理学療法専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 理学療法学を学ぶために必要な基礎学力＊を有している人
2. 論理的に思考・判断し、それを表現することができる人
3. 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を有している人
4. 生命を尊重し、他者を大切に思う心があり、良識ある行動がとれる人
5. 社会や人に関心があり、理学療法士として健康問題の解決を図る意欲と明確な目的を有している人
6. 探求心を持ち、生涯にわたって学修を継続し自己を磨く意思がある人

＊基礎学力について
高等学校等で修得する英語、数学、国語を基盤とし、生体の構造や機能を理解するための生物、化学、物理、および大学におけるリベラルアーツ教育の基盤となる社会系科目について 1 科目以上修得し身につけている学力を

さします。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴、公民等の多様な基礎学力を評価します。

「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

リハビリテーション科学部作業療法学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

リハビリテーション科学部作業療法学科の教育目標に基づき、卒業のために、以下の要件を満たすことが求められる。

1. 生命の尊厳と個人の尊厳を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観を持ち、優れたコミュニケーション能力を身につけている。
2. 作業療法に必要な基礎的専門知識と技術を修得し、科学的思考のもと実践する能力を身につけている。
3. リハビリテーションの概念を深く理解し、保健・医療・福祉をはじめ多様な分野の専門職と連携・協働し、対象者中心のチームアプローチを実践する能力を身につけている。
4. リハビリテーション専門職として、地域および国際的な視野でリハビリテーションの発展に貢献する能力を身につけている。
5. 常に変化する社会の要請を理解し対応できるよう生涯にわたって研鑽に努め、自らの専門領域を発展させる姿勢と自己学修力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

リハビリテーション科学部作業療法学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 医療職に求められる幅広い教養を持った人間性、専門教育の基盤となる能力、倫理観やコミュニケーション能力を形成するための全学教育科目を主に 1 年次から 2 年次にかけて配当する。
2. 1 年次から 2 年次にかけて作業療法の基礎および関連する医療基盤科目やリハビリテーション基礎科目、2 年次からは作業療法基礎評価学演習や作業適用学演習、3 年次から 4 年次にかけては各種障害に対する作業療法治療学に関する科目を配当し、科学的根拠に基づく作業療法に必要な専門知識や技術を段階的かつ体系的に学修できるよう編成する。さらに、修得した知識・技術をもとに対象者の就労支援や地域支援を学ぶための科目を配当する。
3. 作業療法士としての基本的態度と臨床的思考並びに実践能力を養うために、医療機関および保健・福祉施設での臨床実習を実施する。臨床実習は、1 年次に作業療法士の役割や業務内容などを学ぶ臨床実習Ⅰ

（臨床見学）、2 年次に対象者の心身機能を把握するための基本的な臨床実習Ⅱ（検査測定実習）、3 年次に評価計画並びに治療計画を立案する臨床実習Ⅲ（総合臨床実習）、4 年次に治療計画の実践を想定した臨床実習Ⅳ（総合臨床実習）を配当する。同学年次には地域における作業療法士の活動を実践的に学ぶ地域実習（臨床実習Ⅴ）も配当する。

4. チーム医療な協調的実践能力を育成するために、多職種の理解と連携・協働のあり方を学ぶ学部・学科横断型科目を段階的に展開する。具体的には、1 年次は多職種連携入門、プロフェッショナリズム入門、作業療法技術学演習Ⅰ、2 年次は作業療法技術学演習Ⅱ、3 年次は多職種連携演習、地域生活支援演習、4 年次は全学連携地域包括ケア実践演習、対象者の暮らしと生活を配当する。
5. 4 年間を通しての学修方法は、実践活動、少人数によるゼミナール、卒業研究などのアクティブラーニングを積極的に取り入れ、科学的思考による問題解決能力、表現力や主体性・多様性・協調性を涵養する。
6. 学修成果を把握・評価するためには、筆記試験、ルーブリックを用いたレポート評価、OSCE（客観的臨床能力試験）、学修成果物などに対する直接評価や学生自身によるリフレクションシートなどの間接評価、国家試験対策の一環としての模擬試験などを実施する。
7. リハビリテーション専門職として、地域および国際的な視野で活躍できる能力を身につけるため、世界作業療法士連盟（WFOT）で定めた作業療法士教育の最低基準に準拠したカリキュラムを配置する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

リハビリテーション科学部作業療法学科では、学位授与の方針の要件を修得し、社会の要請と期待に応えて地域や人々の健康の向上に貢献できる作業療法専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 作業療法学を学ぶために必要な基礎学力＊を有している人
2. 論理的に思考・判断し、それを表現することができる人
3. 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を有している人
4. 生命を尊重し、他者を大切に思う心があり、良識ある行動がとれる人
5. 社会や人に関心があり、作業療法士として健康問題の解決を図る意欲と明確な目的を有している人
6. 探求心を持ち、生涯にわたって学修を継続し自己を磨く意思がある人

＊基礎学力について
高等学校等で修得する英語、数学、国語を基盤とし、生体の構造や機能を理解するための生物、化学、物理、および大学におけるリベラルアーツ教育の基盤となる社会系科目について１科目以上修得し身につけている学力をさします。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴、公民等の多様な基礎学力を評価します。

「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科教育目標に基づき、卒業のために、以下の要件を満たすことが求められる。

1. 生命の尊重と個人の尊厳を基盤とした幅広い教養と豊かな人間性、高い倫理観を持ち、優れたコミュニケーション能力を身につけている。
2. 言語聴覚療法に必要な基礎的専門知識と技術を修得し、科学的思考のもと実践する能力を身につけている。
3. リハビリテーションの概念を深く理解し、保健・医療・福祉をはじめ多様な分野の専門職種と連携・協働し、対象者中心のチームアプローチを実践する能力を身につけている。
4. リハビリテーション専門職として、地域および国際的な視野でリハビリテーションの発展に貢献する能力を身につけている。
5. 常に変化する社会の要請を理解し対応できるよう生涯にわたって研鑽に努め、自らの専門領域を発展させる姿勢と自己学修力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. 医療人に求められる幅広い教養を持った人間性、専門教育の基盤となる汎用的技能、倫理観やコミュニケーション能力を形成するための全学教育科目を主に1年次から2年次にかけて配当する。
2. 1 年次から 2 年次にかけて言語聴覚療法の基礎および関連する一般医学を理解するリハビリテーション基礎科目、2 年次から 4 年次にかけて各障害に対する評価方法および治療技法を学修する言語聴覚療法専門科目を配当し、言語聴覚療法に必要な専門知識と技術を段階的かつ体系的に学修できるよう編成する。さらに、修得した言語聴覚療法の質を高め、効果的に対象者に提供できるよう、1 年次また 3 年次から 4 年次にかけて言語聴覚療法マネジメントに関わる科目を実施する。
3. 言語聴覚士としての基本的態度と志向性、また臨床実践能力を養うために、医療機関および保健・福祉施設での臨床実習を 2 年次から 4 年次にかけて実施する。臨床実習は、2 年次に言語聴覚士の役割や業務内容などを学ぶ見学実習、3 年次に対象者の障害把握に用いる評価方法に関する評価実習、4 年次に評価診断および訓練・指導・支援を修得する総合実習を配当する。
4. チーム医療に必要な協調的実践能力を育成するために、多職種の理解と連携・協働のあり方を学ぶ学部・学科横断型科目を 1 年次から 4 年次にかけて段階的に展開する。
5. 近隣地域と連携して、住民の健康に関する諸課題を発見・解決に取り組む 3 学科合同科目を 3 年次から 4 年次にかけて配当する。また、3 年次に地域で言語聴覚療法を展開する上で必要となる制度や生活環境の整備から、介入の基本と実践方法を学ぶ地域言語聴覚療法学を配当する。さらに、外国語や異文化理解に関する全学教育科目を配当し、リハビリテーション専門職として国際的な視野で活躍できる能力を涵養す

る。

6. 学修方法では、1 年次から実践活動、少人数によるゼミナールなどのアクティブラーニングを積極的に取り入れ、科学的思考による問題解決能力、創造的思考力、生涯にわたる学修力を涵養する。
7. 自律的かつ主体的にキャリア形成を実践できる力を育成するために、1 年次から 4 年次にかけて、キャリアビジョン形成と多様なキャリア選択を支援するキャリア教育を正課内外で実施する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科では、学位授与の方針の要件を修得し、社会の要請と期待に応えて地域や人々の健康の向上に貢献できる言語聴覚療法専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 言語聴覚療法を学ぶために必要な基礎学力＊を有している人
2. 論理的に思考・判断し、それを表現することができる人
3. 主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を有している人
4. 生命を尊重し、他者を大切に思う心があり、良識ある行動がとれる人
5. 社会や人に関心があり、言語聴覚士として健康問題の解決を図る意欲と明確な目的を有している人
6. 探求心を持ち、生涯にわたって学修を継続し自己を磨く意思がある人

＊基礎学力について
高等学校等で修得する英語、数学、国語を基盤とし、生体の構造や機能を理解するための生物、化学、物理、および大学におけるリベラルアーツ教育の基盤となる社会系科目について 1 科目以上修得し身につけている学力をさします。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科・国語・地歴、公民等の多様な基礎学力を評価します。

「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。

「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

リハビリテーション科学部の特色

リハビリテーション科学部では、急性期医療から在宅に至るいかなるシチュエーションにおいても、地域包括ケアの視点をもち、関係職種と連携を図りながら、最先端の科学的知識を基盤とした専門技術を提供できるリハビリテーション専門職の育成を目標としています。本学部は、理学療法学科、作業療法学科および言語聴覚療法学科の３学科で構成されています。

授業・試験・進級・卒業に関わる事項

リハビリテーション科学部の授業科目について

すべての授業科目は、所定の授業回数と単位数が定められています。1 回の授業は 2 時間として扱われ、講義及び演習については 15 時間ないし 30 時間をもって１単位、実験、実習及び実技については 30 時間ないし 45 時間をもって１単位としています。(授業計画(シラバス)参照)

単位修得にあたって、それぞれの授業科目は必修科目と選択科目に区分されています。

必修科目…… 卒業までに、全科目を履修し、修得しなければなりません。

選択科目…… 卒業までに、各領域の中で定められた科目数以上を履修し、修得しなければなりません。

履修について

授業科目の単位を修得するには、その科目を履修登録することから始まり、授業に出席し、試験に合格しなければなりません。(p.19～26および「リハビリテーション科学部履修規程」p.228～230参照)

① 履修登録…… 各学期の初めに、単位を修得しようとする科目について届け出なければなりません。

② 履修…… 履修登録した科目の所定の授業回数の 70%以上に出席し、定期試験等を受験することをいいます。

③ 失格…… 履修登録した科目への出席が、所定の授業回数の 70%に満たない場合、定期試験等を受験する資格がないことをいいます。

④ 公欠席…… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合(就職試験、大学院入試等)、あるいは教授会で特別に認められた場合は公欠席とし、欠席回数に算入されません。リハビリテーション科学課まで申し出てください。

単位の「修得」について－Ⅰ

定期試験等を受験し、合格することで、その科目の単位を修得することができます。科目によっては、試験の成績にレポート(課題)の評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。(p.19～26および「リハビリテーション科学部履修規程」p. p.228～230参照)

① 定期試験…… 多くの授業科目は、定められた試験期間中に試験を行いますが、異なる時期に実施したり、レポートの提出を求められる場合があります。

② 成績評価…… 80 点以上を「優」、70 点以上を「良」、60 点以上を「可」、60 点未満を「不可」とし、優・良・可を合格、不可を不合格とします。

③ 修得…… 定期試験等の結果、60 点以上の評価を得て合格し、その科目の単位を認定されることをいいます。

単位の「修得」について－Ⅱ

定期試験の結果、不合格だった場合や、定期試験をやむを得ず欠席した場合には、それぞれ再試験、追試験が実施されます。別掲(p.88)のフローチャート(履修登録から単位修得までの流れ)を併せて参照してください。

① 再試験…… 定期試験の結果、60 点未満の評価で不合格だった場合に受験します。再試験日の 2 日前までに証明書発行機で受験手続きを行ってください。受験料は 1 科目につき 2,000 円です。再試験に合格した場合、成績は「可」の評価となります。実施日程は i-Portal で確認してください。

② 試験欠席届…… 定期試験を受験できなかった場合、試験終了後 1 週間以内に、必要書類(診断書、事故証明書、JR など公共交通機関発行の遅延証明書など)を添付の上、「試験欠席届」をリハビリテーション科学課に提出してください。「試験欠席届」を提出したものの、欠席の理由が正当と認められなかった場合、追試験受験手続きを完了しなかった場合および追試験を欠席した場合は、該当する授業の以後の追試験は認められず、成績評価は 0 点となります。

③ 追試験…… 定期試験を欠席し、その欠席理由が正当と認められた場合に受験できます。「試験欠席届」および「追試験申込書」の提出など所定の手続きが必要ですので、リハビリテーション科学課に申し出てください。なお、受験料は不要です。実施日程は i-Portal で確認してください。

④ 履修無効…… 定期試験を欠席し、試験終了後 1 週間以内に「試験欠席届」が提出されない場合は、その授業科目の履修が無効となります。必修科目が「履修無効」の場合、「留年」になります。選択科目が「履修無効」の場合、単位を修得するためには、次年度以降に「再履修」しなければなりません。定期試験を欠席した場合は、必ず「試験欠席届」をリハビリテーション科学課に提出してください。

成績疑義照会について

成績評価(点数)に関し、次に該当する場合は、疑義を申立てることができます。

1)成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われるもの。

2)シラバスや授業時間内での指示等により周知している達成目標及び成績評価の方法に照らして、明らかな誤りがあると思われるもの。

【疑義照会の手続】

・疑義申立てをおこなう前に、授業科目の担当教員に成績評価について必ず確認してください。

・授業科目の担当教員からの成績評価についての説明を受けても、なお疑義がある場合は、成績開示日を含めて 4 日以内(土・日・祝日・大学休業日を除く)に、疑義を申立てることができます。

・「成績評価(合否等)疑義申立書」をリハビリテーション科学課窓口に提出してください

次の学年への進級について

進級の可否についての判定は毎年 3 月に行われます。

① 進級…… 当該学年に配当されている必修科目のすべてを修得した場合に進級できます。

② 留年…… 必修科目(実習科目を除く)のうち、不合格科目数が 20%を超える場合は、原則として留

年となります。その場合、次年度も同一学年に留め置きとなります。単位未修得の必修科目は「再履修」しなければなりません。

③ 仮進級…… 必修科目に不合格がある場合でも、必修科目（実習科目を除く）のうち、不合格科目数が20%を超えない場合、仮進級できます。ただし、実習科目が「不合格」、または必修科目が「失格」、「履修無効」の場合は仮進級できず、留年となります。3 年次から 4 年次への進級においては、たとえ不合格科目数が 20%を越えない場合でも仮進級は認められません。

④ 仮進級者試験… 仮進級した場合、不合格となった必修科目について行われる試験をいいます。再試験と同様の手続きが必要となります。実施日程は i-Portal で確認してください。

⑤ 再履修…… 次の場合に該当し、もう一度授業を受け直すことをいいます。

1. 失格、履修無効または不合格になった選択科目を有して進級し、その授業科目の単位を修得しようとする場合。
2. 留年した場合は、失格、履修無効または不合格になった授業科目について、その単位を修得しようとする場合。

⑥ 再度履修…… 留年した場合に、すでに単位を修得している科目を再び履修することをいいます。試験を受験して前年度より高い評価を得た場合は、高い方の評価がその科目の評価となります。

卒業について

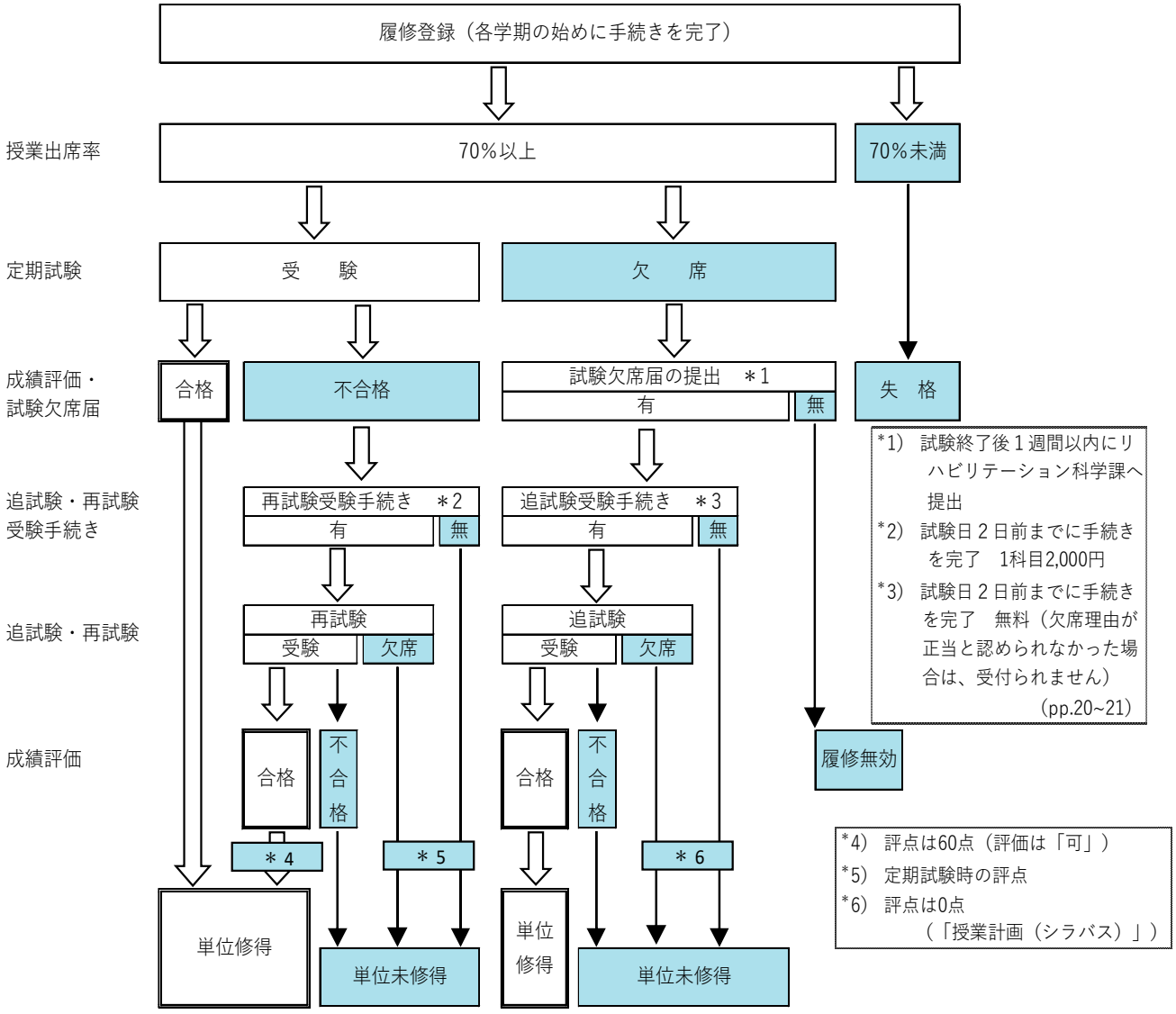
卒業するために必要な所定の単位は次の通りです。（授業計画（シラバス）参照）

理学療法学科は、129 単位以上[全学教育科目において 28 単位以上（必修科目 17 単位、選択科目 11 単位以上）、専門教育科目において 101 単位以上（必修科目 97 単位、選択科目 4 単位以上）]

作業療法学科は、132 単位以上[全学教育科目において 28 単位以上（必修科目 19 単位、選択科目 9 単位以上）、専門教育科目において 104 単位以上]

言語聴覚療法学科は、128 単位以上[全学教育科目において 25 単位以上（必修科目 14 単位、選択科目 11 単位以上）、専門教育科目において 103 単位以上（必修科目 99 単位、選択科目 4 単位以上）]

フローチャート〈履修登録から単位修得までの流れ〉



進級の基準（リハビリテーション科学部履修規程　p.228～230）

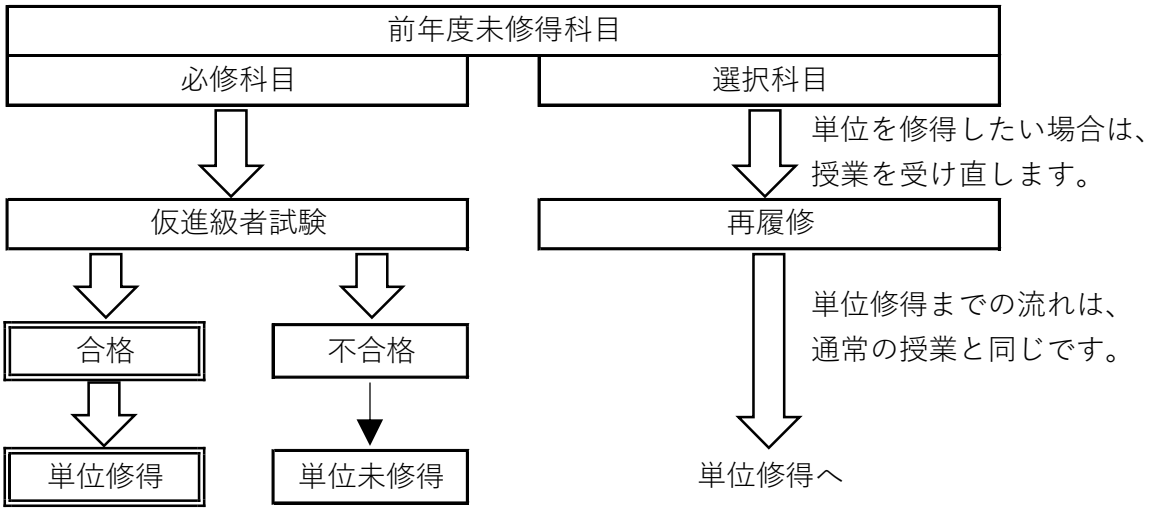
◎履修した全ての必修科目が合格（単位修得）の場合 …… 進　級
◎必修科目（実習科目を除く）のうち、
　不合格科目数が 20%を超えない場合 …… 仮進級
　（但し、第 4 学年への仮進級は認めない。）
◎必修科目（実習科目を除く）のうち、
　不合格科目数が 20%を超える場合 …… 留　年
◎実習科目が不合格、必修科目に失格・履修無効がある場合 …… 留　年

仮進級の場合の単位修得について

必修科目に不合格がある場合でも、不合格必修科目数を考慮して仮進級が認められることがあります。その場合、前年度未修得科目は、以下の取り扱いで単位修得します。

① 仮進級者に対して仮進級者試験を行う。
② 受験手続きは試験実施の 2 日前までとする。(1 科目 2,000 円)
③ 合格者の評価は「可」とする。
④ 選択科目は仮進級者試験を行わないので、単位修得を希望する場合は再履修となる。
⑤ 仮進級者試験に不合格の場合、次年度に仮進級者試験を再度受験する。

前年度未修得科目がある場合の単位取得までの流れ



国家試験

理学療法士及び作業療法士法(昭和 40 年 6 月 29 日法律第 137 号)の第二章第三条に「理学療法士又は作業療法士になろうとする者は、理学療法士国家試験又は作業療法士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」とあるように、理学療法士、作業療法士を目指す者は国家試験を受験し、合格しなければいけません。本学の理学療法学科および作業療法学科を卒業した者には、それぞれ理学療法士国家試験、作業療法士国家試験の受験資格が与えられます。

言語聴覚士法(平成 9 年 12 月 19 日法律第 132 号)の第二章第三条に「言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない」とあるように、言語聴覚士を目指す者は国家試験を受験し、合格しなければいけません。本学の言語聴覚療法学科を卒業した者には、言語聴覚士国家試験の受験資格が与えられます。

1. 試験内容

国家試験の形態は筆記試験(全問選択問題)です。
理学療法士国家試験、作業療法士国家試験の出題内容は、ともに(1)一般問題、(2)実地問題の 2 部構成となっており、総問題数は 200 問ほどです。(年度ごとに異なる)

(1) 一般問題(理学療法・作業療法共通基礎分野 約 100 問、各専門分野 約 60 問)
一般問題は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論を含む)、臨床医学大要(人間発達学を含む)および理学療法または作業療法に関する問題が出題されます。

(2) 実地問題(各専門分野 約 40 問)
実地問題は、運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要(人間発達学を含む)および理学療法または作業療法に関する問題が出題されます。

言語聴覚士国家試験の試験科目は、基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学の 12 科目です。総問題数は 200 問です。

2. 理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の国家試験実施要領の閲覧

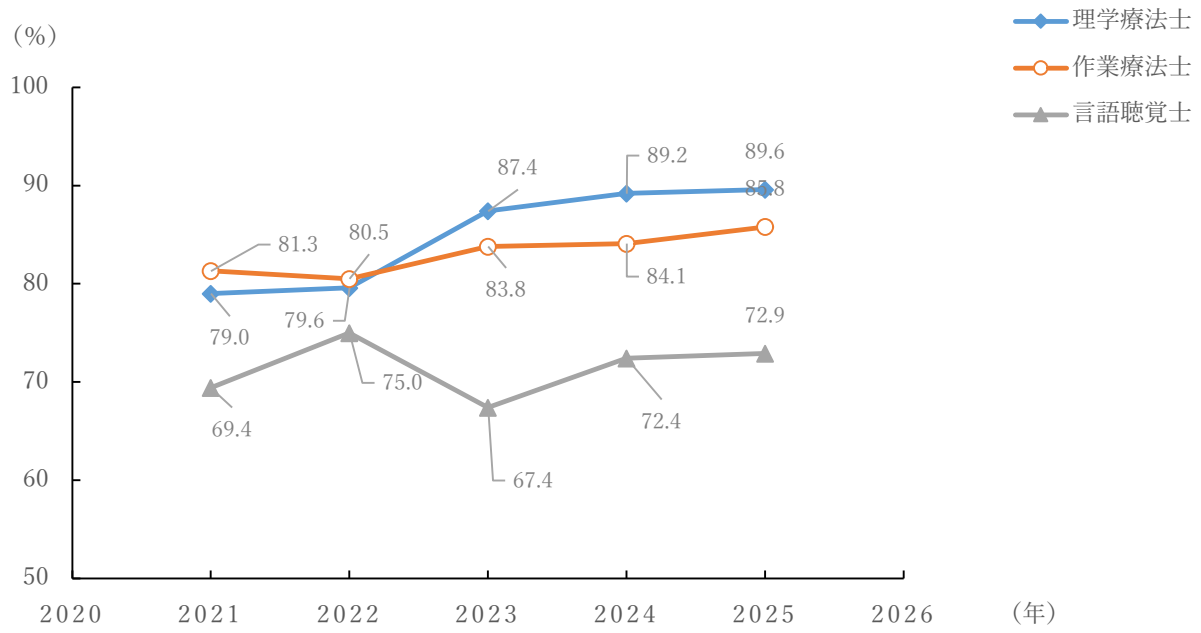
理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の国家試験実施要領は、厚生労働省ホームページに毎年公開されています。ホームページのアクセスは以下のとおりです。

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/

3. 国家試験合格率の推移

過去 5 年間の理学療法士、作業療法士および言語聴覚士の国家試験全国平均合格率を以下に示します。(厚生労働省資料より)

国家試験全国平均合格率



理学療法学科

理学療法学科の特色

理学療法学科では、年齢を問わず住民が地域に根差して豊かで活力ある生活を営み、生き生きと社会に参画できるようにサポートする人材育成を目指します。すなわち、生まれながらにして身体に障害を有する人、病気やケガによって身体に障害を有した人、障害の発生が予測される人、さらにはそれらの人々が営む生活を対象に、身体機能の獲得・回復と日常生活活動の向上を目標として、関係職種と連携を図りながら、理学療法を提供できる理学療法士を育成します。

そのために本学科では、単に理学療法に関する専門知識や技術を教授するに留まらず、医療人に求められる豊かな人間性、柔軟に対応できる思考力と行動力、強い探究心と豊かな創造力についても涵養していきます。

カリキュラムの特色



本学科のカリキュラムは、医療人に必要な人間性を育てる全学教育科目と、理学療法に関する専門知識と技術を修得する専門教育科目から構成されています。1年次には全学教育科目を主として履修していきますが、それと並行して解剖学、生理学、運動学といった理学療法の基礎となる専門基礎科目、理学療法士として必要な態度を身に付ける導入科目であるプロフェッショナリズム入門や理学療法概論／概論演習、医療機関における理学療法業務を理解する臨床実習Ⅰを配置し、早期に専門的な学修に対する動機付けを図れるように配慮しています。2年次からは専門教育科目の割合が増え、主に整形外科学や神経学、内科学といった臨床医学系科目と理学療法基礎評価学、運動療法といった実際の技術を身につける科目が配置されています。3年次には様々な疾患や障害に対する理学療法治療学系科目と演習を配置し、より専門的な知識と技術を習得できるようにしています。専門科目については一部クォーター制（四半期で講義が終わる）を導入し、短期間で集中的に学べるようにしています。

また、本学科の重要な教育目標である「地域社会で活躍できる能力」「多職種連携の理解」を達成するために、1年次には多職種連携入門、2年次には障がい者当事者論や地域で暮らす障がい者や高齢者の生活の様子について理解を深める臨床実習Ⅱ、3年次には地域理学療法学・演習に加えて、多職種連携演習、地域生活支援演習、4年次には全学連携地域包括ケア実践演習や地域リハビリテーション特講などを配置し、4年間を通じて基礎的な知識から応用的な実践まで深く学べるようにしています。

3、4年次の研究セミナーについては、実験やデータ収集を行ういわゆる卒業研究は選択科目とし、卒業後に臨床現場で必要とされる臨床研究の統計的手法を学ぶ演習科目や症例検討を行うために必要な臨床推論スキルを身につける演習科目の中から自分の目指す進路に合わせて選択できるようにしました。そして3年次後期から 4

年次にかけて理学療法に関する総合的な臨床実習ⅢおよびⅣを配置し、体系的に学習できるように編成しています。

臨床実習

理学療法学科では、各学年にて臨床実習を行い、講義で学んだ内容を実践場面で活かせるよう取り組みます。各学年での実習概要は以下のとおりです。

（1） 臨床実習Ⅰ

（1 年次通年：事前講義、事後講義と施設見学 2 日間、医療機関）

医療機関における理学療法の実際を見学し、理学療法士の業務や社会的役割について理解を深めます。また、理学療法士として適切な言動や態度を身につけることも目標の一つです。事前講義では、理学療法の実際の講義を受けます。施設見学は、事前のグループワークで行動目標、達成目標を定めて臨みます。見学後は、施設見学での学びの共有や、理学療法に関する体験学習を通して学びの定着を目指します。

（2） 臨床実習Ⅱ

（2 年次後期：2 週間、保健・福祉施設）

保健・福祉施設における理学療法士の業務や社会的役割、さらには対象者の生活や思いについて理解を深めます。理学療法士が実践している基本的業務を体験するほか、関係職種の業務見学及び体験、各種会議や行事への参加を通じて、対象者がその人らしく日常生活を送るために必要な関りを学びます。これらの経験を通じて医学的リハビリテーションにおける理学療法に目的理解につなげます。

（3） 臨床実習Ⅲ、Ⅳ

（3 年次後期：8 週間、4 年次前期：9 週間、医療機関）

臨床実習指導者のもとで実際に患者を担当し、一連の理学療法過程について体験学習します。実習前には、理学療法を実施するうえで身につけておかなければならない知識や技術を確認する目的で、実技テスト（Pre OSCE）を行います。

また、実習Ⅳ終了後には、実習中に身につけた知識や技術を確認する目的で、実技試験（Post OSCE）を実施します。実習終了後は、学内で報告会を実施し、実習で学んだことをまとめます。

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

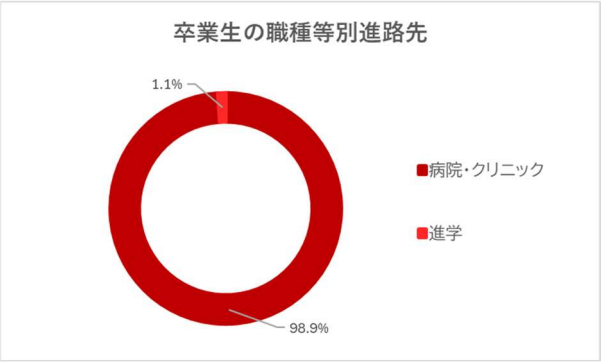
●保健・医療機関	
【北海道】	Do-Clinic、f クリニックさっぽろ、JR 札幌病院、イムス札幌消化器中央総合病院、イムス札幌リハビリテーション病院、クラーク病院、さっぽろ銀杏会記念病院、さっぽろ厚別整形外科、さっぽろ病院、はらや整形外科、りしん会整形外科病院、加谷整形外科スポーツクリニック、宮の沢整形外科クリニック、勤医協札幌病院、札幌しらかば台病院、札幌スポーツクリニック、札幌渓仁会リハビリテーション病院、札幌秀友会病院、札幌西円山病院、札幌禎心会病院、札幌柏葉会病院、札幌美しが丘脳神経外科病院、手稲渓仁会病院、松田整形外科記念病院、新札幌循環器病院、新道東フレンド整形外科、西岡病院、静和記念病院、中村記念病院、東苗穂病院、八木整形外科病院、発寒リハビリテーション病院、北海道大学病院、北樹会病院、旭川医科大学病院、花川病院、岩見沢市立総合病院、江別谷藤病院、江別病院、済生会小樽病院、札樽病院、朝里中央病院、市立千歳市民病院、北星病院、森山メモリアル病院、森山病院、開西病院、帯広協会病院、帯広整形外科、JCHO 登別病院、製鉄記念室蘭病院、大川原脳神経外科病院、釧路孝仁会記念病院、市立釧路総合病院、函館中央病院、羊蹄グリーン病院、道東の森総合病院、オホーツク海病院、小林病院
【北海道外】	仙台東脳神経外科病院、春日部中央総合病院、東京湾岸リハビリテーション病院、イムスリハビリテーションセンター東京葛飾病院、イムス東京葛飾総合病院、成城リハビリテーション病院、明理会東京大和病院、JCHO 横浜中央病院、イムス横浜狩場脳神経外科病院、江田記念病院、相原病院、奄美中央病院

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

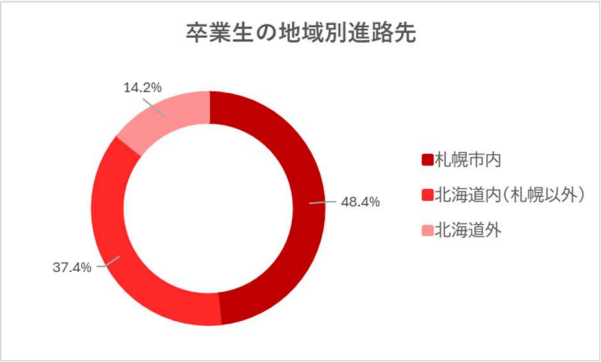
キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 年度実績）

4月　就職ガイダンス（4年）
　　キャリアガイダンス（3年）
5 月　公務員・企業志望向けガイダンス（2・3年）
9月　キャリアガイダンス（2・3年）
　　就職ガイダンス（4年）
　　就職相談会（4年）
10月　コミュニケーション養成講座（全学年）
11月　コミュニケーション養成講座（全学年）
12 月　コミュニケーション養成講座（全学年）
1 月　内定者講話（3 年）
2 月　卒業生講話（2年）
3 月　キャリアガイダンス（2・3年）

■理学療法学科卒業生の職業等別進路先
（2024 年度）



■理学療法学科卒業生の地域別進路先
（2024 年度）



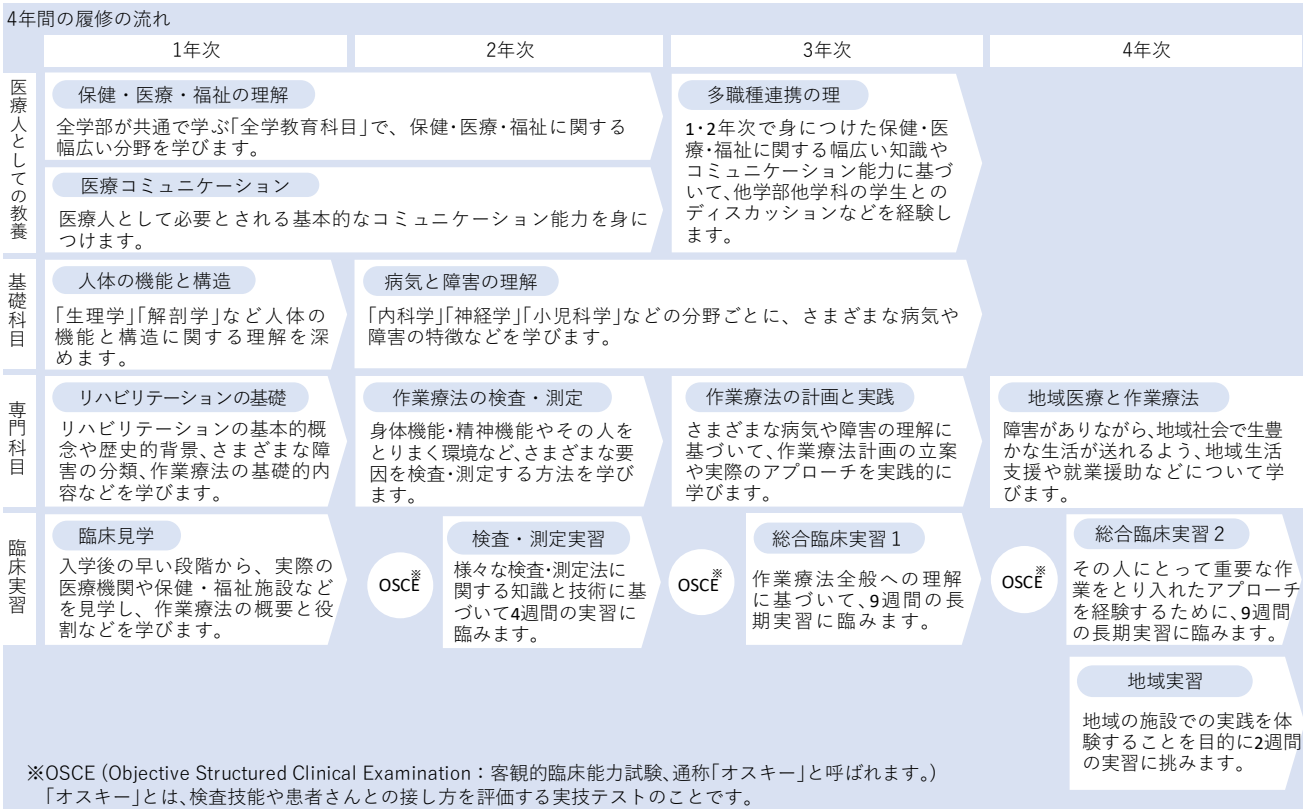
作業療法学科

作業療法学科の特色

作業療法学科は、生命誕生から死に至るまでのさまざまな人生のステージにおいて、障害を有する人や、それらが予測される人に対して、日常生活の中のさまざまな作業の中で個人の有する生産的な側面を引き出し、内面の力に働きかけながら、可能な限り生き生きとした人生を送るために具体的な能力を向上させることや、失われた能力等に対する代償的な環境調整を担える作業療法士を育成することを目標としています。そのためには、個々の意思を尊重しつつ、全人的な働きかけを通して展開していくことを重視します。

少子化や高齢化の進展および医学の発展に伴う疾病構造の変化によって、リハビリテーションへの関心や期待は増々大きくなることが予測されます。作業療法学科では、関連する領域や分野との学術や研究交流を図りながら、科学的基盤に基づく作業療法学の進化や深化の促進（知識・技術の高度化）に取り組みます。また、同時に豊かな創造力や人を思いやる心を育みます。このような流れから、作業療法学科では 2019 年度より「音楽療法士コース」が設置されました。

カリキュラムの特色



上記図は、4 年間の履修の流れを示しています。
おもな特色としては、次の 4 つがあげられます。

1. 医療人としての教養修得や役割の理解を促すこと。
2. 基礎科目や専門科目において、高度・先進知識や技術（人の構造や機能の側面、能力的な側面、意味的な側面）の修得を促すこと。
3. 専門科目において、双方向の授業形態（グループワーク等）を通して、コミュニケーション能力および主体性や協調性を培う機会の提供を行い、そこから生み出される成果を促すこと。
4. 段階的に学内で学んだ知識・技術や態度を、実践の場での経験を通して統合できる臨床実習の提供。

臨床実習

（1）臨床実習Ⅰ（臨床見学）（1年次通年：1 週間、医療機関、保健・福祉施設の何れか）

臨床実習指導者のもとで医療機関や保健・福祉施設などを見学し、リハビリテーションとその中に位置づけられる作業療法の概要と役割を学びます。見学や体験を通して作業療法のイメージを具体化することや、基本的なコミュニケーション技術、医療人としての心構えを学ぶことを目的とします。

実習前後において、ガイダンスや学習会、報告会等を開催し、学習意欲の向上を図ります。

（2）臨床実習Ⅱ（検査・測定実習）（2年次後期：4週間、医療機関、保健・福祉施設の何れか）

臨床実習指導者のもとで対象疾患に対する検査を安全かつ確実に実施します。情報収集活動、面接や行動観察、検査・測定などから得られた情報の整理を行い、基本的な検査技法を身につけます。同時に、評価者としての責任のある態度や行動を身につけることも目的としています。また、臨床実習指導者による作業療法実践場面の見学やその後の質疑を通して、一連の作業療法過程を経験・学習します。実習前には、総合的に知識や技術が身についているかを確認する目的で、実技テスト（OSCE）を行います。

実習終了後は、学内で報告会を実施し、実習で学んだことをまとめます。

（3）臨床実習Ⅲ（総合臨床実習）（3年次後期：9週間、医療機関、保健・福祉施設の何れか）

臨床実習指導者のもとで実際に対象者を担当し、臨床実習Ⅱ（検査・測定実習）の経験を踏まえ、対象者の生活支援・介入に必要な情報を収集し、評価計画の立案から治療プログラムの立案および治療の実施を実際に体験します。さらに、作業療法の介入を通じ、作業療法士としての資質を高めます。実習前後において、総合的に知識や技術が身についているかを確認する目的で、実技テスト（OSCE）を行います。

実習終了後は、学内で報告会を実施し、実習で学んだことをまとめます。

（4）臨床実習Ⅳ（総合臨床実習）（4年次前期：9週間、医療機関、保健・福祉施設の何れか）

臨床実習指導者のもとで実際に対象者を担当し、臨床実習Ⅲ（総合臨床実習）の経験を踏まえ、対象者の生活において重要な作業の意味を考慮した作業療法実践を学びます。対象者の生活支援・介入に必要な情報を収集し、評価計画の立案から治療プログラムの立案や治療の実施および再評価を実際に体験します。作業療法士としての資質を高めるとともに、専門職としての知識・技術・態度を深化させ、統合する能力を養います。実習前後において、総合的に知識や技術が身についているかを確認する目的で、実技テスト（OSCE）を行います。

実習終了後は、学内で報告会を実施し、実習で学んだことをまとめます。

（5）臨床実習Ⅴ（地域実習）（4年次前期：2 週間、医療機関、保健・福祉施設の何れか）

臨床実習指導者のもとで作業療法が行われる地域の施設での実践を体験することを目的としています。具体的には、業務内容を理解や、対象者の支援およびサービスに関してどのような業務が行われているかを把握します。また、対象者の全体像や支援計画および支援経過について臨床実習指導者から学びます。

実習終了後は、学内で報告会を実施し、実習で学んだことをまとめます。

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

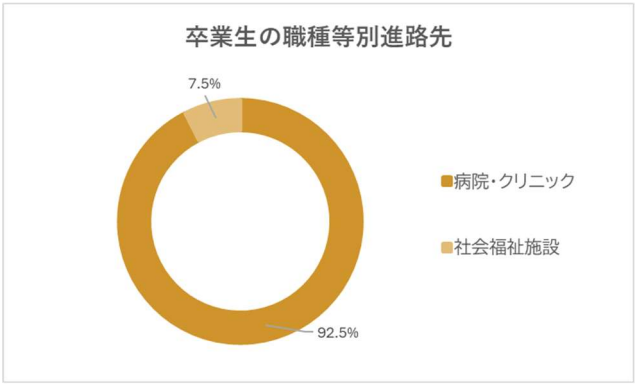
●保健・医療機関	
【北海道】	カレス記念病院、愛全病院、桜台明日佳病院、札幌孝仁会記念病院、札幌秀友会病院、札幌西円山病院、札幌禎心会病院、新札幌パウロ病院、静和記念病院、中村記念病院、北海道内科リウマチ科病院、北海道脳神経外科記念病院、林下病院、旭川医科大学病院、花川病院、済生会小樽病院、東小樽病院、札樽病院、市立千歳市民病院、千歳豊友会病院、北星病院、洞爺協会病院、函館中央病院、十勝リハビリテーションセンター、北斗病院、東北海道病院、オホーツク海病院
【北海道外】	盛岡医療生活協同組合　川久保病院、竹の塚脳神経リハビリテーション病院、東京ちどり病院、イムス横浜旭リハビリテーション病院、東戸塚記念病院
●介護保険施設・社会福祉施設	
【北海道】	社会福祉法人麦の子会、千歳発達支援センター

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

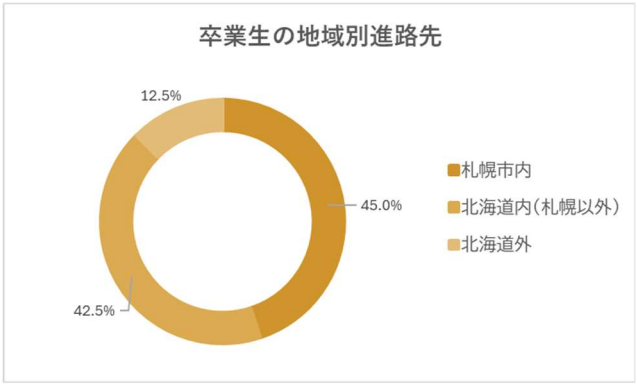
キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 年度実績）

4　月　就職ガイダンス（4年）
　　卒業生講話（4年）
　　キャリアガイダンス（3年）
5　月　公務員・企業志望向けガイダンス（2・3年）
9　月　キャリアガイダンス（2・3年）
　　就職ガイダンス（4年）
　　就職相談会（4年）
10　月　コミュニケーション養成講座（全学年）
11　月　コミュニケーション養成講座（全学年）
12　月　コミュニケーション養成講座（全学年）
3　月　キャリアガイダンス（2・3年）

■作業療法学科卒業生の職種等別進路先
（2024 年度）



■作業療法学科卒業生の地域別進路先
（2024 年度）



言語聴覚療法学科

言語聴覚療法学科の特色

近年、高齢化や疾病構造の変化などにより、言語障害や聴覚障害の疾病構造が多様化し、高度なリハビリテーション技術や、援助の必要性・重要性が高まっています。

言語聴覚士は、これら言語聴覚障害および摂食嚥下機能障害のリハビリテーションに携わる専門職業人として、医療機関を中心に、福祉や教育の各分野において、音声言語聴覚および摂食嚥下機能に障害のある人々に対する訓練や治療、これらに必要な検査、本人およびその家族に対する助言・指導を行います。また、介護保険制度の導入に伴い、介護分野においても言語聴覚士の活躍が期待されています。

今後の超高齢社会における高齢化率の更なる進展、疾病構造の変化に伴い、これらの業務に携わる人材の確保や資質の向上が益々重要となっています。言語聴覚療法学科は、関連する領域や分野との研究交流を行い、言語聴覚障害に対する新たな理論の構築や、評価・治療システムの開発を可能とする教育を展開しています。

カリキュラムの特色

① 言語聴覚士養成および言語聴覚学発展を目的とするカリキュラムを展開します。言語聴覚士国家試験受験資格取得に必要な指定規則に定められた科目を配当します。

② 1 年次は、他者とのかかわりにおける専門性の理解のため、自己認識、他者・組織・社会的ルール等にかかわる科目を配当します。さらに多文化・情報化の時代への対応を可能とする科目を配当します。

③ 1 年次から 2 年次にかけては、認知科学、基礎医学の履修を通して、医療に必要な基本的な知識および態度を身につけ、言語聴覚士になるための医療人・社会人としての人間教育に重点をおきます。専門性の基盤となる人体の機能・構造および声やことばの基本を理解します。

④ 2 年次以降は専門教育科目の体系化・構造化を図り、科目の履修目的が明確となる言語聴覚障害に関する専門領域の理解・深化を目的とした科目を配当します。

⑤ 3 年次は、言語聴覚障害の基本的知識と評価法および訓練法を習得することにより、専門職業人としての基本を学習します。

⑥ 4 年次は、臨床実習および言語聴覚士になるための総括的学習を行います。

臨床実習

(1)見学実習(2年次後期:5日間)

臨床における行動のあり方、共感の方法、実習施設での言語聴覚士の役割・職務の実際を理解するとともに、関連する職種の役割や専門についての理解を深めます。また、見学内容の報告・発表を通じて幅広い臨床のあり方を理解します。

(2)臨床技能演習(3年次後期:5日間)

評価実習にむけて、言語聴覚療法の実践に必要な技能及び態度が修得されていることを確認するための技能修得到達度評価を実施し、自己省察を通じて補うべき能力を理解します。

(3)臨床入門 II(3年次後期:5日間)

評価実習にむけて言語聴覚士の臨床業務に必要な態度やリスク管理、記録の仕方、各種報告書の作成に関する基本的技能を修得します。実習後は態度、知識、技術に関する到達度について省察し、各自の課題解決にむけた学習計画を立案し、臨床スキルの向上をはかります。

(4)評価実習(3年次後期:25日間)

各種障害についての知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断の技能を修得します。実習指導者の下、評価計画の立案、情報収集(全身状態の把握を含む)、インテーク面接、障害のスクリーニング検査、行動観察、総合的検査、特定検査、その他の検査の実際を体験します。評価の過程で情報を適切に記録する方法を修得するとともに、評価サマリの作成を通じて、各情報の分析・統合の実際、報告のあり方について理解を深めます。

(5)総合実習(4年次前期:40日間)

実習指導者の下、評価結果に基づく言語治療計画の立案、科学的根拠に基づく治療法の選択、各治療法の優先順位の決定、基本的な言語治療の実施と記録の実際を修得します。最終的に臨床経過報告書の作成を通じて学びをまとめ、報告のあり方について理解を深めます。

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

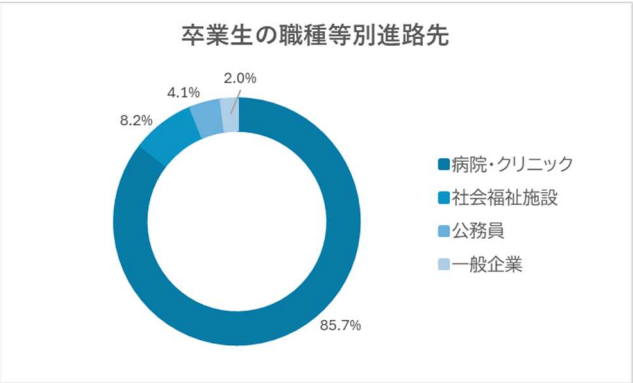
●保健・医療機関	
【北海道】	勤医協中央病院、札幌医科大学附属病院、札幌渓仁会リハビリテーション病院、札幌孝仁会記念病院、札幌秀友会病院、札幌西円山病院、札幌禎心会病院、札幌東徳洲会病院、札幌徳洲会病院、札幌麻生脳神経外科病院、イムス札幌リハビリテーション病院、さっぽろ神経内科病院、新さっぽろ脳神経外科病院、真栄病院、北樹会病院、花川病院、恵み野病院、江別谷藤病院、札樽病院、千歳豊友会病院、旭川リハビリテーション病院、旭川医科大学病院、苫小牧東病院、聖ヶ丘病院、帯広厚生病院、十勝リハビリテーションセンター、函館中央病院、釧路孝仁会リハビリテーション病院、釧路孝仁会記念病院
【北海道外】	岩手医科大学附属病院、西仙台病院、竹の塚脳神経リハビリテーション病院、市ケ尾病院、イムス横浜旭リハビリテーション病院、横浜市立大学附属市民総合医療センター、小倉リハビリテーション病院
●介護保険施設・社会福祉施設など	
【北海道】	共同学童保育所じゃりん子パワー、こぱんはうすさくら札幌太平教室、はるにれの里、北海道済生会小樽病院重症心身障がい児(者)施設みどりの里
●行政機関	
【北海道】	岩見沢市役所(幼児ことばの教室)、滝川市役所(こども発達支援センター)
●行政機関	
【北海道外】	メガネトップ

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

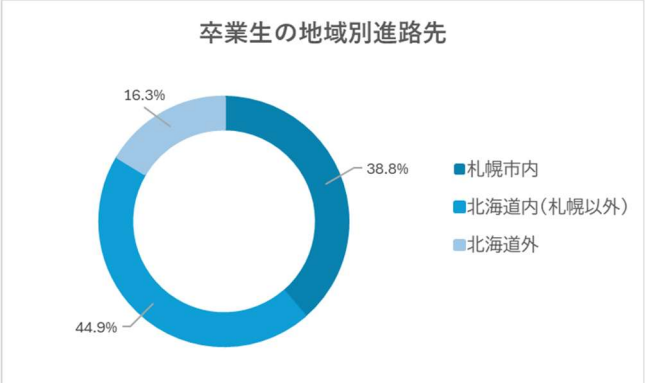
キャリア・就職支援行事の主な日程(2025 年度実績)

4月	就職ガイダンス(4年)		10月	コミュニケーション養成講座(全学年)
	キャリアガイダンス(3年)		11月	コミュニケーション養成講座(全学年)
5 月	公務員・企業志望向けガイダンス(2・3年)		12月	卒業生講話(2年)
9月	キャリアガイダンス(3年)			コミュニケーション養成講座(全学年)
	就職ガイダンス(4年)		3月	キャリアガイダンス(2・3年)
	就職相談会(4年)			

■言語聴覚療法学科卒業生の職種等別進路先
(2024 年度)



■言語聴覚療法学科卒業生の地域別進路先
(2024 年度)



医療技術学部

教育理念

本学の教育理念を基本として、最先端の科学的知識を基盤とした臨床検査の専門職の養成を図る教育を推進する。科学的専門知識と技術の開発・教授に留まらず、「考える力」を駆使する課題解決能力に秀でた人材の養成と、また、保健・医療・福祉の連携・統合を意識し、広い視野を備えた専門職業人の養成により、地域・国際社会ならびに人類の健康と幸福に貢献することを医療技術学部臨床検査学科の教育理念とする。

教育目的

医療技術学部臨床検査学科の教育理念に沿って、最先端の科学的知識を基盤とする専門知識と技術に裏打ちされた課題解決能力を身につけ、確固たる倫理観と専門性に基づいて保健・医療・福祉の分野で社会に貢献できる専門職業人としての臨床検査技師の養成を本学科の教育目的とする。

教育目標

医療技術学部臨床検査学科の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 医療人としての豊かな人間性と高い倫理観の涵養
2. 高い専門知識と技術の修得
3. 生涯にわたり自ら研鑽し向上する意欲の涵養
4. チーム医療の一員として協調性を持って職責を果たす能力の修得
5. 問題提起と解決能力の涵養

医療技術学部臨床検査学科三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

医療技術学部臨床検査学科の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。

1. 生命の尊重を基盤とした豊かな人間性、幅広い教養、高い倫理観を身につけている。
2. 臨床検査に必要な知識と技術を修得し、先進・高度化する医療に対応できる実践能力を身につけている。
3. 保健・医療・福祉の各分野の役割を理解し、チーム医療の一員としての自覚とそれを実践するための専門性と協調性を身につけている。
4. 臨床検査のスペシャリストとして、進歩や変化に常に関心を持ち、生涯にわたり自己研鑽する姿勢を身につけている。
5. 多様な文化や価値観を尊重し、地域的・国際的な視野で活躍できる能力を身につけている。
6. 臨床検査学領域における様々な問題や研究課題に対し、解決に向けた情報の適切な分析、科学的思考と的確な判断ができる能力を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医療技術学部臨床検査学科の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。

1. １年次には、医療人としての豊かな人間性と幅広い教養を養う全学教育科目、さらに、チーム医療に求めら

れるコミュニケーション能力を養い、多職種連携に関する理解を深めることを目的とした全学部学生が合同でおこなう科目を配当する。また、人体の構造や機能を学ぶ基礎医学科目や早期に臨床検査分野に対する動機付けを図るための臨床検査学の基礎に関する専門科目を配当する。

2. 2 年次には、臨床検査に対する理解を深め、専門知識を豊富にすることを目的とした臨床検査学の講義および実習科目を配当する。
3. 3 年次には、臨床検査技師に必要な技術を修得することを目的とした臨床検査学および関連する実習科目、さらに医療現場での臨床検査に関する知識を深め、臨床検査技師としての自覚を培うことを目的とした臨地実習を配当する。また、臨床の現場で実際に臨床検査技師が関わるチーム医療や在宅医療の理解、患者への接遇、リスクマネジメントの重要性を学ぶことを目的とした科目を配当する。
4. 4 年次には、研究を通して、科学的な思考による問題解決能力やプレゼンテーション能力を養うことを目的とした卒業研究を配当する。さらに、創造性、思考力、生涯にわたり自己研鑽する意欲を備え、指導的役割や教育・研究を担う臨床検査技師としての能力、同時に、先進・高度化する医療に対応できる能力を養うことを目的とした科目を配当する。
5. 国際的な視野で活躍できる力の育成に向けて、1 年次～4 年次にわたって英語の科目、そして 1 年次に初修外国語（ドイツ語、中国語、韓国語）を配当し、さらに、英米哲学の問題理解（哲学）、欧米の医療保険制度（医療の経済学）などの異文化理解に関する科目を配当する。
6. 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、実技試験、ルーブリックを用いたレポート評価などを適宜実施する。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

医療技術学部臨床検査学科では、学位授与の方針の要件を修得し、医療社会の要請と期待に応えて地域や人々の健康の向上に貢献できる臨床検査専門職の養成を目標としています。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求めます。

1. 入学後の修学に必要な基礎学力＊を有している人
2. 協調性や基礎的な思考力と表現力を有している人
3. 生命を尊重し、他者を大切に思う心がある人
4. 保健・医療・福祉に関心があり、地域社会ならびに人類の幸福に貢献するという目的意識を持っている人
5. 生涯にわたって学習を継続し、自己を磨く意欲を持っている人

＊基礎学力について

医療技術学部臨床検査学科では、入学後、専門科目の基礎として、生体成分の化学的特性やその測定のための化学反応を理解するための化学、検査結果の妥当性を評価するための数学・統計学、生体情報の取得のための音や電気の特性を理解するための物理学、病気による生体成分や生体情報の変化を理解するための生理学・生化学・病理学などの科目があります。すなわち、高校で学習した数学、理科（化学、生物、物理）の知識や考え方を有効に活用することが学修成果を高めることにつながります。

ここに示す「基礎学力を有し」とは、上記科目を高校で履修していることをさします。

ただし、理科 3 科目全ての履修は限定されるため、少なくとも 1 科目を履修しており、未履修の科目については合格後に本学が提供する教育プログラムを受講することを推奨します。

なお、入学者選抜区分ごとの入学希望者に求める能力、水準等の判定方法は以下のとおりです。適性を総合的に評価して入学者を選抜します。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテ

ーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。
「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価します。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。
「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物を調査書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科等の多様な基礎学力を評価します。
「社会人特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価し、課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価します。
「外国人留学生特別選抜」は、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲及び日本語能力を面接・プレゼンテーション・調査書等により評価し、さらに学力試験により基礎学力を評価します。

授業・試験・進級・卒業に関わる事項

医療技術学部の授業科目について

すべての授業科目は、所定の授業回数と単位数が定められています。1 回の授業は 2 時間として扱われ、講義及び演習については 15 時間ないし 30 時間をもって 1 単位、実験・実習及び実技については 30 時間ないし 45 時間をもって 1 単位としています。
単位修得にあたって、それぞれの授業科目は必修科目と選択科目に区分されています。
必修科目……卒業するまでに、全科目を履修し、修得しなければなりません。
選択科目……卒業するまでに、各領域の中で定められた科目数以上を履修し、修得しなければなりません。

履修について

授業科目の単位を修得するには、その科目の履修登録をすることに始まり、授業に出席し、試験に合格しなければなりません。

① 履修登録…… 各学期の初めに、単位を修得しようとする科目について届け出なければなりません。ただし、履修する学生の人数を制限する授業科目は GPA 等による学生の選考をおこないます。

② 履修…… 履修登録した科目の所定の授業回数の 70%以上に出席し、定期試験等を受験したことをいいます。

③ 授業回数…… 授業科目は、15 回の授業回数が基本となります。シラバスに記載されている各授業科目の内容を参照してください。

④ 失格…… 履修登録した科目への出席が、所定の授業回数の 70%に満たない場合、定期試験等を受験する資格がないことをいいます。

⑤ 公欠席…… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合（就職試験、大学院入試等）、あるいは教授会で特別に認められた場合は公欠席とし、欠席回数に算入されません。医療技術学課まで申し出てください。

単位の「修得」について―Ⅰ

定期試験等を受験し、合格することで、その科目の単位を修得することができます。科目によっては、試験の成績にレポート（課題）や小テストの評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。シラバスに記載している各科目の「評価方法」を確認してください。

① 定期試験…… 多くの授業科目は、定められた試験期間中に試験を行いますが、異なる時期での実施や

レポートの提出を求められる場合があります。

② 成績評価…… 80 点以上を「優」、70 点以上を「良」、60 点以上を「可」、60 点未満を「不可」とし、優・良・可を合格、不可を不合格とします。

③ 修得…… 定期試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定されることをいいます。

単位の「修得」について―Ⅱ

定期試験の結果が不合格だった場合、定期試験をやむを得ず欠席した場合には、それぞれ再試験、追試験が実施されます。別掲フローチャート＜履修登録から単位修得まで＞を併せて参照してください。

① 再試験…… 定期試験の結果が 60 点未満だった場合、再試験の対象者となります。再試験日の 2 日前までに証明書自動発行機で受験手続きを行ってください。受験料は 1 科目につき 2,000 円です。再試験に合格した場合、成績は「可」の評価となります。実施日程は掲示で確認してください。

② 追試験…… 定期試験を欠席し、その欠席理由が正当と認められた場合追試験の対象となります。「授業・試験欠席届」および「追試験申込書」の提出など所定の手続きが必要ですので、医療技術学課に申し出てください。なお、受験料は不要です。実施日程は掲示等で確認してください。

③ 試験欠席届…… 定期試験を受験できなかった場合、試験終了後 1 週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書、JR など公共交通機関発行の遅延証明書など）を添付の上、「授業・試験欠席届」を医療技術学課に提出してください。「授業・試験欠席届」を提出したものの、欠席の理由が正当と認められなかった場合、追試験受験手続きを完了しなかった場合及び追試験を欠席した場合は、該当する科目の以後の追試験は認められず、成績評価は 0 点となります。

④ 履修無効…… 定期試験を欠席し、試験終了後 1 週間以内に「授業・試験欠席届」が提出されない場合は、その授業科目の履修が無効となります。必修科目が「履修無効」の場合、「留年」になります。選択科目が「履修無効」の場合、単位を修得するためには、次年度以降に「再履修」しなければなりません。定期試験を欠席した場合は、必ず「授業・試験欠席届」を医療技術学課に提出してください。

次の学年への進級について

進級の可否についての判定は毎年 3 月に行われます。

① 進級…… 当該学年に配当されている必修科目のすべてを修得した場合に進級できます。

② 留年…… 必修科目（実習科目を除く）のうち、不合格科目数が 20%を超える場合は、原則として留年となります。その場合、次年度も同一学年に留め置きとなります。単位未修得の科目は「再履修」しなければなりません。

③ 仮進級…… 必修科目に不合格がある場合でも、必修科目（実習科目を除く）のうち、不合格科目数が 20%を超えない場合、仮進級できます。ただし、実習科目が「不合格」、または必修科目が「失格」、「履修無効」の場合は仮進級できず、留年となります。また、4 年次への進級においては、たとえ不合格科目数が 20%を超えない場合でも仮進級は認められません。

④ 仮進級者試験… 仮進級した場合、不合格となった必修科目について行われる試験をいいます。再試験と

同様の手続きが必要となります。実施日程は掲示で確認してください。

⑤ 再履修…… 次の場合に該当し、もう一度授業を受け直すことをいいます。

1. 失格、履修無効または不合格になった選択科目を有して進級し、その授業科目の単位を修得しようとする場合。
2. 留年した場合は、失格、履修無効または不合格になった授業科目で、その単位を修得しようとする場合。

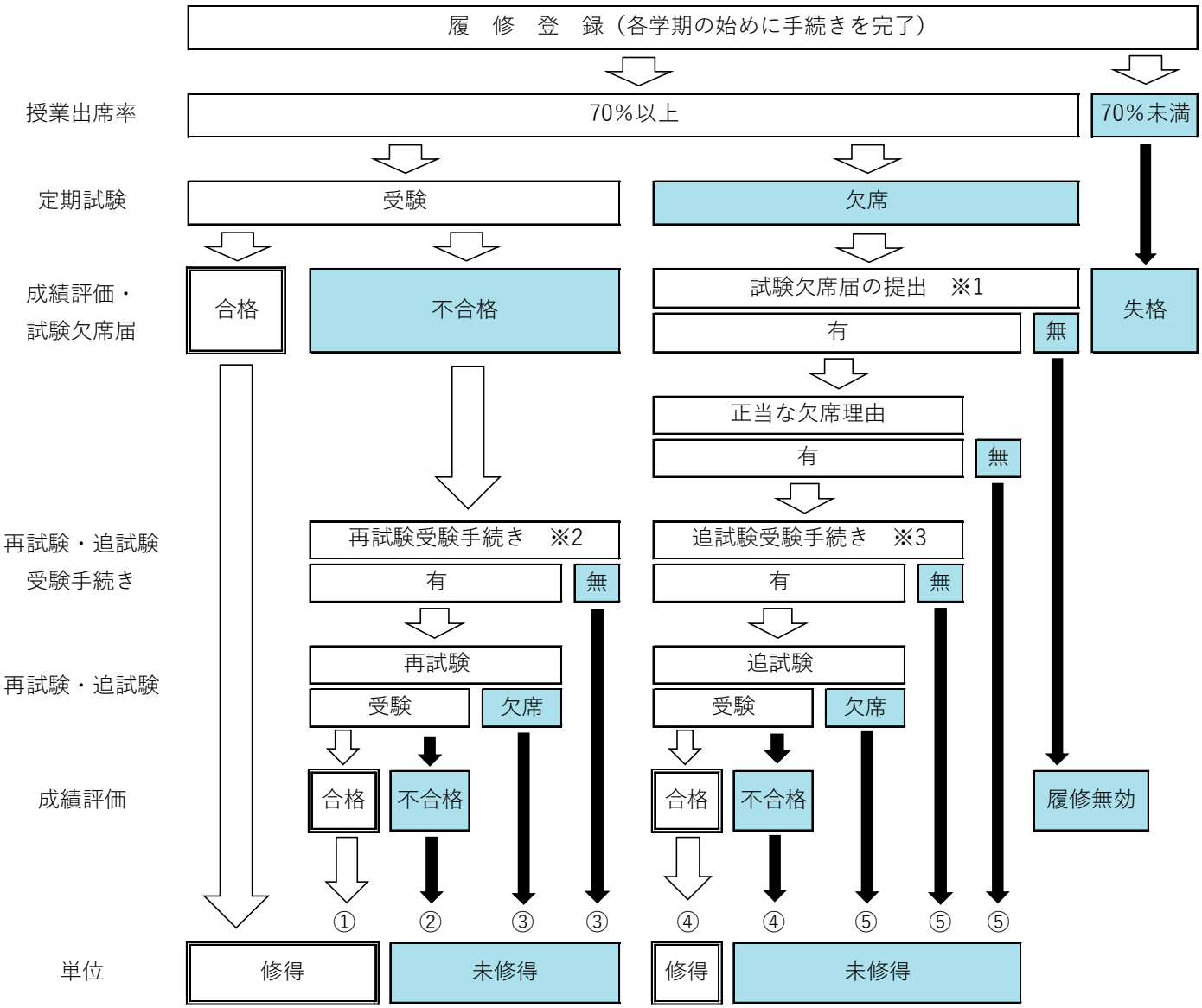
卒業に必要な単位数について

【2021 年度入学生】
126単位以上[全学教育科目において29単位以上(必修科目23単位、選択科目6単位以上)、
専門教育科目において97単位以上(必修科目93単位、選択科目4単位以上)]

【2022年度入学生】
140単位以上[全学教育科目において29単位以上(必修科目23単位、選択科目6単位以上)、
専門教育科目において111単位以上(必修科目110単位、選択科目1単位以上)]

【2023～2026年度入学生】
144 単位以上[全学教育科目において 30 単位以上(必修科目24 単位、選択科目6単位以上)、
専門教育科目において114 単位以上(必修科目113 単位、選択科目1単位以上)]

フローチャート〈履修登録から単位修得まで〉



※1. 試験終了後 1 週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書など）を添付の上、医療技術学課へ提出
※2. 試験日の 2 日前までに手続き（証明書自動発行機にて受験票を購入）を完了　1 科目 2,000 円
※3. 試験日の 2 日前までに手続きを完了　無料

① 評点は 60 点（評価は「可」）
② 再試験時の評点
③ 定期試験時の評点
④ 追試験時の評点
⑤ 評点は 0 点

進級の基準（医療技術学部履修規程　第 15 条）

◎全ての必修科目が合格（単位修得）の場合 …… 進　級
◎必修科目（実習科目を除く）のうち、不合格科目数が 20%を超えない場合 …… 仮進級
（但し、第 4 学年への仮進級は認めない。）
◎必修科目（実習科目を除く）のうち、不合格科目数が 20%を超える場合 …… 留　年
◎実習科目が不合格、必修科目に失格・履修無効がある場合 …… 留　年

仮進級の場合の単位修得について

必修科目に不合格がある場合でも、不合格必修科目数を考慮して仮進級が認められることがあります。その場合、前年度未修得科目は、以下の取り扱いで単位修得します。

① 仮進級者に対して仮進級者試験を行う。

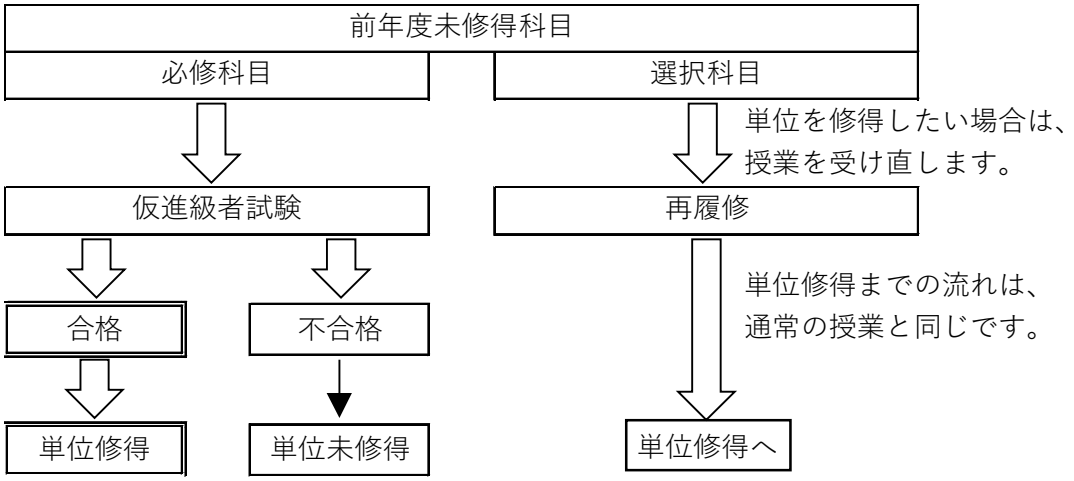
② 受験手続は試験実施の 2 日前までとする。(1 科目 2,000 円)

③ 合格者の評価は「可」とする。

④ 選択科目は仮進級者試験を行わないので、単位修得を希望する場合は再履修となる。

⑤ 仮進級者試験に不合格の場合、次年度に仮進級者試験を再度受験する。ただし、4 年次への仮進級は認めない。

前年度未修得科目がある場合の単位修得までの流れ



臨床検査技師国家試験

臨床検査技師法(昭和 33 年 4 月 23 日法律第 76 号)の第二章第三条に「臨床検査技師の免許は、臨床検査技師国家試験に合格した者に対して与える。」とあるように、国家試験を受験し、合格しなければ臨床検査技師となることはできません。本学の臨床検査学科を卒業した者には臨床検査技師国家試験の受験資格が与えられます。

1. 試験内容

臨床検査技師国家試験の形態は筆記試験(全問選択問題)です。試験科目は、1)病理組織細胞学、2)臨床微生物学、3)公衆衛生学、4)医用工学概論、5)臨床生理学、6)臨床血液学、7)臨床化学、8)臨床検査総論、9)臨床免疫学、10)臨床検査医学総論の 10 科目から出題されます。問題数は午前 100 問、午後 100 問の計 200 問です。合格は 120 点以上となります。以下に、各科目と関連する授業科目を示しますので、計画的に国家試験対策に取り組むようにしてください。(カッコ内は出題数。年度により変動があります)

(1) 病理組織細胞学(28)
関連する授業科目:解剖学、病理学、臨床病理検査学、臨床細胞診断学

(2) 臨床微生物学(22)
関連する授業科目:微生物学、臨床微生物学、微生物検査学

(3) 公衆衛生学(10)
関連する授業科目:統計学、公衆衛生学、関係法規

(4) 医用工学概論(12)
関連する授業科目:医療情報科学、医用工学概論、検査機器学

(5)臨床生理学(26)
関連する授業科目:生理学、臨床生理学、画像検査学

(6) 臨床血液学(18)
関連する授業科目:臨床血液学

(7) 臨床化学(32)
関連する授業科目:生化学、臨床化学、核医学概論、遺伝子検査学

(8) 臨床検査総論(20)
関連する授業科目:臨床検査学総論、臨床検査管理学、寄生虫検査学演習

(9) 臨床免疫学(22)
関連する授業科目:免疫検査学、輸血・移植学

(10) 臨床検査医学総論(10)
関連する授業科目:医学概論、臨床病態学

2. 実施要領、試験問題および出題基準の閲覧

臨床検査技師国家試験の実施要領、過去の試験問題や出題基準は、厚生労働省ホームページに毎年公開されています。リンク先は以下のとおりです。

【実施要領】
https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/rinshoukensagishi/

【過去の試験問題　－第 71回臨床検査技師国家試験－】
https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/topics/tp250428-07.html
【令和7年版臨床検査技師国家試験出題基準について　－厚労省ホームページ－】
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088793_00004.html

【試験科目と指定規則に定める教育内容との対応表】
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001080966.pdf

【出題基準】
https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001080955.pdf

3.　国家試験合格率の推移

過去 5 年間の臨床検査技師国家試験の合格率の推移を以下に示します（厚生労働省資料より）。過去のデータから読み取れるように、既卒者となると合格率が大きく低下することがわかります。新卒者として国家試験に 1 回で合格することを目指して下さい。

	合格率	新卒者合格率	既卒合格率	（合格者数/受験者数）
67 回（2021）	80.2%	91.6%	41.7%	（4,101/5,115）
68 回（2022）	75.4%	86.4%	22.4%	（3,729/4,948）
69 回（2023）	77.6%	89.5%	29.3%	（3,880/5,002）
70 回（2024）	76.8%	88.0%	26.3%	（3,800/4,946）
71 回（2025）	84.6%	94.0%	40.4%	（4,340/5,131）

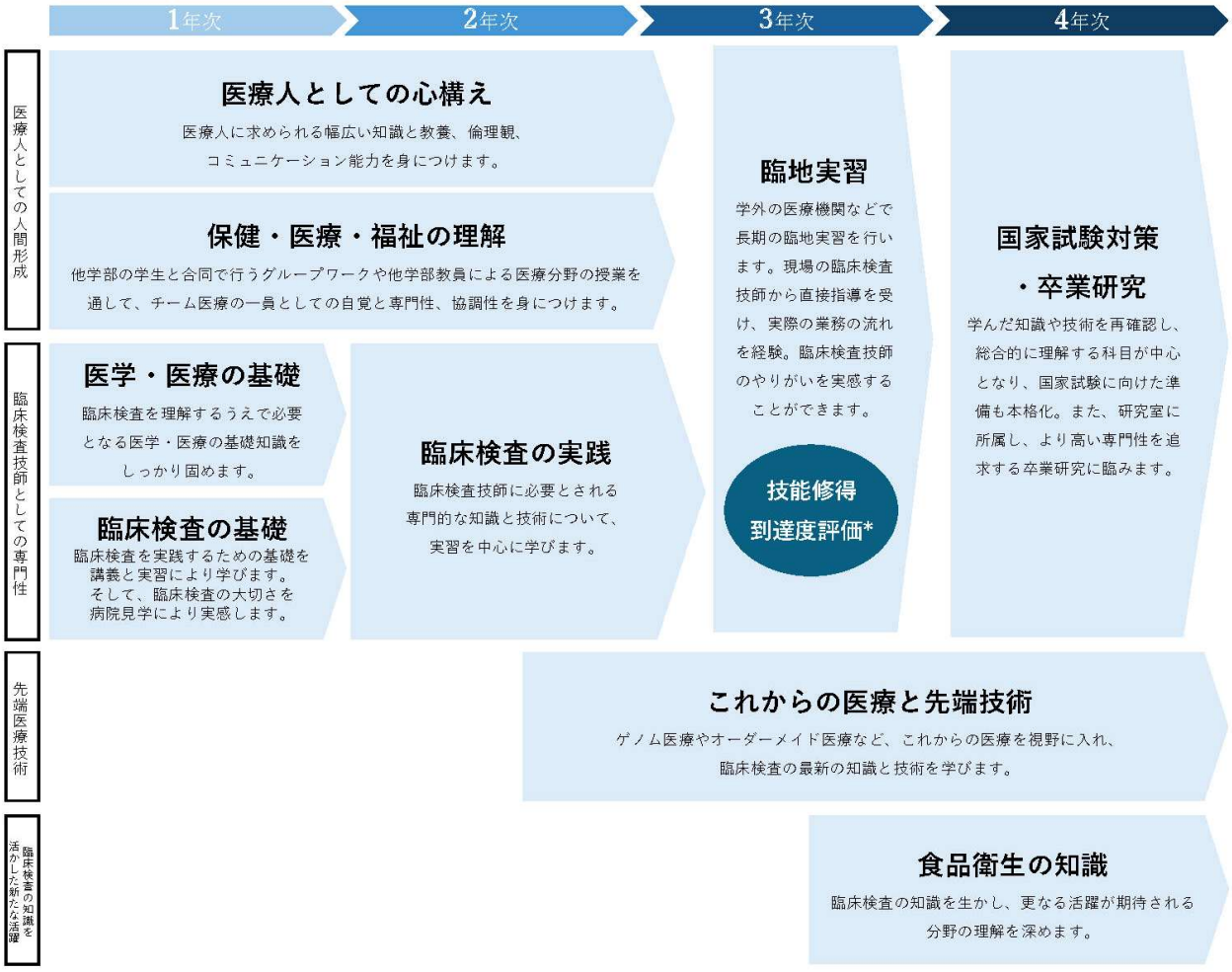
臨床検査学科の特色

臨床検査学科では、臨床検査学の知識や技術だけでなく医療人としての人間性、チーム医療や多職種連携、コミュニケーション能力など幅広く学ぶことができます。また、高度な専門性、最新の知識と技術を身につけるために、臨床検査の現場で使用されている高精度の機器を整備しており、さらに、ゲノム医療やオーダーメイド医療など先進医療への対応も視野に入れた教育環境を有しています。将来、チーム医療の一員として活躍し、これからの医療現場をリードする幅広い視野を持った臨床検査技師の養成を目指しています。

カリキュラムの特色

臨床検査学科／履修カリキュラム

[4 年間の学びの流れ]



＊技能修得到達度評価：臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験です。

上記図は、4 年間の履修の流れを示しています。

臨床検査学科のカリキュラムは、全学教育による医療人としての心構え、さらに保健･医療･福祉を理解する科目を 1･2 年次に履修し、それと並行して医学･医療･臨床検査の基礎を 1 年次に主に学びます。2･3 年次には臨床検査の専門科目と実習を中心に学び、3 年次後期には臨床検査の知識や技能、患者さんとの接し方を評価する客観的臨床能力試験（OSCE）を実施し、病院での臨地実習に臨みます。4 年次は臨床検査に関する幅広い分野から 1 分野を選択し、卒業研究を行いながら、国家試験に備えます。

臨地実習

講義・実習で修得した知識や技術を実践場面で活かす現場力の養成を目的とし、実際の医療現場で臨床検査技師からの直接指導により臨床検査業務を実際に体験する実習です。実習は 3 年次後期(12 月～2 月の 10 週間)に、札幌市内をはじめ、道内外各地の地域医療をリードする医療機関で実施します。実習開始前には OSCE により知識と技術を評価することで、自信を持って実習に臨むことができます。実際の現場を体験することで医療人としての態度を身につけます。

資格

臨床検査学科を卒業と同時に学士(臨床検査学)の称号ならびに臨床検査技師国家試験の受験資格が得られます。

また、所定の科目単位を選択・修得することで、食品衛生管理者・食品衛生監視員の任用資格、健康食品管理士認定試験の受験資格を得ることができます。

卒業後の進路

2024 年度卒業生の進路

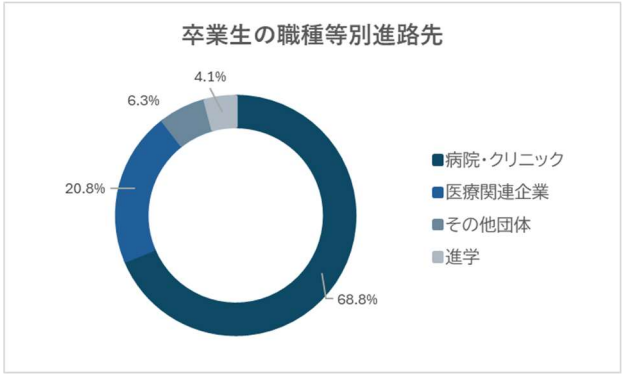
●保健・医療機関	
【北海道】	市立札幌病院、手稲渓仁会病院、札幌医科大学附属病院、中村記念病院、札幌心臓血管クリニック、札幌第一病院、札幌徳洲会病院、神谷レディースクリニック、小樽掖済会病院、市立千歳市民病院、伊達赤十字病院、王子総合病院、市立函館病院、北斗病院、釧路赤十字病院、釧路労災病院、市立釧路総合病院、北見赤十字病院、北星記念病院、広域紋別病院
【北海道外】	三沢市立三沢病院、十和田市立中央病院、弘前総合医療センター、岩手医科大学附属病院、仙台医療センター、国立病院機構福島病院、けいゆう病院
●企業	
【北海道】	シミックヘルスケア・インスティテュート、札幌健診センター、札幌臨床検査センター、第一岸本臨床検査センター
【北海道外】	ピーシーエルジャパン
●その他	
【北海道】	札幌がん検診センター、北海道ブロック血液センター、旭川がん検診センター
●進学	
【北海道】	北海道医療大学大学院、北海道大学大学院医学院

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

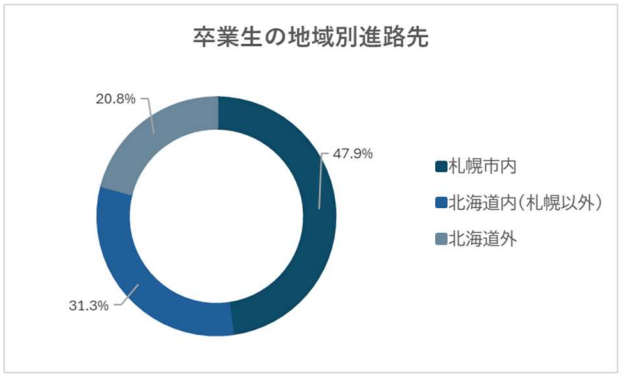
キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 年度実績）

4月　就職ガイダンス（4年）
　　キャリアガイダンス（3年）
5 月　公務員志望者向けガイダンス（2・3年）
10月　内定者講話、卒業生講話（3年）
　　キャリアガイダンス（3年）
　　コミュニケーション養成講座（全学年）
11月　コミュニケーション養成講座（全学年）
12 月　コミュニケーション養成講座（全学年）
3 月　キャリアガイダンス（2・3年）
　　オンライン業界研究セミナー
　　（1・2年希望者）
　　オンライン就職相談会（3年）
　　キャリアガイダンス（2・3年）

■医療技術学部卒業生の職種等別進路先（2024 年度）



■医療技術学部卒業生の地域別進路先（2024 年度）



臨床データサイエンス学環

教育理念

本学の教育理念を基本として、高度化と多様化の進む医療の現場を活躍のフィールドとして、先端的なデータサイエンス技術を活用できる臨床データサイエンティストを育成することを臨床データサイエンス学環教育理念とする。

教育目的

臨床データサイエンス学環の教育理念に沿って、人の心と体に関する知識を持ったうえで、医療人としての視点に立って、データサイエンスの技術により課題を解決できる実践力を身につけられるようにすることを教育目的とする。

教育目標

臨床データサイエンス学環の教育理念・教育目的に基づいて、以下の教育目標を定める。

1. 先進技術、瞬発力、実践力： データサイエンスに関する先進的技術を瞬発力をもって利用できる実践的な技術力の修得
2. 医療倫理、医療人の視点： 医療倫理を順守して、医療人の視点に立った課題解決能力の涵養
3. 主体性、創造性、自己研鑽： 主体的に社会の課題を捉え、創造的な解決に向けて自己研鑽を続ける姿勢の醸成
4. グローバル、多様性、社会貢献： 英語などの語学力を生かし、多様な文化や価値観を尊重してグローバルに活躍できる能力の涵養
5. コミュニケーション、多職種連携、協働： 医療専門職とのコミュニケーション能力を通して多職種で協働できる能力の涵養

臨床データサイエンス学環三方針

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

臨床データサイエンス学環の教育目標に基づき、卒業のために以下の要件を満たすことが求められる。

1. 一般的なデータサイエンティストとしてのデータ分析・解析・AI などにかかるスキルにより瞬発力をもって課題を解決でき、加速度的に広がる生成 AI などの先進的技術を応用できる実践能力を身につけている。
2. 人の心と体の基礎知識をもち、患者中心のケア、医療倫理の遵守などのケアの原則を踏まえ、「医療人としての視点」に立ったデータサイエンティストとしてふさわしい解決策の策定能力を身につけている。
3. データサイエンティストとして、社会の変化に関心を持ち、人々の新たなニーズに創造的に対応できるように生涯にわたり自己研鑽する姿勢を身につけている。
4. プログラミング言語を世界の共通言語として捉えるとともに、多様な文化と価値観を尊重し、データサイエンティストとして地域及び国際社会に貢献できる能力を身につけている。
5. 複雑化する医療・保健・看護・福祉・心理の現場での医療専門職とのコミュニケーションを通して多職種で協働し、データサイエンティストとしての専門性を発揮する姿勢を身につけている。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

臨床データサイエンス学環の学位授与の方針に基づき、以下の方針のもとで教育課程を編成・実施する。また、教員は、ポリシーに照らした取り組みの適切性について、実効性のあるPDCAサイクルを持って自己点検・評価を行う。

教育内容

1. データ分析・解析・AI などに関わる実践的な技術を身につけるために、1年次には、データサイエンスのリテラシーレベルとプログラミングや AI の基礎に関する科目（全学教育科目）を、2年次には、AI の応用に関する科目（基幹教育科目）を配当する。また、3年次には、先進的技術を応用する能力を身につけるために、生成 AI に関する科目（基幹教育科目）を配当する。
2. AI の根幹を数学やプログラミングとして捉えるのではなく、人の心と体としても捉えられるように、1年次から2年次にかけて、人体の構造や機能に関する科目（医療系基礎教育科目）を配当する。また、医療人としての視点を身につけるために、患者中心のケアや医療倫理に関わる科目（全学教育科目、医療系専門教育科目）を1年次から3年次にかけて段階的に配当する。
3. 主体的に社会の変化を捉える能力を養うために、2年次から3年次にかけて、医療・保健・看護・福祉・心理のフィールドにおけるケーススタディができる科目（医療系専門教育科目）を配当する。また、生涯にわたり自己研鑽できる姿勢を養うために、全学教育科目・医療系基礎教育科目・医療系専門教育科目に対して、データサイエンスとの連携を深められる基幹教育科目を1年次から4年次にかけて段階的に配当する。
4. 多様な文化と価値観を身につけられるように、1年次に、語学や人類学に関わる科目（全学教育科目）を配当する。また、地域社会に貢献できるように、地域が抱える医療に関わる課題を学べる科目（医療系専門教育科目）を配当する。さらに、データサイエンスの技術により国際社会に貢献できるように、英語で視聴できるデータサイエンスに関わる科目（基幹教育科目）を配当する。
5. 多職種と協働できるようなコミュニケーション能力を身につけるために、多職種連携に関する科目（全学教育科目）を1年次から4年次にかけて段階的に配当する。

教育方法

1. 全学教育科目・医療系基礎教育科目・医療系専門教育科目と基幹教育科目との連携を深めながら、段階的に実践的なキャリアプランニング・アントレプレナーシップ教育を実施する。
2. 専門職とのコミュニケーション能力を醸成するために、全学教育科目・医療系基礎教育科目・医療系専門教育科目については、医療専門職を目指す学生と共に学べるようにする。一方、データサイエンスのスキルを確実に身につけるために、基幹教育科目については、少人数で集中して学べるようにする。
3. 主体的な学修を促すために、講義・演習の事前事後の学修課題を提示するとともに、グループワークや発表を取り入れる。
4. 授業外学修やオンライン・オンデマンド学修を支援するために、ICT 活用教育環境として、充実した学内 LAN 環境やマルチモーダル生成 AI プラットフォームを活用した e Learning 教材を提供する。マルチモーダル生成 AI プラットフォームでは、基幹教育科目の講義を英語で視聴できるようにする。
5. 学生が自らの学修履歴を振り返り、個別最適な学修デザインの支援を受けられるように、人工知能による学修 e ポートフォリオを取り入れる。

評価方法

1. 学修成果を把握・評価するために、筆記試験、実技試験、ルーブリックを用いたレポート評価などを適宜実施する。
2. 学修 e ポートフォリオでは、授業科目ごとにディプロマ・ポリシーに沿った到達目標や身につけられる能力を明記して、学修成果に対する評価の基準を学生と教員で共有する。
3. 卒業研究も含めた4年間を通した総括的な学修に対しては、学修 e ポートフォリオを資料の1つとしながら、教員によりディプロマ・ポリシーに沿って評価を行う。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

臨床データサイエンス学環では、学位授与の方針の要件を修得し、医療人としての視点に立って、多職種の医療人と協働しながら、データサイエンスのスキルで社会に貢献できる人材養成を目標としている。そのため、以下のような資質を持った人材を広く求める。

1. データサイエンスを学ぶための基礎学力を有し、生成 AI などの先進的技術に関心を持っている人。
2. 保健医療福祉分野に関心があり、データサイエンティストとして活躍したいという意志を持っている人。
3. データサイエンティストとして主体的に学び、生涯にわたり自身の能力や知識を向上させる意志を持っている人。
4. 地域社会や国際社会に関心を持ち、データサイエンスの技術を応用して課題解決しようとする意欲を持っている人。
5. 医療に関わる多様な人々と協働して学ぶ意欲を持っている人。

入学者選抜の基本方針

臨床データサイエンス学環では、入学後、高い倫理観や多様な文化と価値観を学ぶ「全学教育科目」、人の心と体を学ぶことで臨床の基礎知識を修得するとともに AI の根幹を知る「医療系基礎教育科目」がある。すなわち、高校で学習した数学、理科、社会、国語、英語などの幅広い基礎学力を有し、多面的な考え方を有効に活用することが学修成果を高めることにつながる。ここで、「基礎学力を有し」とは、上記科目を高校で履修していることを指す。ただし、理科と社会については、各々、理科や社会に関わる少なくとも1科目を履修していることを指す。

「総合型選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書・志望理由書等により評価する。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価する。

「学校推薦型選抜」は、学校長等からの推薦をうけて、人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を面接・プレゼンテーション・調査書・志望理由書等により評価する。また課題レポート・小論文などにより論理的思考力、表現力を評価する。

「一般選抜・共通テスト利用選抜」は、これまでの学習・活動履歴や人物ならびに目的意識と入学後の学習意欲を調査書・志望理由書等により評価し、学力試験により、英語・数学・理科等の多様な基礎学力を評価する。

授業・試験・進級・卒業に関わる事項

臨床データサイエンス学環の授業科目について

すべての授業科目は単位数と授業時間が定められており、それぞれの授業科目は必修科目と選択科目に区分されています。

必修科目……卒業するまでに、全科目を修得しなければなりません。

選択科目……卒業するまでに、定められた単位数以上を修得しなければなりません。

履修について

授業科目の単位を修得するには、その科目の履修登録をすることに始まり、授業に出席し、試験に合格しなければなりません。

① 履修登録…… 各学期の初めの所定の期間に、単位を修得しようとする科目について届け出なければなりません。

② 履修…… 履修登録した科目の所定の授業回数の 70%以上に出席し、定期試験等を受験したことをいいます。

③ 失格…… 履修登録した科目への出席が、所定の授業回数の 70%に満たない場合、定期試験等を受験する資格がないことをいいます。

④ 公欠席…… 忌引き、卒業後の進路に関わる試験を受ける場合（就職試験、大学院入試等）、学校保健安全法に定める感染症に感染した場合、あるいは教授会で特別に認められた場合は公欠席とし、欠席回数に算入されません。クラス担任及び教務企画課まで申し出てください。

単位の「修得」について―Ⅰ

定期試験等を受験し、合格することで、その科目の単位を修得することができます。科目によっては、試験の成績にレポート（課題）や小テストの評価、授業の受講態度などが加味され、総合的に評価されます。シラバスに記載している各科目の「評価方法」を確認してください。

① 定期試験…… 定められた試験期間中に試験を行ったり、異なる時期での実施やレポートの提出を求められたりします。

② 成績評価…… 80 点以上を「優」、70 点以上を「良」、60 点以上を「可」、60 点未満を「不可」とし、優・良・可を合格、不可を不合格とします。

③ 修得…… 定期試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定されることをいいます。

単位の「修得」について―Ⅱ

定期試験の結果が不合格だった場合、定期試験をやむを得ず欠席した場合には、それぞれ再試験、追試験が実施されます。

① 再試験…… 定期試験の結果が 60 点未満だった場合、もしくは、「試験欠席届」を提出したものの欠席の理由が正当と認められなかった場合、再試験の対象者となります。再試験日の 2 日前（休日を除く）までに証明書自動発行機で受験手続きを行ってください。受験料は 1 科目につき 2,000 円です。再試験に合格した場合、成績は「可」の評価となります。実施日程は掲示等で確認してください。

② 追試験…… 定期試験を欠席し、その欠席理由が正当と認められた場合、追試験の対象となります。「試験欠席届」および「追試験申込書」の提出など所定の手続きが必要ですので、教務企画課に申し出てください。なお、受験料は不要です。実施日程は掲示等で確認してください。

③ 試験欠席届…… 定期試験を受験できなかった場合、試験終了後 1 週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書、JR など公共交通機関発行の遅延証明書など）を添付の上、「試験欠席届」を教務企画課に提出してください。

④ 履修無効…… 定期試験を欠席し、試験終了後 1 週間以内に「試験欠席届」が提出されない場合は、その授業科目の履修が無効となります。「履修無効」の場合、単位を修得するためには、次年度以降に「再履修」しなければなりません。定期試験を欠席した場合は、必ず「試験欠席届」を教務企画課に提出してください。

⑤ 再履修…… 失格、履修無効または不合格になった授業科目を有して進級し、その授業科目の単位を修得しようとするために、もう一度授業を受け直すことをいいます。

※必修科目の単位を修得できなかったときは、当該科目を再履修しなければなりません。必修科目は、配当学年で必ず履修・修得するようにしてください。必修科目の単位を失格、成績不良、試験の欠席、その他の理由で、配当学年中に修得できなかった場合、翌年の時間割では、上級学年に配当される必修科目と時間が重複するために履修できないことがあります。

卒業要件について

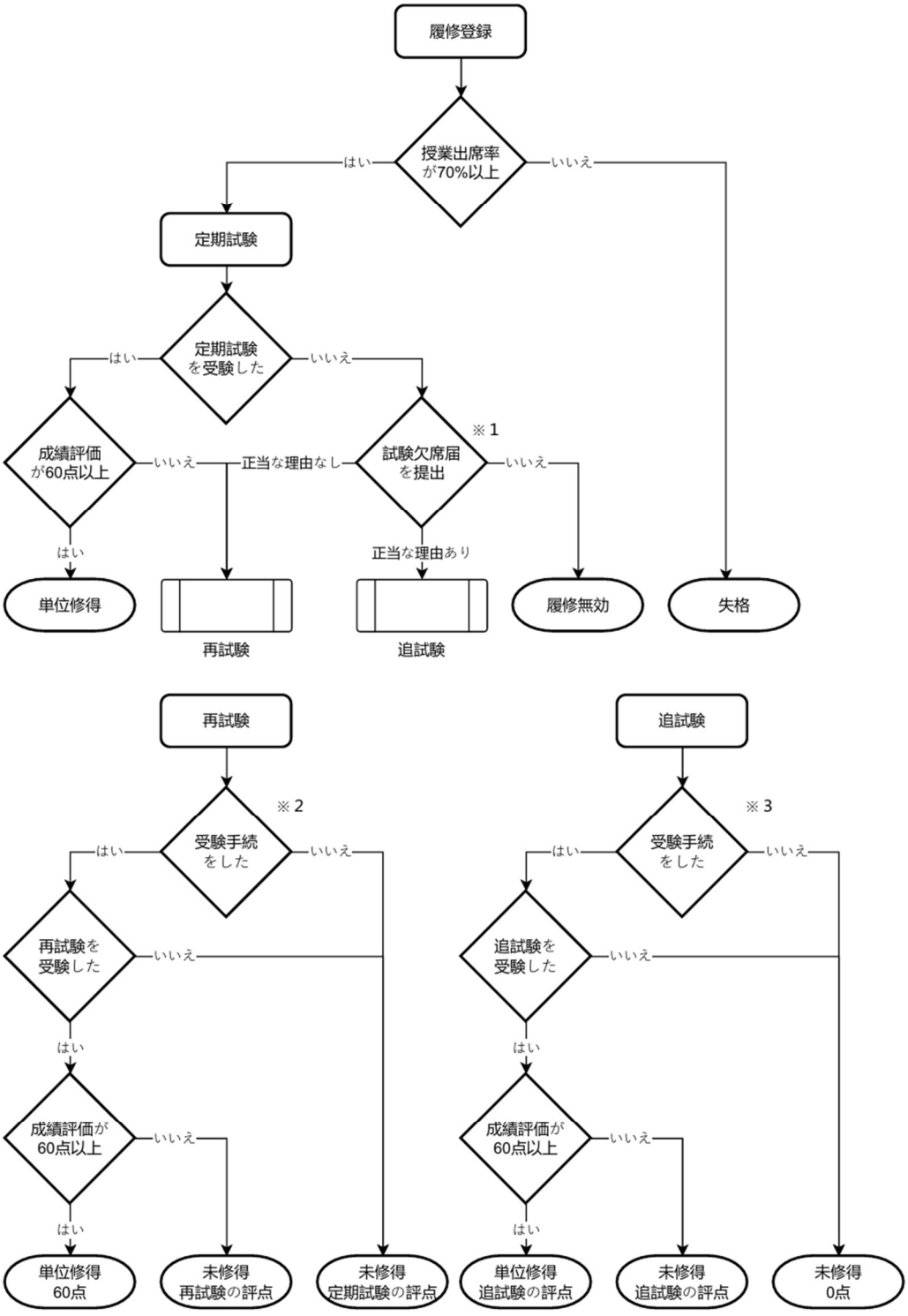
本学環を卒業するためには、本学に4年以上在学し、「卒業に必要な単位数」を修得しなければなりません。卒業の資格判定は教授会が行います。4年間で卒業要件単位を修得できない場合は、 8年間まで在学することができます。

卒業に必要な単位数について

卒業に必要な単位数は、全学教育科目 27 単位以上(うち必修 19 単位、選択 8 単位)、医療系基礎教育科目 22 単位(うち必修 22 単位)、医療系専門教育科目 25 単位以上(うち選択 25 単位)、基幹教育科目 50 単位(うち必修 50 単位)を修得し、合計 124 単位以上を修得する必要があります(履修科目の登録の上限:55 単位(年間))。

フローチャート〈履修登録から単位修得まで〉

フローチャート〈履修登録から単位修得まで〉



※1　試験終了後1週間以内に、必要書類（診断書、事故証明書など）を添付の上、教務企画課へ提出
※2　試験日の2日前までに手続き（証明書自動発行機にて受験票を購入）を完了　1科目2,000円
※3　試験日の2日前までに手続きを完了　無料

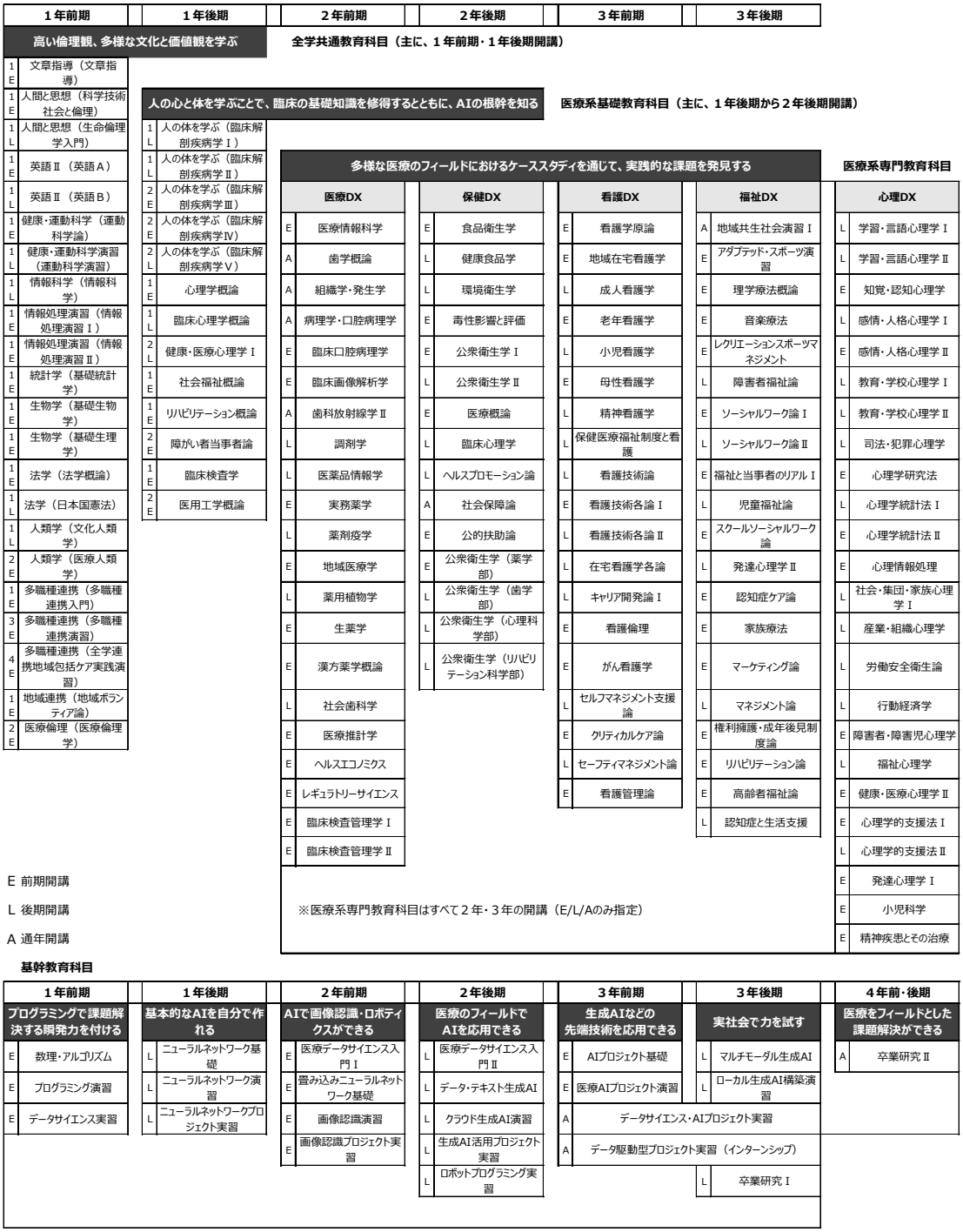
臨床データサイエンス学環の特色

臨床データサイエンス学環は、北海道医療大学が有する医療・福祉・看護・心理・リハビリテーションなど多様な医療系学部・学科の教育資源を結集し、「医療現場をフィールドとしたデータサイエンティストの育成」という役割を担います。学部横断的なカリキュラムを通じて、医療現場で求められるデータサイエンスの知識とスキルに加え、医療専門職と円滑に連携・協働できるコミュニケーション能力を兼ね備えた人材を育成します。また、臨床現場や地域医療の課題解決を実践的に学ぶ「実践型教育」を重視し、次世代の医療 DX を牽引するリーダーとなりえる人材の輩出を目指します。

本学環の最大の強みは、多職種連携が日常的に行われている医療系総合大学の環境を活かし、「データサイエンス力」と「医療現場とのコミュニケーション力」の両方を実践的に養える点です。全国でも例を見ない、学部・学科横断の教育体制により、医学・看護学・リハビリテーション・福祉・心理など幅広い専門領域とデータサイエンスを融合した独自の教育を提供します。これにより、医療現場の多様な課題をデータ駆動型で解決できる人材を育成することが、本学環の大きな特色となります。

カリキュラムの特色

カリキュラムツリー



臨床データサイエンス学環は、教育理念・目標に基づき、学位授与の方針に示した能力を学生が確実に修得できるように、教育課程編成・実施の方針に沿って体系的な教育課程を構成しています。

カリキュラムツリーには、科目履修の順序や配当年次を示しています。

1年次には、「全学教育科目」において、臨床データサイエンティストに求められる基盤となる知識として、高い倫理観、多様な文化と価値観を学びます。また、「医療系基礎教育科目」において、人の心と体を学ぶことで、臨床の基礎知識を修得するとともに、AI の根幹を学びます。

2年次から3年次にかけては、「医療系専門教育科目」において、多様な医療のフィールドにおけるケーススタディを通じて、実践的な課題を発見するスキルを身に着けます。
これら臨床データサイエンティストが課題解決の対象とする「医療のフィールド」に関わる知識・技術・技能を学びながら、並行して、「基幹教育科目」において、広くデータサイエンティストに求められる実践的なスキルや瞬発力を鍛えて、先進的データサイエンスにより、医療をフィールドとした課題を解決できる能力を身に付けます。
学びの集大成となる4年次では、主に卒業研究などを通して、医療をフィールドとした課題解決ができるスキルを修得します。

資格

先進的データサイエンティストとしての専門性を持つことを証する資格として、下記の資格を目指すことができます。

Python3 エンジニア認定基礎試験

Python はデータサイエンスの分野で最も一般的に使用されるプログラミング言語の一つ。一般社団法人 Python エンジニア育成推進協会が実施し、Python の基本的な知識や技術を証明するための資格。

データサイエンティスト検定(リテラシーレベル)

一般社団法人データサイエンティスト協会が提供する検定。データサイエンティストに必要なデータサイエンス力・データエンジニアリング力・ビジネス力について、それぞれ見習いレベル(上位者の指導の下、担当する業務を遂行できるレベル)の実務能力や知識を有していることを証明。

G 検定・E 資格験

一般社団法人日本ディープラーニング協会(JDLA)が提供する、AI 技術に特化した資格。機械学習やディープラーニングの専門的な知識や技術を証明するもので、データサイエンティストとしての高度な専門性をアピールするために有効。特に E 資格は、エンジニアリングの専門性を証明するもので、高度な技術や知識を有することを証明。

この他にも、広く情報通信・データ分析の専門性を有することを証する資格はあります。本学環では、一人一人が生成 AI モデルを利活用できる学修環境を提供することで、以下の資格の出題項目を学べる機会も用意します。

IT パスポート試験

独立行政法人情報処理推進機構が実施する国家試験「情報処理技術者試験」の一つ。IT に関する基礎知識を持っていることを証明する。

統計検定 2 級

日本統計学会が公式に認定する資格で、データサイエンティストとしての基本的な統計学の知識を証明。

卒業後の進路・キャリアビジョン

データサイエンティストの就職市場 （全般）

一般的なデータサイエンティストの就職市場では、特に、2018 年以降、需要が本格化しており、今後も伸びが予想されています。

一般企業・情報通信・IT 分野： 保険、IT、通信、金融、メーカーなど幅広い企業で、顧客データ分析、AI サービス開発などで活躍

・業務の中身は、データ分析・解析、企業が提供する各種サービスの向上につながる提案、コスト削減提案、システムの構築、事業戦略の判断支援など幅広い。

・自企業を対象にする場合は大手企業が多い。他企業（クライアント）からの求めに応じてサービスを提供する場合は、大手企業に加え、中小企業、スタートアップ企業も対象となる。

データサイエンティストの就職市場（医療・保健・看護・福祉・心理分野）

医療・保健・看護・福祉・心理分野でも、データサイエンティストに対しては、スタートアップやベンチャーでの需要が増えており、DX 化が進むにつれ、今後さらに拡大すると予想されます。

また、コンサルティング会社のように、企業から委託を受ける形で事業展開している場合、医療・保健・看護・福祉・心理分野は、現状としてはマーケットが小さいが、DX化の進行とともに段々と大きなマーケットになっていくと予想されます。さらに、スタートアップ・ベンチャー系の企業では、医療・保健・看護・福祉・心理でデータサイエンティストが活躍し始めているケースもあり、今後の人材不足が予測されます。

医療機関・社会福祉施設：診療データや AI を活用し、現場の課題解決や診療支援に貢献
行政・公衆衛生分野：疫学分析や健康に関わる政策のデータ活用で地域や社会に貢献

歯学部附属歯科衛生士専門学校

教育理念

本学および歯学部の教育理念を遵守し、地域社会における歯科医療と歯科保健活動ならびに口腔衛生の向上に努め、人々の幸福に貢献することを教育の理念とする。

教育目標

1. 歯科衛生士に必要な知識・技能および科学的な思考力を修得し、これらを統合した実践力を養う。
2. 高い使命感と倫理観を持った人間性豊かな医療人を育成する。
3. チーム医療に貢献できるコミュニケーション能力や実践力を養成する。
4. 口腔保健の専門家として自らを発展させる向上心や研究心を養う。

進　級

特色

本校は、北海道で唯一の歯学部附属の歯科衛生士専門学校です。講義や実習は専任教員と本学の歯学部教員のほか、教育内容に即した専門教員が担当します。また、専門性を支える臨床実習は、あいの里キャンパスの大学病院や当別キャンパスの歯科クリニックなどを中心に行われます。

歯科衛生士は、歯科医療の一翼を担う専門職です。本校の教育理念に基づき、地域社会における歯科医療と歯科保健活動に貢献できる歯科衛生士の養成を目指しています。歯科衛生士としての知識や技能の習得はもちろん、チーム医療や多職種連携に欠かせないコミュニケーション能力や医療人としての倫理観や使命感の育成にも力を入れています。

カリキュラム内容

1 年次 ： 生物学や化学、英語などの基礎科目、解剖学などの基礎専門科目や歯科衛生士のための主要 3 科目（歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導）を講義や実習から学びます。また全学共通科目である「個体差健康科学」では学部・学科の専門性を超え、様々な個体差を重視した新たな保健・医療・福祉のあり方と個々人に最も適したケアのための多職種連携のあり方について大学の全学部学科の学生とともに学びます。

2 年次 ： 前期は臨床専門科目を中心に学びます。同時に臨地実習として幼稚園や小学校また障がい者施設での保健指導実習を行います。後期は、北海道医療大学病院と歯科クリニックにおいて臨床実習を行い、患者様や病院スタッフとのコミュニケーションや歯科治療の現場を体得します。また歯学部学生と連携実習では歯科医師と歯科衛生士の共同動作を体得します。

3 年次 ： 前期は北海道医療大学病院と歯科クリニックのほかに札幌市内の総合病院の歯科口腔外科や開業歯科医院において臨床実習を行います。後期は国家試験対策講義（統合科目Ⅰ・Ⅱ、統合講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を行い 3 年間の学修の総まとめを行います。

出席・進級・卒業に関する事項

出席について

当該学年の授業時間数の 70%以上、臨床実習は授業時間数の 80%以上出席しなければなりません。

進級について

進級には各学年に配当されている全科目を履修し、かつ定期試験に合格しなければなりません。

卒業について

卒業試験の受験資格は各学年の定期試験に合格し、かつ３年生の統合科目Ⅰ・Ⅱと統合講義Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの出席が 70%以上である場合に与えられます。卒業は、卒業試験に合格しなければ認められません。

歯科衛生士国家試験

歯科衛生士国家試験は歯科衛生士の業務を行う資格があるかどうかを判定する試験で、基準を満たした者が合格となる「資格試験」です。例年 3 月上旬に 1 日間午前と午後にわたり、四肢択一または四肢択二のマークシート形式（令和 7 年度現在）で行われます。

国家試験の出題総数は 220 問です。その内、主要 3 科目（歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導）が 4 割を占め、残りの問題は基礎専門科目や臨床専門科目から出題されます。国家試験の合格には毎日の計画的な学習の積み重ねが重要です。講義を真剣に受講することはもちろんですが、自宅での復習も忘れずに実行することが望まれます。

資　格

資格について

歯科衛生科で取得できる資格は次のとおりです。
①歯科衛生士国家試験受験資格（専門士の称号）

■歯科衛生士法（抜粋）

［定義］
第 2 条　この法律において「歯科衛生士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。以下同じ。）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。
一　歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。
二　歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。
2　歯科衛生士は、保健師助産師看護師法第 31 条第 1 項及び第 32 条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることができる。
3　歯科衛生士は、前 2 項に規定する業務のほか、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とすることができる。

卒業試験・歯科衛生士試験出題科目区分

2025 年度　卒業試験・歯科衛生士国家試験
一　人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能
二　歯・口腔の構造と機能
三　疾病の成り立ち及び回復過程の促進
四　歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み
五　歯科衛生士概論
六　臨床歯科医学
七　歯科予防処置論
八　歯科保健指導論
九　歯科診療補助論

卒業後の進路

本校の就職先は、北海道のみならず全国の歯科医院や総合病院の臨床の場、保健センターや市町村などの公衆衛生の場に広がっています。求人の多さは、これまでの卒業生が学んだことをしっかり活かして活躍してきたことが高く評価され、社会が期待している表れといえるでしょう。超高齢社会において、歯科衛生士の専門能力を活かせる職域は広がりつつあります。卒業生の大半が歯科クリニックや病院等臨床の場へ進みますが、他の医療や保健福祉関係職種と上手に連携しながら高齢者と触れ合う仕事をめざす先輩も増えています。口腔の健康を通して患者さんと共に本当の健康のあり方を考え、地域の人々が食事やコミュニケーションを楽しむ支えとなるのが歯科衛生士といえるでしょう。

2024 年度卒業生の進路

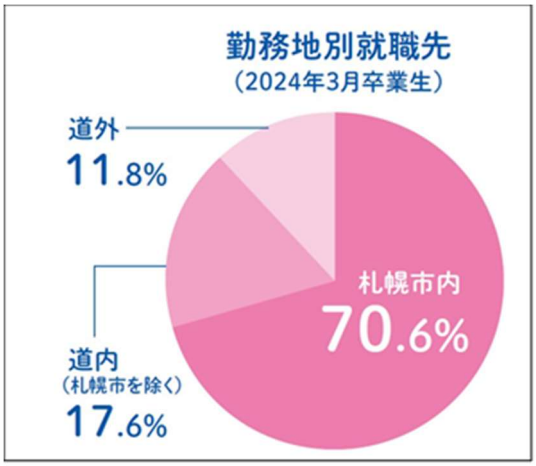
●病院・歯科医院	
【北海道】	医療法人社団明徳会　市岡歯科医院、イースト歯科クリニック、北 24 条かやの歯科クリニック、医療法人社団秀英会　こばやし歯科、医療法人社団白水会　木の実歯科、医療法人社団さっぽろ矯正歯科クリニック、医療法人徳州会　札幌徳州会病院、さっぽろ元町歯科クリニック、しんかわ中央歯科クリニック、医療法人社団誠志会つちだ矯正歯科クリニック、南郷ファミリー歯科クリニック、医療法人社団和久学会プラス歯科クリニック、ふれあいの杜歯科クリニック、ほくよう歯科クリニック、医療法人 mirai さいわいデンタルクリニック、百合が原ながの総合歯科、医療法人社団　一心会、滝川歯科医院、医療法人社団　K.FUKUDADENTALCLINIC、医療法人社団　あい歯科クリニック
【北海道外】	平和台みんなの歯科クリニック、行徳南歯科医院
●公務員	
	平取町　町役場

※地域分類は就職者の主な勤務地、勤務地不明の場合は本社所在地を基に分類

キャリア・就職支援行事の主な日程（2025 年度実績）

6 月　就職ガイダンス（3 年）
7 月　就職ガイダンス（3 年）
　　就職相談会（3 年）

■歯科衛生士専門学校卒業生の地域別進路先
（2024 年度）



■歯科衛生士専門学校卒業生の職種等別進路先
（2024 年度）



Ⅱ. 第２章

●学生支援に関する方針
●Student Campus President
●学生生活
●奨学金・援助
●学内行事
●地震発生時の対応

学生支援に関する方針

本学の教育理念は、「生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を育成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献する。」こととし、そのための教育目標を以下のとおり定めている。

1. 幅広く深い教養と豊かな人間性の涵養
2. 確かな専門の知識および技術の修得
3. 自主性・創造性および協調性の確立
4. 地域社会ならびに国際社会への貢献

これらの理念等を基盤として、学生一人ひとりが学修に専念し、充実した学生生活を送ることができるよう学生の支援に関する方針を以下のとおり定める。

＜修学支援に関する方針＞

1. 修学に関する相談体制と学生一人ひとりの学力に応じた修学支援体制を整備する。
2. 経済的に安定した学生生活を送るための支援として奨学金制度や学費減免制度を充実させる。
3. 障害のある学生に対する支援体制を整備する。

＜生活支援に関する方針＞

1. 学生の心身・健康管理に関する相談体制を整備する。
2. ハラスメントの防止に向けた取り組みを実施する。

＜進路支援に関する方針＞

1. 社会的・職業的な自立を支援するためのキャリア教育を実施する。
2. 進路選択に係る就職ガイダンス、キャリアデザイン講座、就職相談会等、各種就職支援プログラムの拡充に努める。

Student Campus President

Student Campus President(学生キャンパス副学長)制度について

本学では、平成 20 年度より Student Campus President(略称:SCP、学生キャンパス副学長)制度を導入しました。
この制度は、学生の皆さんと教職員が一緒になって、より良い大学づくりを目指して各種プロジェクトの企画立案・実施をおこなう取り組みです。
立候補による選挙で各学部より学生 1 名を選出し、1 年間の任期で活動します(原則 1 年間の任期ですが、更に 1 年間の再任が可能)。それぞれの SCP に年間 30 万円の活動費と専用ブレザー、ネクタイが与えられ、また、当別キャンパス薬学部棟 1 階に設置された SCP 室を使用することができます。
プロジェクトは、各学部 SCP が自由に決定します。令和2年度の活動は下記のとおりです。各学部 SCP の合同プロジェクトや、各学部独自のプロジェクトなどが進行しています。

活動実績および現在進行中のプロジェクト
・学生リアルヴォイスアンケート実施
・看護福祉学部ハロウィン DAY！
・薬物乱用防止キャンペーン参加(AIR' G ラジオ番組・CM 出演)
・新入生オリエンテーションへの協力・
・当別町 150 周年記念事業への参加
・学内クリスマス装飾実施
・SCP×後援会コラボ　試験勉強応援企画「合格祈願！応援メシ」実施

コロナ禍で制限された中でも、選ばれたメンバーで力を合わせて取り組んでいます。
随時 SCP の Instagram やホームページ、専用掲示板、配布物等で活動内容やプロジェクトについて情報を発信しています。
※オープンキャンパス参加や、学外からの取材対応なども行っています。

■SCP Instagram
@hoku_iryo_u_scp



■SCP Web サイト
http://scp.hoku-iryo-u.ac.jp/

SCP から学生の皆さんへメッセージ
大学の主役はなんといっても学生です。しかし、学生と教職員双方の努力があってこそ大学生活は楽しく充実したものになると思います。より良い大学を作っていくためには双方の意見を確認し、実現に向かって努力していく、その橋渡しをするために、SCP(学生キャンパス副学長)制度は誕生しました。
この制度が始まって 15 年ですが、これまでに以下のような活動を学生の視点ならではの発想から多くの方のご協力のもと行ってきました(一部継続中)。

・学習環境向上に向けた活動(自習室の設置)
・新メニュー開発やサービスの向上をねらいとする食堂改善プロジェクト
・薬物乱用防止プロジェクト
・大学のユニバーサルデザイン化に向けた福祉活動

・学生と地域のつながりをつくる活動

SCP は、“より良い大学”を目指しています。
そのため、みなさんがより身近に感じてもらえるような、親しみある大学づくりのため日々活動しています。
“より身近に”といっても漠然としていますが、みなさんが毎日の学生生活を送っている中で、大学に対する疑問や要望というのは少なからずあると思います。どんな小さな意見でも耳を傾け、それを学生生活に反映していけるように努力するのが私たち SCP の仕事だと思っています。そのためにはみなさんの協力が不可欠です。学生の生の声を大学に伝えるためにも、みなさんの声が何より重要なのです。
何かしたいけど、どうしたらいいのだろう？こんな意見があるけど、誰に言ったらいいの？悩んだ時は気軽に SCP に声を掛けてみて下さい。必ずあなたの言葉を聞き、どうしたらいいのかを考え、実現していきます。
“より良い大学”には色々な形があると思います。みなさんも一緒にそれぞれが思う理想の大学の実現を目指していきましょう。

当別町 150 周年記念事業への参画（販売メニュー開発・販売）





試験勉強応援企画「合格祈願！応援メシ」の実施





「薬物乱用防止キャンペーン」ラジオ出演





学生生活

学生証

学生証とは

学生証は、本学の学生としての身分を証明する大切なものです。常時携帯し、他人に貸与または譲渡しないでください。
また、本学の教職員及び交通機関等の関係職員から請求のあったときは提示しなければなりません。

携帯時等の注意事項

学生証には、みなさんの学生情報が記憶されており、各種証明書の発行、授業の出席確認や図書の貸し出し等で使用します。
また、第１学年に交付された学生証は卒業時まで使用しますので、折り曲げたり傷つけたりせず、決して磁気に近づけないように大切に扱ってください。

紛失・盗難

学生証の取扱いには十分注意をしてください。万一、紛失・盗難にあった場合は直ちに学生支援課（札幌あいの里キャンパスは医療技術学課）に申し出てください。

返　却

卒業、退学等により本学の学生でなくなったときは、直ちに学生証を学生支援課（札幌あいの里キャンパスは医療技術学課）に返却しなければなりません。

通学定期乗車券購入・利用等

1　学生証は、通学定期乗車券または学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず携帯し、関係職員の請求があったときは提示しなければなりません。

2　通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入の上、学生証とともに提出しなければなりません。なお、通学定期適用区間は居住地から所属学部のあるキャンパス迄の限定となります。

3　通学定期は「北海道医療大学」学生であることを常に自覚し、適正に使用してください。不正乗車等に使用した場合は法律で罰せられ、相応の罰則金が課せられます。
なお、このような行為が発覚した場合は、本学学則の定めに基づき停学・退学などの懲戒処分となります。

裏面シール

1　シールの交付を受けたら、現住所を記入してください。

2　記入する欄がなくなったときは、学生支援課（札幌あいの里キャンパスは医療技術学課）で再交付を受けてください。

ネームプレートの着用

一部学部等においては入学時にネームプレートを購入してもらいます。このネームプレートは実験・実習等、卒業するまで使用することになります。

ネームプレートは、丸善売店（中央食堂 2 階隣）で販売します。また、ネームプレートを紛失したときは、再度購入してください。

通　学

通学は列車で

当別キャンパスと直結している学園都市線「北海道医療大学」駅は、大学固有名詞の駅としては全国でも珍しく、札幌駅から約 45 分、新琴似駅から約 33 分のところにあります。大学病院等がある札幌あいの里キャンパスの最寄駅は学園都市線「あいの里教育大」駅です。「あいの里教育大」駅は、札幌駅から約 26 分、キャンパスからは徒歩約 5 分のところにあります。

当別町コミュニティバスの利用について

本学では、当別町内各域を運行する当別町コミュニティバスに平成 18 年 4 月 1 日より参加しています。このうち、あいの里金沢線（当別キャンパス～札幌あいの里キャンパス）は、下記要領により無料で利用することができます（便数・座席数に限りがあります）。なお、一般の方及び患者様も利用しますので、迷惑をかけないよう乗車マナーを十分に守ってください。

〈利用要領〉

① 当別キャンパス、札幌あいの里キャンパスで降車する場合
　降車時に学生証を提示してください。

② ①以外で降車する場合
　無料チケットを必要とします。無料チケットはスマートフォン アプリ「とべナビ」（下記 QR コードよりダウンロードしてください）で取得できるほか、学生支援課、医療技術学課の窓口で取得できます。

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

〈あいの里金沢線〉

あいの里金沢線は、JR 当別駅～北海道医療大学間において 1 日片道 13 便（平日）を運行しています。また、北海道医療大学～札幌あいの里キャンパス間において 1 日片道 7 便（平日）を運行しており、課外活動等両キャンパス間の移動に利用できます。

※当別町コミュニティバスの詳細については当別町ホームページをご確認ください。

自転車置場の利用について

当別キャンパスの自転車置場は、テニスコート横、看護福祉学部棟横、歯学部棟裏、大駐車場奥の計 4 ケ所あります。

自転車は、人や車両の通行の妨げとならないように、所定の自転車置場を利用してください。また、盗難の恐れがありますので自転車の鍵をしっかり掛けるように注意してください。

自動車通学に対する規則

本学は交通事故から学生の身を守るため、また、事故等の責任によって国家資格の取得に係る欠格事由を負うことを防ぐために、自動車（自動二輪車、原付等を含む）通学を原則として禁止しています。

ただし、当別キャンパスでは第 2 学年以上になると一定の条件で許可することがあります。なお、学則等、本学の規則に反する行為が認められた場合は、許可対象学年に達しても許可証を発行しないことがありますので、絶対にルールを守りましょう。

自動車通学の許可を得るには

登録に必要な条件

第 2 学年以上の学生で、交通安全講習会を直近で 2 度出席した者。

【登録に必要な書類】

●自家用車通学・駐車場使用登録許可申請書（本学所定）
●誓約書（本学所定）
●保証人同意書（本学所定）
●運転免許証（写）
●自動車検査証（写）
●任意保険証（写）

必要書類に登録料（証明書自動発行機で購入）を添えて学生支援課窓口にて申し込んでください。

登録料／年　額　　14,400 円（自動車）
　　〃　　4,800 円（自動二輪車）

※登録料は Ⅲ期に分割して納入することができますが、事務処理上、できるだけ申請時に駐車場使用予定期間分を全納してください。分納した者が、駐車場の継続使用を希望する場合は、必ず許可証の有効期限が切れる前に次期登録料を納入してください。期限を過ぎても納入がないときは、許可証を没収し、以後許可を認めないことがあります。継続を希望しない場合は、速やかに許可証を学生支援課まで返却してください。許可証の返却が遅れた者には、遅滞分を月割りで請求することがあります。

遵守事項

① 大学主催の交通安全講習会に必ず出席すること。（欠席者は自動車通学を許可しない場合や許可を取り消す場合がある。）
② 駐車場の出入り及び駐車については、警備員及び教職員の指示に従うこと。
③ 自動車等は駐車形態に従い整然と駐車すること。
④ 駐車に際しては、交付された許可証をフロントガラスの内側に置き、外部からはっきり確認できるようにすること。
⑤ 駐車場内では慎重に運転し、かつ、場内の交通規則を遵守すること。
⑥ 自動車等の種類及び車両番号の変更があったときは、速やかに車種変更届を提出すること。
⑦ 冬期間（12 月 1 日から 3 月 31 日）の夜間駐車は、除雪の妨げとなるので翌朝まで引き続き駐車する場合は、指定された場所に移動すること。
⑧ 事故や違法駐車で近隣住民に迷惑を絶対にかけないこと。

事故の責任

駐車場内における自動車等の盗難・紛失・破損等の事故について、大学は一切責任を負いません。

学生ロッカーの使用

在学中、個人ロッカーを貸与します。各自で南京錠を購入し施錠してください。

なお、医療技術学部では、ロッカーの鍵が医療技術学課より、歯科衛生士専門学校では、各学年担任より、貸与されます。

ロッカー使用上の注意

① ロッカー使用の際には、常に南京錠等で施錠をして、現金・貴重品は絶対ロッカーに入れずに、必ず身につけるようにしてください。
② 休業期間中（夏期休業・冬期休業等）は、ロッカー内の物品を持ち帰りましょう。
③ ロッカーをシールや落書き等で決して汚さないようにしてください。
④ ロッカーの上に、靴などの物品を置かないでください。
⑤ 貸与された個人ロッカー以外は、決して使用しないでください。
⑥ ロッカーを破損した場合は、すみやかに学生支援課に申し出てください。歯科衛生士専門学校生については担任に申し出てください。

※ 毎年、ロッカーキーをロッカー内に入れたまま施錠し、開錠出来ない学生がおります。
学生支援課では皆さんの鍵の管理は行っていませんので、鍵を常に身につける等、自己管理を徹底しましょう。

※ ロッカー内の保管品は自己の責任において管理してください。

土足禁止区域

当別キャンパスの体育館・トレーニング室・クラブハウス・学友会館・実習室は土足厳禁です。利用の際は、上履きに履き替えてください。また、体育館の通行の際には必ず靴をぬぐように徹底してください。

キャンパス内全面禁煙（受動喫煙防止義務）

健康増進法に基づき、望まない受動喫煙の防止を図るため、学校、病院及び診療所は敷地内禁煙とされています。また、喫煙をする者に対しても、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、周囲の状況に配慮する義務が定められています。

この法律により、受動喫煙防止の取組は、これまでの「マナー」ではなく、守るべき「ルール」として位置付けられています。

本学は、保健・医療・福祉に携わる専門職業人を養成する学校であることから、自身の健康管理及び他者の健康への影響を重視し、**キャンパス内を全面禁煙**としています。

そのため、**屋外を含めた喫煙可能場所は設けておらず、大学周辺の路上における喫煙も禁止**しています。

保健・医療・福祉を志す者として、将来、患者や施設等の利用者に対して健康指導を行う立場に立つことを踏まえ、喫煙が及ぼす健康への影響について十分に理解し、喫煙しないよう心がけてください。

学内連絡方法

学生への連絡は、原則として i-Portal やメール、掲示等で行います。これらの連絡を見ないことにより思わぬ不利益をこうむらないように、常に注意して見る習慣を身につけてください。

主な連絡内容は
休講、講義変更、試験日程、受験座席表、定期試験合否、成績、呼び出し、奨学生募集、行事予定表等です。

また、i-Portal の閲覧方法につきましては、p.173～174「情報センター」をご覧ください。

掲示板は事務センター前等に設置しています。なお、歯科衛生士専門学校については、歯科衛生士専門学校教員室前にもありますので両方確認してください。

掲示期間は、原則として 1 週間です。

なお、学部学科により連絡手段が追加となる場合もあります。

外部から学生への連絡・問い合わせ

外部から学生への連絡・問い合わせについては家族の不慮の事故・不幸等の特別な場合を除き、一切応じません。

【対応できない例】

『△△の母ですが、息子を電話口までお願いします。』

『〇〇君の友人ですが、彼の電話番号を教えてください。』

以上のようなことには対応できませんのでご家族ならびに友人等に周知徹底してください。

学費納入

授業料の納入

授業料は年度の当初に納入しなければなりません。ただし、次の 2 期に分けて納付することができます。期限までに納入のない場合は、学則第 42 条 1 号により除籍となります。

1 期　4 月 15 日まで　　2 期　9 月 15 日まで（学則第 56 条）

復学等の場合の授業料

復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収します。

退学及び除籍の場合の授業料

前期または後期の途中で退学、または除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収します。

休学の場合の授業料

前期または後期の途中で休学した者に対しては、その休学期間中の授業料等を徴収します。休学が前期または後期の全期間にわたる者に対しては、授業料等に替えて休学在籍料（半期　50,000　円）を徴収します。詳細は学則第 59 条を参照してください。（p.195）

授業料の徴収の猶予

経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀またはその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の徴収の猶予をすることがあります。

授業料猶予期間は、納入期限後（1、2 期とも）3 カ月以内です。

健康管理

学生生活において特に重要なのは、何といっても健康管理です。「まだ若いから」と自分の健康・体力を過信し無理をした結果、肝心の勉学にも支障をきたすこともあります。自分の体は自身で管理し、日々の健康維持に努めるようにしましょう。

定期健康診断について

毎年前期（例年 4 月下旬～5 月上旬）には学校保健安全法に定められた定期健康診断を実施しています。病気の早期発見と、自分の健康状態を知り健康に対する自覚を高めることを目的としています。

毎年必ず受診し健康のチェックをしてください。

健康診断の結果、精密検査の必要がある場合には本人に通知します。

定期健康診断を受診できなかった場合は、速やかに医療機関で健康診断を受けて診断書を学生支援課または

医療技術学課に提出してください。
定期健康診断の内容は次のとおりです(前年度実績)。
●内科検診 ●身体・視力測定 ●血圧測定 ●胸部X線検査 ●歯科検診

健康保険証に代わる資格確認書(マイナンバーカード)について

従来の健康保険証は現在発行されておらず、マイナンバーカードの健康保険証利用(マイナ保険証)を基本とする仕組みに移行しています。医療機関・薬局の受付では、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書をご提示ください。病気やケガのとき、手元に資格確認書がないと病院の窓口で診療費を全額(10割負担)請求されます。資格確認書があると費用負担は軽減されます。大学病院や歯科クリニック等を利用するときに必要ですので、常に携帯するようにしてください。

成年年齢の引き下げ

引き下げ理由

近年、公職選挙法の選挙権年齢や憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定めるなど、18歳、19歳の若者にも国政の重要な判断に参加してもらうための政策が進められてきました。
こうした流れから、市民生活に関する基本法である民法でも、18歳以上を大人として扱うのが適当ではないかという議論がなされ、成年年齢が18歳に引き下げられることになりました。

成人(18歳)になって出来ること

成年年齢が18歳に引き下げられたことにより、18歳になると、次のような行為について親の同意を得ることなく行うことが可能になります。
●親の同意を必要としない契約
・携帯電話の契約 ・賃貸住宅の契約 ・クレジットカードの契約や各種ローン契約 等
※成年になると、未成年者取消権は原則として利用できません。
契約内容を十分に確認し、慎重に判断してください。
●10年有効の旅券(パスポート)の取得

20歳にならないと出来ないこと

成年年齢が18歳に引き下げられた後も、次の行為については引き続き20歳未満は禁止されています。
●飲酒
●喫煙
●競馬・競輪・オートレース・競艇などの公営競技の投票券の購入

<注意>
・契約は口頭でも成立します。安易な口約束は行わないこと。
・ローンやクレジット契約(リボ払いなど)も慎重に。
・契約内容をよく確認し、誰かに相談するようにしましょう。

診療費補助制度について【後援会からのお知らせ】

在学生父母又は学費支弁者及び卒業生を中心とした組織である「北海道医療大学後援会」は、学生生活支援事業の一環として、在学生が医療機関（下記〈記入例〉参照）を受診した際に負担する医療費の一部補助を実施しています。この事業は、在学生の健康管理サポートと、将来の医療人としての自覚を促すとともに、経済的負担の軽減を目的としています。

＜補助内容＞

① 保険診療に係る自己負担額（高額療養費制度の自己負担限度額を上限とする）
② 保険適用外診療（自費診療）に係る自己負担額の 30%

＜補助申請の手続きについて＞

1. 補助申請書に必要事項を記入し、領収書原本をステープル（ホッチキス） で留めて添付 ※領収書のコピーは不可
2. 申請書提出
   北海道医療大学後援会事務局（下記提出用 BOX へ投函）
3. 申請受付（提出用 BOX 設置）期間
   毎月 1～10 日（土・日・祝・本学指定休日を除く）8:45～17:00
   ※上記期間のみ申請が可能です。
   ※在学期間中の領収書であれば数か月分をまとめて申請することも可能です。
   ※補助額（払込額）が 1,000 円に満たない場合は、原則、次回分の補助額と合算して振り込みいたします。1,000 円以上となるようまとめて申請してください。
4. 補助の方法
   銀行口座への振込にて補助を行います。
   ※初めて申請する際は、通帳またはキャッシュカードのコピー等、口座番号と名義人が分かる書類の提出が必要です。
5. 振込日
   奇数月の 27 日（土・日・祝日にあたる場合は前日等に繰り上げ）
6. その他
   (1)領収書を紛失した場合、受診した医療機関が発行する支払証明書の添付が必要です。
   ※支払証明書の発行には手数料がかかります。詳しくは当該医療機関に確認してください。
   (2)申請書類の不備がある場合、後援会費の未納がある場合には、支給することはできません。
   (3)高額療養費制度適用により還付額が発生する場合は、還付額を確認できる書類の添付が必要です。（マイナ保険証を利用すると、窓口支払額に自己負担限度額が適用され高額療養費の還付申請が不要になります）
   (4)補助対象外については、後援会事務局までお問い合わせください。



【補助申請書・提出用 BOX 設置場所】

○当別キャンパス ： 自動証明書発行機横
○札幌あいの里キャンパス ： 医療技術学課

【受付期間】

毎月 1～10 日（土・日・祝・本学指定休日を除く）8:45～17:00

不明点等は、北海道医療大学後援会事務局（☎0133-22-2111）までお問い合わせください。
※事務窓口（各学部や学生支援課、医療技術学課）では対応していません。

保健センター

当別キャンパスの保健センターには、センター医師(曜日・時間等限定あり)・保健師・看護師がおり、学生の皆さんの心身の健康を保持、増進させていくために必要な知識を提供したり、病気や身体的な悩みなどの相談を受けたりすることができます。また、軽微な怪我等への応急処置のほか、健康診断、抗体価管理(採血、ワクチン接種含む)にも対応しています。

札幌あいの里キャンパスには保健室が設置されています。こちらは同キャンパス内に大学病院が隣接していることから、主に静養室としての利用が中心となりますが、利用については医療技術学課に相談、申し出てください。

◇保健センター＜当別キャンパス薬学部棟 2 階＞
(ホームページ→ http://www.hoku-iryo-u.ac.jp/hoken/)

開室時間

月～金曜日 9:00～13:00、14:00～17:00
水曜日「ストレス・診療内科相談」10:30～12:50、14:00～15:50
※ワクチン接種・抗体検査・健康相談の対応時間は異なりますので、ホームページや掲示をご確認ください。
※昼休み 13:00～13:50
※都合により変更となる場合がありますので、事前に保健センター前の掲示等も併せてご確認ください。

保健管理業務

1. 保健管理に関する実施計画の企画・立案
2. 定期及び臨時の健康診断並びにその事後措置
3. 学内の環境衛生及び感染症の予防についての指導
4. 保健管理に関する調査研究
5. 応急処置
6. 健診、採血等の一部対応
7. その他保健管理に関する必要な専門的業務

健康相談業務

1. 健康に関する相談
2. 精神衛生に関する相談

保健センター運営委員

保健センターには、所長、センター医師、保健師、看護師のほか各学部に 1～2 名の先生が運営委員として携わっています。学生の皆さんの保健管理の基本方針に関することや健康診断等に関する件を協議しています。

学生相談室

学生相談室では、公認心理師・臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが対応します。
学生生活を送る上で直面する悩み（自分の性格、対人関係、異性関係等）について、お話を伺い、問題の解決を目指します。プライバシーについては堅く守られていますので、安心して相談してください。

●カウンセラーへの相談は予約にて受け付けています。開室日・開室時間については、ホームページ・掲示物等で確認してください。
不明な点は、学生支援課にお問い合わせください。

【当別キャンパス】
学生相談室：薬学部棟２階保健センター内

【札幌あいの里キャンパス】
学生相談室：1 階保健室内

◆利用方法　次のいずれかの方法で予約をしてください。
①WEB で予約（学内専用）　URL：https://soudan.hoku-iryo-u.ac.jp/
②電子メールで予約　e-mail：shien@hoku-iryo-u.ac.jp
③学生相談室に直接行く（相談予約者が優先）
※　注意　※
上記「①WEB で予約」「②電子メールでの予約」については、管理・運営の必要上、学生支援課経由で予約手続きを行っておりますので、あらかじめご承知の上ご利用願います。
なお、予約の際にお伝えいただいた相談者の氏名等の情報については、学生相談室の予約手続き以外に使用することは一切ありません。

●各学部には相談対応の先生方がいます。常駐はしていませんが、必要に応じて、学生相談室を使用して相談することができます。ぜひ気軽に相談してください。
相談員については、各学部掲示板に名簿を掲示しています。

障がい学生支援

本学では、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、北海道医療大学及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校における学生支援に関する方針に即して、障がい学生支援を実施するために障がい学生支援規程を定めています。
障がい等を理由として修学上の支援を希望する場合は、学生担任または学生支援課に相談してください。また、あらかじめ保健センター、学生相談室に相談いただくことも可能です。

【合理的配慮の流れ】

1. 現在の状況や配慮・支援を希望する事項について相談
学生担任または学生支援課にまずはご相談ください。
困りごとなどを確認し、関連部署と協力の上、希望する支援内容について相談します。
※障がい学生支援相談員、学部担当事務課、保健センター、学生相談室も相談に対応しています。
障がい学生支援相談員

2. 合理的配慮申請書の提出
希望する申請内容を記入した合理的配慮申請書を学生支援課に提出していただきます。

3. 支援計画の策定・支援開始
申請内容に基づき、所属学部及び障がい学生支援委員会で支援計画（支援内容）を策定します。
支援計画について学生の合意が得られた後、支援を開始します。

【合理的配慮に含まれないもの】

以下に該当すると判断される内容は合理的配慮として提供することはできません。

1. 教育に関わる本質的な変更を伴うもの
2. 体制面、財政面において、均衡を失した又は過度な負担を課すもの
3. 教育と直接関係のない個人的な生活全般にわたる支援に該当するもの

【入学試験における配慮】

入学試験において配慮を希望される方は入試広報課へお問い合わせください。

【バリアフリーマップ】

バリアフリーマップ

キャンパス・ハラスメントへの対応

私たちの学園では、学生の人格を尊重し、良好な教育研究環境を守り、学生の修学上の権利、利益の保護を図るために、「キャンパス・ハラスメント防止対策委員会」を設置し、各学部に相談員を配置し、人権侵害の防止に努めています。

キャンパス・ハラスメントに関する悩みのある方は、相談員に相談してください。
他学部の相談員に相談することも可能です。
相談員の名簿は、各学部掲示板に掲示しています。

キャンパス・ハラスメントってなに？

キャンパス・ハラスメントとは大学内におけるセクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなど、いずれも相手の人権を侵害する行為のことです。

1. セクシュアル・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、相手を不快にする性的な言動をいいます。セクシュアル・ハラスメントに該当するかどうかは、その言動を意図して行ったか否かではなく、受け手がそれを人権侵害と感じるかどうかが、判断の基準になります。

セクシュアル・ハラスメントは、異性間だけでなく、同性間でも問題となります。また教員と学生、上司と部下など、上下関係のもとで生じる以外にも、同僚や同級生、先輩後輩、職員から学生、あるいは学生から教職員に対してなされる場合もあります。

性的な言動とは、性的な内容・欲求や性別による差別意識に基づく発言や行動のことをいい、セクシュアル・ハラスメントは次のように分類することができます。

●地位利用型・対価型●
教育・研究・職務上の優位な立場を利用して、あるいは学業成績・教育研究上の指導または人事評価などの利益または不利益を条件に性的な誘いかけや要求をすること

●環境型●
性的な言動や性的な画像・文書を掲示・提示することにより、相手の勉学や職務環境を悪化させること

セクシュアル・ハラスメントになりうる言動

1. 言葉によるもの
卑わいな冗談や、身体的な特徴・外観を話題にしたり、性的な経験・性生活について質問したり、性的差別意識に基づく発言（男のくせに根性がない、女には仕事を任せられない、人格を認めない呼び方など）、性的なからかい、風評、冷やかしなど

2. 視線動作によるもの
目で相手の体に露骨な視線を送る、相手の目線を無視して常に体の特定の部分を見つめるなど

3. 行動によるもの
不要な身体接触や、相手の気持ちを考えずしつこく会食に誘うなど

4. 環境によるもの
不特定多数の目に留まる場所に性的な画像や写真を掲出する、SNS 等でデータを送信するなど

2. アカデミック・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントとは、修学する上での関係において、優越的地位を不当に利用して、相手の修学上の権利を侵害する言動や人格を辱める言動等をいいます。

アカデミック・ハラスメントは、学生間、同僚間においても発生することがありますが、特に教育職員と学生、上司と部下、先輩と後輩といった権力関係の中で、多く発生します。また、地位的上位の者から下位の者に対して発生することが多いのですが、数的優位性を利用して、下位の者から上位の者に対しても発生することがあります。その他、地位的下位の者は、上位者の補助者であると見なすなどの身分的差別や、少数意見を無視する等の数的優位性に基づく差別の意識による言動についても含まれます。アカデミック・ハラスメントは次のように分類することができます。

① 修学に支障が出るような教育的指導を行うこと
② 常識的に不可能な課題達成を強要すること
③ 成績の不当な評価を行うこと

アカデミック・ハラスメントになりうる言動

1. 精神的虐待・誹謗・中傷
「本人がその場にいるか否かにかかわらず、侮蔑的な言動を行うこと」
「特定の人をからかいの対象にすること」
「インターネット上のブログや掲示板への書き込みなどで相手を傷つけること」

2. 学習・研究活動を妨害すること
「明確な理由がなく、研究機器の利用や研究発表活動を不当に制限すること」

3. 進級・卒業・修了を妨害すること
「成績の不当な評価を行うこと」
「進級・卒業・修了の判定基準を恣意的に変更して留年させること」

4. 選択権を侵害すること
「理由もなく就職や大学院進学に必要な推薦書を書かないこと、就職活動を禁止すること」

5. 指導の義務を放棄すること
「嫌いなタイプの学生に対して指導を拒否すること」

キャンパス・ハラスメントを起こさないためには・・・。

日頃からコミュニケーションを十分に図り、互いに意見を伝えやすい良好な人間関係を築くことが大切です。キャンパス・ハラスメントを見聞きした時、「そういうことは止めるべきです」と進言するなど、それを止めさせる言動で防止することもできます。

もし、キャンパス・ハラスメントの被害を受けたら・・・。

相手方の言動を「人権侵害だ」と感じたら、相手に対して言葉と態度ではっきりと意思表示してください。自分で言えない時は、手紙を渡したり、周囲の人に話して助けてもらうことも必要です。またその人権侵害行為が、「いつ・どこで・誰から・どのようなことをされたか」などについて、記録をとってください。もし、誰か証人になってくれる人がいる時には、証言してもらうことをお願いしてください。

あなたが悪いわけではないので、相手に「ノー」と言えなくても自分を責めないようにしましょう。そして、一人で悩まず、すぐに友人や家族、同僚や上司など身近な信頼できる人に相談するか、相談員に相談してください。

相談は、面談のほか手紙、電話又は電子メールのいずれでも受け付けます。また、相談を受けた人や上司など第

三者からの相談も受け付けます。
　相談員は、相談者の悩みを親身に聞き、相談者が受けた行為がキャンパス・ハラスメントに当るかどうかを判断することを助け、今後取るべき方法について、相談者が自分で意思決定をするために必要な相談に応じます。
　相談員は、相談者の名誉及びプライバシーを守り、相談者の意向をできる限り尊重しますので、安心して相談してください。解決策を押し付けることはしません。また、必要な場合には医療機関やカウンセラーなどを紹介します。

アルコールハラスメントに注意

アルコールハラスメントとは

　アルコールハラスメント（通称アルハラ）とは、アルコール飲料に絡む嫌がらせ全般を指す言葉で、アルコール類の多量摂取（イッキ飲みのような）の強要など対人関係の問題や、酩酊状態に陥った者が行う各種迷惑行為などの社会的な迷惑行為。近年、アルコールハラスメントが原因で、大学生（20 歳未満の者を含む）の死亡者が増加した事をきっかけとして、問題となっています。

アルコールハラスメントになりうる言動（若年者アルハラに見られる傾向）

　1つでもあてはまれば、アルハラになります。また、20 歳未満の飲酒は法律で禁止されているため、絶対にやめてください。

1. 飲酒の強要
　上下関係・部の伝統・集団によるはやしたて・罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込むこと。

2. イッキ飲ませ
　場を盛り上げるために、イッキ飲みや早飲み競争などをさせること。「イッキ飲み」とは一息で飲み干すこと、早飲みも「イッキ」と同じ。

3. 意図的な酔いつぶし
　酔いつぶすことを意図して、飲み会を行うことで、傷害行為にもあたる。ひどいケースでは吐くための袋やバケツ、「つぶれ部屋」を用意していることもある。

4. 飲めない人への配慮を欠くこと
　本人の体質や意向を無視して飲酒をすすめる、宴会に酒類以外の飲み物を用意しない、飲めないことをからかったり侮辱する、など。

5. 酔ったうえでの迷惑行為
酔ってからむこと、悪ふざけ、暴言・暴力、セクハラ、その他のひんしゅく行為。

奨学金・奨励金・学生援助資金

奨学金とは、経済的な理由で進学が難しい学生に対して、学費や生活費の一部を支援する制度です。日本では主に、文部科学省所管の独立行政法人である「日本学生支援機構（JASSO）」が運営する奨学金が広く知られています。そのほか、大学独自・地方自治体・企業の制度などさまざまな団体が独自に奨学金制度を設けており、学びたいという意欲を持つすべての学生が進学のチャンスを得られるよう、国と社会が支援しています。

奨学金には「返済の必要がない給付型」と、「学業を終了した後に低金利または無利子で返済する貸与型」のものがあります。

本学では、奨学金の募集は奨学金案内サイト等にて周知します。応募に際しては、学生本人の申し出が必要ですので、機会を逸しないように注意してください。

本学奨学金・日本学生支援機構奨学金・本学の学生援助資金等は、返済金を回転運用していますので、返済が遅延すると、今後の奨学制度等の運営が困難となります。保護者とよく相談し、円滑な返済のできる範囲内で利用してください。

奨学金、奨励金の種類・概要

1. 本学奨学金、奨励金

【東日本学園奨学金　一般奨学生】

・**概要：**北海道医療大学が独自に行っている奨学金制度の一つで、成績優秀、心身健全で、経済的理由で奨学金の貸与が必要と認められた学生に貸与する無利子の貸与奨学金です。採用された年度限り貸与可能です。毎年継続して貸与を希望する場合は、毎年 4 月に申請をする必要があります。
・**採用基準：**日本学生支援機構第二種奨学金の採用基準を満たしている者
・**貸与額（無利子）：**年額 50 万円（月額約 41,500 円）毎月 5 日に振込
※申請年度の 1 年間（4 月～3 月）のみ貸与
・**保証条件：**必ず連帯保証人 2 名を選出　※機関保証は受け付けられません。
・**返還方法：**卒業後年額 10 万円以上で 10 年以内の均等年賦返還
・**募集時期：**毎年 4 月初め～下旬
・**申請方法：**①学生支援課前に説明書類と願書がありますので、各自お受け取りください。
②学生支援課窓口に必要書類を提出する。※願書以外にもご用意いただく書類があります。

【東日本学園奨学金　災害・事故等奨学生】

・**概要：**成績優秀、心身健全で父母等学費負担者が災害、事故等により学費の支弁が著しく困難となった学生に貸与されます。採用された年度限り貸与可能です。
・**貸与額（無利子）：**当該年度の授業料相当額の範囲内
・**返還方法：**卒業後年額 10 万円以上で 10 年以内の均等年賦返還
・**募集時期：**随時

【東日本学園奨学金　入学一時金分割奨学生】

・**概要：**本学学部第一学年に入学した者で成績優秀、心身健全で、経済的理由で奨学金の貸与が必要と認められた学生に貸与する無利子の貸与奨学金です。
・**貸与額（無利子）：**入学一時金の範囲内　※入学金及び授業料納付額を上限とする
・**保証条件：**必ず連帯保証人 2 名を選出　※機関保証は受け付けられません。
・**返還方法：**採用翌年度 12 月から最短卒業年の 12 月までの期間での均等年賦返還
※在学中から返還開始となります。
・**募集時期：**一年次の4月初旬～下旬
・**申請方法：**学生支援課窓口にてお申し出ください。

【東日本学園奨学金　学業継続奨学生】

・**概要：**本学看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部・医療技術学部第 4 学年、薬学部・歯学部第 6 学年に在学し、父母等学費負担者が災害、事故等以外の経済的理由により、学費支弁が著しく困難である学生に貸与する無利子の貸与奨学金です。
・**貸与額（無利子）：**当該学部等授業料相当額以内
・**保証条件：**必ず連帯保証人 2 名を選出　※機関保証は受け付けられません。
・**返還方法：**卒業後年額 10 万円以上で 10 年以内の均等年賦返還
・**申込方法：**学生支援課へご相談ください。

【学校法人東日本学園薬学教育・研究者育成奨学金】

・**概要：**本学薬学部を卒業後、本学大学院薬学研究科博士課程に進学し、修了後、本学教員を志望する者で、学業成績及び人物に優れている者に奨学金を貸与する無利子の貸与奨学金です。
・**貸与額（無利子）：**本学の学納金と国公立大学の学納金との差額
・**貸与期間：**第 5 学年から第 6 学年までの 2 年を限度とする。
・**募集時期：**第 4 学年の 11 月末日まで
・**返還方法：**第6学年まで奨学金の貸与を受けた者が、本学大学院薬学研究科に進学した場合、すでに貸与された奨学金の返還を免除する。第6学年まで奨学金の貸与を受けた者が、本学大学院薬学研究科に進学しなかった場合、第5学年および第6学年の2年間に貸与された奨学金を返還しなければならない。

【入学奨励金】

・**概要：**入学を奨励する目的で入学奨励金制度を設けています。
・**申請該当者の要件：**以下のようなケースを想定しています。
　☑ 父母が本学学部・大学院・歯科衛生士専門学校のいずれかの卒業生
　☑ 兄弟姉妹が本学の学部・大学院・歯科衛生士専門学校のいずれかの卒業生または現在在学中
・**申請期限：**入学年度内に 3 期に分けて申請を受け付けます。
　第 1 回　5 月中旬（支給予定時期：8 月）
　第 2 回　9 月中旬（支給予定時期：10 月）
　第 3 回　1 月中旬（支給予定時期：2 月）
・**申請方法：**①学生支援課前に説明書類と願書がありますので、各自お受け取りください。
　②学生支援課窓口に必要書類を提出してください。
　※願書以外にもご用意いただく書類があります。

2. 日本学生支援機構奨学金

【日本学生支援機構　給付奨学金(修学支援新制度)】

給付奨学金(修学支援新制度)の概要は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。
文部科学省の多子世帯に対する大学無償化の申請をする方は、日本学生支援機構の給付奨学金に申請してください。



・給付奨学金について
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html



・令和７年度からの多子世帯支援拡充に係る対応について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/index.html



・家計急変採用について

生計維持者の死亡・失業・災害等により家計が急変した場合は、直近の家計で授業料等減免・給付奨学金の採用審査を申し込むことができます。家計急変時から3か月以内の申請が必要ですので、申請を希望する場合は、速やかに学生支援課(札幌あいの里キャンパスは医療技術学課)に相談してください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/index.html

【日本学生支援機構　第一種奨学金(貸与奨学金・無利子)】



・第一種奨学金の概要は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html

【日本学生支援機構　第二種奨学金(貸与奨学金・有利子)】



・第二種奨学金の概要は日本学生支援機構のホームページをご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/index.html

3. その他、奨学金

その他奨学金とは、地方公共団体や民間団体が運営する奨学金を指しています。大学に募集案内が届いたものは、随時『在学生ポータルサイト』の「奨学金案内サイト」に掲載されます。

・奨学金案内サイト

https://gaxi.jp/organization/AkjlYDRkek6N5wqb

・申請について

奨学金の中には個人では申請できず、大学を通じて申請をする必要があるものや、申請者数に制限があり学内選考が必要な場合もあります。下記の2点を「奨学金案内サイト」や、地方自治体、民間団体のHP・募集要項で確認してください。

①大学を通じて申請をする必要があるか （各自で申請できる場合もあります。）
②推薦書に学校長または学部長の押印が必要か

＊①・②に該当する場合は団体の提出期限とは別に学内の提出期限を設けている場合や、手続きに時間を要する場合がありますので、申請を希望する段階で早めに学生支援課にお問い合わせください。

・本学で取り扱った主な奨学金

地方公共団体、その他民間団体、留学生対象の奨学金（令和 6 年度実績）
https://sites.google.com/hoku-iryo-u.ac.jp/tokutaisei/top/gakumin

学生援助資金

・**概要**：この制度は、斉藤恒行氏（元本学理事・教授）・松本仁人氏（名誉教授）・舘山碧氏（名誉教授）・豊田栄子氏（名誉教授）の寄付金等をもとに学生の生活費・医療費・課外活動費・帰省旅費等緊急かつ一時的な資金の必要に対し、貸与を行う制度です。

・**対象者**：各学部及び歯科衛生士専門学校に在籍の学生とします。ただし、最終学年に在籍する学生の利用は在籍する年度の 12 月末日までです。

・**貸与額**：1 人 1 回 3 万円以内です。ただし、貸付額が 3 万円以内で貸付残高がある場合は、重複しての貸付を行いません。

・**返済期日**：貸付日から 2 カ月以内に一括返済するものとします。本制度の貸付は無利息とします。ただし、最終返済日を過ぎても返済が完了しない場合、延滞料（最終返済日から数えて 11 日目から 1 日あたり 1 万円につき 5 円）を徴収します。また、延滞のあった場合、以後の貸付をしないことがあります。次回の貸付は、返済のあった日から 1 カ月以上経過していることを原則とします。

・**申請方法**：学生援助資金貸付申込書・学生援助資金借用証書（所定の用紙）に必要事項を記入し、学生支援課（札幌あいの里キャンパスは医療技術学課）窓口に提出してください。

・**受付、貸与時間**：

受　付		貸　付
月曜日～金曜日 9 時 30 分~16 時 45 分		受付が 13 時 30 分までの学生は当日の 15 時 00 分～16 時 45 分の間に貸与可 受付が 13 時 30 分以降の学生は翌日の 11 時 00 分～16 時 45 分の間に貸与可

※貸付のときには、学生証・印鑑を忘れずに持参してください。
※学生援助資金は、定められた金額内で貸付が行われているため、返済が遅れると次の学生が利用できず、大変迷惑をかけることがあります。返済期限は厳守しましょう。
※返済期限を守らない学生に対しては、保証人（父母）宛に通知するとともに今後学生援助資金の貸付は一切行いません。

学内行事

九十九(つくも)祭

本学では 6 月に九十九祭(大学祭)を行っています。例年の主な内容は以下の通りです。

・芸能人によるライブやトークショー(近年では、錦鯉、トム・ブラウン、なかやまきんに君、The Floor、かもめんたる、ゴー☆ジャス、コロネケン、フルーツポンチ、エハラマサヒロ、TRIPLANE、フルーティー)

・各種イベント(YOSAKOI 演舞・ビンゴ大会等)

・球技大会(ソフトボール等)

・各種模擬店(本格カレー・たこ焼・甘味屋・焼き鳥・うどん等。テント・機材等は大学祭実行委員会が用意しますので、誰でも模擬店に参加することができます。)

・各学術系クラブ・サークルによる学術発表(茶道部による茶室、吹奏楽団・弦楽部・ピアノ同好会の演奏会、軽音楽部のライブ、美術部の作品展示や各団体の活動の成果を発表します。)

秋期大会(体育祭)

秋にはバレーボール、バスケットボール等の室内競技が行われます。毎年豪華な入賞賞品を狙って、学部を越えた熱き戦いが繰り広げられます。

参加チームが増えて決勝までたどり着くのは大変ですが、仲間同士でチームを作り、ぜひ上位入賞を目指してください。

防災訓練

本学では、学内火災・地震を想定して年に 2 回(春・秋)、当別・札幌あいの里の各キャンパスで防災訓練(避難訓練含む)を行います。学生各自が積極的に参加し、万一に備えましょう。

交通安全講習会

悲惨な交通事故を未然に防止する為、当別キャンパスでは春と秋の年 2 回、交通安全講習会を実施しています。自分だけは大丈夫という過信は禁物です。必ず出席してください。

なお、本学の駐車場使用許可を受ける学生は、前年度に交通安全講習会を春・秋の 2 回受講していることが条件の一つされています。また、許可を受けている期間に開催される交通安全講習会の出席は自動車で通学する学生に義務づけられています。

当別町商工会・当別町アパート組合との交流

美しい町、住み良い町、当別町をつくることを目的として、当別在住の本学学生と当別町商工会、アパート組合が不定期に意見交換会を実施しております。

毎回テーマは変わりますが、学生にとっては第二のふるさとである当別町をよりよい町にするため活発な意見交換会を実施しております。

地震発生時の対応

地震の発生を防ぐことはできなくても、適切な準備や行動をとることで被害を軽減することができます。日頃から、どのような準備や行動が必要か考えておきましょう。

地震が発生したら

・倒れやすいものから離れ、落下物に注意。
・むやみに動かず安全を確認。
・非常口やドア等を開けて避難口を確保。
・避難は徒歩で、荷物は最小限。(火を扱っている場合は身の安全を確認後、火の始末)
・エレベーターを使用せず階段で避難。(本学のエレベーターは地震が発生した場合、自動的に停止するシステム)
・正確な情報収集に努め、なるべく集団で行動。
・負傷者の救護や初期消火に協力。
・家族との安否確認および大学への安否連絡。

地震発生時の避難場所

大学ではあらかじめ以下の場所を避難場所として想定していますが、地震時の状況により安全な場所へ避難してください。避難場所は、広く、火災による延焼のおそれがないところが適しています。

【当別キャンパス】
避難場所　総合グラウンド

【札幌あいの里キャンパス】
避難場所　駐車場

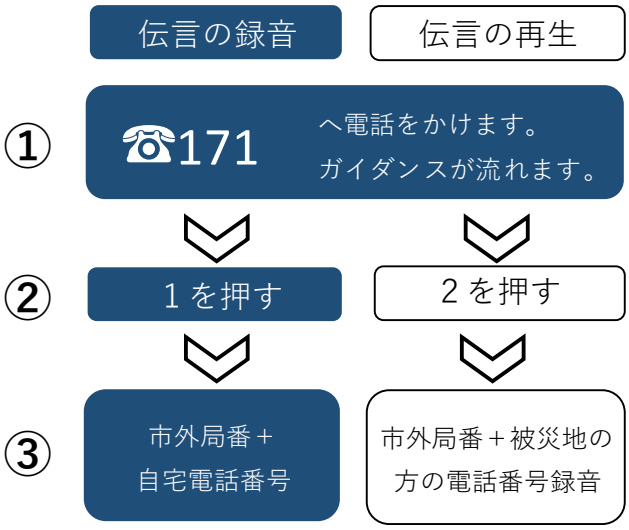
大学への連絡方法

〇安否連絡について
地震が発生した場合、本学は学生の安否確認を行います。地震発生時に登学していない場合は、連絡可能な状況になり次第、下記の方法で大学へ連絡してください。
・Eメール　shien@hoku-iryo-u.ac.jp
・電話　　0133-23-1211(代)
※電話がつながりにくくなる可能性が高いのでなるべくＥメールで連絡してください。

報告事項
①学生番号　②氏名　③本人・家族の状況　④自宅や付近の状況　⑤その他

■家族への連絡方法

〇NTT 災害伝言ダイヤルサービス
地震など大災害発生時に、安否確認などの電話が爆発的に増加し、つながりにくい状況になった場合、提供されるサービス。



※被災地の方も、被災地以外の方も利用方法は同じです。
■利用可能な端末／NTT の一般電話、公衆電話、携帯電話
■蓄積伝言数／1 電話番号あたり 1～10 伝言
■録音時間／1 伝言　30 秒以内
■伝言保存期間／2 日間（48 時間＊自動消去）

■北海道医療大学　大地震対応マニュアル

大地震発生時の対応マニュアルは、大学のホームページより閲覧、ダウンロードする事が出来ます。

大学トップページ→在学生の方へ→「その他」大地震対応マニュアル

●URL
https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/e-quake/

Ⅲ. 第３章

●事務センター窓口（取り扱い内容）
●届出・願
●各種証明書の交付

事務センター窓口取り扱い内容

窓口取り扱い時間　月～金曜日　8:45～17:00(祝日、大学休業日を除く)

事務センターでは、皆さんの様々な質問、相談に応えることができる体制をとっていますので、気軽に窓口を訪れてください。

授業・試験等対応窓口(各学部教務担当課)

□履修(履修方法／履修登録)
□授業(時間割／補講／休講／集中講義／講義変更／遅延開講／授業欠席届)
□試験(定期試験／追・再試験／卒業試験／その他の試験(模擬試験等)／試験欠席届)
□関連する各国家試験
□証明書等の発行(詳細は p.159～160を参照してください)
□大学院への進学
□研究生・臨床研究生
□依頼状申し込み(抜去天然歯収集依頼状／病院実習依頼状)
□公欠席届(学部によって対応が異なります。詳しくは各学部窓口にお問合せください)

学生生活対応窓口(学生支援課)

□学生証の発行・再発行
□身上関係の願・届(休学・退学・復学・再入学願／父母保証人等変更届／住所変更届／身上異動報告)
□健康診断
□学生ロッカーの貸与
□奨学金(東日本学園奨学金／日本学生支援機構奨学金／その他公共団体等の奨学金)
□学生援助資金の貸付
□紛失物・拾得物の取り扱い
□学生のアパート、下宿についての情報提供
□学生の疾病、事故(学生教育研究災害傷害保険／スポーツ安全保険／大学病院および歯科クリニックの利用)
□学友会(大学祭／クラブ・同好会の設立、継続、変更願／遠征・合宿届／対外試合届／試合結果報告書)
□集会・行事願
□施設利用(講義室／体育館／クラブハウス／野球場／グラウンド／テニスコート／茨戸教育研修センター)

就職活動相談窓口(学生支援課または医療技術学課)

□就職相談室(札幌あいの里キャンパス:就職・進路相談室)の利用について
□就職活動に関する相談・質問等
□キャリア支援総合サイトに関すること
□求人票の取り扱い
□就職活動に関する資料の閲覧
□進路希望調査(求職票)の取り扱い
□進路決定届の取り扱い
□試験内容報告書の取り扱い
□就職関連図書の取り扱い
□各学部キャリア・就職ガイダンスに関すること
□キャリアアドバイザーによる就職相談等(事前予約制)
□就職試験に関わる推薦書の発行

届出・願

手続き等について

こんなとき	ここで	こうする
休学する場合	学生支援課	2 か月以上の期間修学することができない場合には、「休学願」に必要事項を記入（保証人連署）の上、願い出をし、許可を得てください。病気を理由とする場合には医師の診断書を添付する必要があります。 なお、休学を願い出る前に必ず学生担任に相談をしてください。
復学する場合	学生支援課	休学を許可された学生の休学理由が消滅した場合には、「復学願」に必要事項を記入（保証人連署）の上、願い出をし、許可を得てください。（休学期間の満了時を含む。） なお、復学を願い出る前に必ず学生担任に相談をしてください。
退学する場合	学生支援課	「退学願」に必要事項を記入（保証人連署）の上、願い出をし、許可を得てください。 なお、退学を願い出る前に必ず学生担任に相談をしてください。
授業を欠席する場合	各学部教務担当課	事前に「授業欠席届」に必要事項を記入の上、担任等の許可をもらい、届け出てください。やむを得ない事由により事前に届け出ることができなかった場合は、その事由を付して登校の際速やかに届を提出してください。 疾病による欠席が 7 日以上にわたる場合は、医師の診断書を添付の上、提出してください。 ただし、看護福祉学部・心理科学部については、各教科担当教員に提出してください。
試験を欠席した場合	各学部教務担当課	「試験欠席届」に必要事項を記入の上、担当教員等の許可をもらい、当該試験終了後 1 週間以内（試験日を含む）に届け出てください。病気を理由とする場合には医師の診断書、交通事故の場合には警察署の事故証明書又は交通機関管理者の事故・遅延等の理由書、忌引の場合には父母又は保証人の証明書、その他やむを得ない事由の場合には理由書を添付する必要があります。
学生証を紛失又は汚損した場合	学生支援課	担当課へ申し出、再発行の手続きを取ってください。
試験時に学生証を忘れた場合	自動発行機	学生証不携帯の場合は、試験を受けることができませんので、当日限り有効の仮学生証の発行手続をしてください。（各種証明書の交付　仮学生証参照）
学割証が必要な場合	自動発行機	各種証明書の交付　学割証参照
各種証明書が必要な場合	各学部教務担当課 学生支援課	各種証明書の交付　参照
本人・父母・保証人等の住所を変更した場合	学生支援課	「住所変更届」を提出してください。

こんなとき	ここで	こうする
父母・保証人等を変更する場合	学生支援課	父母・学費支弁者を変更したい場合には、「父母・保証人等変更届」を提出してください。 保証人を変更したい場合は「父母・保証人変更届」と「保証書」を提出してください。
改姓等身上に異動があった場合	学生支援課	「身上異動報告書」を提出してください。
自動車通学について知りたい場合	学生支援課	自動車通学について知りたい場合　学生支援課 第２章学生生活参照 ※札幌あいの里キャンパス所属学生は、医療技術学課に届け出てください。
授業料の徴収の猶予を申請したい場合	学生支援課	第２章学生生活参照
学内で事故等にあった場合	学生支援課	正課中、大学主催行事中、課外活動中、または通学途中に事故にあった場合、ただちに担当課へ報告してください。 なお、本学では入学と同時に全員が災害傷害保険に加入しており、事故等にあった場合には保険金が支払われる場合があります。
集会・行事を行う場合	学生支援課	学内外において集会・行事をしようとする場合は、７日前までに「集会・行事願」を提出し許可を受けてください。
学内施設を利用する場合	学生支援課	体育施設・茨戸教育研修センター以外の施設を集会・行事等のために使用したい場合は、７日前までに「施設使用願」を提出し、許可を受けてください。
体育施設を利用する場合	学生支援課	体育施設を使用したい場合は、クラブ等と各自調整の上７日前までに「体育施設使用許可願」を提出し、許可を受けてください。
茨戸教育研修センターを利用する場合	学生支援課	茨戸教育研修センターを使用したい場合は、７日前までに「研修センター使用許可願」を提出し、許可を受けてください。
学内で落とし物をしたり拾ったりした場合	学生支援課	持ち主がはっきりしている場合には連絡します。持ち主不明の拾得物については、３ヶ月間に限り学生支援課内で保管しています。札幌あいの里キャンパスでは医療技術学課窓口へ申し出てください。 なお、私物には必ず名前を書くようにしてください。
盗難にあった場合	学生支援課	学内で盗難にあった場合は、直ちに届け出てください。なお、持ち物は教室等に置き忘れのないよう気をつけ、ロッカーはしっかりと施錠をするようにしてください。
掲示をしたい場合	学生支援課	キャンパス内でビラ配布をしたい場合には「印刷物頒布願」、ポスター掲示・立て看板等を設置したい場合には、「掲示願」に必要事項を記入の上、届け出てください。（掲示期間は１週間）
募金又は物品販売をしたい場合	学生支援課	学内でチケットやその他の物品の販売又は救援義援金等の募金活動をしようとする場合は、「募金・物品販売願」を７日前までに提出し、許可を受けてください。 なお、活動終了後は「収支会計報告書」を直ちに提出してください。

こんなとき	ここで	こうする
署名活動又は世論調査をしたい場合	学生支援課	学内外において署名運動又は世論調査をしようとする場合は、「署名運動・世論調査願」を提出し、許可を受けてください。
下宿・アパートの紹介をして欲しい場合	学生支援課	当別町内、札幌市(主に学園都市線最寄りの駅付近)の貸室・下宿等の資料がありますので、閲覧希望の学生は申し出てください。
奨学金を受けたい場合	学生支援課	第２章奨学金・援助　参照
学生援助資金を借りたい場合	学生支援課	第２章奨学金・援助　参照

※札幌あいの里キャンパス所属学生は医療技術学課に届け出てください。

学生教育研究災害傷害保険

本学では、学生が正課中、大学主催行事中、課外活動中、または通学途中に被る種々の災害のことを考慮して、入学と同時に「**学生教育研究災害傷害保険**」、歯科衛生士専門学校生については「**専修学校学生生徒災害傷害保険**」に全員加入しています。

保険事故が発生した場合には直ちに学生支援課に届け出てください。学生支援課を通じて保険会社に連絡します。事故の日から 30 日以内に保険会社に通知のない場合は保険金が支払われない場合があります。完治した後、保険金請求書は、学生支援課を通じて保険会社に提出します。保険請求書等が保険会社に届いてから原則 30 日以内に保険金が支払われます。

※保険料は本学負担とし、保険期間は原則として入学年度４月１日から卒業年度の３月 31 日迄です。

保険金請求

●必要事項記入
●領収書
●その他(破損状況の写真、見積書、示談書、確認書などケースにより異なる。)

支払われる保険金

傷害の内容に応じて次のような保険金が支払われます。

〈Aタイプ(死亡保険金最高 2,000 万円)〉

	大　　学			歯科衛生士専門学校	
	正課中 学校行事中	通学中 学校施設間移動中 学校施設内休憩中	課外活動中	正課中 学校行事中 学校施設内休憩中	通学中 学校施設間移動中 課外活動中
通院日数	1日から対象	4日以上が対象	14日以上が対象	1日から対象	1日から対象
医　療 保 険 金	治療日数により 3,000円～30万円	治療日数により 6,000円～30万円	治療日数により 3万円～30万円	通院日数90日を限度に 1日につき1,200円	通院日数90日を限度に 1日につき1,200円
入院加算金	180日を限度に入院1日につき4,000円				
後遺障害 保 険 金	障害の程度により 120万円～3,000万円	障害の程度により 60万円～1,500万円	障害の程度により 60万円～1,500万円	障害の程度により 120万円～3,000万円	障害の程度により 60万円～1,500万円
死亡保険金	2,000万円	1,000万円	1,000万円	2,000万円	1,000万円

保険金が支払われない場合

次のような傷害に対しては保険金が支払われません。

① 被保険者の故意に対しては保険金が支払われません。
② 天災、暴動、テロ等
③ 山岳登山、リュージュ、グライダー操縦など危険度の高い課外活動中

スポーツ安全保険（賠償責任保険付）

体育系クラブ及びその他の社会教育関係団体に所属し、その活動中に生じた事故等によって傷害を被った場合、あるいは相手にケガをさせた場合、これを補償するための保険制度です。特に危険を伴うクラブについては必ず加入しましょう。

※加入については、団体の任意となっております。詳しくは所属団体にご確認ください。

施設の利用

（1） 体育施設

① 体育館
② グラウンド（ラグビー場・サッカー場）
③ 野球場
④ テニスコート
⑤ クラブハウス
⑥ 学友会館

体育館の使用時間は、夏期（5 月～10 月）は 9 時から 19 時、冬期（11 月～4 月）は 9 時から 21 時までです。

クラブ活動の使用には、学期ごとに合議調整の上、使用一覧表が作成されますので、これに基づき使用してください。

（2） 茨戸教育研修センター

ボート部の所有ボートを格納する艇庫をはじめ宿泊室、研修室などが完備しており、ボート競技以外の研修にも使用できます。

茨戸教育研修センターの使用時間は 9 時から 20 時までです。ただし宿泊を伴う利用は、翌日の 10 時までとし、宿泊期間の限度は 3 泊 4 日以内とします。

（3） 各種施設使用上の注意

① 良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び施設・設備の保全に努めてください。
② 使用期間・時間を守ってください。
③ 施設・備品等の破損の恐れがある行為をしないでください。
④ 施設・備品・用具を許可なく改変、移動及び使用しないでください。
⑤ 使用を終わったときは、整備、清掃をし、使用用具等を元に戻してください。
⑥ 施設内では、飲食は指定された場所以外禁止です。なお、施設内は全面禁煙です。
⑦ 施設内でのシャワーの使用は、管理責任者の指示に従ってください。
⑧ 各施設とも戸締まり、消灯は忘れずに行ってください。
⑨ 個々の貴重品の管理は、各自が責任をもってください。

※各種施設を使用する際は、各該当施設の「使用細則」並びに「使用上の注意」を遵守してください。

就職相談室について ＊（札幌あいの里キャンパス：就職・進路相談室）

就職活動に関する具体的な相談だけでなく、基礎的な相談やアドバイスから、就職活動時期に応じたガイダンスの実施、キャリアアドバイザーによる就職相談等、進路に関わることすべてを支援しています。また、就職活動に関する資料の閲覧も可能ですので、気軽に来室してください。なお、卒後 1 年間は、利用が可能です。

開室時間：平日（月曜日～金曜日）8:45～17:00
土曜日・日曜日・祝日 閉室
※夏期、冬期休業期間に伴う閉室については、別途ご案内

就職活動に関する問合せ先：job@hoku-iryo-u.ac.jp

（1） キャリア支援総合サイトに関すること

在学生むけにキャリア支援・就職支援情報を発信しています。
利用する場合は、HNNET アカウントが必要となります。詳しくは、情報センター（ネットワーク利用）を参照願います。

アクセス方法： https://sites.google.com/hoku-iryo-u.ac.jp/career-support

（2） キャリアアドバイザーによる就職相談（事前予約制）

当別キャンパス/あいの里キャンパスにいるキャリアアドバイザーへ就職について相談することができます。事前予約制になっており、予約は 2 週間先までの予約表を原則、毎週金曜日に更新しております。利用する場合は、HNNET アカウントが必要となります。

予約方法： キャリア支援総合サイト - 【共通】就職相談予約

（3） 就職活動に関する資料の閲覧

各学部に関わる求人票のほか、就職支援対策の参考書の閲覧・貸出、企業・医療機関・官公庁のパンフレットや情報会社主催の合同説明会等イベント情報、卒業生が残した試験内容報告書の閲覧ができます。

（4） 就職試験に関わる推薦書の発行（有料）

就職支援に関わる推薦書の発行が可能です。推薦書への記載事項を確認の上、「推薦書の依頼」、「申請書」を添えて、依頼してください。発行までに 7～14 日程度要します。
なお、あいの里キャンパスの学生は、医療技術学課での対応が可能です。

各種証明書の交付

各種証明書の申請窓口は当別キャンパスの学生は各学部教務担当課(〈＊〉のあるものは学生支援課)、札幌あいの里キャンパスの学生は医療技術学課となります。

No.	種　　別	交付日	手数料	証明書自動発行機	申込み方法等
1	在学証明書	当日	100 円	○	必要な証明書を購入(発行)してください。
2	卒業見込証明書		200 円	○	
3	卒業証明書		200 円	○	
4	成績証明書		300 円	○	
5	推薦書(就職用)〈＊〉	申込日より7～14 日後	300 円	○	当該「申請書」を購入(発行)し、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。
6	在学証明書(英文)	申込日より7～14 日後	500 円	○	当該「申請書」を購入(発行)し、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。
7	卒業見込証明書(英文)		500 円	○	
8	卒業証明書(英文)		500 円	○	
9	成績証明書(英文)		1,000 円	○	
10	推薦書(英文)		1,000 円	○	
11	調査書	申込日より7～14 日後	300 円	○	当該「申請書」を購入(発行)し、必要事項を記入のうえ、受験する大学院の指定様式と共に申し込んでください。
12	単位取得証明書(科目等履修生)	申込日より2 日後	300 円	○	当該「申請書」を購入(発行)し、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。
13	学生証再発行〈＊〉	申込日より2 日後	800 円	○	当該「申請書」を購入(発行)し、必要事項を記入、顔写真一枚を添付のうえ、申し込んでください。
14	仮学生証	当日	500 円	○	当該「申請書」を購入(発行)してください。
15	学割証	当日	無料	○	学割は乗車距離 100 ㎞を越えて利用する場合に適用されます。割引率は普通運賃の2 割引で、有効期限は発行日から 3 ヶ月以内となります。〈なお、不正に使用した場合には相当の罰金のほか全学生の学割使用が停止される場合があります。〉
16	指定科目履修証明書	申込日より2 日後	300 円	○	社会福祉士・精神保健福祉士国家試験出願の際に必要となります。当該「申請書」を購入(発行)し、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。
17	資格取得見込証明書	当日	300 円	○	福祉マネジメント学科・臨床心理学科において、就職試験等で必要となる場合があります。
18	修業(見込)証明書	申込日より2 日後	300 円	○	看護師・保健師国家試験出願の際に必要となります。当該「申請書」を購入(発行)し、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。

No.	種　　別	交付日	手数料	証明書自動発行機	申込み方法等
19	団体割引〈＊〉	申込日より2日後	300円	ー	課外活動・ゼミ旅行などで旅行する場合、教職員の引率があり学生が8名以上の場合に適用されます。JRおよび旅行代理店で所定の用紙を受け取り、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。割引率は各鉄道会社については5割引、各鉄道会社バスについては2割引となります。
20	通学定期乗車券購入申込書（中央バス利用者）〈＊〉	申込日より2日後	無料	ー	中央バス窓口で「通学定期乗車券購入申込書」を受け取り、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。
21	学力に関する証明書（教員免許取得者用）	申込日より2日後	300円	○	当該「申請書」を購入（発行）し、必要事項を記入、顔写真一枚を添付のうえ、申し込んでください。
	学力に関する証明書（教員免許取得者用）		300円		当該「申請書」を購入（発行）し、必要事項を記入のうえ、申し込んでください。

※修学のために別住所へ住民票を移した学生が、元の自治体の国民健康保険を継続利用するための手続きには、在学を確認できる書類（在学証明書・学生証の写し等）が必要です。
※証明書の発行に関しての質問等は各学部教務担当課（当別キャンパス）・医療技術学課（札幌あいの里キャンパス）に確認してください。

証明書自動発行機について

1. 設置場所

当別キャンパス：事務センター＜教務担当課＞前（2台）
札幌あいの里キャンパス：玄関ホール（1台）

2. 利用時間

月～金曜日　8:45～17:00（祝日、大学休業日を除く）

3. 発行機の操作方法

① 発行機のカードリーダーに学生証をかざすか画面に触れて学生番号を入力してください。
② パスワードを入力してください。
③ 画面に表示された選択項目を指で軽く触って操作してください。
④ 証明書が発行口に出てきたら直ちに取り出してください。

4. 発行機利用に際して

① 発行機利用には学生証とパスワード（暗証番号）が必要です。
② パスワード（数字4桁）の初期登録は生まれた月日（例：4月6日生まれ⇒0406）となっています。
初期登録パスワードは、発行機の設定メニューから変更できます。
③ 学生番号はICリーダーにより読み取ります。また、証明書の代金は、楽天Edyによる電子決済となっています。
④ 学生証を紛失・破損した場合は、学生支援課（札幌あいの里キャンパスは医療技術学課）窓口で再発行手続きを行ってください。（p.159　No.13参照）

5. 故障した場合

発行機が利用中に故障した場合は、各学部教務担当課（札幌あいの里キャンパスは医療技術学課）窓口に申し出てください。

Ⅳ. 第４章

●生活アドバイス

生活アドバイス

届出・登録

――必要な届出・登録は早めに

［住民登録］

住居が決まり次第、すみやかに在住の市町村役場で各自住民登録を済ませてください。(転入後 14 日以内)同時に大学へも住所変更届を提出してください。

［電気］

ブレーカーに電力会社宛のハガキが下がっています。マンション名・住所・部屋番号・氏名・入居月日を記入のうえ、ポストに投函してください。

［水道］

担当区域の水道局へ電話で、住所・マンション名・部屋番号・氏名・使用月日を連絡してください。

［ガス］

担当区域の営業所等へ電話をかけ、住所・マンション名・部屋番号・氏名と在室の日時を告げ、ガス会社立会いで開栓してもらってください。

国民年金について

国民年金はすべての国民に老後の生活保障や傷害を負ったときの保障を行うことを目的とした制度で、日本に住んでいる 20 歳～60 歳までの方はこれに加入することになっています。

20 歳から国民年金に加入することにより、もし在学中にけがや病気で障害者になったときは障害基礎年金が受けられ、もちろん老後には老齢基礎年金が受けられます。

なお、学生の場合、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

国民年金の加入手続き、また詳しいお問い合わせは、住民票を登録している市区町村の国民年金担当窓口で受け付けていますので、お尋ねください。

快適な共同生活住まい

アパートやマンションは壁によって仕切られた集合住宅ですので、みなさんのちょっとした不注意が、大きなトラブルのもとになりかねません。

お互いに不快な思いをしないためにもルールを守り、次のようなことに気を付けて過ごしましょう。

○家賃の支払いを必ず期限までに済ませること。(金融機関の口座から引き落しにしておくと、払い忘れることがなく便利です。他に水道代・光熱費なども口座引き落しにすると便利です。)

○夜間は近所の迷惑にならないようにステレオ・テレビ等の音量に気をつけること。夜遅くの洗濯は避けること。また、深夜、早朝のドアの開閉はできるだけ静かに行うこと。

○指定日・指定場所以外にゴミを出さないこと。

○アパート等では床に完全防水を施してあるのは浴室だけです。不注意で階下に漏水させた場合、階下の人に迷惑をかけるだけでなく、損害賠償の負担をしなければならないので、注意して使用すること。

健康維持のために

一人暮らしで一番不安なのは、なんといっても病気になった時でしょう。そばで世話をしてくれる人がいない時ほど心細い思いをしたり、ホームシックになりがちなものです。

病気になって慌てないためにも、ある程度の常備薬（カゼ薬・胃腸薬・頭痛薬など）や体温計・水枕などはぜひ用意しておきましょう。また、家主さんや隣の人等への連絡方法も考えておくとよいでしょう。

試験が近づく頃になるとカゼをひいている人を多く見かけますが、軽く考えずに早期に治すことを心がけましょう。睡眠時間を確保して、体力の低下を防ぎ、保温や換気に注意をはらって、室内が乾燥しすぎないよう努めましょう。

薬物乱用防止について

危険ドラッグの使用、所持や譲渡による逮捕者が相次いでいます。学生にとって身近に迫った危機であると言えます。

大麻・覚醒剤などの違法薬物の所持や使用は、厳しく禁止されています。現行の法律では、覚醒剤の所持・使用で 10 年以下の懲役、大麻の所持・使用で 7 年以下の懲役が科されることがあります。また、営利目的等の場合にはさらに重い刑罰となることがあります。

大麻・覚醒剤・危険ドラッグなどの薬物乱用は、健康を蝕むだけでなく精神を侵し、これまで築き上げてきた家族や友人との関係をも崩壊させるかもしれません。皆さんの貴重な学生生活が台無しになり、悲惨な結果を招くことになります。国家試験の受験資格を失うこともあります。薬物乱用の甘い誘いには気をつけるとともに、誘われても断る勇気を持ってください。

交通事故防止について

道内では、交通事故による負傷者、死亡者が後を絶ちません。特に当別町付近は交通事故が多発している地域でもあります。

自動車通学許可学生は勿論のこと、自動車等を運転する機会がある者は、絶対に加害者ならびに被害者になることのないよう十分注意してください。

交通事故防止のため、ハンドルを握ったら、次の安全運転 5 則を守りましょう。

〈安全運転 5 則〉

①安全速度を必ず守る。
②カーブの手前でスピードを落とす。
③交差点では必ず安全を確かめる。
④一時停止で横断歩行者の安全を守る。
⑤飲酒運転は絶対にしない。

万一、事故にあったら、あわてず、次の処置を確実に実行してください。

①けがをした時はなるべく動かさないように

交通事故でけがをした場合、頭や全身を打っていることが多いので、負傷者のからだをできるだけ動かさないようにして静かに安全な場所へ移し、すぐに 119 番等で救急車を呼びます。

応急手当は、呼吸の確保→止血→骨折箇所の固定→きずの手当の順でします。また、毛布など軽いもので保温し救急車を待ちましょう。

②軽いけがでも医師の診断を

軽いけがでも外見だけで判断するのは危険です。軽いと思っても後遺症がでる場合もありますから、必ず医師の診断を受けておきましょう。

③相手の住所や氏名を確かめる

応急手当をして救急車を待つ間にでも、事故を起こした車の番号や運転者の氏名、住所等を免許証をみせてもらい、確かめてメモしておきます。また、目撃者の氏名や住所、電話番号等を聞き、証人になってもらうことも必要です。

④必ず警察に届ける

交通事故を起こした運転者は、必ず警察へ届けることが義務づけられていますが、被害者の方からも、早めに必ず警察へ届けておく必要があります。

⑤賠償等の解決は正しい知識で

事故それ自体はそれほど大きなものでないにもかかわらず、その後の対処如何によって大きなトラブルに発展するケースがあります。賠償や示談の問題については正しい知識で処理することが大切です。保険会社に相談するか、警察署や役所の事故相談所を利用するのが良い方法です。

○交通事故のご相談は

・北海道交通事故相談所　☎011-204-5220（札幌市中央区・北３西６）
・交通事故紛争処理センター札幌支部　☎011-281-3241（札幌市中央区・北１西 10）
・日弁連交通事故相談センター札幌相談所　☎011-251-7730（札幌市中央区・北１西 10）

インターネット・アプリ・ソーシャルメディアの利用について

インターネットは私たちの生活に広く浸透し、いまや欠かせないメディアとなりました。また「LINE」、「Instagram」、「Facebook」、「X」、等の SNS・ソーシャルメディアは、利用者数が急増しており、特に若年層では、友人・知人間での一般的なコミュニケーション・ツールとして利用されています。これらはパソコンやスマートフォン等で容易に利用可能であることから、安易に不用意な発言や情報発信を行い、他人に不快感を与える事もあります。時として、器物損壊罪・威力業務妨害罪・軽犯罪法違反にて処罰の対象になる他、人権侵害や数千万の損害賠償を求められる様な大きいトラブルに発展する事例が数多く報告されています。

家族、他の学生や後輩の教育、就職先等に大きな影響を及ぼすので、これらのツールを利用する際は、そのマナーを遵守し、節度と常識ある行動を心がけてください。

■トラブルを避けるために（ほんの一例です。各自、一般常識をもって利用してください。）

□自己責任（社会的責任や法的責任）を意識する。　□挑発行為には乗らない。
□他人のプライバシーに配慮する。
　▸誹謗・中傷をしない。
　▸著作権・肖像権などを侵害しない。
　　民事上の責任（損害賠償責任）が発生する場合があります。
□挑発行為には乗らない。
□個人情報の取り扱いには十分注意する。　□セキュリティには十分注意する。

■トラブル・被害にあったら（詳細は、各 HP 等で確認してください。）

□北海道警察（サイバー犯罪相談窓口）　TEL　011-241-9110　メール連絡可
□札幌市消費者センター　TEL　011-728-2121　平日９時～19 時
□法務省人権相談受付窓口　TEL　0570-003-110　メール相談可

闇バイトにご注意

昨今、目先の利益を手に入れるため、いわゆる「闇バイト」に安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっており、これまでに逮捕された者や警察に保護を求めてきた者のうち、10 代から 20 代の若年層が一定数を占めています。

現在、報道等においては、「闇バイト」という用語が使用されていますが、これは単なるアルバイトなどではなく犯罪であり、その実態は、指示役が青少年を使い捨ての実行役として利用するものであり、これに関わることが取

り返しのつかない結果を招くことを認識してください。

【それ、「バイト」ではなく「犯罪」です！】

・若年者の事例として

（1） 簡単な仕事で楽に稼げると思い、個人情報（自身のみならず家族のも）を渡してしまった
（2） 遊ぶためのお金に困ってて、荷物を運ぶなど、危険じゃないと思って始めてしまった
（3） 仲間や先輩に誘われて、断り切れず行った

★「怪しい」、「まずい」と思ったら、一人で悩まずに、周りの信頼できる大人や警察へまず相談！

■警察相談専用電話：＃9110

クレジットカードの利用は計画的に

クレジットカードは手元にお金がなくても高額の買い物ができるので大変便利ですが、使い方を誤ると生活の破滅をも招く諸刃の剣です。直接お金を支払う場合に比べ金銭感覚が鈍りがちですが、あくまでも借金であり、必ず後から支払いがやってきます。

安易にクレジットを組んで、支払いが増えていくことのないよう次の点に注意して使いましょう。

（1） 無理のない月々の利用返済額を決める。
（2） 既に利用している時は、現在の月々の支払い額と支払い総額を考える。
（3） 支払い期日に支払い額が銀行口座にあるのか、必ず確認する。
（4） 今、本当に必要なものかもう一度考える。
（5） カードの保管は必ず自分で行い、絶対に人に貸したり、預けたりしない。

振り込め詐欺等に注意！

「振り込め詐欺」が横行しています。架空請求、税金等の還付金を装うなど新たな手口が次々に出てきていますが、いずれのケースも不安をあおり、トラブルとは関わりたくはないという心理につけこんでお金を得る、非常に悪質な手口です。

身に覚えのない請求や電話を受けたら、相手（発送者）や内容をよく確認して詐欺等の被害に遭わないよう十分に注意しましょう。

《身に覚えのない請求書等は無視する！》

不安になったり、関わりたくない等と思ったりして、一度支払ってしまうと、また新たな請求を受ける可能性があります。脅し文句にもひるまないようにしましょう。

《最寄の消費生活センターに相談してみる！》

請求された内容について不明な点や、不安を持った場合には、相手に連絡したり、料金を支払ったりする前に、まず「消費生活センター」に相談してみましょう。同じ文面の請求書が多くの人に届いているなど、架空請求の情報やアドバイスが得られます。

〇北海道立消費生活センター　札幌市中央区北３西７道庁別館西棟　TEL　050-7505-0999（平日９時～16 時半）
〇消費者ホットライン（全国統一番号）☎188（３桁の電話番号）

《個人的な情報は知らせない！》

絶対に自分から連絡しない、メールを返信しない、開封通知も送らないようにしましょう。

《証拠は保管しておく！》

督促メールやハガキなどの証拠は保管しましょう。家族が代わって支払わないように、自分には覚えがないことを伝えておきましょう。

《警察へ届け出る！》

根拠のない悪質な取り立てを受けたときや、支払ってしまったときは警察に届けておきましょう。
※何度もメールで架空請求が届くような場合は、利用しているプロバイダーの迷惑メールに関する情報を確認したり、携帯電話会社の「迷惑メール撃退サービス」を利用してブロックしましょう。

《決して加担しない！》

振り込め詐欺は犯罪です。振り込め詐欺集団は大学生に狙いを定めて、儲かるバイトがあるなどとして勧誘してきます。犯罪に加担しないように、先輩や友人から割のいいアルバイトがあると紹介されても注意してください。

悪徳商法に注意！

若者を狙う悪徳商法にはいろいろありますが、その典型的な手口が「あなたが選ばれました。」「楽しいサークルがあるから来てみませんか。」等、電話で呼び出すアポイントメントセールス商法と、路上で「アンケートに答えてほしい。」といって声をかけてくるキャッチセールス商法です。
訪問販売法が改正され、トラブル件数は減少傾向にありますが、手口はより巧妙になっており、衝動的に購入契約を結び、支払いきれずに解約を申し出ても拒否されるということがおこります。

《契約後すぐに解消したい時はクーリングオフ》

訪問販売等による商品の割賦購入契約は、8 日以内であれば違約金を払わずに申し込みを撤回したり、契約を無条件解約できたりします。
また、現金で支払った場合でも、3,000 円以上であればクーリングオフができます。（クーリングオフの通知は書面で行います。出したことが証明できる内容証明郵便か、簡易書留が確実です。）

困ったな、どうしよう、ちょっとおかしいなと思ったら、警察か下記相談機関に相談しましょう。

●最寄りの消費者センター　札幌市消費者センター　☎011-728-2121（平日 9 時～19 時）
　当別町消費生活相談窓口　☎0133-23-3209（平日 8 時 45 分～15 時）
●（社）日本訪問販売協会 「訪問販売ホットライン」　☎0120-513-506
　月～金　10 時～16 時半（年末年始祝祭日は除く）

自己啓発セミナーに注意！

全国の大学、専門学校で被害が増発中！
アンケート調査やサークル団体、専門講座や無料占い等を装い、自己啓発セミナーに勧誘し、高額な受講料を要求されるトラブルや被害が、全国の大学や専門学校から報告されています。
本学でも同じような自己啓発セミナーによる被害が起きたこともあり、決して他人事ではありません。たとえ、親しい知人・友人からの勧めであっても簡単には承諾しないで十分によく考えて行動してください。
なお学内においては、そのような勧誘活動は許されていません。自分が迷惑を受けたり、あるいは迷惑を受けている人を知っている場合は、いつでも学生支援課や教員に相談してください。

自己啓発セミナーはいろいろな顔をしています。

「性格を変える」「自分に自信がつく」「能力を上げる」という誘いをかける行為には要注意！
●アンケート調査を装い、勧誘する。
●学校のサークル団体を装い、コンパなどで勧誘する。
●異性がナンパを装い、勧誘する。

Ⅴ.第５章

●総合図書館
●情報センター
●大学病院
●歯科クリニック
●学内サービス施設

総合図書館

図書館は当別キャンパスに総合図書館、札幌あいの里キャンパスに札幌あいの里分館があり、両館とも利用可能です。

●開館時間

・平日(月曜日～金曜日)9:00～21:30
・休日開館(土曜日)9:00～21:30
※開館時間は都合により変更になる場合があります。図書館ホームページで確認してください。

●休館日

日曜日※、祝祭日、開学記念日、夏期の一定期間、年末年始
※7 月および 1 月の日曜日については、臨時で開館する場合があります。
※休館日は都合により変更になる場合があります。図書館ホームページで確認してください。

●ホームページ

https://moon.hoku-iryo-u.ac.jp/drupal/

館内の利用について

貸出等の際に**学生証**が必要となります。
※貸出手続きをしていない資料を持ち出すと出口でアラームが鳴ります。

利用上のマナー

- 図書館内では食事は禁止です。
- 蓋付きの飲み物(ペットボトル、水筒等の密閉容器)のみ図書館内で飲むことができます。
- スマートフォン等は着信音が鳴らないようにマナーモードに設定し、通話はご遠慮ください。
- 荷物放置は禁止です。また、貴重品は必ず身につけましょう。多くの人が利用できるよう協力してください。
- 写真、動画等の無断撮影は禁止です。
- 資料は大切に取り扱い、書き込みや折り曲げ等はしないでください。



貸出冊数・期間

	図　書	視聴覚資料	製本雑誌	未製本雑誌	教養雑誌
学　生	5 冊/14 日	3 点/14 日	3 冊/1 日	3 冊/1 日	3 冊/14 日
院生・研究生	無制限/14 日	無制限/14 日	無制限/3 日	無制限/7 日	無制限/14 日

・禁帯出資料（辞書・事典類等）、雑誌の最新号は貸出できません。
・休暇期間中に長期貸出を行う場合があります（学生のみ）。

貸出・返却

●貸出

借りたい資料と学生証をカウンターにお持ちください。総合図書館・分館どちらでも借りることができます。

●延長

図書・視聴覚資料・教養雑誌は 1 冊につき 1 回限り延長して借りることができます。返却期日までに図書館ホームページの「マイライブラリ」、もしくは資料と学生証を持参してカウンターで手続きをしてください。返却期日が過ぎた場合や予約が入っている資料は延長できません。

●貸出中の資料の予約

OPAC（蔵書検索）の状況欄に「貸出中」の表示がある資料は予約ができます。OPAC（蔵書検索）・マイライブラリまたはカウンターでお申し込みください。
※「貸出中」の表示がない資料は予約ができません。



●取り寄せ

借りたい資料は、総合図書館から分館、分館から総合図書館に取り寄せることができます。OPAC（蔵書検索）・マイライブラリまたはカウンターでお申し込みください。OPAC（蔵書検索）にて取り寄せをする場合は、「予約」ボタンからお申し込みできます。

●返却

借りた資料は期日までにカウンターへお持ちください。両館どちらでも返却できます。返却期日が過ぎた場合は、超過日数と同じ期間、パソコンを含めて全ての貸出ができなくなります。

●紛失・汚損

資料を紛失・汚損した場合、利用規程に従い弁償していただきます。カウンターへお申し出ください。

●利用できる機器・設備

・総合図書館／分館

ノートパソコン（学内に限り館外持出可）、コピー機（有料）、視聴覚ブース

・総合図書館のみ

情報検索用パソコン、課金式プリンター（有料）、プロジェクター、除菌 BOX（資料の消毒用）、大型液晶モニター

各フロア/エリアについて

●各フロア/エリアのルール早見表



●3 階　アクティブフロア

会話をしながらの勉強や読書・ディスカッション等、アクティブな学びが可能なフロアです。
ラーニング・コモンズ「グループ学習エリア」「プレゼンテーションエリア」は自主的なグループ学習を目的とした空間です。大型液晶モニターやホワイトボードもありますので、是非ご活用ください。

資料は主に一般図書が置いてあり、マンガ・ファッション誌・小説・旅行ガイド等もあります。
資料の貸出や返却を行うためのカウンターもありますので、本を探したいが場所がわからない、館内が暑い/寒い等、何か困ったときは、お気軽にカウンターの職員にお声がけください。

●4 階　サイレントフロア

静かな環境で勉強・読書ができるフロアです。
なかでも「スーパーサイレントエリア」では、パソコンや電卓等のタイピング音が出る作業も禁止しており、図書館で最も静かなエリアです。図書館 4 階南側の席一帯がスーパーサイレントエリアとなっていますので、周りの音を気にせずにとても静かな環境で勉強・読書をしたい方に、お勧めします。また、北側には視聴覚ブースもありますので、映像資料を閲覧することが出来ます。

資料は主に専門図書が置いてあります。
シラバスに掲載されている資料がまとめて置かれている「シラバス図書掲載コーナー」もありますので、是非ご活用ください。その他、国家試験問題集や英語の多読図書もあります。

●5 階　サイレントフロア

4 階と同じく、静かな環境で勉強・読書ができるフロアです。
この階には「個室仕様ブース」があり、視覚的な情報をシャットアウトして勉強に集中できます。是非ご活用ください。

資料は主に学術雑誌が置いてあります。
電動本棚の操作方法がわからない時は、お気軽に 3 階カウンターの職員にお尋ねください。

その他

●図書館で資料を読む

・図書館の資料は読み終わったら元の場所へ戻してください。
・総合図書館1F 保存書庫にある資料を読みたい時は、カウンターへお申し出ください。

●購入希望

学習に必要な資料が図書館にない場合は、図書館ホームページまたはカウンターで購入希望を出すことができます。

●複写サービス

図書館の資料は館内のコピー機で複写することができます。
・B5　A4　B4　A3　：　モノクロ１枚　10 円　／　カラー1 枚　50 円(A3 のみ 80 円)
※複写する際は、著作権法による制限があります。

●他大学図書館の利用

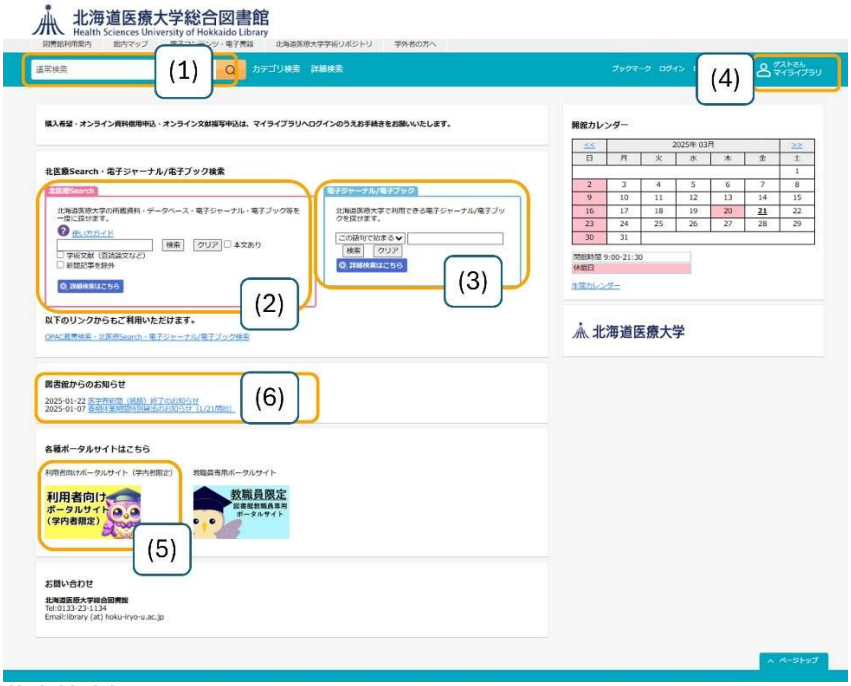
・資料を借りる、文献複写を取り寄せる

本学に所蔵のない資料を借りたり、文献複写を取り寄せることができます(費用は利用者負担)。 図書館ホームページまたはカウンターでお申し込みください。

・他館へ行く

他館を利用する際は本学の紹介状が必要です。カウンターにお申し出ください。また、道内の大学図書館相互利用サービス加盟館では紹介状が不要です。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

ホームページ



（1） OPAC（蔵書検索）
本学図書館（あいの里分館も含む）が所蔵している図書や雑誌・視聴覚資料等の検索ができます。利用したい資料を図書館で所蔵しているかどうか、所蔵している場合は、資料の詳細な情報や館内のどこにあるのか等がわかります。

（2） 北医療 Search
OPAC（蔵書検索）に加え、データベース、電子ジャーナル、電子ブック等を一括検索できます。
※ご自宅等の学外にて電子コンテンツを利用する時はソフト版VPN接続が必要です。

（3） 電子ジャーナル／電子ブックリスト
電子ジャーナルと電子ブックを検索できます。
※データベース・電子ジャーナル・電子ブックを利用する際は、著作権法や提供元との利用契約等を遵守する必要があります。
※ご自宅等の学外にて電子コンテンツを利用する時はソフト版VPN接続が必要です。

（4） マイライブラリ ※ログインには HNNET カードに記載された ID・パスワードが必要。
以下の便利な機能があります。
① 利用状況の確認：自分が借りている資料等の利用状況を確認することができます。
② 借りている資料の延長：自分が借りている資料の延長貸出手続きができます。
③ 予約：OPAC（蔵書検索）の状況欄に貸出中の表示がある資料は予約ができます。
④ 取り寄せ：借りたい資料は、総合図書館から分館、分館から総合図書館に取り寄せることができます。
⑤ その他：文献複写や購入希望の申込ができます。

（5） 学内者限定図書館利用者向けポータルサイト
学内者限定の情報（開催予定の講習会情報や過去の講習会のオンデマンド動画、各電子コンテンツの ID とパスワード等）を発信しています。

（6） 図書館からのお知らせ
特集展示や講習会等、定期的に紹介しています。

図書館利用についてご不明な点がありましたら、お気軽にカウンターへお問い合わせください。

情報センター（ネットワーク利用）

HNNET の概要

本学のコンピュータネットワークの名称は「東日本学園ネットワーク（Higashi Nippon gakuen NETwork:HNNET）」です。HNNET の管理運用は、北海道医療大学情報センターが行っています。

HNNET 提供サービス

HNNET を利用して受けられる主なサービスは以下のとおりです。

1. 学内無線 LAN（HNNET Wi-Fi）
2. 電子メール（およびクラウドサービス）
3. VPN（学外から学内ネットワークへの接続）
4. 学生情報サービス

HNNET CARD（HNNET アカウント）について

入学時に「HNNET CARD」が発行されます。「HNNET CARD」に記載されている ID とパスワードは、HNNET の各種サービスを利用するために必要となります。カードを紛失してしまうと、他人にアカウントを悪用される危険性がありますので、紛失しないよう注意してください。なお、パスワードは変更することができますので、変更することをお勧めします。変更方法は後述の「在学生ポータルサイト」で確認できます。

在学生ポータルサイト

HNNET 提供サービスの詳細内容や使い方などについては、「在学生ポータルサイト」に掲載しています。新入生の皆さんは、まず以下の URL にアクセスして、学内無線 LAN の利用方法やメールの利用方法を確認してください。ポータルサイトには HNNET アカウントでログインしてください。

（在学生ポータルサイト）
URL: https://www.hoku-iryo-u.ac.jp/portal/s/

障害連絡サイト（HNNET.JP）

学内ネットワークが障害などで停止し、大学ホームページや学生情報サービスにアクセスできなくなった場合は、「障害連絡サイト」に緊急連絡等の情報を掲載する場合があります。以下の URL をブックマークしておくことをお勧めします。

（障害連絡サイト HNNET.JP）
URL: https://info.hnnet.jp/

遵守事項

HNNET の利用者は、その利用責任を負います。利用にあたっては以下の事項を遵守してください。遵守事項に違反した場合はネットワークの利用を停止することがありますので、ご注意ください。

ネットワーク利用にあたっての遵守事項

1. HNNET アカウント（ID、パスワード）を第三者に貸与または譲渡しない
2. 他のユーザや第三者の人権や著作権を侵害しない
3. 営利を目的に利用しない
4. 諸法令（就業規則・学則等）もしくは公序良俗に反しない
5. HNNET の運用を妨害しない

利用期間

HNNET アカウントの有効期間は在学期間中のみとなります。卒業後はアカウントが無効化され、メールやクラウドサービスのデータはすべて削除されます。

本学大学院に進学した場合は、大学院生用の HNNET アカウントが別途発行されます。

その他

● HNNET アカウントのパスワードを忘れた場合

パスワードの再発行手続きを行いますので、必ず学生証を持参のうえ、情報推進課事務室（当別キャンパス・総合図書館玄関正面）または、医療技術学課事務室（札幌あいの里キャンパス 1 階）までお越しください。受付時間は平日の 8:45～17:00 です。学生証がない場合は再発行できません。（免許証等不可）

● 相談窓口について

学内ネットワークの利用、パソコンのトラブルなどの相談は、情報推進課または情報センター教員等で対応します。

詳細は「在学生ポータルサイト」の「学内ネットワークに関する相談」を確認してください。

なお、学生情報サービス（講義・学生情報）に関する内容は、情報推進課では対応できないため、各学部教務担当課窓口へお問い合わせください。

北海道医療大学病院・
北海道医療大学歯科クリニック

理　念

本学の教育理念に則り、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を目指し、先進的な医療の提供と医学・歯学の発展に寄与し、高度で安全な地域医療を実践することによって地域社会に貢献することを本院の理念とする。

行動目標

1. 生命倫理に基づく患者さん中心の良質な医療を実施する。
2. 確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな質の高い医療人を育成する。
3. 卒前臨床教育および卒後臨床研修を充実し、保健と医療と福祉の連携・統合を目指した創造的な教育を推進する。
4. 科学的根拠に基づいた先進的な医療を提供するために臨床研究を遂行し、医学・歯学の発展に寄与する。
5. 地域医療機関との連携を深め、高度で安全な地域医療を実践することによって地域社会に貢献する。

大学病院

〒002-8072 札幌市北区あいの里２条５丁目
http://hospital.hoku-iryo-u.ac.jp/
TEL. 011-778-7575(代表)
TEL. 011-778-7558(歯科予約)

【受付時間】

医科 午前 8:15～11:30　　歯科 午前 8:45～11:30
　　午後 1:00～ 4:30　　午後 1:30～5:30

※受付時間は診療科によって異なりますので、お電話もしくはホームページにてご確認ください。

【休診日】

土曜日、日曜日、祝日
夏期(盆期間休診あり)、年末年始(12 月 29 日から１月３日)※ホームページ等でご確認ください。
☆休日や夜間に歯が痛くなった方、歯科では 24 時間応急処置対応いたします。
予め、お電話でお問い合わせください。☎011-778-7575

【診療案内】(2026 年４月１日現在)

医　科	月		火		水		木		金	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
内科	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
内科・心療内科	★	ー	★	ー	★	ー	ー	★	★	ー
消化器内科	ー	●	●	ー	ー	●	●	ー	ー	ー
呼吸器内科	●	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー
循環器内科	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小児科	●	●	●	●	ー	●	●	ー	●	●
整形外科	●	●	ー	★	●	● 3	ー	ー	●	● 1･3･5
リハビリテーション科	●	●	●	●	ー	ー	●	●	●	●
眼科	●	●	●	★	●	★	●	★	●	★
耳鼻咽喉科	●	★	●	ー	●	★	●	●	●	ー
皮膚科	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー	ー	ー
泌尿器科	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	ー	●	ー
言語聴覚治療室	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
リハビリテーション室	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★

★心療内科、整形外科(火曜午後)、眼科(火～金曜午後)、耳鼻咽喉科(月曜・水曜午後)
言語聴覚治療室、リハビリテーション室は予約制です。
〇耳鼻咽喉科の月曜午前は、補聴器外来(予約制)と一般診療を並行しておこないます。

〇耳鼻咽喉科の木曜午後は言語外来・小児聴覚外来(共に予約制)と一般診療を並行しておこないます。
〇内科の予約が無い方の受付時間は、午前 8:45～11:00、午後 1:00～3:00 です。

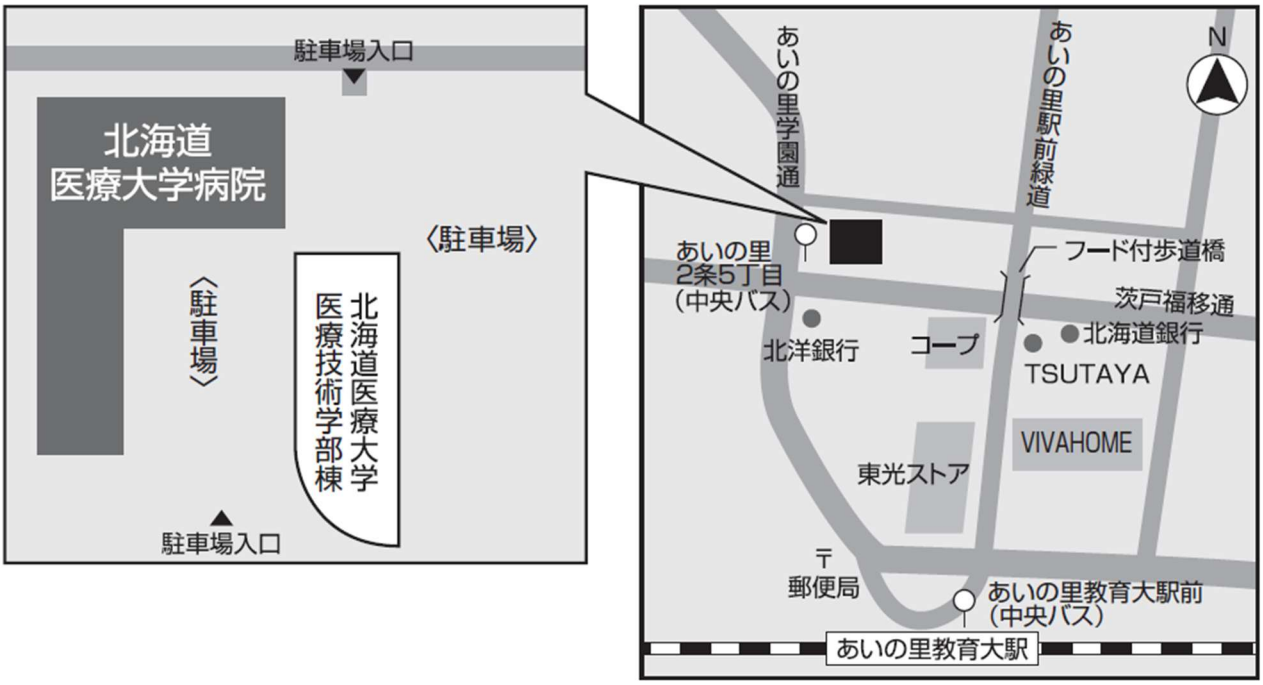
歯 科	月		火		水		木		金	
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
歯科	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小児歯科	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
矯正歯科	★	★	★	★	―	★	★	★	★	★
歯科口腔外科	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
口腔インプラント科	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
摂食・嚥下外来	―	―	―	―	―	★	―	―	―	★
口腔内科相談外来	―	―	★	―	★	★	★	★	―	―
歯科麻酔外来	―	―	★	―	★ 1・3・5	★ 1・3・5	★	★	―	―
顎変形症外来	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★

★小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、口腔インプラント科、摂食・嚥下外来、口腔内科相談外来
歯科麻酔外来、顎変形症外来は予約制です。
◎都合により変更となる場合がありますので、予めお問い合わせください。
◎2026 年 4 月 1 日以降の診療案内につきましては、当院ホームページでご確認ください。

【受診時の注意事項】

〇「健康保険証(マイナンバーカード可)」及び、学生証をお持ちください。
〇診療科によっては「予約制」となりますので、予めご確認ください。
〇内科の健康診断等で、検査を要するものは、診断書発行までに数日かかる場合がありますので、
余裕を持って受診してください。
〇診察券は医科歯科共通です。大切に保管してください。

【所在地】



【交通アクセス】

●JR 学園都市線「あいの里教育大駅(約 30 分)」下車、徒歩 5 分

●地下鉄南北線「麻生駅」下車、中央バスあいの里教育大線麻 24 番「あいの里 2 条 5 丁目(約 30 分)」下車、徒歩 1 分

●地下鉄東豊線「栄町駅」下車、中央バス栄町教育大線栄 20 番、23 番「あいの里教育大駅(約 20 分)」下車、徒歩 5 分

歯科クリニック

【受付時間】

月　　午前 9:00～午後 12:15　　午後 1:15～午後 5:45
火～金　午前 9:00～午後 12:15　　午後 1:15～午後 4:30
新患は受付時間内いつでも可(再診時より原則予約制)

【休診日】

土曜日、日曜日、祝日
夏期(8 月 13 日から 16 日)および年末年始(12 月 29 日から 1 月 5 日)

【受診時の注意事項】

・受診の際には、学生証とマイナンバーカードまたは資格確認証、(公費負担のある方は)受給者証を忘れずにお持ちください。初診時提示のない場合は、全額自費扱いとなります。マイナンバーカードまたは資格確認証を確認後、返金いたします。
・診察券は大切に保管してください。

【再診時の予約確認・キャンセル等】

電話受付時間《月～金》午前 9:00～午後 5:00
クリニック総合受付　0133-23-1601　(新患、マイナンバーカード(資格確認証)、会計に関わること)
クリニック事務課　　0133-23-1604　(その他、問い合わせ等)

診療科受付

3F　総合診療室(保存科・補綴科・歯科口腔外科・口腔インプラント科)0133-23-1642
2F　小児歯科・矯正歯科 0133-23-1624

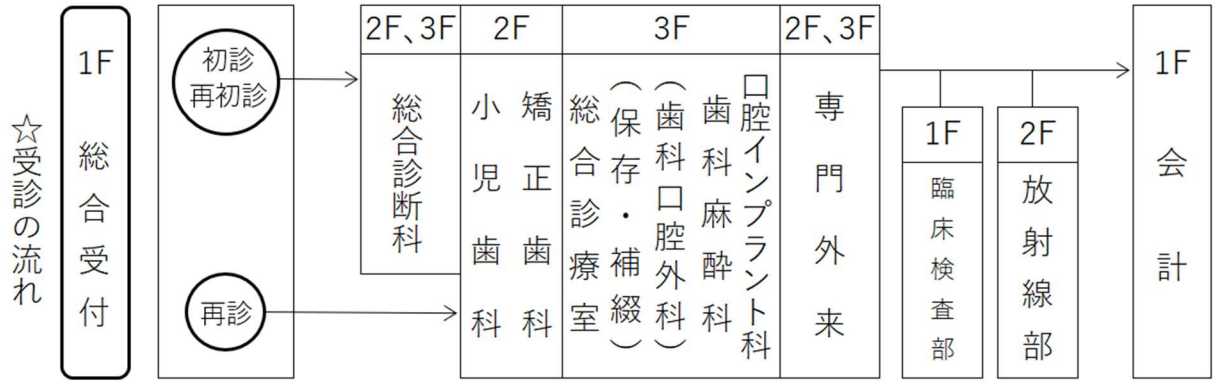
【診療科ご案内】

○総合診断科　初診時に口腔内の診断を行い、担当歯科医を決定します。歯科相談も受け付けています。
○診療科　歯科　小児歯科　矯正歯科　歯科口腔外科　口腔インプラント科

3F	歯科保存科	虫歯、歯周病(歯ぐきから血やうみが出て、悪化すると歯が抜け落ちてしまう)の予防と治療を行います。患者様に不快な痛みや振動を与えることなく歯をレーザーで削り治療する方法もあります。
	歯科補綴科	失われた、あるいは崩壊した歯およびその歯周組織を人工的に補修し損なわれた機能、外観、気分や健康を回復させるための入れ歯(義歯)やブリッジ、インプラントによる治療を行います。
	歯科口腔外科	虫歯や歯周病により状態が悪い歯や、斜めに生えている親知らず、顎や顔の領域の炎症、腫瘍、膿胞(のうほう)などの病気になった部分の除去および顔面や顎の骨折などの手術を行います。
	口腔インプラント科	歯がなくなってしまったところに、人工歯根(インプラント)を使って「咬み合わせ」や「外観」を回復する治療を行っております。インプラント治療の際は、リラックスして手術を受けていただくために静脈内鎮静法などを行っております。また、最新のインプラントナビゲーション手術やガイド手術など、安心・安全で精度の高いインプラント治療を提供しております。

2F	小児歯科	こども専門の診療科が小児歯科です。虫歯や咬み合わせなどの相談や診断・治療を行います。フッ化物によるむし歯予防や歯みがき指導などにより、お口の健康を守り、お口と歯の健全な成長と発育を支援します。
	矯正歯科	歯並びや噛み合わせの状態が適切ではない患者様に対し、歯に接着するボタンと細いワイヤからなる特殊な装置を用いて歯の移動を行い、歯並びや口元の状態を改善します。

受診の流れ



診療費補助制度について

本学の学生が病気・ケガ等で医療機関を受診した際、医療費の一部を「北海道医療大学後援会」が補助する制度があります。本クリニックを受診した際も対象となりますので是非ご利用ください。
[補助内容]
◇保険診療に係る自己負担額　◇保険適用外（自費診療）に係る自己負担額の一部
（詳しくは 137 ページをご参照願います）

【専門外来】

白い歯外来

歯の変色・着色に対してホワイトニング治療により白く美しい歯にします。ホワイトニングコーディネーター資格を取得した歯科衛生士が在籍しており、皆様の白い歯、素敵な笑顔のためのホワイトニングのアドバイス・サポートを致します。当外来ではホワイトニングに加え、クリーニング、マニキュア、セラミック修復、さらには歯ぐきの色素沈着の除去も行っておりますので、お気軽にご相談ください。

口腔乾燥症（ドライマウス）外来

口腔乾燥症（ドライマウス）外来では、口の乾きについて検査や治療を行います。また、舌の痛みや口の中が白いなど口の乾きによる症状の治療も行います。虫歯、歯周病、入れ歯の不具合などがある場合には専門の歯科医師を紹介し、症状に応じた治療を行います。口の乾きが気になる方は、当専門外来にて検査や治療を受けられることをお勧めいたします。

スポーツ歯科外来

スポーツ活動時に発生する、お口や顎のケガに対する治療や、これを防止するためのマウスガード（マウスピース）の製作・装着を行うと共に、スポーツ選手のお口や咬み合わせの健康管理を行っています。

顎変形症外来

上下顎骨の不調和・変形に起因する重度の不正咬合を有し、成長のほぼ終了した患者様には矯正歯科治療と顎切り手術を併用する外科的矯正治療が適用されます。月曜日から金曜日に診療を行っております。

顎顔面補綴外来

交通事故や病気が原因で耳、目および上あごの大部分を失ってしまった患者様が、少しでも日常生活を快適に過ごせるように、人工的にそれら失われた部分を補う装具を作製・調整する専門外来です。

顎関節症外来

口を開け閉めすると耳の前が痛んだり、ガクガクと音がしたり、時には口が開きにくくなったりする病気を顎関節症といいます。また、時には頭痛や首や肩のこわばりを伴うこともあります。思い当たる症状がありましたら、ご相談ください。

学内サービス施設

当別キャンパス

学生食堂:営業時間(共通)平日 11:00～13:30(「学内マップ」p.1)
当別キャンパスには学生食堂が 3 か所にあります。
支払いは電子マネー・クレジットカードでの決済のみ対応しています。(現金不可)
○使用可能な電子マネー:楽天 Edy、Waon、nanaco、iD、交通系電子マネー(Suica・Kitaca 等)
<楽天 Edy チャージ機 設置場所>
・薬学部棟 1 階学生ホール ・中央食堂 1 階
※そのほか、セイコーマートでもチャージ可能

・基礎棟食堂:「学内マップ」p.2(15)

・中央食堂:「学内マップ」p.3(03)・p.4(02)

・20 周年記念会館食堂:「学内マップ」p.28 【現在休止中】

※メニューや運営状況等は各食堂にてご確認ください。

ダブルトールカフェ 北海道医療大学店:中央講義棟 10F 「学内マップ」p.23
定番のカフェラテやカプチーノに加え、ハニーラテやキャラメルラテ、温かいアイスクリームのような新感覚ドリンク「フラフィータ」やデザートなど 20 種類以上の豊富なメニューが揃っています。なお、このカフェは本学看護福祉学部福祉マネジメント学科 OB が理事長を務める社会福祉法人ゆうゆうが運営しています。
●営業時間 平日(火－金)／10 時～15時

丸善売店:中央食堂 2F 隣 「学内マップ」p.4(03)
教科書・専門書・雑誌・文房具・切手等を取扱い、書籍・文房具は 10%引、雑誌は 6%引、食品(菓子・インスタント食品等々)は 5%引です。ネームプレートの販売も行っています。
●営業時間 平日／8 時 30 分～17 時 TEL／0133-22-2501(直通)
※白衣は丸善では販売していません。

セイコーマート北海道医療大学店:20 周年記念会館 1F 「学内マップ」p.28(02)
「ここにあるおいしさを、お手ごろに」を掲げるセイコーマートは、お店で作るあったかメニューのホットシェフをはじめオリジナルのお弁当・おにぎり・パン・菓子・デザート等の食料品、飲料水、日用雑貨など豊富な品揃えで、お求めやすい価格で提供するコンビニエンスストアです。
切手、はがきの販売、電気・ガス・電話等の料金のお支払い、デジタルプリント・ゆうパックの取扱い等のサービスも充実し、飲食スペースも設置しています。また、予約弁当も受け付けていますので、会議等の際にも便利です。店頭でお気軽にご相談ください。
●営業時間 平日／8 時～20 時(季節によって営業時間変更あり) TEL／0133-22-1030(直通)

歯科教材売店　モリタ:歯学部棟 1F 「学内マップ」p.8(06)

歯学部・歯科衛生士専門学校の学生が実習その他で使用する器具器材を販売する「モリタ」があります。白衣・カギ(南京錠)・コピーカード(60 度数・1 枚 500 円)も販売しています。

●営業時間　平日／9 時～17 時　　TEL／0133-22-2218(直通)　　FAX／0133-22-2366

※コピー機の故障及び紙やトナーの補充等もモリタに連絡してください。

北海道銀行・北洋銀行キャッシュコーナー:中央食堂 1F 「学内マップ」p.3(02)

提携している地方銀行やゆうちょ銀行のカードも利用できます。

●営業時間　平日／9 時～17 時

公衆電話

総合玄関ホール(「学内マップ」p.2)、歯科クリニック 1F(「学内マップ」p.8)に公衆電話(硬貨式)が設置されています。

コピー機

学内には、総合図書館、20周年記念会館のセイコーマートの他に基礎棟(1Fホール)、薬学部棟(1Fホール)、歯学部棟(1F・4Fホール)、看護福祉学部棟(1F・3Fホール)、中央講義棟(3F・5F・8F・9F)、歯科クリニック棟(6Fリハビリテーション科学部学習支援センター内)に硬貨式またはコピーカード式のコピー機を設置しています。コピーカード式については、学内専用のコピーカードを購入の上、使用してください。

なお、総合図書館 3F と看護福祉学部棟 1F にコピーカードの自動販売機を設置しています。歯学部棟 1Fのモリタでもコピーカードを取り扱っています。

コピー機の故障・用紙補給等についてはモリタまで問い合わせてください。

※モリタの営業時間は上記を参照してください。

印刷機

クラブハウス(「学内マップ」p.26)1Fに学友会所有の印刷機を設置しています。

印刷用紙を各自で購入の上、使用してください。

※コピー機とは異なりますので、1 原稿につき 20 枚以上の印刷時に使用してください。

自動販売機

各学部棟の学生ホール・学生ラウンジや食堂棟、20周年記念会館、中央講義棟、体育館玄関前、総合図書館3F等に缶・ビン・ペットボトル飲料、パン・スナック等の各種自動販売機があります。

郵便ポスト 「学内マップ」p.2

郵便ポストは総合玄関前にあり、毎日集荷されます。郵便切手やレターパックは、中央食堂(2F)隣　丸善売店、20周年記念会館1Fセイコーマートで販売しています。

証明写真

中央食堂(2F)隣　丸善売店の近くに証明写真機が設置されています。

札幌あいの里キャンパス

札幌あいの里キャンパス食堂:医療技術学部棟 1 階

セルフサービス方式で食事ができます。冷たい麺・ご当地丼等『普段と違う食事』が味わえるフェアが開催されます。また、食堂内にある情報コンセントにより自由に学内 LAN に接続ができ、学内情報等の閲覧が可能です。営業時間中は混み合いますので、自習やパソコンの使用はご遠慮ください。※電子マネーでの決済のみ対応しています。現金の利用はできませんのでご注意ください。利用できる電子マネーは次の通りです。楽天 Edy、Waon、nanaco、iD、交通系電子マネー(Suica・Kitaca 等)。楽天 Edy のみ学内でのチャージが可能です。

●営業時間
平日／11 時 30 分～13 時 30 分

丸善売店:医療技術学部棟 1 階食堂横

書籍販売会社「丸善」の直営店です。教科書、専門書、文庫本、雑誌、文房具、食品等を取り扱っています。書籍・文房具は 10%引き、雑誌は 6%引き、食品は 5%引きです。ネームプレートの販売もしています。

●営業時間
平日／9 時～13 時 30 分

モリタ売店:北海道医療大学病院 2 階

歯科用品専門会社「モリタ」が各種歯科用品等を豊富にそろえて営業しています。また、図書館で使用できるコピー機用のプリペイドカードも販売しています。

●営業時間
平日／8 時 50 分～17 時 20 分

北洋銀行 ATM:北海道医療大学病院地下1階

提携している各銀行のキャッシュカードも利用できます。

●営業時間
平日／9 時 00 分～17 時 00 分

自動販売機

以下のとおり各階に自動販売機を設置しています。ご利用ください。
・1 階共通掲示板横(缶・ボトル・菓子パン・スナック類)
・2 階学生ロビー(缶・ボトル・アイスクリーム)

就職・進路相談室:医療技術学部棟 1 階正面玄関横

就職・進路に関する各種情報(求人・公募状況、就職情報誌)の閲覧ができます。積極的にご利用ください。
平日 8 時 45 分～17 時 00 分に開放しています。

コピー機:医療技術学部棟 2 階

総合図書館札幌あいの里分館内に 2 台(カード・硬貨式)、図書館分館入口前に 1 台(硬貨式)のコピー機を設置しています。硬貨を用意又はコピーカードを購入のうえ、ご使用ください。
コピー機の故障・用紙補給等は北海道医療大学病院 2 階のモリタ売店までお問い合わせください。

公衆電話:医療技術学部棟 1 階正面玄関付近

公衆電話 1 台(硬貨式)を設置しています。

VI. 第 6 章

●規則･規程

北海道医療大学学則

第１章　総則

第１節　目的

（理念・目的）

第 1 条　北海道医療大学（以下「本学」という。）は、建学の理念「知育・徳育・体育　三位一体による医療人としての全人格の完成」に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合をめざす創造的な教育を推進し、確かな知識・技術と幅広く深い教養を身につけた人間性豊かな専門職業人を養成することによって、地域社会ならびに国際社会に貢献することを教育理念とする。

2　本学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに建学の理念及び教育理念に基づき、深く専門の学術を教授・研究し、幅広く深い教養に基づく豊かな人間性と高度で正確な専門知識・技術を有し、保健・医療・福祉を中心とする多様な分野と連携・協調して行動し、地域社会や国際社会で活躍できる専門職業人の養成を目的とする。

3　薬学部薬学科においては、薬剤師としての社会的使命を正しく遂行し得るために必要な豊かな人間性、薬と医療にかかわる科学的知識、研究・実習を通じて体得した技能と問題解決能力を有する人材の養成を教育目的とする。

4　歯学部歯学科においては、豊かな人間性と職業倫理を備え、人々の健康の維持・増進に寄与するとともに、地域的および国際的視野から歯科医学の発展及び歯科医療の向上に貢献できる歯科医師の養成を教育目的とする。

5　看護福祉学部看護学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアを実践できる看護専門職業人としての看護師の養成を教育目的とする。

6　看護福祉学部福祉マネジメント学科においては、人々の健康と福祉の向上のために、看護と福祉を総合的に俯瞰した専門的知識・技術を修得し、人々の尊厳を守り、維持するための総合的ヒューマンケアの観点から社会福祉士や精神保健福祉士など臨床現場をはじめ、保健・福祉・行政などの場でリーダーとして活躍できる専門職業人の養成を教育目的とする。

7　心理科学部臨床心理学科においては、心にかかわる自然科学と人文社会科学が連携した教育を通して、生命の価値に対する真摯な倫理観を涵養し、心の障害を一生の出来事として受け止める知性と感性を備えた公認心理師等の心理学に関する専門的知識を修得した人材の養成を教育目的とする。

8　リハビリテーション科学部理学療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての理学療法士の養成を教育目的とする。

9　リハビリテーション科学部作業療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉の向上に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての作業療法士の養成を教育目的とする。

10 リハビリテーション科学部言語聴覚療法学科においては、豊かな人間性と確固たる職業倫理観を身につけ、人々の健康と保健・福祉に寄与するとともに、人々が暮らす生活に根差した地域的及び国際的視野から医療の向上に貢献できるリハビリテーションのコアスタッフとしての言語聴覚士の養成を教育目的とする。

11 医療技術学部臨床検査学科においては、最先端の科学的知識を基盤とする専門知識と技術に裏打ちされた課題解決能力を身につけ、確固たる倫理観と専門性に基づいて保健・医療・福祉の分野で社会に貢献できる専門職業人としての臨床検査技師の養成を教育目的とする。

12 臨床データサイエンス学環においては、データ分析・解析・AIなどにかかるスキルを身につけ、複雑化する医療・保健・看護・福祉・心理の現場で医療人としての視点から解決策を策定できるデータサイエンティストの養成を教育目的とする。

（自己評価等）
第 2 条 前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）
第 3 条 教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

第 2 節 組織

（学部・学部等連係課程実施基本組織）
第4条 本学に次の学部を置く。
薬学部
歯学部
看護福祉学部
心理科学部
リハビリテーション科学部
医療技術学部

2 本学に大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 41 条第 1 項で定める学部等連係課程実施基本組織として、臨床データサイエンス学環を置き、看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部及び医療技術学部を連係協力学部として、緊密な連係及び協力によって教育を実施するものとする。

3 第4条第1項の各学部に置く学科及びその収容定員並びに前項の学環の収容定員は、次のとおりとする。ただし、臨床データサイエンス学環の収容定員及び入学定員は、看護福祉学部福祉マネジメント学科及び心理科学部臨床心理学科の定員の内数とし、【 】内の人数は各学科における臨床データサイエンス学環に係る内数を表す。
薬学部 薬学科 収容定員 1,000 名
（入学定員 160 名 2年次編入学定員 4名
3年次編入学定員 5名）
歯学部 歯学科 収容定員 480 名
（入学定員 80 名）
看護福祉学部 看護学科 収容定員 400 名
（入学定員 100 名）
福祉マネジメント学科 収容定員 330 名【40 名】
（入学定員 80 名【10 名】 3年次編入学定員 5名）
心理科学部 臨床心理学科 収容定員 300 名【20 名】
（入学定員 75 名【5 名】）
リハビリテーション科学部 理学療法学科 収容定員 320 名
（入学定員 80 名）
作業療法学科 収容定員 160 名
（入学定員 40 名）
言語聴覚療法学科 収容定員 240 名
（入学定員 60 名）
医療技術学部 臨床検査学科 収容定員 240
（入学定員 60 名）
臨床データサイエンス学環 収容定員 60 名
（入学定員 15 名）

（大学院）
第5条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に、次の研究科を置く。
薬学研究科
歯学研究科
看護福祉学研究科
心理科学研究科
リハビリテーション科学研究科
医療技術科学研究科

3　大学院に関する規程は、別に定める。

（病院等）
第6条　本学に、歯学教育等に係る臨床・研究の場として機能するとともに、歯科及び医科の診療を通じて地域医療の向上に寄与するために、教育研究施設として北海道医療大学病院（以下「大学病院」という。）及び北海道医療大学歯科クリニック（以下「歯科クリニック」という。）を置く。

2　大学病院及び歯科クリニックに関する規程は、別に定める。

（総合図書館）
第7条　本学に総合図書館を置く。

2　総合図書館に関する規程は、別に定める。

（薬用植物園）
第8条　本学薬学部に、附属薬用植物園（以下「薬用植物園」という。）を置く。

2　薬用植物園に関する規程は、別に定める。

（附属研究所等）
第9条　本学に研究所、研究施設及び教育学術支援のための組織（以下「附属研究所等」という。）を置くことができる。

2　附属研究所等に関する規程は、別に定める。

第3節　職員組織

（職員組織）
第 10 条　本学に次に掲げる職員を置く。
（1）教育職員
（学長、教授、准教授、講師、助教、助手）
（2）事務職員
（3）技術職員
（4）医療職員

第4節　評議会、教授会及び全学教育推進センター、FD委員会

（評議会）
第 11 条　本学に評議会を置く。

2　評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
（1）学長
（2）副学長
（3）総合図書館長
（4）各学部長
（5）各研究科長
（6）臨床データサイエンス学環長
（7）先端研究推進センター長
（8）大学病院長
（9）歯科クリニック院長
（10）予防医療科学センター長
（11）歯学部附属歯科衛生士専門学校長
（12）学長が指名する教授

3　評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
（1）全学の教育及び研究の基本に関する事項
（2）学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
（3）学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
（4）学位授与の基本に関する事項
（5）学生の学修評価の基本に関する事項
（6）教育課程の編成の基本に関する事項
（7）教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
（8）その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4　評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5　評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

（教授会）
第 12 条　本学各学部及び臨床データサイエンス学環（以下「学部等」という。）に教授会を置く。

2　各学部等の教授会は、当該学部等の教授をもって組織する。

3　各学部等の教授会は、各学部等に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
（1）学生の入学、卒業及び課程の修了その他学

生の身分取扱いに関する事項
（2）学位の授与に関する事項
（3）学生の学修評価に関する事項
（4）教育課程の編成に関する事項
（5）教員の教育研究業績の審査等に関する事項
（6）その他学部長等が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4 各学部等の教授会は、前項に規定するもののほか、学部長等が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関し、その他必要な事項は別に定める。

（全学教育推進センター）
第 13 条 本学における教養教育等全学教育を円滑に推進するとともに、全学教育担当教員の学部横断的な教育・研究活動を促進するため、全学教育推進センターを置く。

2 全学教育推進センターに関し、必要な事項は別に定める。

（FD委員会）
第 14 条 本学に第3条の日的を達成し、教員の教育方法等に関わる能力開発（Faculty Development－以下「FD」という。）を推進するため、FD委員会を置く。

2 FD委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日
（学年）
第 15 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月 31 日に終わる。

（学期・クォーター）
第 16 条 学年を次の2期に分ける。
前期 4月1日から9月 30 日まで
後期 10 月1日から翌年3月 31 日まで

2 前項に定める各期間について、学長が必要と認めたときは、変更することがある。

3 第 1 項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

4 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

（休業日）
第 17 条 休業日は、次のとおりとする。
（1）日曜日
（2）「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
（3）創立記念日 10 月 10 日
（4）春期休業日 4月1日から4月5日まで
（5）夏期休業日 7月 10 日から8月 31 日まで
（6）冬期休業日 12 月 10 日から翌年1月 25 日まで
（7）学年末休業日 3 月 25 日から 3 月 31 日まで
2 学長が必要と認めたときは、休業日を変更又は臨時休業日を定めることがある。

第2章 学部通則
第1節 修業年限及び在学年限
（修業年限）
第 18 条 薬学部の修業年限は6年とする。ただし、第 26 条に規定する編入学生の修業年限は次の各号のとおりとする。
（1）2年次編入学生 5年
（2）3年次編入学生 4年

2 歯学部の修業年限は6年とする。

3 看護福祉学部の修業年限は4年とする。ただし、第 26 条に規定する編入学生の修業年限は2年とする。

4 心理科学部の修業年限は4年とする。

5 リハビリテーション科学部の修業年限は4年とする。

6 医療技術学部の修業年限は4年とする。

7 臨床データサイエンス学環の修業年限は 4 年とする。

（在学年限）

第 19 条　看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部、医療技術学部並びに臨床データサイエンス学環の学生は8年を超えて在学することはできない。

2　薬学部並びに歯学部の学生は 12 年を超えて在学することはできない。

3　第 26 条から第 28 条までの規定により入学または転学科した学生は、在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

4　第1項から第3項までの規定にかかわらず、第1学年及び第2学年の在学期間は、通算して4年を超えることができない。

第2節　入学

（入学の時期）

第 20 条　入学の時期は、学年始とする。ただし、再入学及び転入学については、学期始とする。

（入学資格）

第 21 条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（1）高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者

（2）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）

（3）外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（5）専修学校の高等課程（修了年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（6）文部科学大臣の指定した者

（7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規程による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む）

（8）本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学の出願）

第 22 条　本学に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出るものとする。

（入学者の選考）

第 23 条　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 24 条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2　学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第 25 条　保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

2　保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。

3　保証人に関し、その他必要な事項は学生通則に定める。

（編入学）

第 26 条　次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

（1）大学を卒業した者又は退学した者

（2）短期大学又は高等専門学校を卒業した者

（3）その他、各学部等が定める編入学に関する規程により入学資格があると認められた者

2　編入学に関する規程は、別に定める。

3　第1項第3号及び前項の定めに関わらず、歯学部、看護福祉学部看護学科、心理科学部、リハビリテーション科学部、医療技術学部並びに臨床データサイエンス学環については、欠員のある場合に限り編入学を志願する者の選考を行なうこととし、実施方法等は教授会においてその都度定める。

（転入学・転学科）
第 27 条　他大学の学生で当該大学長の承認を得て転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

2　本学の学生で、同一学部の他の学科あるいは異なる学部等の学科への転学科を志願する者があるときは、選考のうえ、学年始めに限り、原則として第1学年への転学科を許可することがある。

3　転入学および転学科に関する規程は別に定める。

（再入学）
第 28 条　本学を退学した者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り、原学年以下に入学を許可することがある。

2　再入学に関する規程は別に定める。

第3節　教育課程及び履修方法等

（教育課程・授業科目）
第 29 条　本学の教育課程は、全学教育と専門教育からなる。

2　全学教育は、全学部等の学生を対象として共通の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

3　専門教育は、学部等によって異なる専門性の教育内容をもって開講される授業科目からなる。

4　各学部等の授業科目、教職課程に関する科目及び単位、時間数は、別表に掲げるとおりとする。

5　学長が必要と認めたときは、各学年に配当する授業科目並びに時数を変更することがある。

6　第2項の全学教育に関し、必要な事項は、北海道医療大学全学教育科目規程の定めるところによる。

7　教職課程に関する科目は取得することのできる教育職員の免許状及び免許教科の種類に関するものとする。

（単位・時間数）
第 30 条　薬学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 32 単位及び専門教育科目 156 単位、総計 188 単位以上修得しなければならない。

2　歯学部の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 50 単位、専門教育科目 233 単位、総計 283 単位以上、又は全学教育科目 48 単位、専門教育科目 235 単位、総計 283 単位以上修得しなければならない。

3　看護福祉学部看護学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 32 単位、専門教育科目 103 単位、総計 135 単位以上、福祉マネジメント学科の学生は、別表に定めるとおり、全学教育科目 33 単位、専門教育科目 98 単位、総計 131 単位以上修得しなければならない。

4　心理科学部臨床心理学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 27 単位、専門教育科目 100 単位、総計 127 単位以上修得しなければならない。

5　リハビリテーション科学部理学療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 28 単位、専門教育科目 101 単位、総計 129 単位以上、作業療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 28 単位、専門教育科目 104 単位、総計 132 単位以上、言語聴覚療法学科の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 25 単位、専門教育科目 103 単位、総計 128 単位以上修得しなければならない。

6　医療技術学部の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 30 単位、専門教育科目 113 単位、総計 143 単位以上修得しなければならない。

7　臨床データサイエンス学環の学生は別表に定めるとおり、全学教育科目 27 単位、専門教育科目

97 単位、総計 124 単位以上修得しなければならない。

8　各学部等の編入学生が本学において修得すべき単位数は、他大学等において修得したと本学が認定した単位を勘案し、別に定めるものとする。

9　教育職員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生は、上記の各項に定める単位を修得するほか、別表に定める教職課程に関する科目から教育職　員免許法及び同法施行細則に規定する所要の単位を修得しなければならない。

（授業の方法）
第 31 条　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかの方法により又はこれらの併用により行う。

2　前項の授業は、多彩なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

（単位）
第 32 条　各学部等における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。
（1）講義及び演習については、15 時間ないし 30 時間をもって1単位とする。
（2）実験、実習及び実技については、30 時間ないし 45 時間をもって1単位とする。

2　各学部等の授業科目ごとの単位については、別表に掲げるとおりとする。

（本学以外の教育施設等における学修）
第 33 条　教育上有益と認めるときは、学生が行う本学以外における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることのできる単位は、60 単位を限度とする。

（1年間の授業期間）
第 34 条　1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

（成績）
第 35 条　授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の4種とし、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

（その他）
第 36 条　この節に定めるもののほか、履修方法等については、各学部等の履修規程の定めるところによる。

第4節　休学・転学及び退学

（休学）
第 37 条　疾病その他特別の理由により続けて2か月以上の期間、修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2　疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命じることができる。

（休学期間）
第 38 条　休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2　前項の規定に関わらず、学生が本籍国において兵役に服するために休学する場合は、この限りではない。

3　休学期間は、通算して4年を超えることができない。ただし、兵役による休学期間は、休学期間の通算年数に算入しない。

4　休学期間は、第 19 条の在学期間には算入されない。

（復学）
第 39 条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（転学）
第 40 条　他大学への入学又は転入学を志願しよう

とする者は、学長の許可を受けなければならない。

（退学）
第 41 条　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（除籍）
第 42 条　次の各号の一に該当する者は、当該学部等の教授会の議を経て学長が除籍する。
（1）学費等の納入を怠り督促してもなお納付しない者
（2）第 19 条に定める在学年限を超えた者
（3）第 38 条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
（4）死亡、又は1年以上行方のわからない者

（復籍）
第 43 条　前条第1号により除籍された者は、別に定める「学費等未納による除籍者の復籍取扱い規程」により復籍を許可することがある。

第5節　卒業及び学位授与

（卒業）
第 44 条　看護福祉学部、心理科学部、リハビリテーション科学部、医療技術学部及び臨床データサイエンス学環に4年以上、薬学部及び歯学部に6年以上在学し、第 30 条において各学部等ごとに定める単位を修得した者については、当該学部等の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2　薬学部に編入学後、2年次編入は5年以上、3年次編入は4年以上、看護福祉学部に編入学後2年以上在学し、第 30 条に定める単位を修得した者については、当該学部の教授会及び評議会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）
第 45 条　学長は卒業した者に対して、学士の学位を授与することができる。
薬学部　学士（薬学）
歯学部　学士（歯学）
看護福祉学部
看護学科　学士（看護学）
福祉マネジメント学科　学士（臨床福祉学）
心理科学部
臨床心理学科　学士（臨床心理学）
リハビリテーション科学部
理学療法学科　学士（理学療法学）
作業療法学科　学士（作業療法学）
言語聴覚療法学科　学士（言語聴覚療法学）
医療技術学部
臨床検査学科　学士（臨床検査学）
臨床データサイエンス学環　学士（臨床科学）

2　学位に関する規程は、別に定める。

第6節　賞罰

（表彰）
第 46 条　学生として表彰に価する行為があった者に対し、学長は当該学部等の教授会の議を経て、表彰することができる。

（懲戒）
第 47 条　学生が、その本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為を行ったときは、当該学部等の教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2　懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3　次の各号の一に該当する者に対し、退学を行う。
（1）性行不良で改善の見込みがない者
（2）正当な理由がなくして出席常でない者
（3）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第7節　研究生、聴講生、科目等履修生及び外国人学生

（研究生）
第 48 条　特定の専門事項について、研究することを志願する者があるときは、各学部等の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

2　研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3　研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（臨床研究生）

第 49 条　大学病院又は歯科クリニックにおいて、特定の臨床研修を志願するものがあるときは、選考のうえ、臨床研究生として入学を許可することがある。

2　臨床研究生の在学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

（聴講生）

第 50 条　特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、各学部等の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2　聴講生は学期ごとに許可する。

（科目等履修生）

第 51 条　本学において開設する一または複数の授業科目の履修を志願する本学の学生以外の者があるときは、各学部等の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することがある。

（外国人学生）

第 52 条　外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人学生として入学を許可することがある。

2　外国人学生に対しては、全て本学則の規程を準用する。

（その他）

第 53 条　研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生に関する規程は別に定める。

第8節　検定料及び授業料等

（学生納入金）

第 54 条　入学検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。（単位：円）

	薬学部	歯学部	看護福祉学部		心理科学部
			看護学科	福祉マネジメント学科	臨床心理学　科
入　学 検定料					
	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
入学金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
授業料	前期	前期	前期	前期	前期
	675,000	1,950,000	500,000	250,000	300,000
	後期	後期	後期	後期	後期
	975,000	2,250,000	800,000	550,000	600,000
	1,950,000	4,500,000	1,600,000	1,100,000	1,200,000

	リハビリテーション科学部			医療技術学部	臨床データサイエンス学環	備考
	理学療法学　科	作業療法学　科	言語聴覚療　法学　科	臨床検査学　科		
入　学 検定料						大学入学共通テスト以外
	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000	
	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000	大学入学共通テスト
入学金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	入学時
授業料	前期	前期	前期	前期	前期	第1学年
	487,500	462,500	450,000	475,000	300,000	
	後期	後期	後期	後期	後期	
	787,500	762,500	750,000	775,000	600,000	
	1,575,000	1,525,000	1,500,000	1,550,000	1,200,000	第2学年以降

2　前項に規定する入学検定料は、前期又は後期入学試験の中で複数学科（同一学科を複数日受験する場合も含む）に併願する場合も 1 学科分の金額とする。

3　編入学生の入学検定料、入学金、授業料の金額は、第 1 項に準ずる。

4　看護福祉学部福祉マネジメント学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生の特別実習費及び教職課程履修費の金額は、次のとおりとする。

特別実習費　　：50,000 円
教職課程履修費：50,000 円

5　リハビリテーション科学部作業療法学科の専門科目のうち選択履修できる学生数を制限する科目を履修する学生のコース履修費の金額は、次のとおりとする。

音楽療法士コース履修費：50,000 円

6　第 1 学年の「大学等における修学の支援に関する法律」に基づく授業料減免対象者の前期・後期ごとの授業料は、授業料年額を均等に分割した金

額とする。

（実験実習材料費）
第 55 条　学生は実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は本学が指定する。

（授業料の納入）
第 56 条　授業料は学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の 2 期に分けて納付することができる。
1 期　4 月 15 日まで
2 期　9 月 15 日まで

（復学等の場合の授業料）
第 57 条　復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収する。

（退学及び除籍の場合の授業料等）
第 58 条　前期又は後期の中途で退学し又は除籍された者に対しては、当該期分の授業料等を徴収する。

（休学の場合の授業料）
第 59 条　前期又は後期の中途で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2　休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期 50,000 円とする。

（授業料等の徴収の猶予）
第 60 条　経済的理由によって納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料等の徴収を猶予することがある。

2　授業料等納入猶予期間は、納入期限後（1・2 期とも）3 か月以内とし、納入しない者は、第 42 条第 1 号により除籍とする。

（研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の授業料）
第 61 条　研究生、臨床研究生、聴講生及び科目等履修生の検定料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

	研究生	臨床研究生	聴講生	科目等履修生	備考
	円	円	円	円	
検定料	3,000	3,000	5,000	10,000	
入学金	50,000	10,000	―	―	入学時のみ
履修登録料	―	―	―	15,000	
授業料	300,000	50,000	10,000	20,000	年額、聴講生および科目等履修生（1単位又は15時間）

（納入した授業料等）
第 62 条　納入した検定料、入学金、授業料及びその他の諸納金は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

第 9 節　公開講座

（公開講座）
第 63 条　本学は公開講座を開くことができる。

第 10 節　交通規制

（交通規制）
第 64 条　医療人を養成する本学の使命並びに交通事情に鑑み、交通事故を未然に防止するため交通規制を行う。交通規制については、学生通則に定める。

附　則
この学則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この学則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この学則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この学則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この学則は、昭和 54 年 10 月 12 日から施行する。

附　則
この学則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 42 条(学位の授与)については平成 3 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条に定める平成 5 年度歯学部第 2・3・4 学年学生の単位時間数については、別表に定める通り 141 単位とする。

2 平成 5 年度から平成 9 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりにする。

区分	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
歯学部					
歯学科	700名	680名	660名	640名	620名
薬学部					
薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
衛生薬学科	240名	240名	240名	240名	240名
看護福祉学部					
看護学科	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉学科 医療福祉専攻	80名	160名	260名	360名	360名
医療福祉学科 臨床心理専攻	50名	100名	170名	240名	240名

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 8 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科または同衛生薬学科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3 平成 8 年度から平成 11 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
歯学部				
歯学科	640名	620名	600名	600名
薬学部				
薬学科	180名	120名	60名	
衛生薬学科	180名	120名	60名	
総合薬学科	120名	240名	360名	480名
看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	360名	360名
医療福祉学科 医療福祉専攻	360名	360名	360名	360名
医療福祉学科 臨床心理専攻	240名	240名	240名	240名

附 則

1 この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則第 29 条第 3 項及び別表の規定は平成 9 年 4 月 1 日以降に 1 年次に入学した学生から適用する。

3 改正後の学則第 29 条第 4 項の規定は平成 11 年 4 月 1 日以降に 3 年次に編入学した学生から適用する。

4 前 2 項の規定にかかわらず、改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科(医療福祉専攻)専門教育科目及び医療福祉学科(臨床心理専攻)専門教育科目中、「音楽療法技術総論」、「音楽療法技術各論Ⅰ」、「音楽療法技術各論Ⅱ」、「音楽表現

技術Ⅰ」、「音楽表現技術Ⅱ」、「音楽表現技術Ⅲ」、「音楽療法演習」、「音楽療法現場実習」については、平成９年４月１日現在で２年次以上に在学する学生にも適用する。

附　則

この学則は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 12 年４月１日から施行する。

2　改正後の学則別表の看護福祉学部医療福祉学科（医療福祉専攻）専門教育科目中、「精神保健福祉論Ａ」、「精神保健福祉論Ｂ」、「精神保健福祉論Ｃ」、「精神医学Ｂ」、「精神保健学Ａ」、「精神保健学Ｂ」、「精神科リハビリテーション学　Ａ」、「精神科リハビリテーション学　Ｂ」、「精神保健福祉援助技術総論Ａ」、「精神保健福祉援助技術総論　Ｂ」、「精神保健福祉援助技術各論Ａ」、「精神保健福祉援助技術各論　Ｂ」、「精神保健福祉援助演習」、「精神保健福祉援助実習」については、平成 12 年４月１日現在で２年次以上に在学する学生にも適用する。

附　則

この学則は、平成 13 年９月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 14 年４月１日から施行する。

2　平成 14 年３月 31 日以前に薬学部または歯学部もしくは看護福祉学部医療福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3　平成 14 年度から平成 17 年度までの間の収容定員は、第４条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
薬学部				
総合薬学科	520名	560名	600名	630名
歯学部				
歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部				
看護学科	360名	360名	370名	380名
臨床福祉学科	100名	200名	290名	380名
医療福祉学科				
医療福祉専攻	260名	160名	80名	0名
臨床心理専攻	190名	140名	70名	0名
心理科学部				
臨床心理学科	60名	120名	195名	270名
言語聴覚療法学科	50名	100名	165名	230名

附　則

この学則は、平成 15 年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 16 年４月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 17 年４月１日から施行する。

2　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「歯科医学基礎講義Ⅰ」、「歯科医学基礎講義Ⅱ」、「歯科医学基礎講義Ⅲ」、「歯科医学研究　Ａ」、「歯科医学研究Ｂ」、「歯科医学研究Ｃ」については、平成 17 年４月１日現在で第２年以上に在学する学生にも適用する。

附　則

この学則は、平成 17 年７月１日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 18 年４月１日から施行する。

2　平成 18 年３月 31 日以前に薬学部に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目中、「部分床義歯補綴学・同実習」、「全部床義歯補綴学・同実習」については、平成 18 年４月１日現在で第２学年以上に在学する学生にも適用する。

4　改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科科目中、「キャリア・プラニングⅠ」、「キャリア・プラニングⅡ」については、平成 18 年４月１日現在で第２学年以上に在学する学生にも適用する。

5　平成 18 年度から平成 23 年度までの間の収容定員は、第４条の規定にかかわらず次のとおりと

する。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
薬学部						
薬学科	150名	300名	460名	620名	780名	940名
総合薬学科	470名	310名	150名	0名	0名	0名
歯学部						
歯学科	600名	600名	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部						
看護学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名	380名	380名
心理科学部						
臨床心理学科	270名	270名	270名	270名	270名	270名
言語聴覚療法学科	230名	230名	230名	230名	230名	230名

附 則

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条第 2 項の規定は平成 18 年 10 月 1 日より適用する。

2 改正後の学則第 29 条第 2 項及び別表の歯学部歯学科基礎教育科目並びに専門教育科目については、平成 19 年 4 月 1 日現在で 2 年から 5 年に在学する学生にも適用する。

3 第 51 条第 1 項の規定は平成 19 年 4 月 1 日以降に入学した学生から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 51 条第 2 項の規定は平成 19 年 9 月 1 日より適用する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成 20 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

3 改正後の学則別表の看護福祉学部（学部共通自由選択科目）については、平成 20 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 21 年度から平成 24 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
薬学部				
薬学科	620名	780名	940名	940名
総合薬学科	0名	0名	0名	0名
歯学部				
歯学科	600名	600名	600名	600名
看護福祉学部				
看護学科	380名	380名	380名	380名
臨床福祉学科	380名	380名	380名	380名
心理科学部				
臨床心理学科	265名	260名	265名	270名
言語聴覚療法学科	227名	224名	227名	230名

3 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の全学教育科目及び専門教育科目については、平成 21 年 4 月 1 日以降に 3 年次に編入する学生にも適用する。

附 則

この学則は、平成 21 年 12 月 17 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成 22 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 5 学年に在学する学生にも適用する。

3 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科の「教職に関する科目」は、平成 22 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「解剖学・口腔解剖学」については、平成 23 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を 205.5 単位修得とする。

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「口腔生命基礎科学」については、平成23年 4 月 1 現在で第 3 学年に在学する学生にも適用し、専門教育科目を 203.5 単位修得とする。

附 則

1 平成 23 年 4 月 1 日現在看護福祉学部看護学科

第４学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成 23 年度 1･2･3 学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を履修することができる。

2 平成 23 年 4 月 1 日現在看護福祉学部看護学科第 1 ないし第 3 学年に在学する学生は、学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、平成 23 年度第 1･2･3 学年に適用される「法学」の授業題目のひとつとして開講される「日本国憲法」を、学則別表の履修年次の経過後であっても履修することができる。

3 平成 23 年夏季休業期間中に集中講義として開講された「日本国憲法」を履修した、看護福祉学部看護学科に在学する学生は前二項により「日本国憲法」を履修したものとする。

4 この附則は、平成 23 年 9 月 22 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年度から平成 28 年度までの間の収容定員は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず次のとおりとする。ただし、看護福祉学部看護学科、同臨床福祉学科、心理科学部臨床心理学科及び同言語聴覚療法学科の平成 27 年度及び平成 28 年度の収容定員は第 4 条第 2 項に定めるところによる。

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部					
薬学科	950名	960名	970名	980名	990名
歯学部					
歯学科	580名	560名	540名	520名	500名
看護福祉学部					
看護学科	389名	398名	408名	―	―
臨床福祉学科	369名	358名	348名	―	―
心理科学部					
臨床心理学科	277名	284名	294名	―	―
言語聴覚療法学科	238名	246名	253名	―	―

3 第 51 条第 1 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

4 改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目中専門教育科目については、平成 24 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 4 学年に在学する学生にも適用する。この場合、当該別表中「必修 138.5 単位、選択 31.5 単位」とあるのは「必修 140.5 単位、選択 29.5 単位」とする。

5 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目については、平成 24 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

6 改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科教育科目中全学教育科目および専門教育科目については、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した者で平成 24 年 4 月 1 日以降に復学した者及び留年者についても適用する。

7 改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科教育科目中全学教育科目及び専門教育科目については、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、平成 24 年 4 月 1 日以降に 3 年次に編入学する学生にも適用する。

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年度から平成 28 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
薬学部				
薬学科	960名	970名	980名	990名
歯学部				
歯学科	560名	540名	520名	500名
看護福祉学部				
看護学科	398名	408名	―	―
臨床福祉学科	358名	348名	―	―
心理科学部				
臨床心理学科	284名	294名	―	―
言語聴覚療法学科	246名	253名	―	―
リハビリテーション科学部				
理学療法学科	80名	165名	250名	―
作業療法学科	40名	85名	130名	―

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、第 2･3･4･5･6 学年に配当される科目は、平成 25 年 4 月 1 日現在で第 2･3･4･5･6 学年に在学する学生に適用し、当該学年以降にも配当する。

4 平成 25 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 6

学年に在学する学生の卒業に必要な単位数は第29条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	全学教育科目（基礎教育科目）	専門教育科目	総計
第2学年	66.0単位	230.7単位	296.7単位
第3学年	60.0単位	230.7単位	290.7単位
第4学年	58.0単位	228.6単位	286.6単位
第5学年	58.0単位	226.5単位	284.5単位
第6学年	40.0単位	202.4単位	242.4単位

附　則

この学則は、平成25年5月27日から施行し、平成25年4月1日現在で第1学年に在籍する学生に適用する。

附　則

1　この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2　平成26年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3　改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目のうち、第 2･3･4 学年に配当される科目については、平成26年4月1日現在で第2･3･4学年に在学する学生に適用する。

4　改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目における実習科目の開講時期については、平成26年4月1日現在で第2･3･4学年に在学する学生にも適用する。

附　則

1　この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2　平成27年度3月31日以前に心理科学部言語聴覚療法学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3　平成27年度から平成29年度までの間の収容定員は、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
薬学部			
薬学科	980名	990名	1,000名
歯学部			
歯学科	520名	500名	480名
看護福祉学部			
看護学科	—	—	—
臨床福祉学科	—	—	—
心理科学部			
臨床心理学科	—	—	—
言語聴覚療法学科	200名	140名	70名
リハビリテーション科学部			
理学療法学科	250名	—	—
作業療法学科	130名	—	—
言語聴覚療法学科	60名	120名	190名

4　改正後の学則第19条第4項の規定にかかわらず、平成27年3月31日において現に第1学年又は第 2 学年に在籍する者の在学年限については、なお従前の学則による。

5　改正後の学則第29条第1項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目については、平成27年4月1日以降に入学した者から適用する。

6　全学教育科目の基礎科目「人文社会科目」の備考欄に記載した事項は、平成27年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

7　「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成27年4月1日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

8　「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成27年4月1日現在で第2学年に在学する学生にも適用する。

9　改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科専門教育科目については平成27年4月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

10　改正後の学則別表のリハビリテーション科学部作業療法学科専門教育科目については平成27年4月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する学生にも適用する。

附　則

1　この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2　「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」については、平成 28 年度 4 月 1 日現在で臨床福祉学科第 2 学年・第 3 学年に在学する学生にも適用する。

3　「スクールソーシャルワーク論」「スクールソーシャルワーク演習」および「スクールソーシャルワーク実習指導」については、平成 28 年 4 月 1 日現在で臨床福祉学科第 2 学年・第 3 学年に在学する学生にも適用する。

4　平成 27 年 4 月 1 日施行の改正学則附則第 5 項の規定にかかわらず、当該改正学則第 29 条第 1 項及び別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目並びに専門教育科目の規定は、平成 27 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、平成 27 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一学年になった者にも適用する。

5　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「外科・整形外科学」については、平成 28 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 28 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 3 学年に在学する学生にも適用する。この場合、専門教育科目を 235.2 単位修得する。

6　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床研修 A」、「海外臨床研修 B」については、平成 28 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 28 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 4 学年に在学する学生にも適用する。

7　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外臨床実習 A」、「海外臨床実習 B」については、平成 28 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 28 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 5 学年に在学する学生にも適用する。

8　改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。

9　改正後の第 19 条第 3 項の規定は、施行日に在学する学生にも適用する。

附　則

1　この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　第 51 条第 1 項の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、休学者、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

3　改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 1 学年・第 2 学年に在学する学生にも適用する。この場合、全学教育科目を 58.0 単位、専門教育科目を 239.2 単位修得する。

4　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「医療コミュニケーション」については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 3 学年に在学する学生にも適用する。

5　改正後の学則別表のリハビリテーション科学部言語聴覚療法学科専門教育科目については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

6　改正後の学則別表の薬学部薬学科教育科目全学教育科目「自然科学入門」については、平成 29 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、平成 29 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用し、薬学部専門教育科目「医療薬学Ⅰ実習」については、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 3 学年に在学する者にも適用する。

附　則

1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目については、平成 30 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。ただし、平成 30 年 3 月 31 日以前に心理科学部臨床心理学科に入学し、引き続き在学する学生は、学則別表の心理科学部臨床心理学科専門教育科目のうち、公認心理師科目を履修することができる。

3　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科生物学」については、平成 30 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 30 年 4 月 1 日現在で第 1 学年に在学する学生にも適用する。

4　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「歯科医学研究Ⅰ」、「歯科医学研究Ⅱ」、「歯科医学研究Ⅲ」、「歯科医学研究Ⅳ」、「歯科医学研究Ⅴ」については、平成 30 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 30 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 5 学年に在学する学生にも適用する。

5　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「海外医療時事問題研究Ⅰ」、「海外医療時事問題研究Ⅱ」、「海外医療時事問題研究Ⅲ」については、平成 30 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 30 年 4 月 1 日現在で第 1 学年から第 4 学年に在学する学生にも適用する。

6　「地域共生社会演習Ⅰ」は、平成 30 年 4 月の第 3 学年より、「地域共生社会演習Ⅱ」は、平成 31 年 4 月の第 4 学年より適用する。

附　則

1　この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 31 年度から平成 34 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
薬学部				
薬学科	999名	998名	997名	996名
歯学部				
歯学科	―	―	―	―
看護福祉学部				
看護学科	―	―	―	―
臨床福祉学科	―	―	―	―
心理科学部				
臨床心理学科	―	―	―	―
リハビリテーション科学部				
理学療法学科	―	―	―	―
作業療法学科	―	―	―	―
言語聴覚療法学科	―	―	―	―
医療技術学部				
臨床検査学科	60名	120名	180名	―

3　改正後の学則第 29 条第 5 項および別表の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以降に第 1 学年に入学した者から適用する。

4　改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、平成 31 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

5　改正後の学則別表の心理科学部全学教育科目については、平成 31 年 3 月 31 日以前に心理科学部臨床心理学科に入学し、平成 31 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

附　則

この学則は、令和元年 9 月 26 日から施行する。

附　則

1　この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和 2 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3　改正後の学則別表の看護福祉学部全学教育科目のうち、「多職種連携（全学連携地域包括ケア実践演習）」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部看護学科及び同臨床福祉学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

4　改正後の学則別表の看護福祉学部看護学科専門教育科目のうち、「卒業研究」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

5　改正後の学則別表の看護福祉学部臨床福祉学科専門教育科目のうち、「福祉と当事者のリアルⅡ」及び「アダプテッド・スポーツ演習」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する者にも適用する。

6　第 51 条第 6 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以降に入学した者から適用する。

7　改正後の学則別表の医療技術学部全学教育科目

のうち、「多職種連携（全学連携地域包括ケア実践演習）」については、令和 2 年 3 月 31 日以前に医療技術学部臨床検査学科に入学し、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

附 則

この学則は、令和 2 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 3 年度から令和 4 年度までの間の収容定員は、第 4 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	令和 3年度	令和 4年度
薬学部		
薬学科	997名	996名
歯学部		
歯学科	ー	ー
看護福祉学部		
看護学科	409名	ー
臨床福祉学科	334名	ー
心理科学部		
臨床心理学科	302名	ー
リハビリテーション科学		
理学療法学科	330名	325名
作業療法学科	170名	165名
言語聴覚療法学科	250名	ー
医療技術学部		
臨床検査学科	180名	ー

3 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学総合演習」については、令和 3 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、令和 3 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

4 令和 3 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

5 変更後の学則別表の心理科学部専門教育科目については、令和 3 年 3 月 31 日以前に心理科学部に入学し、令和 3 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一の学年になった者にも適用する。

附 則

1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の学則別表の薬学部薬学科専門教育科目のうち、「薬学特別演習Ⅳ」、「薬学特別演習Ⅴ」、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前に薬学部薬学科に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前に歯学部歯学科に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

4 令和 4 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部看護学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

5 看護福祉学部福祉マネジメント学科の学科名称は、令和 4 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。

6 改正後の学則別表の臨床心理学科専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」、「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前に心理科学部に入学し、令和 4 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

7 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部理学療法学科および作業療法学科の専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和 4 年 3 月 31 日以前にリハビリテーション科学部理学療法

学科および作業療法学科に入学し、令和４年４月１日現在で第２学年に在学する者にも適用する。

8　令和４年３月31日以前に医療技術学部に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附　則

1 この学則は、令和５年４月１日から施行する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、令和５年４月１日現在で第２学年以上に在学する者にも適用する。この場合、専門教育科目を230単位修得する。

3 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「医療概論」及び教職課程履修科目のうち、「教育の方法と技術（情報通信技術の活用を含む）」については、令和４年４月１日以降に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和５年４月１日現在で第２学年に在学する学生にも適用する。

4 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「介護実習Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ」、「家族療法」及び「クリニカルソーシャルワーク」については、令和５年３月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和５年４月１日現在で第２学年から第３学年に在学する学生および令和５年４月１日以降に３年次に編入学した学生にも適用する。

附　則

1 この学則は、令和６年４月１日から施行する。

2 改正後の第38条第２項及び第３項の規定は、施行日に在籍する学生にも適用する。

3 改正後の学則別表の歯学部歯学科全学教育科目及び専門教育科目については、令和６年４月１日現在で第２学年から第５学年に在学する者にも適用する。この場合、専門教育科目を231単位修得する。

4 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目のうち、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」及び「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」については、令和３年４月１日以降に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和６年４月１日現在で第２学年以上に在学する者にも適用する。

5 改正後の学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科教職課程履修科目のうち、「総合的な探究の時間の指導法」については、令和６年３月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。

6 改正後の学則別表の心理科学部専門教育科目のうち、「医療データサイエンス入門Ⅰ」及び「医療データサイエンス入門Ⅱ」については、令和６年４月１日現在で第２学年に在学する者にも適用する。

附　則

1 この学則は、令和７年４月１日から施行する。

2 改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「固定制補綴学」、「外科・整形外科学」、「その他の隣接医学」については、令和７年４月１日現在で第２学年から第３学年に在学する者にも適用する。また、「有床義歯補綴学」については、令和７年４月１日現在で第２学年から第４学年に在学する者にも適用する。これらの場合、専門教育科目を232単位修得する。

3 改正後の学則別表のリハビリテーション科学部作業療法学科全学教育科目のうち「多職種連携」については、令和７年４月１日現在で在学するすべての学生に適用する。

附　則

1 この学則は、令和８年４月１日から施行する。

2 令和８年度から令和10年度までの間の収容定員は、第４条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度
看護福祉学部			
福祉マネジメント学科	330名【10名】	330名【20名】	330名【30名】
心理科学部			
臨床心理学科	300名【５名】	300名【10名】	300名【15名】
臨床データサイエンス学環	15名	30名	45名

3　改正後の学則別表の歯学部歯学科専門教育科目のうち、「解剖学・口腔解剖学Ⅱ」については、令和８年４月１日現在で第２学年に在学する者にも適用する。これらの場合、専門教育科目を 235 単位又は 233 単位修得する。

4　改正後の第 36 条及び学則別表の看護福祉学部福祉マネジメント学科専門教育科目について、令和8年３月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

5　改正後の学則別表の医療技術学部臨床検査学科専門教育科目のうち、「関係法規」については、令和８年４月１日現在で第２学年以上に在学する学生にも適用する。

6　第 54 条第１項の規定は、令和８年４月１日以降に入学した者から適用する。ただし、復学者及び留年者については、当該学年の授業料を徴収する。

北海道医療大学全学教育科目規程

（目　的）
第１条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第 29 条第 6 項に基づき、北海道医療大学における全学教育の授業科目等について、必要な事項を定める。

（区　分）
第 2 条　全学教育科目の種類は、次のとおりとする。
（1）教養教育
（2）基礎教育
（3）医療基盤教育

（授業科目及び単位）
第３条　全学教育の授業科目及び単位は、別表のとおりとすることを標準とする。ただし、単位に関しては、授業を演習により行う場合は、2 単位の授業科目は 1 単位とする。

2　授業科目には、複数の授業題目を開講できるものとする。その場合、授業題目それぞれを一つの授業科目として履修することができる。

（授業科目の年次配当）
第４条　各授業科目の各年次への配当は、学部において定める。

（雑　則）
第 5 条　この規程に定めるもののほか、全学教育科目に関し必要な事項は、北海道医療大学全学教育推進センター運営委員会の議を経て、北海道医療大学全学教育推進センター長が別に定める。

（改　廃）
第 6 条　この規程の改廃は北海道医療大学全学教育推進センター運営委員会及び評議会の議を経て行う。

附　則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

〈全学教育科目〉

（別表）

種類	科目区分	授業科目	単位
教養教育	導入科目	基礎ゼミナール	2
		文章指導	2
	教養科目	人間と思想	2
		人間と文化	2
		人間と社会	2
		自然と科学	2
基礎教育	外国語科目	英語Ⅰ	1
		英語Ⅱ	1
		英語Ⅲ	1
		初修外国語	1
	健康・運動科学科目	運動科学	2

		運動科学演習	1
	情報科学科目	情報科学	2
		情報処理演習	1
		統計学	2
	自然科学科目	数学	2
		物理学	2
		化学	2
		生物学	2
		自然科学入門	2
		自然科学実験	4
	人文社会科目	社会学	2
		経済学	2
		法学	2
		人類学	2
		心理学	2
医療基盤教育	医療基盤科目	多職種連携	2
		地域連携	2
		医療倫理	2

薬学部履修規程

第１章　総　則

（目　　的）

第 １ 条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第３６条に基づき、薬学部学生の履修方法等に関し、必要な事項を定める。

（履　　修）

第 ２ 条　この規程において、履修とは、当該授業科目の授業時間数の 70%以上に出席し、試験を受験する資格を得たことをいう。

２　前項に定める要件は、各学期配当各科目それぞれに満たさなければならない。

（修　　得）

第 ３ 条　この規程において、修得とは、当該授業科目を履修し、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定されたことをいう。

（失　　格）

第 ４ 条　この規程において、失格とは、第 ２ 条第 １ 項に定める出席率が 70%未満で、試験の受験資格がないことをいう。

（授業科目）

第 ５ 条　各学年において履修する授業科目及び単位数は、配当学年内に修得することを原則とする。

第６条　上級学年の者が、下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、下級学年の者は、上級学年配当の授業科目を履修することはできない。

（履修手続）

第 ７ 条　必修科目は、履修届を必要としないが、選択科目を履修するには、学期の始めに、その学期に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期限までに履修届を薬学課に提出し、登録をしなければならない。

２　前項により、卒業の要件として修得すべき単位数について、１ 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 45 単位とする。

３　前項の規定にかかわらず、選択科目中、特に履修することを指定した科目については、当該履修登録単位数の上限の対象としない。

第 ８ 条　指定された期限までに履修登録を行わなかった者は、当該学期における当該授業科目を履修することはできない。

第 ９ 条　履修登録した授業科目の変更、追加、取消等は、認めない。

（試験の種類）

第 10 条　試験には、定期試験・追試験・再試験及び薬学総合試験がある。

（定期試験）

第 11 条　定期試験とは、履修した科目の単位認定のために行う試験をいう。

（追　試　験）

第 12 条　追試験とは、第 23 条に定める「正当な理由」で定期試験を受験することができなかった者に対して行う試験をいう。

第 13 条　追試験の受験希望者は、「追試験受験申込書」を指定の期限までに提出し、手続きを完了しなければならない。

第 14 条　第 23 条に定める「やむを得ない事由」のない者は、追試験を受験することができない。

第 15 条　第 13 条に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合は、理由の如何を問わず、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の評点は 0 点とする。

（再　試　験）

第 16 条　再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者に対して行う試験をいう。

第 17 条　再試験の受験希望者は、「再試験受験申込書」に受験料（1 科目 2,000 円）を添えて、指定の期限までに提出し、手続きを完了しなければならない。

第 18 条　第 22 条の規定に該当する者及び当該授業科目の担当教員の許可が得られない者は、再試験を受験することはできない。

第 19 条　再試験の結果、合格した場合、成績の評価は原則として可とする。

第 20 条　第 17 条に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合は、理由の如何を問わず、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の成績は、定期試験時の評点とする。

２　未修得必修科目の再試験は、次年度に実施するものとする。

第 2 章　試　　験

（試験時間・時間割等）
第 21 条　試験時間・時間割等は、別に定める。

（受験資格）
第 22 条　次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

（1）追試験・再試験及び薬学総合試験においては、受験手続きを完了していない者
（2）第 7 条に定める「履修登録」をしていない者
（3）第 4 条の規定により「失格」となった者
（4）試験時刻に 20 分を超えて遅参した者
（5）学生証を所持しない者
（6）授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

（試験欠席届）
第 23 条　次の各号のいずれかに該当し、第 11 条に定める試験を受けることができなかった者は、当該科目試験終了後、1 週間以内に試験欠席届（必要書類添付）を提出しなければならない。

（1）疾病による場合
　医師の診断書。診断書には受験できなかった事由、期間が記載されているものとする。
（2）交通事故の場合
　警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書（ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）
（3）忌引の場合
　保証人の証明書
（4）その他緊急やむを得ない事由の場合
　理由書

2　前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

3　第 1 項の届出にかかわらず、定期試験を欠席した者で、正当な理由と認められない場合は、当該科目の評点を 0 点とする。

（試験中の不正行為）
第 24 条　試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則に基づき処罰する。

2　前項の不正行為については、当該科目並びに当該試験期間中における受験該当科目の評点を 0 点とする。

（受験心得）
第 25 条　受験心得については、別に定める。

第 3 章　進級及び留年

（判　　定）
第 26 条　進級及び留年の判定は、教授会の議を経て決定する。

2　学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている授業科目について、当該学年末に判定を行う。

3　第 5 学年より第 6 学年前期にわたり配当されている授業科目については、第 6 学年前期末に判定を行う。

（進　　級）
第 27 条　第 1 学年から第 3 学年は当該学年に配当されている全必修科目を修得した者及び各学年の進級基準を満たした者は、進級とする。

2　第 4 学年においては、次の各号に定める全ての要件を満たした者は、進級とする。

（1）当該学年に配当されている全必修科目を修得した者及び当該学年の進級基準を満たした者
（2）共用試験に合格した者

第 28 条　進級の基準は次のとおりとする。

2　各学年に配当されている必修科目数（実習科目を除く）の合計の 80%を基準科目数とする。
3　下級学年配当の未修得必修科目がある場合は、その科目の合計数に基準科目数を加算したものを進級に必要な科目数とする。

4　当該学年において必修科目の修得科目数合計が、原則として基準科目数以上の場合は進級とする。但し、第 3 項に該当する者が進級するためには、原則として進級に必要な科目数以上を修得しなければならない。

（留　　年）
第 29 条　第 27 条及び第 28 条の条件を満たさない者、実習の科目を履修し修得できなかった者は留年とする。

第 30 条　留年した者は、当該学年に配当されている未修得必修科目及び失格・履修無効となった必修科目を再履修しなければならない。

（自由選択科目）
第 31 条　自由選択科目として、薬学基礎研究学科目をおく。

2　薬学基礎研究学科目については、選択履修できる学生数を制限することがある。

3　自由選択科目の単位は、学則に定める卒業必要単位数には含まない。

第４章　共用試験

（共用試験）

第 32 条　共用試験は、第 4 学年に行う。試験の合否の判定は、教授会の議を経て行う。

第５章　実務実習

（実務実習の履修資格）

第 33 条　実務実習時までに第 1 学年から第 4 学年に配当されている所定の科目を修得し、かつ共用試験に合格した者に対し、実務実習履修資格を与える。

（実務実習の修得）

第 34 条　実務実習を修得したと判定された者は、第 6 学年後期の履修を認める。

2　前項以外の者は、実務実習を再履修しなければならない。

第６章　総合薬学研究

（総合薬学研究）

第 35 条　総合薬学研究は、各自の志望する分野について各講座単位で指導を受けるものとする。

第 36 条　総合薬学研究には、実験を主とするコース及び文献による調査研究を主とするコースがある。

第７章　薬学総合試験

第37条　薬学総合演習の単位認定をおこなうために、第6学年に薬学総合試験を行う。

第 38 条　前条第 1 項に定める薬学総合演習を除く必修全科目（実習科目を含む）、実務実習及び選択科目の所定単位数を修得する見込みのない者は、受験することはできない。

第 39 条　受験資格のない者に対しては、未修得科目の再試験を次年度の所定の期日に行い、修得後、受験資格を与える。

第40条　前条により受験資格を得た者及び薬学総合試験の不合格者に対して、次年度に再度の薬学総合試験を行う。

第８章　雑則

（英語検定試験による単位認定）

第 41 条　本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2　前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

（改　廃）

第42条　この規程の改廃は教授会の議を経て行う。

（そ　の　他）

第 43 条　この規程に定めるもののほか、必要事項は教授会において定める。

附　則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 5 年度入学生から適用する。ただし、平成 4 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 5 年 4 月 1 日以後に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を適用する。

附　則

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行し、平成 8 年度入学生から適用する。但し、平成 7 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 8 年 4 月 1 日以後に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を適用する。

附　則

この規程は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日より施行する。但し、平成 13 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 14 年 4 月 1 日以降に入学した者と同一学年になった場合はこの規程を準用する。

附　則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成21年度入学生から適用する。但し、平成20年4月1日以前に入学した者については、従前の規程による。

2　前項の規定にかかわらず、学則第 25 条の規定により編入学した者については、従前の規程による。

附　則

1　この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

2　前項の規定にかかわらず、学則第 25 条の規定により編入学した者は、当該編入学した学年に適用される規程を適用する。

附　則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附　則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、総合薬学研究および薬学総合試験に関する条項については、平成 28 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

附　則

1　この規程は平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年度入学生から適用する。

2　前項の規定にかかわらず、第30条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日現在、薬学部薬学科に在籍するすべての学生に適用する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。令和 4 年 4 月 1 日現在で薬学部薬学科に在籍する学生に適用する。

歯学部履修規程

（目的）
第1条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第 36 条に定める歯学部の授業科目の履修及び修得について、必要な事項を定めることを目的とする。

（授業科目）
第2条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

（履修）
第3条　次の各号に定める授業時間数以上出席し、試験を受験した者を、当該科目を履修したものとする。

（1）臨床実習においては、各学年の総授業時間数の 80%以上

（2）臨床実習を除く授業においては、各学期の授業時間数の 70%以上
但し、講義と実習で構成する授業科目については、各学期の授業時間数のそれぞれ 70%以上または合わせて 70%以上

2　前項の基準に達しない者は失格とする。

（修得）
第4条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を、当該授業科目を修得したものとする。

（履修手続）
第5条　選択科目及び自由選択科目を履修する場合には、学期の始めにその学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届を提出し、履修登録をしなければならない。

2　指定された期間内に履修登録を行わない者は、当該学期における当該授業科目を履修することはできない。

3　履修登録した授業科目の変更、追加、取消し等は認めない。

4　卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 60.0 単位とする。

（授業出席率による評点）
第6条　次に定める授業時間数に該当した者を、当該授業科目の定期試験の評点を0点とする。

（1）　臨床実習を除く授業においては、各学期の授業時間数の 70%以上で 80%未満
但し、講義と実習で構成する授業科目については、各学期の授業時間数のそれぞれ 70%以上で 80%未満または合わせて 70%以上で 80%未満

（試験）
第7条　試験には、定期試験・追試験・再試験・総合学力試験及び卒業試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験を行うことがある。

2　次の各号のいずれかに該当する者は試験を受けることができない。
（1）第3条の規定により、失格となった者

（2）第5条に定める履修登録をしていない者

（3）授業料、その他の納入金を所定の期日までに完納していない者

（4）試験時刻に 20 分を超えて遅参した者

（5）学生証を所持しない者

3　試験時間・時間割等は、別に定める。ただし、授業科目によっては、当該授業科目の講義時間中に実施する場合がある。

（定期試験）
第8条　定期試験とは、各学期末に各授業科目について行う試験をいう。

（試験欠席届）
第9条　病気その他の理由により、前条に定める試験を受けることができなかった者は、次の各号の書類を添付の上、当該科目試験終了後1週間以内に「試験欠席届」を提出しなければならない。

（1）病気欠席の場合は、医師の診断書を添付する。診断書には受験できなかった事由、期間が記載されているものとする。

（2）交通事故の場合は、警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書を添付する。（なお、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）

（3）忌引の場合は、保証人の証明書を必要とする。

（4） その他緊急やむを得ない事由の場合は、その理由書を提出すること。

2 前項に定める届け出のない者は受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。
3 第1項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の定期試験の評点を0点とする。

（追試験）
第 10 条 追試験とは、前条に定めるやむを得ない事由で定期試験を受けることができなかった学生のために、特に行われる試験をいう。

2 やむを得ない事由のない者及び当該科目担当教員の許可を得られない者は、追試験を受けることができない。

3 追試験を許可された者は、「追試験申込書」を授業科目ごとに提出し、受験手続きを完了しなければならない。

4 前項に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合には、当該科目の評点は0点とする。

（再試験）
第 11 条 再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者について行う試験をいう。

2 再試験の受験希望者は、「再試験申込書」に受験料（1科目 2,000 円）を添えて、指定の期間内に受験手続きを完了しなければならない。

3 再試験の結果合格した場合、その評点は、原則として 60 点とする。

4 第2項に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合には、当該科目の評点は定期試験時の評点とする。

（試験中の不正行為）
第 12 条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない者は、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止とし、学則第 47 条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は、当該科目並びに当該試験期間中の受験該当科目全科目の評点を0点とする。

（判定）
第 13 条 進級・留年・再履修・仮進級の判定は、教授会の議を経て決定する。

2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている科目について、当該学年末に進級の判定を行う。

3 第1・2・3・5学年については第 16 条、第4学年については第18条、第6学年については第19条に定める。

（進級）
第 14 条 当該学年に配当されている全科目を修得しかつ、前条の規定により判定された者は、進級とする。

（留年・再履修）
第 15 条 失格科目及び不合格科目のある者は、留年とする。

2 留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

（仮進級）
第 16 条 前条の規定にかかわらず、仮進級させることが適当と認められた者は、教授会の議を経て、仮進級とする場合がある。

（総合学力試験）
第 17 条 総合学力試験は第1・2・3・5学年に行う。試験の合否判定は教授会の議を経て行う。

2 当該学年に配当されている全科目を修得し、かつ総合学力試験に合格した者は、進級とする。

3 前項以外の者は留年とする。

4 前項により留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

（共用試験）
第 18 条 共用試験は、第4学年に行う。試験の合否の判定は、教授会の議を経て行う。

（臨床実習の履修資格）
第 19 条 次の各号に定める全ての要件を満たした者に対し、臨床実習の履修資格を与える。

（1） 第4学年までに配当されている全科目を修得し、かつ共用試験に合格した者

（2） 第5学年への進級判定時までにB型肝炎及び小児感染症（麻疹、風疹、水痘、ムンプス）の抗体価が臨床実習委員長が定める基準以上である者

（3） 季節型インフルエンザの予防ワクチンを大学が定める指定期間内に接種している者

（4） 前第2号及び第3号に定める抗体検査及びワクチン接種を本学医療機関以外で行った場合は、当該医療機関発行の証明書を臨床実習委員長まで提出しなければならない。

（5）体質等健康上の理由により前第2号の基準を満たすためのワクチン及び第3号に定めるワクチンを接種できない者あるいはワクチンを接種してもなお抗体価が基準に達しない者は、主治医発行の理由書等を臨床実習委員長に提出しなければならない。

2 前項の条件を満たさない者は留年とする。

3 前項により留年した者は、第4学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

（卒業試験）
第 20 条 卒業試験は、第6学年に行う。試験の合否の判定は教授会の議を経て決定する。

2 所定の全科目を修得する見込みの者に対し、卒業試験の受験資格を与える。

3 卒業試験の不合格者に対して、次年度前期に再度の卒業試験を行う。

4 卒業試験を受けるには、所定の卒業試験料（10,000 円）を納入しなければならない。

5 第6学年に配当されている科目を全科目修得し、かつ卒業試験に合格した者は、卒業を認定する。

6 第6学年に配当されている科目に失格科目及び不合格科目のある者は留年とし、第6学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

（英語検定試験による単位認定）
第 21 条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

（補則）
第 22 条 この規程に定めるもののほか、歯学部の授業科目の履修及び修得に関する必要事項は、教授会で決定する。

（改廃）
第 23 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則
この規程は、昭和 59 年4月1日から施行する。

附 則（昭和 61 年4月1日）
この規程は、昭和 61 年4月1日から施行する。

附 則（昭和 61 年7月1日）
この規程は、昭和 61 年7月1日から施行する。

附 則（昭和 62 年4月1日）
この規程は、昭和 62 年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）
1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。

2 「7 進級・留年・再履修・仮進級の2」の規定にかかわらず、平成2年度第2学年及び第3学年の第2学年後期開講科目（英語Ⅳ・ドイツ語Ⅳ・動物形態学）については、第3学年前期末における第3学年後期履修判定の対象科目とする。

附 則（平成7年4月1日）
1 この規程は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学生から適用する。但し、5 追試験及び6 再試験については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成7年4月1日以前に入学した者が平成7年4月1日以後に同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則（平成 11 年4月1日）
この規程は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則（平成 12 年4月1日）
この規程は、平成 12 年4月1日から施行する。

附 則（平成 14 年4月1日）
1 この規程は、平成 14 年4月1日から施行し、平成 14 年度入学生から適用する。但し、第 18 条については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成 14 年4月1日以前に入学した者が平成 14 年4月1日以後に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則（平成 16 年4月1日）
この規程は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則（平成 22 年4月1日）
1 この規程は、平成 22 年4月1日から施行し、平成 22 年度入学生から適用する。但し、第 16 条については、この規程の効力が生じる際、既に在学している全ての者に適用する。

2 平成 22 年4月1日以前に入学した者が平成 22 年4月1日以後に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附 則（平成 24 年4月1日）
1 この規程は、平成 24 年4月1日から施行する。

2 改正後の規程は、平成 24 年4月1日現在で第2

学年以上に在学する学生にも適用する。

附　則(平成 25 年4月1日)

1　この規程は、平成 25 年4月1日から施行する。

2　改正後の規程は、平成 25 年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附　則(平成 26 年4月1日)

1　この規程は、平成 26 年4月1日から施行する。

2　改正後の規程は、平成 26 年4月1日現在で第2学年以上に在学する学生にも適用する。

附　則(平成 28 年4月1日)

この規程は、平成 28 年4月1日から施行する。

附　則(令和3年4月1日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附　則(令和7年4月1日)

1　この規程は、令和7年4月1日から施行し、第3条(第1項第2号の但書を除く)および第6条を除き令和7年4月1日現在で歯学部に在籍するすべての学生に適用する。

2　第3条(第1項第2号の但書を除く)および第6条については、令和7年度入学生から適用する。ただし、令和7年3月 31 日以前に入学した者が同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

看護福祉学部履修規程

（目　的）
第 1 条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第 36 条に定める看護福祉学部学生の履修方法等について、必要な事項を定める。

（履　修）
第 2 条　授業科目の所定の授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験した者を当該授業科目を履修したものとする。

（修　得）
第 3 条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を当該授業科目を修得したものとする。

（失　格）
第 4 条　この規程において失格とは、第 2 条に定める当該授業科目への出席が 70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

（授業科目）
第 5 条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2　在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

（コース制）
第 6 条　福祉マネジメント学科には次に掲げる履修コースを置くものとする。

メンタルヘルス・マネジメントコース（定員 30 名）
※選抜を行う学年に編入する学生を含む
スポーツ・マネジメントコース
ソーシャル・マネジメントコース

2　この規程に定めるもののほか、当該コース制における登録および履修方法等について、必要な事項は別に定める。

（履修手続）
第 7 条　授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に、所定の手続きを行い、履修登録をしなければならない。

2　前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することはできない。

3　履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4　第 1 項により、卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 55 単位とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

5　第 4 項の規定にかかわらず、福祉マネジメント学科における教職課程、スクールソーシャルワーク教育課程に係る科目は、当該履修登録単位数の上限の対象としない。

（試　験）
第 8 条　履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2　試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3　次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

（1）前条に定める履修登録をしていない者
（2）失格となった者
（3）試験開始時間に 20 分を超えて遅参した者
（4）学生証を所持しない者
（5）授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4　試験日程及び時間割等は、別に定める。

（定期試験）
第 9 条　定期試験は各学期末に行う。

（試験欠席届）
第 10 条　前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1 週間以内に試験欠席届を看護福祉学課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。
（1）疾病による場合
医師の診断書（受験できなかった事由、期間が

記載されているもの）

（2）交通事故の場合
　警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書（ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）

（3）忌引の場合
　保証人の証明書

（4）その他緊急やむを得ない場合
　理由書

2　前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。

3　第 1 項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を 0 点とみなす。

（追試験）
第 11 条（追試験とは、前条の届け出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。）

2　追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに看護福祉学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3　前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を 0 点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（再試験）
第 12 条　再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者に対して行う試験をいう。

2　再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料（1 科目 2,000 円）を添えて、指定の期限までに看護福祉学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3　再試験における成績の評価は、可（60 点）以下とする。

4　第 2 項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（試験中の不正行為）
第 13 条　試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第 47 条に基づき懲戒する。

2　前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を 0 点とみなす。

（受験心得）
第 14 条　受験心得については、別に定める。

（進級判定）
第 15 条　進級の判定は、学年末に教授会において行う。

（進級・仮進級）
第 16 条　当該学年に配当されている必修科目をすべて修得した者は、進級とする。

2　第 1 学年から当該学年末までの必修科目の不合格単位数の合計が、当該学年に配当されている必修科目の総単位数の 20%を超えない者は、仮進級とすることができる。ただし、必修である実習の科目が不合格の者、または必修科目が失格・履修無効となった者は、原則として仮進級できない。

3　編入学生については、第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は進級することができる。

（仮進級者試験）
第 17 条　仮進級者試験とは、仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

2　仮進級者試験での不合格単位数は、その年度の不合格単位に加算する。

3　仮進級者試験については、第12条の「再試験」を「仮進級者試験」と読み替えて準用する。

（留　年）
第 18 条　第 16 条に定める進級または仮進級の条件を満たさない者は、留年とする。

2　留年した者は、当該学年の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

（自由選択科目）
第 19 条　各学科専門教育科目の中に自由選択科目をおくことがある。
2　自由選択科目の単位は、学則に定める卒業必要

単位数には含まない。
（英語検定試験による単位認定）
第 20 条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

（補 則）
第 21 条 この規程に定めなき事項は、教授会で決定する。

（改廃）
第 22 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則
この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行し、平成 9 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。ただし、平成 8 年度以前に入学した学生が平成 9 年度に 1 年次に入学した学生と同一学年となった場合は、この規程を適用する。

附 則
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条及び第 19 条の規定は、平成 14 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。

2 前項の規定により、改正後の第 6 条及び第 19 条の規定が適用されるまでの履修学生数を制限する科目及び自由選択科目については、なお従前の例による。

附 則
この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 19 条の規定は、平成 21 年 4 月 1 日現在で 2 年以上に在学する学生にも適用する。

附 則
この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条第 2 項に規定する別表は、平成 21 年 4 月以降に入学した学生にも適用する。

附 則
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附 則
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 2 項については、平成 24 年度入学生から適用する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条の規定は、平成 25 年度入学生および平成 27 年度に第 3 学年に編入した学生から適用する。

附 則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日現在で看護福祉学部に在籍するすべての学生に適用する。

附 則
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
2 改正後の第 6 条第 1 項第 2 号に規定する履修コースの名称は、令和 4 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する学生にも適用する。

附 則
1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
2 看護福祉学部看護学科のコース制の履修方法等に関する細則は、廃止する。

附　則

1　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

2　ケア・マネジメントコースは、令和８年３月31日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する学生及び令和９年４月１日までに第３学年に編入した学生については、従前の規定による。

看護福祉学部福祉マネジメント学科のコース制の履修方法等に関する細則

（目　的）
第 1 条　この細則は、看護福祉学部履修規程（以下、「履修規程」という。）第 6 条に定める福祉マネジメント学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

（コース制）
第 2 条　福祉マネジメント学科には、次に掲げる履修コース（以下「コース」という。）を置くものとする。
メンタルヘルス・マネジメントコース
スポーツ・マネジメントコース
ソーシャル・マネジメントコース

（国家試験受験資格の取得）
第 3 条　福祉マネジメント学科において取得可能な国家試験受験資格は、次に掲げるとおりである。
社会福祉士国家試験受験資格
精神保健福祉士国家試験受験資格

2　社会福祉士国家試験受験資格は、コースにかかわらず、学科内で卒業要件を満たし且つ社会福祉士国家試験の指定科目を履修および単位修得することにより取得できる。

（コース登録）
第 4 条　精神保健福祉士国家試験受験資格を取得するためには、メンタルヘルス・マネジメントコースに登録し、当該コースで開設する指定科目の履修および単位修得が必要である。

2　初級パラスポーツ指導員の資格を取得するためには、スポーツ・マネジメントコースに登録し、当該基準カリキュラムに対応した開講科目の履修および単位修得が必要である。

3　メンタルヘルス・マネジメントコース、スポーツ・マネジメントコースのいずれにも登録しない者で、社会福祉士国家試験受験資格を取得するために当該指定科目をすべて履修する場合の履修モデルをソーシャル・マネジメントコースと称する。

（コース登録手続）
第 5 条　メンタルヘルス・マネジメントコース、スポーツ・マネジメントコースに所属するには、所定の登録手続きをしなければならない。

2　前項に定める登録手続きについては、所定の用紙を次に掲げる期限までに提出しなければならない。
メンタルヘルス・マネジメントコース
（第 2 学年後期の指定する日）
スポーツ・マネジメントコース
（第 2 学年前期履修登録締切日）

3　前項各号のコースを志願する学生については、当該コースにおいて選考を行うことがある。

4　選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。

5　コースの登録後の取止めについては、当該コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を学科長に提出することとし、学科長はその旨を教務部長に報告する。

（コース登録学生数の制限）
第 6 条　メンタルヘルス・マネジメントコースに登録できる学生数の上限は、原則として次のとおりとする。
メンタルヘルス・マネジメントコース
第 3・4 学年各 30 名（編入学生等 5 名を含む）

（編入学生の取扱）
第 7 条　編入学生は、メンタルヘルス・マネジメントコースに登録することができない。
ただし、本学に編入学する以前に社会福祉士国家資格または社会福祉士国家試験受験資格を有する者は、教務委員会の承認を得た場合、メンタルヘルス・マネジメントコースに登録することができる。

（その他）
第 8 条　コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、看護福祉学部履修規程等に関する細則の定めるところによる。

（改　廃）
第 9 条　この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附　則
この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
1 この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条の規定は、平成 21 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。

2 平成 21 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附　則
1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 24 年 3 月 31 日に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附　則
この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 25 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附　則
この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 26 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附　則
この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
1 「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ」および「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ」「精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅲ」については、平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

2 「スクールソーシャルワーク論」の履修については、平成 27 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

附　則
この細則は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。ただし、改正後の第 6 条の規定は、平成 25 年度入学生および平成 27 年度に第 3 学年に編入した学生から適用する。

附　則
この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 5 条の規定は、平成 26 年度入学生についても適用する。

附　則
この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 29 年 4 月 1 日現在で第 2～4 学年に在学する者については、別表のみ従前の規定による。

附　則
この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、「地域共生社会演習Ⅰ」は、平成 30 年 4 月の第 3 学年より、「地域共生社会演習Ⅱ」は、平成 31 年 4 月の第 4 学年より適用する。

附　則
この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この細則は、令和 2 年 1 月 14 日から施行する。

附　則
この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、令和3年3月 31 日以前に看護福祉学部臨床福祉学科に入学し、引き続き在学する者については、別表のみ従前の規定による。

附　則
この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
1 この細則は、令和 5 年4月 1 日から施行する。

2 「医療概論」については、令和 4 年 4 月 1 日以降に入学し、令和 5 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

3 「介護実習Ⅰ・Ⅲ・Ⅳ」、「家族療法」及び「クリニカルソーシャルワーク」については、令和 5 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、令和 5 年 4 月 1 日現在で第 2 学年から第 3 学年に在学する学生および令和 5 年 4 月 1 日以降に第 3 学年に編入した学生にも適用する。ただし、令和 3 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、別表のみ従前の規定による。

4 改正後の第 4 条の規定は、令和 4 年度に 1 年次に入学した学生から適用する。ただし、令和4年3月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附　則
この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただ

し、令和 6 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附　則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 7 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する者については、従前の規定による。

附　則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、ケア・マネジメントコースは、令和 8 年 3 月 31 日以前に看護福祉学部福祉マネジメント学科に入学し、引き続き在学する学生及び令和 9 年 4 月 1 日までに第３学年に編入した学生については、従前の規定による。

国家試験受験資格等を取得するために履修が必要な科目(指定科目)
(令和８年度第１学年に適用)
□ ●は各国家試験受験資格を取得するために履修が必要な科目
□ (●)は、各コースの限定科目(コース登録者のみが履修できる)
□ 介護福祉コースにおける○はコース登録者のみの選択科目

本学授業科目(題目)		必修科目単位数	選択科目単位数	社会福祉士指定科目	精神保健福祉士指定科目【メンタルヘルス・マネジメントコース】	初級パラスポーツ指導員【スポーツ・マネジメントコース】	スクールソーシャルワーク教育課程
全学教育科目	社会学(社会学)		2	●	●		
	心理学(心理学)		2	●	●		
	地域連携(地域ボランティア論)		2			●	
Ⅰ	社会福祉原論Ⅰ	2		●	●		
	社会福祉原論Ⅱ	2		●	●		
	看護福祉学入門	2					
	社会心理学		2				
	福祉と当事者のリアルⅠ		1				
	福祉と当事者のリアルⅡ		1				
	ヒューマンケア演習Ⅰ	1					
	ヒューマンケア演習Ⅱ	1					
	ケアの哲学	2					
	精神保健福祉の原理Ⅰ		2		●		
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2		●		
Ⅱ	社会保障論Ⅰ	2		●	●		
	社会保障論Ⅱ	2		●	●		
	公的扶助論	2		●			
	地域福祉論Ⅰ	2		●	●		
	地域福祉論Ⅱ	2		●	●		
	児童福祉論		2	●			
	障害者福祉論		2	●	●	●	
	高齢者福祉論		2	●			
	保健医療福祉論		2	●			
	スクールソーシャルワーク論		2				●
	精神保健福祉制度論		2		●		
	民法		2				
	行政法		2				
	医療データサイエンス入門Ⅰ		2				
	医療データサイエンス入門Ⅱ		2				

本学授業科目(題目)		必修科目単位数	選択科目単位数	社会福祉士指定科目	精神保健福祉士指定科目【メンタルヘルス・マネジメントコース】	初級パラスポーツ指導員【スポーツ・マネジメントコース】	スクールソーシャルワーク教育課程
Ⅲ	医学一般	2		●	●		
	精神医学		4		●		
	精神保健学Ⅰ		2		●		●
	精神保健学Ⅱ		2		●		
	ヘルスプロモーション論		1				
	リハビリテーション論		2				
	アダプテッド・スポーツ演習		1			●	
	障害基礎医学		2			●	
	心身機能構造論		2				
	認知症ケア論		2				
Ⅳ	ソーシャルワーク論Ⅰ		2	●	●		
	ソーシャルワーク論Ⅱ		2	●	●		
	ソーシャルワーク方法論Ⅰ		2	●	●		
	ソーシャルワーク方法論Ⅱ		2	●	●		
	ソーシャルワーク方法論Ⅲ		2	●			
	ソーシャルワーク方法論Ⅳ		2	●			
	精神障害リハビリテーション論		2		●		
	社会福祉調査法		2	●	●		
	ソーシャル・ビジネス論		2				
	マネジメント論		2				
	レクリエーションスポーツマネジメント		2				
	社会福祉運営管理論		2	●			
	権利擁護・成年後見制度論	2		●	●		
	司法福祉論		2	●	●		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	1		●	●		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	1		●			
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1		●			
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		2	●			
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1	●			
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		1.5	●			
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		2	●			
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		4	●			

本学授業科目（題目）		必修科目単位数	選択科目単位数	社会福祉士指定科目	精神保健福祉士指定科目【メンタルヘルス・マネジメントコース】	初級パラスポーツ指導員【スポーツ・マネジメントコース】	スクールソーシャルワーク教育課程
Ⅳ	生活を支えるケアの技と知		1				
	暮らしのデザインとケアⅠ		2				
	暮らしのデザインとケアⅡ		2				
	精神保健福祉の理論と方法Ⅰ		2		●		
	精神保健福祉の理論と方法Ⅱ		2		●		
	精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅰ		1.5		（●）		
	精神保健福祉ソーシャルワーク演習Ⅱ		1.5		（●）		
	精神保健福祉ソーシャルワーク実習		5		（●）		
	精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1		（●）		
	精神保健福祉ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1		（●）		
	ソーシャル・インターンシップ		2				
	プロジェクト演習Ⅰ	2					
	プロジェクト演習Ⅱ	2					
	プロジェクト研究	4					
	当事者研究Ⅰ	2					
	当事者研究Ⅱ		2				
	対話実践ゼミ	0.5					
	社会福祉総合講義		4				
	現代社会論		2				
	クリニカルソーシャルワーク		2				
スクールソーシャルワーク教育課程	スクールソーシャルワーク演習		1				（●）
	スクールソーシャルワーク実習指導		2				（●）
	スクールソーシャルワーク実習		2				（●）
教職課程	教育経営学		2				●
	生徒指導・進路指導論		2				●（いずれか1科目以上）
	教育相談の理論と方法		2				

【スクールソーシャルワーク教育課程について】

■ スクールソーシャルワーク教育課程を希望する者は、社会福祉士国家試験指定科目を履修する必要がある。

心理科学部履修規程

（目　的）
第１条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第 36 条に定める心理科学部の授業科目の履修及び修得について、必要事項を定める。

（履　修）
第２条　授業科目の所定授業時間数の 70％以上に出席し、試験等を受験した者を当該授業科目を履修したものとする。

（修　得）
第 3 条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を当該授業科目を修得したものとする。

（失　格）
第４条　この規程において失格とは、第 2 条に定める当該授業科目への出席が 70％未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

（授業科目）
第 5 条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2　在籍する学年により下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

（履修登録）
第 6 条　授業科目を履修するには、学期のはじめに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に所定の手続きを行い、履修登録しなければならない。

2　前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することができない。

3　履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4　卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 48 単位とする。

5　前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は制限単位数を超えて履修登録を行うことができる。

（試　験）
第７条　履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2　試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3　次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

（1）履修登録をしていない者
（2）失格となった者
（3）試験開始時間に 20 分を越えて遅刻した者
（4）学生証を所持しない者
（5）授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4　試験日及び時間割等は、別に定める。

（定期試験）
第 8 条　定期試験は各学期末に行う。

（試験欠席届）
第 9 条　前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1 週間以内に試験欠席届を提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）疾病による場合
医師の診断書（受験できなかった事由、期間が記載されているもの）
（2）交通事故の場合
警察署の事故証明書または交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書（ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること）
（3）忌引の場合
保証人の証明書
（4）その他緊急やむを得ない場合

理由書

2　前項に定める届け出のない者は、受験放棄と見なし、当該授業科目を履修無効とする。

3 第 1 項の届け出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を 0 点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（追 試 験）
第 10 条 追試験とは、前条の届け出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。

2 追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに心理科学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は原則として、当該授業科目の評点を 0 点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（再試験）
第 11 条 再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者に対して行う試験をいう。

2 再試験を受験する者は「再試験申込書」に受験料を添えて、指定の期限までに心理科学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 再試験における成績の評価は、可（60 点）以下とする。

4 第 2 項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（試験中の不正行為）
第 12 条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第 46 条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を 0 点とみなす。

（受験心得）
第 13 条 受験心得については、別に定める。

（進級判定）
第 14 条 進級の判定は、学年末に教授会において行う。

（進級・仮進級）
第 15 条 当該学年に配当されている必修科目を全て修得した者は、進級とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学年に配当されている必修科目数の合計のうち 20%を超えない不合格科目数の場合は、仮進級とすることができる。ただし、必修科目が失格又は履修無効となった者は原則として仮進級できない。

3 前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は仮進級とする場合がある。

（仮進級者試験）
第 16 条 仮進級者試験とは仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

2 仮進級者試験での不合格単位数は、その年度の不合格単位に加算する。

3 仮進級者試験については、第 11 条の「再試験」を「仮進級者試験」と読み替えて準用する。

（留 年）
第 17 条 第 15 条に定める条件を満たさない者は留年とする。

2 留年した者は、当該学年の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

（自由選択科目）
第 18 条 学部に自由選択科目をおくことができる。自由選択科目の単位は、卒業必要単位に含まない。

（英語検定試験による単位認定）
第 19 条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修成果を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

（補 則）
第 20 条 この規程に定めなき事項は、教授会で決定する。

（改 廃）
第 21 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附 則
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2 平成 26 年 3 月 31 日以前に心理科学部に

入学し、引き続き在学する者及び学則第 25 条の規定により編入学した者については、従前の規程による。

附　則

この規程は、平成 26 年 8 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日現在で心理科学部に在籍する学生に適用する。

2　改正後の規程のうち、第 6 条第 4 項の規定については、平成 26 年 3 月 31 日以前に心理科学部に入学し、引き続き在学する者及び学則第 25 条の規定により編入学した者には適用しない。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日現在で心理科学部に在籍する学生に適用する。

附　則

この規程は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

リハビリテーション科学部履修規程

（目　的）
第１条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第 35 条に定めるリハビリテーション科学部学生の履修方法等について、必要な事項を定める。

（履　修）
第 2 条　授業科目の所定の授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験した者は当該授業科目を履修したものとする。

（修　得）
第３条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者は当該授業科目を修得したものとする。

（失　格）
第４条　この規程において失格とは、第２条に定める当該授業科目への出席が 70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

（授業科目）
第５条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

２　在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

（コース制）
第 6 条　作業療法学科には次に掲げる履修コースを置くものとする。
（1）作業療法学科
　　音楽療法士コース（定員 8 名）

２　この規定に定めるものの他、当該コース制における登録及び履修方法等について必要な事項は別に定める。

（履修手続）
第 7 条　授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届をリハビリテーション科学課に提出し、履修登録をしなければならない。

２　前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することはできない。

３　履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

４　卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 48 単位とする。
ただし、編入学生についてはこの限りではない。

（試　験）
第 8 条　履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

２　試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。
３　次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

（1）前条に定める履修登録をしていない者
（2）失格となった者
（3）試験開始時間に 20 分を超えて遅参した者
（4）学生証を所持しない者
（5）授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

４　試験日程及び時間割等は、別に定める。

（定期試験）
第 9 条　定期試験は各学期末に行う。

（試験欠席届）
第 10 条　前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1 週間以内に試験欠席届をリハビリテーション科学課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）疾病による場合
　　医師の診断書（受験できなかった事由、期間が記載されているもの）
（2）交通事故の場合
　　警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書（ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）
（3）忌引の場合

保証人の証明書
（4） その他緊急やむを得ない場合

理由書
2 前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。

3 第 1 項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を 0 点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（追 試 験）
第 11 条 追試験とは、前条の届出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。

2 追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までにリハビリテーション科学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を 0 点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（再試験）
第 12 条 再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者に対して行う試験をいう。

2 再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料（1 科目 2,000 円）を添えて、指定の期限までにリハビリテーション科学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3 再試験における成績の評価は、可（60 点）以下とする。

4 第 2 項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（試験中の不正行為）
第 13 条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第 44 条に基づき懲戒する。
2 前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を 0 点とみなす。

（受験心得）
第 14 条 受験心得については、別に定める。

（英語検定試験による単位認定）
第 15 条 本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2 前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

（進級判定）
第 16条 進級の判定は、学年末に教授会において行う。

（進級・仮進級）
第 17条 当該学年に配当されている必修科目をすべて修得した者は、進級とする。

2 当該学年に配当されている必修科目（実習科目を除く）の合計のうち 20%を超えない不合格科目数の場合は、仮進級とすることができる。ただし、実習科目が不合格、または必修科目が失格・履修無効となった者は、原則として仮進級できない。

3 第 4 学年への仮進級は認めない。

（仮進級者試験）
第 18条 仮進級者試験とは、仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

2 仮進級者試験での不合格科目は、その年度の不合格科目数に加算する。

3 仮進級者試験は、第 12 条の「再試験」を読み替えて準用する。

4 前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は仮進級とする場合がある。

（留 年）
第 19条 第 17条に定める進級または仮進級の条件を満たさない者は、留年とする。

2 留年した者は、当該学年に配当されている必修の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

（臨床実習の履修資格）
第 20 条 次の各号に定める要件を満たした者に対し、臨床実習の履修資格を与える。

(1)理学療法学科
ア 臨床実習Ⅲは、第 3 学年前期までに配当されている必修科目を全て修得した者。

(2)作業療法学科
ア 評価実習は、第 1 学年のリハビリテーション基礎科目および作業療法専門科目の必修科目を全て修得し、第 2 学年のリハビリテーション基礎科目の必修科目のうち未修得科目が 1 科目以下、作業療法

専門科目の必修科目のうち未修得科目が 1 科目以下であり、かつ、第 3 学年前期の必修科目のうち未修得科目が 1 科目以下の者。なお、判定は第 3 学年の前期終了後に行う。

（3） 言語聴覚療法学科

ア 基礎実習は、第 3 学年前期までに配当されている必修科目をすべて修得した者。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

（補　則）

第 21 条 この規程に定めのない事項は、教授会で決定する。

（改　廃）

第 22 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。

附　則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。

2 平成 25 年 4 月 1 日以前に入学した者が平成 26 年 4 月 1 日以後に 1 年次に入学した者と同一学年となった場合にはこの規程を適用する。

附　則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附　則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の規程は、平成 29 年 4 月 1 日現在で在籍する学生にも適用する。

附　則

この規程は、平成 29 年 5 月 10 日から施行する。ただし、改正後の第 17 条は、平成 29 年度入学生から適用する。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

リハビリテーション科学部作業療法学科のコース制の履修方法等に関する細則

（目　的）
第１条　この細則は、リハビリテーション科学部履修規程（以下「履修規程」という）第 6 条に定める作業療法学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

（コース制）
第 2 条　作業療法学科に、次に掲げる履修コース（以下「コース」という。）を置くものとする。
　音楽療法士コース
（国家試験受験資格及び称号取得資格）

第 3 条　作業療法学科において取得可能な国家試験受験資格及び称号取得資格は、次に掲げるとおりである。
　作業療法士国家試験受験資格
　音楽療法士（2 種）称号取得資格（全国音楽療法士養成協議会認定）
2　音楽療法士（2 種）称号を取得するためには、音楽療法士コースに登録し、当該コースで開設する科目の履修及び単位修得が必要である。

（コース登録手続）
第 4 条　音楽療法士コースに登録するには、1 年次開講の音楽療法士コース必修科目を履修し、かつ、所定の申請手続きを取らなければならない。

2　前項に定める登録手続きについては、所定の申請用紙を 1 年次後期の指定する期限までに提出しなければならない。

3　所定の申請用紙にて登録希望を申し出た学生を対象として、学科より選出した教員によって 1 年次後期終了時に選考を行う。なお、コース登録には仮進級者ではないことを必須条件とする。
4　選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。

5　選考結果に基づきコース登録が認められた学生は、定められた履修費を指定する期日までに納めるものとする。納入した履修費はいかなる場合も返還しない。

6　コースの登録後の取止めについては、コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を提出する。

（コース登録学生数の制限）
第 5 条　音楽療法士コースに登録できる学生数は、原則として 8 名を上限とする。

（コース履修の条件）
第 6 条　コースを履修するには、どの学年においても仮進級者ではないことを必須条件とする。

2　コース登録以降の学年進行において、留年もしくは仮進級となった場合には、コース登録を取り止めとし、第4条第6項に基づく手続きを取るものとする。

3　前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者についてはこの限りではない。
（1）3年次の進級判定において初めて留年し、3年次前期までの必修科目を全て修得した者
（2）教授会で適当と認められた者

（その他）
第 7 条　コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、リハビリテーション科学部履修規程の定めるところによる。

（改　廃）
第 8 条　この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附　則
1　この細則は、令和5年 4 月 1 日から施行する。
2　改正後の細則は、令和5年4月1日現在で在籍する学生にも適用する。

医療技術学部履修規程

（目　的）
第１条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第 36 条に定める医療技術学部学生の履修方法等について、必要な事項を定める。

（履　修）
第 2 条　授業科目の所定の授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験した者は当該授業科目を履修したものとする。

（修　得）
第３条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者は当該授業科目を修得したものとする。

（失　格）
第４条　この規程において失格とは、第２条に定める当該授業科目への出席が 70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

（授業科目）
第５条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2　在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

（履修手続）
第 6 条　授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届を医療技術学課に提出し、履修登録をしなければならない。

2　前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することはできない。

3　履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4　卒業の要件として修得すべき単位数について、1 年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 46 単位とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

5　前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は制限単位数を超えて履修登録を行うことができる。

（試　験）
第 7 条　履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2　試験には、定期試験、追試験、再試験及び仮進級者試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3　次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。

（1）前条に定める履修登録をしていない者
（2）失格となった者
（3）試験開始時間に 20 分を超えて遅参した者
（4）学生証を所持しない者
（5）授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4　試験日程及び時間割等は、別に定める。

（定期試験）
第８条　定期試験は各学期末に行う。

（試験欠席届）
第９条　前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1 週間以内に試験欠席届を医療技術学課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）疾病による場合
　医師の診断書（受験できなかった事由、期間が記載されているもの）
（2）交通事故の場合
　警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書（ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）
（3）忌引の場合
　保証人の証明書
（4）その他緊急やむを得ない場合

理由書
2　前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。
3　第 1 項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を 0 点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（追　試　験）

第 10 条　追試験とは、前条の届け出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。

2　追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに医療技術学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3　前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を 0 点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（再　試　験）
第 11 条　再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者に対して行う試験をいう。

2　再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料（1 科目 2,000 円）を添えて、指定の期限までに医療技術学課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3　再試験における成績の評価は、可（60　点）以下とする。

4　第 2 項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（試験中の不正行為）
第 12 条　試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第 44 条に基づき懲戒する。

2　前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を 0 点とみなす。

（受験心得）
第 13 条　受験心得については、別に定める。

（進級判定）
第 14 条　進級の判定は、学年末に教授会において行う。

（進級・仮進級）
第 15 条　当該学年に配当されている必修科目をすべて修得した者は、進級とする。

2　当該学年に配当されている必修科目（実習科目を除く）の合計のうち 20%を超えない不合格科目数の場合は、仮進級とすることができる。ただし、必修科目が失格・履修無効となった者は、原則として仮進級できない。

3　第 4 学年への仮進級は認めない。

（仮進級者試験）
第 16 条　仮進級者試験とは、仮進級者に対して当該不合格必修科目について行う試験をいう。

2　仮進級者試験での不合格科目は、その年度の不合格科目数に加算する。

3　仮進級者試験は、第 11 条の「再試験」を読み替えて準用する。

4　前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は仮進級とする場合がある。

（留　　年）
第 17 条　第 15 条に定める進級または仮進級の条件を満たさない者は、留年とする。

2　留年した者は、当該学年に配当されている必修の不合格科目及び失格・履修無効となった科目を再履修しなければならない。

（臨床実習の履修資格）
第 18 条　第 3 学年前期までに配当されている必修科目を全て修得した者に対し、臨床実習の履修資格を与える。

（自由選択科目）
第 19 条　自由選択科目の単位は、卒業必要単位に含まない。

（英語検定試験による単位認定）
第 20 条　本学部が教育上有益と認めるときは、大学以外の教育施設等における学修のうち、文部科学大臣が定める学修に相当する英語検定等の学修を本学部の授業科目の履修とみなし、所定の科目の単位として認定することができる。

2　前項の単位の認定に係る必要事項については、別に定める。

（補則）
第 21 条　この規程に定めのない事項は、教授会で決定する。
（改廃）
第 22 条　この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が決定する。
附　則
この規程は、令和3年4月1日から施行する。

臨床データサイエンス学環履修規程

（目的）
第1条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）第 36 条に定める臨床データサイエンス学環学生の履修方法等について、必要な事項を定める。

（履修）
第2条　授業科目の所定の授業時間数の 70%以上に出席し、試験等を受験した者は当該授業科目を履修したものとする。

（修得）
第3条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者は当該授業科目を修得したものとする。

（失格）
第4条　この規程において失格とは、第2条に定める当該授業科目への出席が 70%未満で、試験を受験する資格がないことをいう。

（授業科目）
第5条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

2　在籍する学年より下級学年に配当されている授業科目を履修することは、支障のない限り許可されるが、上級学年に配当されている授業科目を履修することはできない。

（履修手続）
第6条　授業科目を履修するには、学期の始めに、当該学期に履修しようとする授業科目について、指定された期間内に履修届を教務企画課に提出し、履修登録をしなければならない。

2　前項に定める手続きを行わない者は、当該学期に当該授業科目を履修することはできない。

3　履修登録した授業科目の変更、追加、取り消しは認めない。

4　卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間に履修登録することができる単位数の上限は、原則として 55 単位とする。ただし、編入学生についてはこの限りではない。

5　前項の規定にかかわらず、教授会で適当と認められた者は制限単位数を超えて履修登録を行うことができる。

（試験）
第7条　履修登録した授業科目の単位修得のために試験を行う。

2　試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験等を行うことがある。

3　次の各号のいずれかに該当する者は試験を受験することができない。
（1）前条に定める履修登録をしていない者

（2）失格となった者

（3）試験開始時間に 20 分を超えて遅参した者

（4）学生証を所持しない者

（5）授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

4　試験日程及び時間割等は、別に定める。

（定期試験）
第8条　定期試験は各学期末に行う。

（試験欠席届）
第9条　前条に定める定期試験を欠席した者は、当該授業科目の試験終了後、1週間以内に試験欠席届を教務企画課に提出しなければならない。この場合、当該試験欠席届には、欠席の事由により、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

（1）疾病による場合
　医師の診断書（受験できなかった事由、期間が記載されているもの）

（2）交通事故の場合
　警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書（ただし、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）

（3）忌引の場合
　保証人の証明書

（4）その他緊急やむを得ない場合
　理由書

2　前項に定める届出のない者は、受験放棄とみなし、当該授業科目を履修無効とする。

3　第1項の届出における欠席の事由が正当と認められない者は、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（追試験）
第 10 条　追試験とは、前条の届け出における欠席の事由が正当と認められた者に対して行う試験をいう。

2　追試験を受験する者は「追試験申込書」を指定の期限までに教務企画課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3　前項に定める受験手続きを完了していない者及び追試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の評点を0点とみなし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（再試験）
第 11 条　再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者に対して行う試験をいう。

2　再試験を受験する者は、「再試験申込書」に受験料（1科目 2,000 円）を添えて、指定の期限までに教務企画課に提出し、手続きを完了しなければならない。

3　再試験における成績の評価は、可（60 点）以下とする。

4　第2項に定める受験手続きを完了していない者及び再試験を欠席した者は、原則として、当該授業科目の成績は定期試験時の評点とし、当該年度における当該授業科目の以後の受験を認めない。

（試験中の不正行為）
第 12 条　試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わなかった者には、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止し、学則第 47 条に基づき懲戒する。

2　前項の不正行為をした者は当該授業科目並びに当該試験期間中の受験該当授業科目全科目の評点を0点とみなす。

（受験心得）
第 13 条　受験心得については、別に定める。

（補則）
第 14 条　この規程に定めのない事項は、教授会で決定する。

（改廃）
第 15 条　この規程の改廃は、教授会の議を経て、学環長が決定する。

附　則
この規程は、令和8年4月1日から施行する。

学生通則

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、北海道医療大学学則（以下「学則」という。）に定めあるもののほか、北海道医療大学学生（以下「学生」という。）の守るべき事項を定めることを目的とする。

第２章　保　証　人

（保　証　人）

第２条　学生は入学の際、保証人を定め、その連署による誓約書をもって、学長に提出しなければならない。

２　保証人は、父母又は父母に準ずる保護者とする。

３　保証人を変更し、又は保証人が住所を変更した場合は、速やかに保証人変更届又は保証人住所変更届を提出しなければならない。

４　保証人は、保証する学生の修学目的達成のために、責任をもって協力しなければならない。

第３章　住　所　届

（住　所　届）

第３条　学生は入学の際、速やかに住所届を提出する。また、これを変更した場合は、住所変更届を提出しなければならない。

第４章　本人確認書類の提出及び身上異動報告

（本人確認書類の提出）

第４条　学生は入学の際、大学が指定する本人確認書類を提出しなければならない。

（身上異動報告）

第５条　学生は、改姓その他一身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第５章　服　　装

（服　装）

第６条　服装は、学生としての品位を保つことに留意しなければならない。

第６章　学　生　証

（学生証の携帯）

第７条　学生は、入学の際学生証の交付を受けて常時これを携帯しなければならない。

２　前項の学生証を破損又は紛失したときは、速やかに担当課に申し出て、書き換え又は再交付を受けなければならない。

（学生証の返納）

第８条　学生証は、卒業、転学、退学、除籍及びその有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

第７章　健　康　診　断

（定期健康診断）

第９条　学生は、学校保健法により、毎年大学で施行する健康診断（以下「健診」という。）を受けなければならない。

（健康診断の延期）

第10条　疾病その他の正当な事由により、前条の健診を受けることのできないときは、その事由を付して届け出なければならない。

（臨時健康診断）

第11条　前条の規定により、健康診断を延期していた者は、その事由が消滅したとき、又は復学しようとするときは、届け出て健診を受けなければならな

い。

第 8 章　欠　　席

（欠　席）

第 12 条　学生は、欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。やむを得ない事由により、事前に届け出ることができなかったときは、その事由を付して、登校の際速やかに届け出なければならない。

2　学生は、疾病による欠席が 7 日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

3　学生が、クラブ活動等で授業を欠席する場合は、あらかじめ教授会等が認めた大会に限り、担当教員の許可を受ければ、出席の扱いとすることがある。

第 9 章　退学・休学・転学・再入学及び復学

（退学・休学・転学・再入学及び復学）

第 13 条　大学学則第 27 条及び第 34 条から第 38 条までの規程により退学・休学・転学・又は再入学若しくは復学の許可を受けようとする者は、事由を詳記し、保証人と連署をもってそれぞれ退学願、休学願、転学願、再入学願又は復学願を学長に提出しなければならない。

第 10 章　学生のクラブ・同好会

（趣　旨）

第 14 条　学生のクラブ・同好会（以下「クラブ・同好会」という。）とは、本学の教育目標に即し、知育・徳育・体育の修練、趣味教養の涵養、学生相互の啓発親睦など学生生活の充実向上を図ることを目的とし、専任教員の指導と助言を受けるとともに、10 名以上の学生によって組織され、本章に規定する手続を経、承認を得たものとする。

（部　長）

第 15 条　クラブ・同好会には、部長を置かなければならない。なお、必要に応じ副部長を置くことができる。

2　部長及び副部長には、本学の専任教員を充てるものとする。

（クラブ・同好会の設立）

第 16 条　学生が学内においてクラブ・同好会を設立しようとするときは、クラブ・同好会設立願を 4 月 30 日までに学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

（クラブ・同好会の継続）

第 17 条　承認されたクラブ・同好会が継続して活動しようとするときは、4 月 30 日までにクラブ・同好会継続願にクラブ・同好会の役員及び参加者名簿、年間行事計画書、前年度活動報告書を添え、学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

2　前項の承認を得ないクラブ・同好会は解散したものとみなす。

（承認事項の変更等）

第 18 条　承認を受けたクラブ・同好会が承認事項を変更しようとするときはクラブ・同好会変更願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

（クラブ・同好会の解散）

第 19 条　クラブ・同好会が解散しようとするときは、速やかに解散願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

（印刷物等の承認）

第 20 条　クラブ・同好会が、新聞・雑誌・小冊子・その他の印刷物を発行・頒布しようとするときは、印刷物頒布願に印刷物を添付のうえ、学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

（学外団体加入又は参加等）
第 21 条　クラブ・同好会が学外の団体に加入し、または行事に参加若しくは共催しようとするときは、学外団体加入・参加・共催願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

2　前項の規定により、承認を得た学外団体の規約が変更されたときは、速やかに学外団体規約変更届を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

3　クラブ・同好会が、継続して学外団体に加入しようとするときは、毎年 4 月 30 日までに、学外団体加入継続願を学生支援課に提出し、学友会運営委員会の承認を得るものとする。

4　前項の承認を得ないクラブ・同好会は、脱退したものとみなす。

第 11 章　集会・行事

（集　　会）
第 22 条　学生が学内外において集会又は行事をしようとするときは、7 日前までに集会・行事願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。ただし、クラブ・同好会が固有の活動のため平常使用している場所で、部員のみで集会・活動するときは、この限りでない。

2　学生が、団体又は指導者・講演者等を学外から招へいしようとするときは、前項の手続を要するものとする。

（施設等の使用承認）
第 23 条　集会・行事のために、大学の施設又は備え付けの物品を使用するときは、施設使用願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。

2　前項の規定により、使用の承認を受けた者は、この集会・行事のために生ずる一切の責任を負わなければならない。

（署名運動又は世論調査等）
第 24 条　学生が学内外において署名運動又は世論調査をしようとするときは、第 22 条の規定を準用するとともに署名運動・世論調査願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。

（募金又は物品の販売等）
第 25 条　学生が募金・物品の販売等金銭上の収入を伴う行為をしようとするときは、7 日前までに募金・物品販売願を提出し、学長の承認を得るものとする。

2　募金及び物品販売等が終了した場合は、速やかに学生支援課あてに収支会計報告書を提出するものとする。

（掲示等）
第 26 条　学生が学内外において、ビラ、ポスター、立看板等を掲示しようとするときは、3 日前までに掲示願を学生支援課に提出し、学長の承認を得るものとする。

2　学外にあたっては、掲示場所の管理責任者の承認を受け、前項の手続をするものとする。

3　期間を経過した掲示物は、掲示責任者がこれを速やかに撤去するものとする。

（掲示規格、期間及び掲示物指定）
第 27 条　掲示物は、原則として日本工業規格 B2 版（新聞紙 2 頁大）以内のものとする。

2　掲示期間は、原則として 7 日以内とする。
3　掲示は、大学の定めた掲示場所以外を使用してはならない。
（承認事項の取消）

第 28 条　学生の行為が第 10 章及び第 11 章の各条において、学則及びその他の規程に反し、若しくは本学の秩序を乱す恐れがあると認められるときは、学長は第 14 条から前条までに規定する承認を取り消すことができる。

第 12 章　交　通　規　制

（交通規制）

第 29 条　学則第 61 条に基づき、学生の自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下、「自家用車等」という。）での通学を禁止する。

ただし、特別な事情がある場合には、教授会等の議を経て自家用車等での通学を許可することがある。

第 13 章　諸調査に対する協力

（調査の協力）

第 30 条　学生は、大学が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

第 14 章　雑　　則

（改廃）

第 31 条　この規則の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附　則

この規程は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

附　則

1　この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　この規則の施行により、学生部連絡会内規（平成 6 年 6 月 16 日制定）は、廃止する。

附　則

この通則は、令和3年2月 18 日から施行する。

受験心得

受験にあたっては、試験場において下記事項に十分留意の上、受験しなければならない。

1　受験者は、必ず学生証を携帯し、試験に臨むこと。

2　試験場においては、必ず座席表に指定された座席に着席し、学生証を机上に提示すること。

3　解答用紙に学年、学科、学生番号、氏名を楷書で明瞭に記入すること。

4　試験開始後 20 分を超える遅刻者は、受験を認めない。

5　試験開始後 30 分までは、退場を認めない。

6　試験場における物品の貸借及び私語を禁ずる。

7　試験場において特に参照を許可されたもの以外はまとめて指示された場所に置くこと。

8　不正行為のあった場合（試験監督の指示に従わない者も含む）は、即刻退場を命じ「以後の受験を停止」、別に定める罰則により処罰する。当該科目並びに、当該試験期間中の全科目を薬学部・歯学部においては零点とし、看護福祉学部・心理科学部・リハビリテーション科学部・医療技術学部では零点とみなす。

9　答案を提出する場合は、試験監督の指示する場所に提出すること。提出した者は私語をつつしみ、速やかに退場すること。

10　その他、試験場においては、すべて監督者の指示に従うこと。

北海道医療大学大学院学則

第１章　総則

（理念・目的）

第１条　北海道医療大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の理念に基づき、生命の尊重と個人の尊厳を基本として、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育を推進し、人間性豊かな高度専門職業人の養成ならびに独創的な研究活動を通して、社会の発展と人類の幸福に寄与することを教育理念とする。

２　本大学院は、建学の理念及び教育理念に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門知識・技術の修得に加え、保健・医療・福祉分野の横断的な知識及び豊かな人間性を有した高度専門職業人の養成と最先端の研究活動を通じて、社会の発展、人類の幸福に寄与できる教育・研究者の養成を目的とする。

３　薬学研究科薬学専攻（博士課程）においては、保健と医療と福祉の連携・統合を図る教育・研究を推進し、研究活動を通して、人間性豊かで確かな倫理観を有する薬学研究者や教育指導者の養成を教育目的とする。

４　歯学研究科歯学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、歯科医療技術、深い学識、豊かな人間性を備えた歯学研究者あるいは専門医の養成を教育目的とする。

５　看護福祉学研究科看護学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として看護領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。

６　看護福祉学研究科看護学専攻（博士課程）においては、看護学における高度な学識及び独創的な研究を開拓・推進し、保健・医療・福祉分野において社会実装や政策提言、学際的研究に指導的立場で関与できる人材の養成を教育目的とする。

７　看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（修士課程）においては、人々の健康と福祉の向上のために、高度専門職業人として福祉領域の実践に寄与する人材、並びに研究者としての基礎的能力を備えた人材の養成を教育目的とする。

８　看護福祉学研究科臨床福祉学専攻（博士課程）においては、福祉における高度な学識及び独創的な研究を開拓・推進し、保健・医療・福祉分野において社会実装や政策提言、学際的研究に指導的立場で関与できる人材の養成を教育目的とする。

９　心理科学研究科臨床心理学専攻（修士課程）においては、高度かつ実践的な専門的知識・技術力、及び関連領域の科学技術の発展に対する知識を持ち、省察的科学者-実践家としての立場から地域的・国際的に貢献しうる高度専門職業人の養成を教育目的とする。

10　心理科学研究科臨床心理学専攻（博士課程）においては、心理科学に関する応用領域の専門性を省察的科学者-実践家としての立場からより精緻に教育研究し、更に心理科学の立場から心の研究の後継者となりうる人材の養成を教育目的とする。

11　リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（修士課程）においては、人々の健康と保健・福祉の向上にむけて、高度専門職業人としてリハビリテーション領域において実践的に寄与する人材の養成並びにリハビリテーション医学・医療の研究・発展に貢献できる人材の養成を教育目的とする。

12　リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻（博士課程）においては、高度な研究能力、深い学識、豊かな人間性、及び保健・医療・福祉分野において高度な実践能力を備えた指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

13　医療技術科学研究科臨床検査学専攻（修士課程）においては、人々の健康増進と保健医療の発展のために、臨床検査学の先進的な知識と技術を修得、実践し、かつ、応用力と自己成長ができる指導的役割を担う高度専門職業人の養成を教育目的とする。

14　医療技術科学研究科臨床検査学専攻（博士課程）においては、医療技術の進歩と医療環境の変化により高度化、多様化が進む保健・医療・福祉分野において、豊かな人間性と倫理観、深い学識、高度な研究能力を有し、保健・医療・福祉分野において指導的役割を担うことができる人材の養成を教育目的とする。

（自己評価等）
第２条　前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）
第 ３ 条　教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

（研究科専攻）
第４条　本大学院に次の研究科を置き、各研究科にそれぞれ専攻を置く。
薬学研究科　薬学専攻
歯学研究科　歯学専攻
看護福祉学研究科　看護学専攻、臨床福祉学専攻
心理科学研究科　臨床心理学専攻
リハビリテーション科学研究科
リハビリテーション科学専攻
医療技術科学研究科 臨床検査学専攻

（課程）
第５条　各研究科の課程は、次のとおりとする。
薬学研究科　薬学専攻　博士課程
歯学研究科　歯学専攻　博士課程
看護福祉学研究科
看護学専攻　博士課程
臨床福祉学専攻　博士課程
心理科学研究科
臨床心理学専攻　博士課程
リハビリテーション科学研究科
リハビリテーション科学専攻　博士課程
医療技術科学研究科 臨床検査学専攻 博士課程

２　修士課程は、広い視野に立って清深な学識を授け、各研究分野における研究能力または高度の専門性を要する職業などに必要な高度の能力を養うことを目的とする。

３　博士課程は、各研究分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

（修業年限）
第 ６ 条　薬学研究科薬学専攻博士課程の標準修業年限は ４ 年、歯学研究科歯学専攻博士課程の標準修業年限は４年、看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻の博士課程の標準修業年限は ５ 年、心理科学研究科臨床心理学専攻の博士課程の標準修業年限は ５ 年、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程の標準修業年限は５ 年、医療技術科学研究科臨床検査学専攻博士課程の標準修業年限は５年とする。

２　看護福祉学研究科看護学専攻、臨床福祉学専攻博士課程、心理科学研究科臨床心理学専攻博士課程、リハビリテーション科学研究科リハビリテーション科学専攻博士課程及び医療技術科学研究科臨床検査学専攻博士課程は、前期 ２ 年の課程及び後期 ３ 年の課程に区分し、前期 ２ 年の課程は修士課程とする。

３　看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科修士課程の学生は ４ 年を超えて本大学院に在学することはできない。看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科博士課程（後期 ３ 年の課程）の学生は ６ 年、薬学研究科及び歯学研究科博士課程の学生は ８ 年を超えて本大学院に在学することはできない。

（収容定員）
第７条　本大学院の収容定員は、次のとおりとする。

薬学研究科博士課程（薬学専攻）
収容定員 12 名
（入学定員 ３ 名）
歯学研究科博士課程（歯学専攻）
収容定員 72 名
（入学定員 18 名）
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）
収容定員 30 名
（入学定員 15 名）
看護福祉学研究科修士課程（臨床福祉学専攻）
収容定員 10 名
（入学定員 ５ 名）
看護福祉学研究科博士課程（後期 ３ 年の課程）
（看護学専攻）　収容定員 ６ 名
（入学定員 ２ 名）
（臨床福祉学専攻）　収容定員 ６ 名
（入学定員 ２ 名）
心理科学研究科修士課程
（臨床心理学専攻）　収容定員 40 名
（入学定員 20 名）
心理科学研究科博士課程（後期 ３ 年の課程）
（臨床心理学専攻）　収容定員 ６ 名
（入学定員 ２ 名）
リハビリテーション科学研究科修士課程
（リハビリテーション科学専攻）　収容定員 10 名
（入学定員 ５ 名）
リハビリテーション科学研究科博士課程（後期 ３ 年の課程）
（リハビリテーション科学専攻）　収容定員 ６ 名

（入学定員 2 名）
医療技術科学研究科修士課程
（臨床検査学専攻）　収容定員 8 名
（入学定員 4 名）
医療技術科学研究科博士課程（後期 3 年の課程）
（臨床検査学専攻）　収容定員 6 名
（入学定員 2 名）

第 2 章　教育課程、履修方法、教育方法、指導教員

（履修方法）

第 8 条　薬学研究科博士課程においては、研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、薬学研究科の行う博士学位論文の審査及び試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

2　歯学研究科博士課程においては、研究科に 4 年以上在学し、30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、歯学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

3　看護福祉学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、看護福祉学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

4　看護福祉学研究科博士課程においては、研究科に 5 年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、看護学専攻は 44 単位以上（後期 3 年の課程においては 12 単位以上）、臨床福祉学専攻は 44 単位以上（後期 3 年の課程においては 12 単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ看護福祉学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

5　心理科学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 50 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

6　心理科学研究科博士課程においては、研究科に 5 年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、60 単位以上（後期 3 年の課程においては 10 単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、心理科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

7　リハビリテーション科学研究科修士課程においては、研究科に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

8　リハビリテーション科学研究科博士課程においては、研究科に 5 年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、42 単位以上（後期 3 年の課程においては 12 単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、リハビリテーション科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

9　医療技術科学研究科修士課程においては、研究科に2年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、医療技術科学研究科の行う修士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。

10　医療技術科学研究科博士課程においては、研究科に 5 年（修士課程を修了した者にあっては当該課程における 2 年の在学期間を含む）以上在学し、40 単位以上（後期 3 年の課程においては 10 単位以上）修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、医療技術科学研究科の行う博士学位論文の審査及び最終試験を受けるものとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげたと評議会が認めた場合は、修士課程における 2 年の在学期間を含めて大学院博士課程に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

（教育課程）

第 9 条　薬学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表（A）のとおりとする。

2　歯学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(B)のとおりとする。

3　看護福祉学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(C)・(D)・(E)・(F)のとおりとする。
4　心理科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(G)・(H)のとおりとする。

5　リハビリテーション科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(I)・(J)のとおりとする。

6　医療技術科学研究科に設ける授業科目、配当単位数及び履修方法は、別表(K)・(L)のとおりとする。

(単位数)
第 10 条　各研究科における授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

（1）講義及び演習については、15 時間ないし 30 時間をもって 1 単位とする。
（2）実験、実習及び実技については、30 時間ないし 45 時間をもって 1 単位とする。

(1 年間の授業期間)
第 11 条　1 年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め 35 週にわたることを原則とする。

(長期にわたる教育課程の履修)
第 12 条　各研究科は、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第 6 条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2　前項に規定する長期にわたる教育課程の履修期間は、次の各号に定めるとおりとし、1 年単位で認めるものとする。
（1）修士課程
　　3 年又は 4 年
（2）博士課程(後期 3 年の課程)
　　4 年から 6 年
（3）薬学研究科博士課程及び歯学研究科博士課程
　　5 年から 8 年

(指導教員)
第 13 条　指導教員は、学生の履修すべき授業科目担当の本大学院専任教員をもって充てる。

2　指導教員は、その学生の本大学院における研究一般及び学位論文の作成について指導する。

(授業科目の選定)
第 14 条　学生は、自己の履修すべき授業科目の選定に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。
2　指導教員は、必要があると認めるときは、学生に対して学部の授業科目を指定してこれを履修させることができる。

(教育方法の特例)
第 15 条　本大学院では、夜間その他特定の時間又は時期において教育を行うことができる。

2　本大学院では、一部の授業科目について、多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で行うことができる。

(特別聴講)
第 16 条　本大学院に在籍する学生が、他の大学院および本学の他の研究科において専攻分野に関する科目を履修しようとするときは、当該研究科委員会の議を経て、両大学院等の協議に基づき、特別聴講としてその履修を認めることができる。

2　特別聴講の許可、単位認定等の申請手続きについては、両大学院等の協議に定めるもののほか、当該研究科の定めるところによる。

(デュアルディグリー・プログラム)
第 17 条　教育上有益と認められる時は、本学研究科と外国の大学院との協定に基づく学生の相互留学と単位互換により双方が学位を授与するデュアルディグリー・プログラムを行うことができる。

2　デュアルディグリー・プログラム実施に関する取り扱いについては別に定める。

第 3 章　単位認定、学位論文審査、課程修了の認定、学位授与

(単位認定)
第 18 条　履修授業科目の単位の認定は、筆記若しくは口頭試験又は研究報告によるものとする。

2　前項に定める試験等の成績は、優、良、可及び不可に分け、優、良、可を合格として単位を与え、不可は不合格とする。

3　第 16 条の規定により修得した科目、単位数については 10 単位を超えない範囲で、これを本学大学院における科目、単位数の修得とみなすことができる。

4　本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(第 53 条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む)を、本大学院における授業科目の履修とみなし、10 単位を超えない範囲で認定することができる。

(学位論文の提出)
第 19 条　学位論文は、所定の期日までに当該研究科長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文の審査)
第 20 条　学長は、前条の規定により学位論文の提出を受けたときは、別に定める学位規程により論文の審査を行う。

(学位論文の評価)
第 21 条　学位論文は、当該専攻科目の専攻分野における精深な学識と研究能力を証示するに足るものをもって合格とする。

(最終試験)
第 22 条　最終試験は、学位論文を中心として、これに関連する授業科目について筆記又は口頭によりこれを行う。

(課程修了の認定)
第 23 条　薬学研究科博士課程の修了は、原則として 4 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を取得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

2　歯学研究科博士課程の修了は、原則として、4 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

3　看護福祉学研究科修士課程の修了は、原則として、2 年以上在学し、所定の授業科目について 32 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

4　看護福祉学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、看護学専攻は 12 単位以上、臨床福祉学専攻は 12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

5　心理科学研究科修士課程の修了は、原則として、2 年以上在学し、所定の授業科目について 50 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

6　心理科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、10 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

7　リハビリテーション科学研究科修士課程の修了は、2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

8　リハビリテーション科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、12 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

9　医療技術科学研究科修士課程の修了は、原則として、2年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

10　医療技術科学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の修了は、原則として 3 年以上在学し、所定の授業科目について、10 単位以上を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者についてこれを認定する。

11　課程修了の認定は、学長が行う。

(学位の授与)
第 24 条　薬学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(薬学)の学位を授与する。

2　歯学研究科博士課程を修了した者に対しては、博士(歯学)の学位を授与する。

3　看護福祉学研究科修士課程の看護学専攻を修了した者に対しては、修士(看護学)、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、修士(臨床福祉学)、看護福祉学研究科博士課程(後期 3 年の課程)の看護学専攻を修了した者に対しては、博士(看護学)、臨床福祉学専攻を修了した者に対しては、博士(臨床福祉

学)の学位を授与する。

4　心理科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(臨床心理学)、博士課程(後期 3 年の課程)を修了した者に対しては、博士(臨床心理学)の学位を授与する。

5　リハビリテーション科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(リハビリテーション科学)、博士課程(後期 3 年の課程)を修了した者に対しては博士(リハビリテーション科学)の学位を授与する。

6　医療技術科学研究科修士課程を修了した者に対しては、修士(臨床検査学)、博士課程(後期 3 年の課程)を修了した者に対しては博士(臨床検査学)の学位を授与する。

7　学位に関する規程は、別に定める。

第 4 章　教員組織と運営機構

(教員組織)

第 25 条　本大学院の授業及び研究指導を担当する教員には、本大学院教授をこれに充てる。ただし、特別の事情がある場合には、准教授、講師及び助教を充てることができる。

(評議会)

第 26 条　本学に評議会を置く。

2　評議会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
（1）学長
（2）副学長
（3）総合図書館長
（4）各学部長
（5）各研究科長
（6）臨床データサイエンス学環長
（7）先端研究推進センター長
（8）大学病院長
（9）歯科クリニック院長
（10）予防医療科学センター長
（11）歯学部附属歯科衛生士専門学校長
（12）学長が指名する教授

3　評議会は、次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
（1）全学の教育及び研究の基本に関する事項
（2）学則その他教学に関する重要な規程の制定及び改廃に関する事項
（3）学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いの基本に関する事項
（4）学位授与の基本に関する事項
（5）学生の学修評価の基本に関する事項
（6）教育課程の編成の基本に関する事項
（7）教員の教育研究業績の審査等の基本に関する事項
（8）その他学長が評議会の意見を聴くことが必要と定める事項

4　評議会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5　評議会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(研究科委員会)

第 27 条　本大学院各研究科に研究科委員会を置く。

2　各研究科委員会は、次に掲げるものをもって組織する。
（1）各研究科の教授
（2）その他各研究科委員会の議を経て研究科長が認めた者

3　各研究科委員会は、各研究科に関する次の事項を審議し、学長に対し意見を述べるものとする。
（1）学生の入学、卒業及び課程の修了その他学生の身分取扱いに関する事項
（2）学位の授与に関する事項
（3）学生の学修評価に関する事項
（4）教育課程の編成に関する事項
（5）教員の教育研究業績の審査等に関する事項
（6）その他研究科長が必要と定める事項及び学長から諮問のあった事項

4　各研究科委員会は、前項に規定するもののほか、研究科長が統括する教育研究に関する事項について審議し、及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5　各研究科委員会に関し、その他必要な事項は別に定める。

(事務組織)

第 28 条　本大学院に、事務職員を置く。

第 5 章　学年、学期、休業日

(学年)

第 29 条　学年は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

第 30 条　学年は、次の 2 学期に分ける。
前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで
後期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（休業日）
第 31 条　休業日は、次のとおりとする。
（1）日曜日
（2）「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
（3）創立記念日　10 月 10 日
（4）春期休業日　4 月 1 日から 4 月 10 日まで
（5）夏期休業日　7 月 10 日から 8 月 31 日まで
（6）冬期休業日　12 月 10 日から翌年 1 月 25 日まで

2　学長が必要と認めたときは、休業日を変更又は臨時に休業日を定めることができる。

第 6 章　入学、休学、復学、退学、転学、転入学

（入学の時期）
第 32 条　本大学院に入学する時期は、学年始め又は学期の始めとする。

（入学資格）
第 33 条　看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科の修士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
（1）大学を卒業した者
（2）外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
（3）文部科学大臣が指定した者
（4）その他本大学院各研究科において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2　看護福祉学研究科、心理科学研究科、リハビリテーション科学研究科及び医療技術科学研究科の博士課程（後期3年の課程）に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
（1）修士の学位を有する者
（2）その他本大学院各研究科において、これと同等以上の学力があると認めた場合

3　薬学研究科博士課程に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
（1）大学（6 年課程）を卒業した者
（2）修士の学位を有する者
（3）外国において、学校教育における 18 年の課程を修了した者
（4）文部科学大臣が指定した者
（5）その他本大学院薬学研究科において、大学（6 年課程）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4　歯学研究科に入学を志望できる者は、次のとおりとする。
（1）大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者
（2）外国において、学校教育における 18 年の課程（最終の課程は、医学又は歯学）を修了した者
（3）文部科学大臣が指定した者
（4）その他本大学院歯学研究科において、大学（医学又は歯学の学部）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学志願）
第 34 条　入学志願者は、入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

（入学検定）
第 35 条　入学検定は、入学志願者の学力、人物及び身体について行う。

2　前項の選考方法、時期等については、その都度定める。

（入学手続、入学許可）
第 36 条　前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人と連署の誓約書及び所定の書類に入学金その他の経費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2　学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）
第 37 条　保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

2　保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。

3　学長は、保証人が不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

4　保証人は、その住所及び身分に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

5　保証人が死亡し、又はその他の事由でその責任を果たし得ない場合には、速やかに保証人の変更願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

（休学）
第 38 条　病気その他やむを得ない事由によって、引き続き 3 か月以上欠席する場合は、保証人連署の

休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添えなければならない。

3 学長は、学生が病気その他の理由により修学させることが適当でないと認めたときは、第１項に定める手続きをまたず、当該学生を休学させることができる。

（休学の期間）
第 39 条 休学の期間は、1 年を限度とする。ただし、やむを得ない理由がある場合は、前条の手続きにより引き続き休学し、又は休学させることができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

（復学）
第 40 条 休学の理由が消滅し、復学しようとする者は、保証人と連署の復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。この場合、休学の理由が病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

（退学）
第41条 退学しようとする者は、保証人と連署のうえ退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

（除籍）
第 42 条 学長は、次の各号の一に該当する者については、当該研究科の研究科委員会の議を経て除籍することができる。
（1） 看護福祉学研究科修士課程、心理科学研究科修士課程、リハビリテーション科学研究科修士課程又は医療技術科学研究科修士課程において、在学 4 年に及び、若しくは看護福祉学研究科博士課程（後期 3 年の課程）、心理科学研究科博士課程（後期 3 年の課程）、リハビリテーション科学研究科博士課程（後期 3 年の課程）又は医療技術科学研究科博士課程（後期 3 年の課程）において、在学 6 年に及び、若しくは薬学研究科博士課程又は歯学研究科博士課程において、在学 8 年に及び、修業の見込みがないと認めた者（ただし、休学期間を算入しない。）
（2） 第39条第２項に定める休学の期間満了後、第 40 条に定める復学願出のない者
（3） 学納金を滞納し、催促を受けても納付しない者
（4） 死亡、又は１年以上行方のわからない者

（再入学）
第 43 条 正当の理由により退学した者が、再入学を願い出た場合は、学年の始めに限り選考のうえ、これを許可することがある。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部を履修させることがある。

（転学）
第 44 条 本大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、保証人と連署の転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

（転入学）
第 45 条 他の大学院の学生が、所属大学院の長の承諾書を添えて、本大学院に転入学を志願したときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、これを許可することがある。

第７章 入学検定料及び学納金

（学生納入金）
第46条 入学検定料、入学金、授業料の年額は、次のとおりとする。

	薬学研究科	歯学研究科	看護福祉学研究科	心理科学研究科	リハビリテーション科学研究科	医療技術学研究科	備考
入学検定料	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
入学金	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	入学時のみ
授業料			800,000円	800,000円	800,000円	800,000円	本学卒業生免除 修士課程
	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	750,000円	博士課程

2 前項の規定にかかわらず、第 12 条に規定する長期にわたる教育課程の履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の授業料の年額は、長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められた期間（以下「長期履修期間」という。）に限り、前項に定める授業料の年額に第 6 条に定める当該研究科の標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げ、以下同様とする。）とする。

3 長期履修学生が、履修期間の変更（短縮又は延長）を認められた場合の授業料の年額は、第１項に規定する授業料の年額に第 6 条に定める当該研究科の標準就業年限を乗じて得た額からすでに納入した授業料の総額を減じて得た額を変更後の履修期間の年数で除して得た額とする。

4 看護福祉学研究科看護学専攻の高度実践コースを履修する学生の特別実習費の金額は次のとおりとする。
特別実習費：100,000 円

5　聴講生、特別聴講学生、科目等履修生の検定料、入学金、授業料の金額は次のとおりとする。

	聴講生	特別聴講学生	科目等履修生	備考
入学検定料	5,000円	10,000円	10,000円	
履修登録料	―	15,000円	15,000円	
授業料	10,000円	20,000円	20,000円	1単位

6　授業料は、学年度の当初において、これを納入する。ただし、次の 2 期に分けて納入することができる。
1 期　4 月 15 日まで
2 期　9 月 15 日まで

7　納入した入学検定料、入学金、授業料は、特別の事情のある場合を除き返戻しない。

（復学、退学、除籍及び休学等の場合の学納金）

第 47 条　復学者及び留年者に対しては、当該学年の学納金を徴収する。

2　前期若しくは後期の中途で退学した者、又は除籍された者に対しては、当該期分の学納金を徴収する。

3　前期又は後期の中途で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

4　休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期 50,000 円とする。

（学納金の徴収の猶予）

第48条　経済的理由によって、納入が困難であり、かつ、学業優秀又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学納金の徴収を猶予することがある。

2　学納金納入猶予期間は、納入期間後（1・2 期とも）3 か月以内とし、納入しない者は、学則第 42 条の規定により除籍とする。

第 8 章　外国人学生、委託学生、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生

（外国人学生）

第 49 条　外国人で、本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人学生として特別に選考のうえ、入学を許可することがある。

2　前項の選考方法は、学長が定める。

（入学志願）

第 50 条　前条の規定により入学を志願する者は、第 34 条に定めるもののほか、日本に在住し、学業に従事することが適法であることを証明するに足る外務省若しくは在外公館の紹介状又は自国公館の証明書を添付して、指定の期日までに願い出なければならない。

（委託学生）

第 51 条　官公庁、外国政府、学校、研究機関及び民間団体等から本大学院における修学を委託された者は第 32 条及び第 33 条の規定にかかわらず、これを委託学生として、正規の学生の修学に支障のない限り、選考のうえ入学を許可する。

2　委託学生には、本条に定めるもののほか、正規の学生の規定を準用し、更に必要な事項については、別に定める。

（聴講生）

第52条　本大学院の一または複数の授業科目について聴講を志望する者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ、聴講生として受講を許可することができる。

2　聴講生の聴講は、学年又は学期の始めに限り許可するものとする。

3　聴講生に関する規定は別に定める。

（科目等履修生）

第53条　本大学院の一または複数の授業科目について履修を志望する本大学院の学生以外の者に対しては、正規の学生の修業に支障のない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可することができる。

2　科目等履修生の受講は、学年又は学期の始めに限り許可することができる。

3　科目等履修生に関する規程は別に定める。

（特別聴講学生）

第 54 条　他の大学院学生が、本学の大学院において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするとき、または、本学の大学院学生が他の研究科において専攻分野に関する科目を履修し、単位を修得しようとするときは、両大学院等の協議に基づき、特別聴講学生として 10 単位を超えない範囲でこれを許可することがある。

2　特別聴講学生に対する所定の単位の授与方法については、第 18 条の規定によるものとする。

3　特別聴講学生が本学の規則に違反したときには、その許可を取り消すことができる。

第９章　賞罰

（表彰）

第 55 条　人物及び学業成績の特に優れた者に対して、学長は当該研究科の研究科委員会の議を経て、表彰することがある。

（懲戒）

第 56 条　学長は、大学院の学則、その他本学の定める規則若しくは命令に背き、又は学生の本分に反する行為のあった者に対して、当該研究科の研究科委員会の議を経て懲戒に付すことができる。

2　懲戒は、譴責、停学、退学とする。

3　懲戒退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

（1）性行が不良で、改善の見込みのない者
（2）学力が劣等で、成業の見込みのない者
（3）正当な理由がないのに、出席が常でない者
（4）学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する者

第 10 章　図書館、研究指導施設

（図書館）

第 57 条　本学に図書館を置き、図書その他の文献及び研究資料を収集管理し、本大学院生の閲覧に供する。

（研究指導施設・設備）

第 58 条　本学学部の諸施設は、必要に応じて、本大学院学生の研究及び指導に充てるものとする。

附　則

この学則は、昭和 53 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 54 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、昭和 63 年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成元年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成４年４月１日から施行する。
ただし、第23条(学位の授与)については平成３年９月２日から施行する。

附　則

この学則は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成７年４月１日から施行する。
ただし、別表(A)、(B)については、平成７年度入学生から適用する。

附　則

1　この学則は、平成８年４月１日から施行する。

2　平成８年３月 31 日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3　平成８年度から平成９年度までの収容定員は、第７条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平 成 8年度	平 成 9年度
薬学研究科修士課程 （薬学専攻）	32名	32名
薬学研究科修士課程 （医療薬学専攻）	24名	48名
薬学研究科博士課程 （後期3年の課程）	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名

附　則

1　この学則は、平成９年４月１日から施行する。

2　平成９年度から平成 10 年度までの収容定員は、第７条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平 成 9年度	平 成 10年度
薬学研究科修士課程		
（薬学専攻）	32名	32名
薬学研究科修士課程		
（医療薬学専攻）	48名	48名
薬学研究科博士課程		
（後期3年の課程）	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程		
（看護学専攻）	15名	30名
（臨床福祉・心理学専攻）	15名	30名

附 則

1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 11 年度から平成 13 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平 成 11年度	平 成 12年度	平 成 13年度
薬学研究科修士課程			
（薬学専攻）	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程			
（医療薬学専攻）	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程			
（後期3年の課程）	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程			
（看護学専攻）	30名	30名	30名
（臨床福祉・心理学専攻）	30名	30名	30名
看護福祉学研究科博士課程			
（後期3年の課程）			
（看護学専攻）	2名	4名	6名
（臨床福祉・心理学専攻）	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年 3 月 31 日以前に看護福祉学研究科臨床福祉・心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3 平成 16 年度から平成 18 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平 成 16年度	平 成 17年度	平 成 18年度
薬学研究科修士課程			
（薬学専攻）	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程			
（医療薬学専攻）	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程			
（後期3年の課程）	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程			
（看護学専攻）	30名	30名	30名
（臨床福祉・心理学専攻）	15名	―	―
（臨床福祉学専攻）	5名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程			
（後期3年の課程）			
（看護学専攻）	6名	6名	6名
（臨床福祉・心理学専攻）	4名	2名	―
（臨床福祉学専攻）	2名	4名	6名
心理科学研究科修士課程			
（臨床心理学専攻）	10名	20名	20名
心理科学研究科博士課程			
（後期3年の課程）			
（臨床心理学専攻）	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

2 平成 18 年度から平成 20 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平 成 18年度	平 成 19年度	平 成 20年度
薬学研究科修士課程			
（薬学専攻）	32名	32名	32名
薬学研究科修士課程			
（医療薬学専攻）	48名	48名	48名
薬学研究科博士課程			
（後期3年の課程）	12名	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程			
（看護学専攻）	30名	30名	30名
（臨床福祉学専攻）	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程			
（後期3年の課程）			
（看護学専攻）	6名	6名	6名
（臨床福祉学専攻）	6名	6名	6名
心理科学研究科修士課程			
（臨床心理学専攻）	20名	20名	20名
（言語聴覚学専攻）	5名	10名	10名
心理科学研究科博士課程			
（後期3年の課程）			
（臨床心理学専攻）	6名	6名	6名
（言語聴覚学専攻）	2名	4名	6名

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 22 年 3 月 31 日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の学則による。

3　平成 22 年度から平成 23 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成22年度	平成23年度
薬学研究科修士課程		
（薬学専攻）	16名	―
薬学研究科修士課程		
（医療薬学専攻）	24名	―
薬学研究科修士課程		
（生命薬科学専攻）	3名	6名
薬学研究科博士課程		
（後期3年の課程）	12名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程		
（看護学専攻）	30名	30名
（臨床福祉学専攻）	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（看護学専攻）	6名	6名
（臨床福祉学専攻）	6名	6名
心理科学研究科修士課程		
（臨床心理学専攻）	20名	20名
（言語聴覚学専攻）	10名	10名
心理科学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（臨床心理学専攻）	6名	6名
（言語聴覚学専攻）	6名	6名

附　則

1　学則別表(D)看護学専攻授業科目のうち「NP 養成コース」に関する「高度実践看護学特論」、「高度実践看護学演習」、「病態治療論(高度実践看護)」「薬理学特論(高度実践看護)」、「疾病予防・管理論」、「フィジカルアセスメント特論」、「臨地実習Ⅲ」、「臨地実習Ⅳ」については、平成 22 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

2　この学則は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 24 年 3 月 31 日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学するものについては、従前の学則による。

3　平成 24 年度から平成 27 年度までの収容定員は、第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
薬学研究科修士課程				
（生命薬科学専攻）	6名	6名	6名	6名
薬学研究科博士課程				
（後期3年の課程）	8名	4名	―	―
薬学研究科博士課程	3名	6名	9名	12名
歯学研究科博士課程	72名	72名	72名	72名
看護福祉学研究科修士課程				
（看護学専攻）	30名	30名	30名	30名
（臨床福祉学専攻）	10名	10名	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程				
（後期3年の課程）				
（看護学専攻）	6名	6名	6名	6名
（臨床福祉学専攻）	6名	6名	6名	6名
心理科学研究科修士課程				
（臨床心理学専攻）	20名	20名	20名	20名
（言語聴覚学専攻）	10名	10名	10名	10名
心理科学研究科博士課程				
（後期3年の課程）				
（臨床心理学専攻）	6名	6名	6名	6名
（言語聴覚学専攻）	6名	6名	6名	6名

附　則

1　この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 24 年 3 月 31 日以前に薬学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3　平成 25 年度から平成 26 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平成25年度	平成26年度
薬学研究科修士課程		
（生命薬科学専攻）	6名	6名
薬学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（薬学専攻）	4名	―
薬学研究科博士課程		
（薬学専攻）	6名	9名
歯学研究科博士課程		
（歯学専攻）	72名	72名

看護福祉学研究科修士課程		
（看護学専攻）	30名	30名
（臨床福祉学専攻）	10名	10名
看護福祉学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（看護学専攻）	6名	6名
（臨床福祉学専攻）	6名	6名
心理科学研究科修士課程		
（臨床心理学専攻）	20名	20名
（言語聴覚学専攻）	10名	10名
心理科学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（臨床心理学専攻）	6名	6名
（言語聴覚学専攻）	6名	6名
リハビリテーション科学研究科修士課程		
（リハビリテーション科学専攻）	5名	10名

附　則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 27 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者は、従前の学則を適用する。

3　看護学専攻において、平成 27 年 4 月 1 日に在籍する第 2 学年以上の学生が当該変更後のカリキュラムの履修を希望する場合、それまでの単位修得状況等を考慮した上で履修を認めることがある。

4　平成 27 年度から平成 28 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平 成 27年度	平 成 28年度
薬学研究科修士課程		
（生命薬科学専攻）	―	―
薬学研究科博士課程		
（薬学専攻）	―	―
薬学研究科博士課程		
（薬学専攻）	―	―
歯学研究科博士課程		
（歯学専攻）	―	―
看護福祉学研究科修士課程		
（看護学専攻）	―	―
（臨床福祉学専攻）	―	―
看護福祉学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（看護学専攻）	―	―
（臨床福祉学専攻）	―	―
心理科学研究科修士課程		
（臨床心理学専攻）	―	―
（言語聴覚学専攻）	―	―
心理科学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（臨床心理学専攻）	―	―
（言語聴覚学専攻）	―	―
リハビリテーション科学研究科修士課程		
（リハビリテーション科学専攻）	―	―
リハビリテーション科学研究科博士課程		
（後期3年の課程）		
（リハビリテーション科学専攻）	2名	4名

附　則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 30 年 3 月 31 日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3　平成 30 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	平 成 30年度
薬学研究科修士課程	
（生命薬科学専攻）	―
薬学研究科博士課程	
（薬学専攻）	―
薬学研究科博士課程	
（薬学専攻）	―
歯学研究科博士課程	
（歯学専攻）	―
看護福祉学研究科修士課程	
（看護学専攻）	―
（臨床福祉学専攻）	―
看護福祉学研究科博士課程	
（後期3年の課程）	
（看護学専攻）	―
（臨床福祉学専攻）	―
心理科学研究科修士課程	
（臨床心理学専攻）	30名
（言語聴覚学専攻）	―
心理科学研究科博士課程	
（後期3年の課程）	
（臨床心理学専攻）	―
（言語聴覚学専攻）	―
リハビリテーション科学研究科修士課程	
（リハビリテーション科学専攻）	―
リハビリテーション科学研究科博士課程	
（後期3年の課程）	
（リハビリテーション科学専攻）	―

附 則

1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 30 年 4 月 1 日以降に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学した学生にも適用する。

3 平成 30 年 3 月 31 日以前に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和元年 9 月 26 日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2 学則別表(D)・(E)看護福祉学研究科共通科目のうち、「スーパービジョン特論」については、令和 2 年 4 月 1 日現在で第 2 学年に在学する学生にも適用する。

3 第 8 条第 6 項、第 7 項及び第 23 条については、平成 31 年 4 月 1 日以降に心理科学研究科修士課程臨床心理学専攻に入学した者にも適用し、平成 31 年 3 月 31 日以前に心理科学研究科に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 令和5年度の収容定員は第7条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和5年度
薬学研究科博士課程（薬学専攻）	−
歯学研究科博士課程（歯学専攻）	−
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）	−
（臨床福祉学専攻）	−
看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)（看護学専攻）	−
（臨床福祉学専攻）	−
心理科学研究科修士課程（臨床心理学専攻）	−
心理科学研究科博士課程（臨床心理学専攻）	−
リハビリテーション科学研究科修士課程（リハビリテーション科学専攻）	−
リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)（リハビリテーション科学専攻）	−
医療技術科学研究科修士課程（臨床検査学専攻）	4名

附 則

1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 学則別表(I)・(J)リハビリテーション科学研究科共通科目のうち「教育学特論」、「教育臨床支援学」、同「教育学特論」、「教育臨床支援学特講」については、令和 6 年 4 月 1 日現在で第 2 学年以上に在学する者にも適用する。

附 則

1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 7 年度から令和 8 年度の収容定員は第 7 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

	令和7年度	令和8年度
薬学研究科博士課程（薬学専攻）	−	−
歯学研究科博士課程（歯学専攻）	−	−
看護福祉学研究科修士課程（看護学専攻）	−	−
（臨床福祉学専攻）	−	−
看護福祉学研究科博士課程(後期3年の課程)（看護学専攻）	−	−
（臨床福祉学専攻）	−	−
心理科学研究科修士課程（臨床心理学専攻）	−	−
心理科学研究科博士課程（臨床心理学専攻）	−	−
リハビリテーション科学研究科修士課程（リハビリテーション科学専攻）	−	−
リハビリテーション科学研究科博士課程(後期3年の課程)（リハビリテーション科学専攻）	−	−
医療技術科学研究科修士課程（臨床検査学専攻）	−	−
医療技術科学研究科博士課程(後期3年課程)（臨床検査学専攻）	2名	4名

附 則

この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学聴講生規程

（趣　旨）
第１条　北海道医療大学学則第50条及び第 53条並びに北海道医療大学大学院学則第 52 条による聴講生の取り扱いについては、この規程の定めるところによる。

（聴講科目）
第２条　聴講を許可する科目は、講義科目のみとする。

（在学期間）
第３条　聴講生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、本人の願い出により教授会等の議を経て、学長は在学期間の延長を許可することがある。

（入学の時期）
第４条　聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始め 10 日以内とする。

（入学資格）
第５条　聴講生を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

2　学部又は学環の授業科目の聴講を志願するものについては、
（1）高等学校以上を卒業した者
（2）前号と同等以上の学力があると認められる者

3　大学院の授業科目の聴講を志願するものについては、
（1）大学を卒業した者
（2）前号と同等以上の学力があると認められる者

（出願手続）
第６条　聴講生を志願する者は、次の書類に検定料 5,000 円を添え、学長に願い出なければならない。
（1）入学願書（本学所定のもの）
（2）履歴書
（3）最終出身校の卒業又は修了証明書及び成績証明書
（4）健康診断証明書（本学所定のもの）

（入学の許可）
第７条　聴講生の入学の許可は、教授会、研究科委員会等の議を経て、学長が行う。

（授業料）
第８条　入学者は、所定の期日までに手続を行い、授業料（1 単位につき 10,000 円）を納入しなければならない。

（聴講科目の追加）
第９条　聴講生で聴講科目の追加を願い出ようとするときは、検定料 5,000 円を添え、学長に願い出なければならない。ただし、試験、書面その他による選考等を行わない場合は、徴収しないものとする。

（既納の検定料及び授業料）
第 10 条　既納の検定料及び授業料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（聴講証明書）
第 11 条　聴講生に対しては、願い出により聴講証明書を交付することができる。

（学則及び学生通則の準用）
第 12 条　聴講生については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則、北海道医療大学大学院学則及び北海道医療大学学生通則の規定を準用する。

（改　廃）
第 13 条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。ただし、第６条、第８条及び第９条に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附　則
この規程は、昭和 54 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 56 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 59 年４月１日から施行する。

附　則
この規程は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学科目等履修生規程

（趣　旨）

第 1 条　北海道医療大学学則第 51条及び第 53条並びに北海道医療大学大学院学則第 53 条による科目等履修生の取扱については、この規程の定めるところによる。

（在学期間）

第 2 条　科目等履修生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、本人の願い出がある時には、教授会、研究科委員会等の議を経て、学長は在学期間の延長を許可することがある。

（履修科目）

第 3 条　履修を許可する授業科目は、各学部又は学環（以下「学部等」という。）若しくは大学院研究科において定める講義科目のみとする。ただし、各学部等又は大学院研究科が認めた場合は、演習、実習等の授業科目の履修を許可することができる。

（履修単位数）

第 4 条　在学期間中に履修できる単位数は、各学部等又は大学院研究科において定める。

（入学の時期）

第 5 条　科目等履修生の入学の時期は、学年または学期の始め 10 日以内とする。

（入学の資格）

第 6 条　科目等履修生を志願する者は、第 2 項又は第 3 項に定める資格を有する者でなければならない。

2　学部等の授業科目の履修を志願する科目等履修生については、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）高等学校以上を卒業した者

（2）前号と同等以上の学力があると認められる者

（3）本学と連携の協定を結ぶ高等学校に在学し、当該高等学校長が推薦した者

3　大学院の授業科目の履修を志願する科目等履修生については、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1）大学を卒業した者

（2）前号と同等以上の学力があると認められる者

4　本条第 2 項第 3 号に定める科目等履修生の取扱については、別に定める。

（出願手続き）

第 7 条　科目等履修生を志願する者は、次の書類に検定料 10,000 円を添え、学長に願い出なければならない。ただし、2 以上の学部等に出願する場合には、学部等ごとに次の書類を作成し、検定料を納めなければならない。

（1）入学願書（本学所定のもの）

（2）履歴書

（3）最終出身校の卒業又は修了証明書、及び成績証明書

（4）健康診断証明書（本学所定のもの）

（入学及び履修の許可）

第 8 条　科目等履修生の入学及び履修の許可は教授会、研究科委員会等の議を経て、学長が行う。

（履修登録料・授業料）

第 9 条　入学者は、所定の期日までに手続を行い、履修登録料 15,000 円及び授業料（1 単位につき 20,000 円）を納入しなければならない。ただし、すでに本学科目等履修生として登録されている者については、授業料のみを納入するものとする。

（履修科目の追加）

第 10 条　科目等履修生が履修科目の追加を希望する時は、検定料 10,000 円を添え、学長に願い出なければならない。ただし、試験、書面その他による選考等を行う必要がない場合は、徴収しないものとする。

（既納の検定料、履修登録料及び授業料）

第 11 条　既納の検定料、履修登録料及び授業料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（履修証明書及び単位取得証明書）
第 12 条　科目等履修生の願い出により、履修証明書及び単位取得証明書を交付することができる。

（学則及び学生通則の準用）
第 13 条　科目等履修については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則、北海道医療大学大学院学則及び北海道医療大学学生通則の規程を準用する。

2　科目等履修生で、本学又は本大学院の規則に反した行動があった場合には、履修の許可を取り消すことがある。

（改　廃）
第 14 条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。ただし、第 7 条、第 9 条及び第 10 条に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附　則
この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 17 年 9 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学研究生規程

（趣　旨）
第 1 条　北海道医療大学学則第 48条及び第 53条による研究生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（在学期間）
第 2 条　研究生の在学期間は、1 年以内とする。

（入学の時期）
第 3 条　研究生の入学の時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

（入学資格）
第 4 条　研究生を志願する者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。
（1）学士の称号を有する者
（2）前号と同等以上の学力があると認められる者

（出願手続）
第 5 条　研究生を志願する者は、次の書類に検定料 3,000 円を添え、各学部長又は学環長（以下「学部長等」という。）を経て学長に願い出なければならない。
（1）入学願書（本学所定のもの）
（2）履歴書
（3）最終出身校の卒業又は修了証明書
（4）勤務先所属長の承諾書

2　前項の入学願書には、指導教員の選定についての希望を記載することができる。

（入学の許可）
第 6 条　研究生の入学の許可は、教授会等の議を経て学長が行う。

（指導教員）
第 7 条　研究生の指導教員は、教授会等の議を経て学部長等がこれを決定する。

（講義または実験への出席）
第 8 条　研究生で指導教員が必要と認める場合には、教授会の議を経て学部長等が学部又は学環の講義又は実験に出席することを許可することができる。

（入学金）
第 9 条　入学者は、所定の期日までに手続を行い、入学金 50,000 円を納入しなければならない。ただし、本学卒業生は免除する。

（授業料）
第 10 条　研究生の授業料は、月額 25,000 円とする。

2　前項の授業料は、その在学予定期間に応じて 6 月分までを前納しなければならない。

（在学期間の延長）
第 11 条　研究生として在学期間の延長を希望する者は、次の書類を整え、学長に許可を申請するものとする。
（1）在学期間延長願（本学所定のもの）
（2）研究業績報告書（本学所定のもの）
（3）勤務先所属長の承諾書

（在学期間の延長許可）
第 12 条　研究生の在学期間の延長許可は、教授会等の議を経て学長が行う。

（既納の検定料、入学金および授業料）
第 13 条　既納の検定料、入学金及び授業料は、いかなる理由があっても、これを還付しない。

（実験・実習等の費用）
第 14 条　研究生の実験、実習等に要する費用は、研究生の負担とすることがある。

2　負担額の査定は、指導教員が精査のうえ、学部長等の承認を得て学長がこれを決定する。

（研究業績の報告）
第 15 条　研究生は在学期間満了の際、その研究業績報告書を指導教員及び各学部長等をを経て、学長に提出するものとする。

2　前項の場合、希望により研究証明書を交付することができる。

（学則及び学生通則の準用）
第 16 条　研究生については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則及び北海道医療大学学生通則の規定を準用する。

（改　廃）
第 17 条　この規程の改廃は、評議会の議を経て学長がこれを決定する。ただし、第 5 条、第 9 条、第 10 条及び第 14 条に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附　則
この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学臨床研究生規程

（趣　旨）
第 1 条　本学大学病院又は歯科クリニックにおいて、特定の計画により臨床研究を行う者を、臨床研究生とする。

2　臨床研究生の取扱いは、北海道医療大学学則第 49条及び第 53条によるほか、この規程の定めるところによる。

（在学期間）
第 2 条　臨床研究生の在学期間は、1 年以内とする。

（入学時期）
第 3 条　臨床研究生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

（入学資格）
第 4 条　臨床研究生を志願する者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。
（1）日本国又は外国の歯科大学若しくは歯学部を卒業し、日本国の歯科医師免許証を有する者
（2）日本国又は外国の医科大学若しくは医学部を卒業し、日本国の医師免許証を有する者

2　前項に限らず新卒者で歯科医師又は医師免許取得見込みの者に限り、入学許可を与えることができる

ものとする。ただし、当該臨床研究生が前項の資格を有するまでの取扱いは、次のとおりとする。
（1） 当該臨床研究生が入学許可後歯科医師又は医師国家試験に不合格となった者の在学期間は、当該年度の 9 月 30 日までとする。
（2） 当該臨床研究生が歯科医師又は医師免許証が交付されたことを確認できるまでは、診療行為をさせないものとする。
（3） 当該臨床研究生の授業料の納入は、2 期分納とする。

（出願手続）
第 5 条 臨床研究生を志願する者は、次の書類に検定料 3,000 円を添え、学部長を経て、学長に出願するものとする。
（1） 入学願書（本学所定のもの）
（2） 履歴書
（3） 最終学校の卒業証明書
（4） 指導教授（診療科長）の検印を得た研修計画書（本学所定のもの）
（5） 大学病院長又は歯科クリニック院長の受入れ承諾書（本学所定のもの）
（6） 歯科医師又は医師免許証（写）
（7） 勤務先所属長の承諾書
（8） その他学長が必要と認める書類
ただし、当該年度の卒業生にあっては、登録申請書の受付証明をもって、免許証（写）に代えることができる。この場合は、免許証受領後、速やかにその写しを提出するものとする。

（入学許可）
第 6 条 臨床研究生の入学許可は、歯学部教授会の議を経て、学長が行う。

（授 業 料）
第 7 条 入学者は、所定の期限までに入学金 10,000 円及び授業料年額 50,000 円を納入するものとする。ただし、授業料は希望により 2 期に、これを分納することができる。

2 本学卒業生は、入学金を免除する。

（聴 講）
第 8 条 臨床研究生は、指導教授（診療科長）が必要と認めたときは、関連科目の講義を聴講することができる。

（在学期間の延長）
第 9 条 臨床研究生として、在学期間の延長を希望する者は、次の書類を整え、学長に許可を申請するものとする。
（1） 在学期間延長願（本学所定のもの）
（2） 指導教授の検印のある研修報告書（本学所定のもの）
（3） 大学病院長または歯科クリニック院長の受入れ承諾書（本学所定のもの）
（4） 勤務先所属長の承諾書

（在学期間延長許可）
第 10 条 臨床研究生の在学期間の延長許可は、歯学部教授会の議を経て、学長が行う。

2 在学期間の延長は、1 年を限度とする。ただし、希望により更に延長することができる。

（既納の入学金及び授業料）
第 11 条 既納の入学金及び授業料は、いかなる理由があっても、これを還付しないものとする。

（実験・実習等の費用）
第 12 条 臨床研究生の実験・実習等に要する費用は、臨床研究生の負担とすることがある。

2 負担額の査定は、指導教員が精査のうえ、学部長等の承認を経て学長がこれを決定する。

（研修証明書の交付）
第 13 条 臨床研究生は研修期間満了の際、研修業績を証明するに足る論文別刷等を提出し、希望すれば、学長は、研修証明書を交付することができる。

（学則及び学生通則の準用）
第 14 条 臨床研究生については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学学則及び北海道医療大学学生通則の規定を準用する。

（改 廃）
第 15 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長がこれを決定する。ただし、入学金及び授業料の改定については、理事会の承認を得るものとする。

附 則
この規程は、昭和 54 年 10 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、昭和 55 年 6 月 20 日から施行する。

附 則
この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学大学院長期履修規程

（趣　旨）

第 1 条　北海道医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第 12 条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第 2 条　長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

（1）職業を有し、就業している者

（2）家事、育児、介護等に従事している者

（3）その他相当の事由があると認められる者

（長期履修の期間）

第 3 条　長期履修の期間は、学則第 12 条第 2 項に定めるところによる。

（在学期間）

第 4 条　長期履修を認められた者の在学期間は、学則第 6 条第 3 項に定めるところによる。

（休学期間）

第 5 条　長期履修を認められた者の休学期間は、学則第 39 条に定めるところによる。

（手　続）

第 6 条　長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書により当該研究科長に申し出るものとする。

2　各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

（長期履修期間の短縮・延長・取り止め）

第 7 条　長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書により当該研究科長に申し出るものとする。

2　各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

（授業料）

第 8 条　長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第 46 条に定めるところによる。

（学則の準用等）

第 9 条　この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

（改　廃）

第 10 条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学生から適用する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学歯学部附属
歯科衛生士専門学校学則

第１章　総則

第１節　名称、位置、目的

（名称）

第１条　本校は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校という。

（位置）

第２条　本校は、北海道石狩郡当別町字金沢 1757 番地に置く。

（目的）

第３条　本校は、歯科衛生士法に定める歯科衛生士に必要な知識及び技能を教授するとともに建学の理念にそい、豊かな教養と高い人格を備えた有能な歯科衛生士を養成するため、学校教育法に基づき専修学校教育を行うことを目的とする。

（自己評価等）

第４条　前条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

（教育方法等の改善）

第５条　教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研究及び研修の実施に努めるものとする。

第２節　課程組織

（課程）

第６条　課程の組織、定員及び学級数は、次のとおりとする。

分野	課程	学科	入学定員	総定員	学級数
医療	専門課程	歯科衛生科	50名	150名	各学年1学級

第３節　職員組織

（職員組織）

第７条　本校に校長、教員、校医その他必要な職員を置く。

第４節　教員会

（教員会）

第８条　本校に重要事項を審議するため教員会を置く。

２　教員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

（1）校長
（2）副校長
（3）歯学部長
（4）歯科クリニック院長
（5）兼担講師若干名
（6）歯科衛生科長
（7）専任教員

３　教員会は、次に掲げる事項を審議する。

（1）教育課程の編成及び試験に関する事項
（2）学生の入学・進級・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項
（3）学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項
（4）学則及び本校に関する諸規程の制定並びに改廃に関する事項
（5）校長の諮問する事項
（6）その他本校の教育及び運営等に関する事項

４　教員会に関し、その他必要な事項は、別に定める。

第５節　学年、学期及び休業日

（学年）

第９条　学年は、４月１日に始まり翌年３月 31 日に終る。

（学期）
第 10 条　学年を次の 2 期に分ける。
　前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで
　後期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
校長が必要と認めたときは、変更することがある。

（休業日）
第 11 条　休業日は、次のとおりとする。
（1）日曜日
（2）「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
（3）創立記念日　10 月 10 日
（4）春期休業日　4 月 1 日から 4 月 5 日まで
（5）夏期休業日　7 月 10 日から 8 月 31 日まで
（6）冬期休業日　12 月 10 日から翌年 1 月 25 日まで
（7）学年末休業日　3 月 25 日から 3 月 31 日まで校長が必要と認めたときは、休業日を変更又は、臨時休業日を定めることがある。

第 2 章　課程通則

第 1 節　修業年限及び在学年限

（修業年限）
第 12 条　修業年限は、3 年とする。

（在学年限）
第 13 条　学生は 6 年を超えて在学することはできない。

第 2 節　入学

（入学の時期）
第 14 条　入学の時期は、学年始めとする。
（入学資格）
第 15 条　本校に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
（1）高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
（2）通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
（3）外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
（4）文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
（5）専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
（6）文部科学大臣の指定した者
（7）高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
（8）本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めた者で、18 歳に達した者

（入学の出願）
第 16 条　本校に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出るものとする。

（入学者の選考）
第 17 条　前条の手続を終了した者に対して入学選考を行い、合格者を決定する。

（入学手続き及び入学許可）
第 18 条　前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び所定の書類に入学金、授業料、施設維持費を添えて入学手続を完了しなければならない。

2　校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第 19 条　保証人は、学生が在学中に本学に対して負う学費・諸納付金等の債務、施設・備品等に損害を与えた場合の損害賠償金、その他一切の債務について、保証書に定める極度額の範囲内において、学生と連帯して保証するものとする。

2　保証人は、身上引受人として、学生の身上について一切の責任を負うものとする。

3　保証人に関し、その他必要な事項は学生通則に定める。

（編入学）

第 20 条　次の各号の一に該当する者で、本校に編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り選考のうえ、2 年次に入学を許可することがある。

（1）大学を卒業した者又は退学した者

（2）短期大学又は高等専門学校を卒業した者

（3）文部科学大臣の指定した他の歯科衛生士学校又は都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所の 1 年の課程を修了した者

（再入学）

第 21 条　退学者が再入学を志願するときは、欠員のある場合に限り入学を許可することがある。

第 3 節　教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 22 条　授業科目並びに単位、時間数は、別表第 1 のとおりとする。

2　校長が必要と認めたときは、各学年の配当する授業科目並びに時数を変更することがある。

（授業日数）

第 23 条　1 年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め 35 週、210 日を原則とする。

（単位・時間数）

第 24 条　本校の学生は、基礎科目 11 単位、専門基礎科目 31 単位、専門科目 75 単位、選択必修科目 12 単位、総計 129 単位修得しなければならない。

（単位）

第 25 条　授業科目に対する単位数は、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮し、次の基準によって計算する。

（1）講義及び演習については、15 時間ないし 30 時間をもって 1 単位とする。

（2）実験、実習及び実技については、30 時間ないし 45 時間をもって 1 単位とする。

（欠席）

第 26 条　欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。

（成績）

第 27 条　授業科目の成績の評価は、優・良・可・不可の 4 種とし、優は 80 点以上、良は 70 点以上、可は 60 点以上、不可は 60 点未満とし、優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2　実習については、実習報告及び製作品を提出した者を評価の対象とする。

（進級）

第 28 条　当該学年の所定授業日数の 70%以上出席し、所定の科目を履修し、かつ学年試験に合格しなければ進級はできない。

（その他）

第 29 条　この節に定めるもののほか、履修方法等については履修規程の定めるところによる。

第 4 節　休学、転学及び退学

（休学）

第 30 条　疾病その他特別の理由により続けて 2 か月以上の期間、修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。

2　疾病又は、特別の事由により修学することが適当でないと認められる者については、校長は休学を命じることができる。

（休学期間）

第 31 条　休学の期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、さらに 1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2　休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3　休学期間は、第 13 条の在学年限には算入されない。

（復学）

第 32 条　休学期間中にその理由が消滅した場合は、校長の許可を得て復学することができる。

（転学）

第 33 条　他校への入学又は、転入学を志願しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

（退学）

第 34 条　退学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

（除籍）

第 35 条　次の各号の一に該当する者に対しては、校長がこれを除籍する。

（1）学費等の納入を怠り督促しても、なお納付しない者

（2）第 13 条に定める在学年限を超えた者

（3）第 29 条第 2 項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者

（4）死亡、又は 1 年以上行方のわからない者

第 5 節　卒業

（卒業）

第 36 条　本校に 3 年以上在学し、当該学年の所定授業日数の 70%以上出席し、第 21 条に定める授業科目を修了し、かつ卒業試験に合格した者については、校長が卒業を認定する。

2　校長は、卒業を認定した者に対して、別記第 1 号様式の卒業証書（専門士の称号付与）を授与する。

第 6 節　賞罰

（表彰）

第 37 条　学生として、表彰に価する行為があった者に対し校長は、表彰することができる。

（懲戒）

第 38 条　学生として、その本分に反する行為又は、本校の諸規程に違反する行為を行ったときは、校長が懲戒する。

2　懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

3　次の各号の一に該当する者に対し、退学を命ずる。

（1）性行不良で改善の見込みがない者

（2）正当な理由がなくして出席常でない者

（3）本校の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 7 節　聴講生

（聴講生）

第 39 条　特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本校の教育に支障のない場合に

限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生は学期ごとに許可する。

第 8 節 検定料及び授業料等

（学生納付金）

第 40 条 入学検定料、入学金、授業料は、別表第 2 のとおりとする。

（実験実習材料等）

第 41 条 学生は、実験実習に必要な機械器具、材料等を所定の期日までに準備しなければならない。その品目は、本校が指定する。

（授業料の納入）

第 42 条 授業料は、学年の当初において、これを納入する。ただし、次の 2 期に分けて納入することができる。

1 期 4 月 15 日

2 期 9 月 15 日

（復学等の場合の授業料）

第 43 条 復学者及び留年者に対しては、当該学年の授業料を徴収する。

（退学等の場合の授業料）

第 44 条 前期又は、後期の途中で退学あるいは、除籍された者に対しては、当該期分の授業料を徴収する。

（休学の場合の授業料）

第 45 条 前期又は後期の中途で休学した者は、休学した当該期の授業料等を全額納入するものとする。

2 休学が前期又は後期の全期間にわたる者は、当該期は授業料等に替えて休学在籍料を納入するものとする。休学在籍料は半期 50,000 円とする。

（授業料徴収の猶予）

第 46 条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀又はその他やむを得ない事由がある場合は、授業料の徴収を猶予することがある。

2 授業料納入猶予期間は納入期限後（1・2 期とも）3 か月以内とし、納入しない者は、第 34 条第 1 項により除籍とする。

（聴講生の検定料及び授業料）

第 47 条 聴講生の検定料及び授業料の金額は、次のとおりとする。

検定料 5,000 円

授業料 5,000 円（1 単位）

（既納の学生納付金）

第 48 条 既納の学生納付金は、特別の事由のある場合を除き返戻しない。

第 9 節 健康診断

（定期健康診断）

第 49 条 学生は、別に定めるところにより、毎年健康診断を受けなければならない。

第 10 節 交通規制

（交通規制）

第 50 条 医療人を養成する本学の使命並びに交通事情に鑑み、交通事故を未然に防止するため、交通規制を行う。交通規制については、通則に定める。

附 則

1 この学則は、昭和 59 年 4 月 25 日から施行する。

2 在学年数の計算に関する経過措置

昭和 59 年度に入学した者の在学年数の計算に関しては、昭和 59 年 4 月 1 日から当該学校に在学していたものとみなす。

附 則

この学則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、昭和 62 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この学則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条別記第 1 号様式については平成 7 年 3 月 18 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

3 平成 22 年度から平成 24 年度までの間の総定員は、第 6 条の規定にかかわらず次のとおりとする。

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歯科衛生科	100名	100名	150名

附 則

1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入学し、引き続き在学する者については、従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 9 月 27 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月1日から施行する。

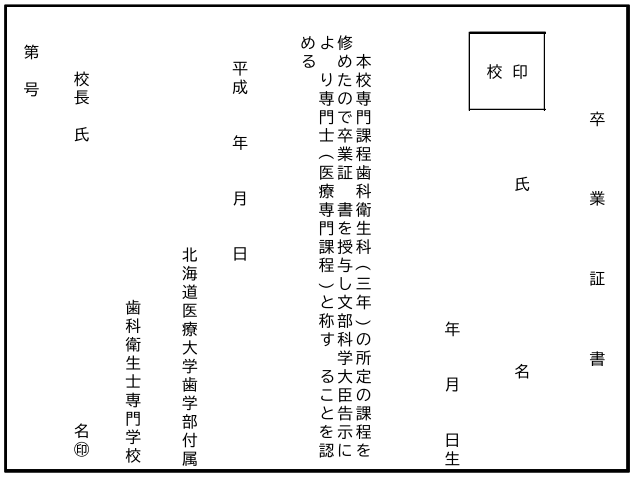
別表第1号(第21条関係)省略

別表第 2(第 38 条関係)

入学検定料	20,000円	備考
入　学　金	200,000円	入学時
授　業　料	650,000円	毎年度

別記第 1 号様式

(第 35 条関係)



北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生通則

第１章　総　　則

（目　的）

第１条　この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則（以下、「本校学則」という。）に定めあるもののほか、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生（以下、「学生」という。）の守るべき事項を定めることを目的とする。

第２章　保　証　人

（保　証　人）

第２条　学生は入学の際、保証人を定め、その連署による誓約書をもって、校長に提出しなければならない。

２　保証人は、父母又は父母に準ずる保護者とする。

３　保証人を変更し、又は保証人が住所を変更した場合は、速やかに保証人変更届又は保証人住所変更届を提出しなければならない。

４　保証人は、保証する学生の修学目的達成のために、責任をもって協力しなければならない。

第３章　住　所　届

（住　所　届）

第３条　学生は入学の際、速やかに住所届を提出する。また、これを変更した場合は、住所変更届を提出しなければならない。

第４章　本人確認書類の提出及び身上異動報告

（本人確認書類の提出）

第４条　学生は入学の際、学校が指定する本人確認書類を提出しなければならない。

（身上異動報告）

第５条　学生は、改姓その他一身上に異動があったときは、速やかに届け出なければならない。

第５章　服　　装

（服　装）

第６条　服装は、学生としての品位を保つことに留意しなければならない。

第６章　学　生　証

（学生証の携帯）

第７条　学生は、入学の際学生証の交付を受けて、常時これを携帯しなければならない。

２　前項の学生証を破損又は紛失したときは、速やかに学生支援課に申し出て、書き換え又は再交付を受けなければならない。

（学生証の返納）

第８条　学生証は、卒業、転学、退学及び除籍並びにその有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

第７章　健　康　診　断

（定期健康診断）

第９条　学生は、学校保健法により、毎年学校で施行する健康診断（以下、「診断」という）を受けなければならない。

（健康診断の延期）

第10条　疾病その他の正当な事由により、前条の診断を受けることのできないときは、その事由を付して届け出なければならない。

（臨時健康診断）
第 11 条　前条の規定により、診断を延期していた者は、その事由が消滅したとき、又は復学しようとするときは、届け出て診断を受けなければならない。

第 8 章　欠　　席

（欠　　席）
第 12 条　学生は、欠席する場合は、事前に欠席届を提出しなければならない。やむを得ない事由により、事前に届け出ることができなかったときは、その事由を付して、登校の際速やかに届け出なければならない。

2　学生は疾病による欠席が 7 日以上にわたるときは、医師の診断書を添付しなければならない。

第 9 章　退学・休学・転学・再入学及び復学

（退学・休学・転学・再入学及び復学）
第 13 条　本校学則第 20 条及び第 29 条から第 33 条までの規定により退学、休学、転学、又は再入学若しくは復学の許可を受けようとする者は、事由を詳記し、保証人と連署をもってそれぞれの退学願、休学願、転学願、再入学願又は復学願を校長に提出しなければならない。

第 10 章　学生のクラブ・同好会

（趣　　旨）
第 14 条　学生のクラブ・同好会（以下「クラブ・同好会」という。）とは、本校の教育目標に即し、知育・徳育・体育の修練、趣味教養の涵養、学生相互の啓発など学生生活の充実向上をはかることを目的とし、専任教員の指導と助言を受けるとともに、10 名以上の学生によって組織され、本章に規定する手続をするものとする。

（部　　長）
第 15 条　クラブ・同好会には、部長を置かなければならない。必要に応じ副部長を置くことができる。

2　部長及び副部長には、本校の専任教員を充てるものとする。

（クラブ・同好会の設立）
第 16 条　学生が校内においてクラブ・同好会を設立しようとするときは、クラブ・同好会設立願を 4 月 30 日までに校長に提示し、承認を得るものとする。

（クラブ・同好会の継続）
第 17 条　承認されたクラブ・同好会が継続して活動しようとするときは、毎年 4 月 30 日までにクラブ・同好会継続願にクラブ・同好会の役員及び参加者名簿、年間行事計画書、前年度活動報告書を添え、校長に提出し、承認を得るものとする。

2　前項の承認を得ないクラブ・同好会は、解散したものとみなす。

（承認事項の変更等）
第 18 条　承認を受けたクラブ・同好会が承認事項等を変更しようとするときは、クラブ・同好会変更願を校長に提出し、承認を得るものとする。

（クラブ・同好会の解散）
第 19 条　クラブ・同好会が解散しようとするときは、速やかに解散願を校長に提出し、承認を得るものとする。

（印刷物等の承認）
第 20 条　学生及びクラブ・同好会が、新聞・雑誌・小冊子・その他の印刷物を発刊・頒布しようとするときは、印刷物頒布願に原稿を添付のうえ、校長に提出し、承認を得るものとする。

（校外団体加入又は参加等）
第 21 条　クラブ・同好会が校外の行事に参加若しくは

共催しようとするときは、校外団体加入参加共催願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2　前項の規程により、承認を得た校外団体の規約が変更されたときには、速やかに校外団体規約変更届を校長に提出し、承認を得るものとする。

3　クラブ・同好会が、継続して校外団体に加入しようとするときには、毎年４月 30 日までに校外団体加入継続願を校長に提出し、承認を得るものとする。

4　前項の承認を得ないクラブ・同好会は、脱退したものとみなす。

第 11 章　集会・行事

（集　会　等）

第 22 条　学生が校内外において集会又は行事をしようとするときは、7 日前までに集会・行事願を校長に提出し、承認を得るものとする。ただし、クラブ・同好会が固有の活動のため平常使用している場所で、部員のみで集会・活動するときは、この限りでない。

2　学生が、団体又は指導者・講演者等を校外から招へいしようとするときは、前項の手続を要するものとする。

3　他校の学生を、第１項の集会・行事に参加させようとするときは、他校の学生の所属する学校長の承諾書を添えて、第１項に定める手続を要するものとする。

（施設等の使用承認）

第 23 条　集会・行事のために、学校の施設又は備え付けの物品を使用するときは、施設使用願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2　前項の規定により、使用の承認を受けた者は、この集会・行事のために生ずる一切の責任を負わなければならない。

（署名運動、または世論調査等）

第 24 条　学生が校内外において署名運動又は世論調査をしようとするときは、第 22 条の規定を準用するとともに署名運動・世論調査願を校長に提出し、承認を得るものとする。

（募金又は物品の販売等）

第 25 条　学生が募金・物品の販売等金銭上の収入を伴う行為をしようとするときは、7 日前までに墓金・物品販売願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2　募金及び物品販売等が終了した場合は、速やかに校長あて収支会計報告書を提出するものとする。

（掲　示　等）

第 26 条　学生が校内外において、ビラ、ポスター、立看板等を掲示しようとするときは、3 日前までに掲示願を校長に提出し、承認を得るものとする。

2　校外にあっては、掲示場所の管理責任者の承認を受け、第１項の手続をするものとする。

3　期間を経過した掲示物は、掲示責任者がこれを速やかに撤去するものとする。

（掲示規格、期間及び掲示物指定）

第 27 条　掲示物は、原則として日本工業規格 B2 版（新聞紙 2 頁大）以内のものとする。

2　掲示期間は、原則として 7 日以内とする。

3　掲示は、本校の定めた掲示場所以外を使用してはならない。

（承認事項の取消し）
第 28 条　学生の行為が第 10 章及び第 11 章の各条において、本校学則及びその他の規程に反し、若しくは本校の秩序を乱すおそれがあると認められるときは、校長は第 14 条から前条までに規定する承認を取消すことができる。

第 12 章　交通規制
（交通規制）
第 29 条　本校学則第 47 条の規定に基づき、本校に在籍する学生は、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車（以下、「自家用車等」という。）による通学を禁止する。ただし、特別な事情がある場合には、教員会の議を経て自家用車等での通学を許可することがある。

第 13 章　諸調査に対する協力
（調査の協力）
第 30 条　学生は、学校が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

第 14 章　雑則
（改廃）
第 31 条　この通則の改廃は、評議会の議を経て、校長が決定する。

附　則
この規則は、昭和 59 年 4 月 25 日から施行する。

附　則
この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この通則は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。

附　則
この通則は、令和3年2月 18 日から施行する。

北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校履修規程

（目　的）

第１条　この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則（以下「学則」という。）第 21 条に定める歯科衛生士専門学校の授業科目の履修及び修得について、必要な事項を定める事を目的とする。

（授業科目）

第２条　各学年において履修する授業科目は、配当学年内に修得することを原則とする。

（履　修）

第 3 条　臨床実習においては授業時間数の 80%以上、それ以外の授業科目については当該科目の授業時間数の 70%以上出席し、試験を受験した者を、当該授業科目を履修したものとする。

2　前項に定める要件は、各学期配当各授業科目それぞれについて満たさなければならない。

（修　得）

第４条　前条に定める履修の要件を満たし、試験等の結果、当該授業科目の評価が可以上の成績に認定された者を、当該授業科目を修得した者とする。

（試　験）

第５条　試験には、定期試験・追試験・再試験及び卒業試験がある。ただし、授業科目により、その他随時諸種の試験を行うことがある。

2　次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

（1）出席時間数が授業時間の 70%に満たない者

（2）授業料、その他納入金を所定の期日までに完納していない者

（3）試験時刻に 20 分を超えて遅参した者

（4）学生証を所持しない者

3　試験時間・時間割等は、別に定める。ただし、授業科目によっては、当該科目の講義時間中に実施する場合がある。

（定期試験）

第６条　定期試験とは、各学期末に各授業科目について行う試験をいう。

（試験欠席届）

第７条　病気その他の理由により、前条に定める試験を受けることができなかった者は、次の各号の書類を添付の上、当該科目試験修了後 1 週間以内に「試験欠席届」を提出しなければならない。

（1）病気欠席の場合は、医師の診断書を添付する。診断書には受験できなかった事由、期間が記載されているものとする。

（2）交通事故の場合は、警察署の事故証明書又は交通機関の管理者の事故・遅延等の証明書を添付する。（なお、証明書が発行されない交通機関等の場合は、速やかに申し出ること。）

（3）就職試験のときは、受験先の証明を必要とする。

（4）忌引きの場合は、父母又は保証人の証明書を必要とする。

（5）その他やむを得ない事由の場合は、その理由

書を提出すること。

2 前項に定める届け出のない者及びやむを得ない事由のない者は受験放棄とみなし、当該科目の履修を無効とする。

（追試験）

第 8 条 追試験とは、前条に定めるやむを得ない事由で定期試験を受ける事ができなかった学生のために、特に行われる試験をいう。

2 やむを得ない事由のない者及び当該科目担当教員の許可を得られない者は、追試験を受けることができない。

3 追試験を許可された者は、「追試験申込書」を授業科目ごとに提出し、受験手続きを完了しなければならない。

4 前項に定める受験手続きを完了していない場合及び追試験を欠席した場合には、当該年度における当該科目の以後の受験を認めない。この場合、当該科目の評価は 0 点とする。

（再試験）

第 9 条 再試験とは、定期試験の結果が 60 点未満の者について行う試験をいう。

2 再試験の受験希望者は、「再試験申込書」に受験料（1 科目 1,000 円）を添えて原則として当該科目試験日の 2 日前までに届け出なければならない。

3 再試験の結果合格した場合、その評点は、原則として 60 点とする。

4 第 2 項に定める受験手続きを完了していない場合及び再試験を欠席した場合は、当該科目の評点は定期試験時の評点とする。

（試験中の不正行為）

第 10 条 試験中に不正行為をした者及び試験監督者の指示に従わない場合は、即時試験場から退場を命じ、以後の受験を停止とし、学則 35 条に基づき懲戒する。

2 前項の不正行為をした者は、当該科目並びに当該試験期間中の受験当該科目全科目の評点を 0 点とする。

（判 定）

第 11 条 進級・留年の判定は歯科衛生士専門学校教員会の議を経て決定する。

2 学年前期より後期にわたり継続して配当されている科目、又は学年前期もしくは学年後期に配当されている科目について、当該年度末に進級の判定を行う。

3 第 3 学年については、第 15 条に定める。

（進 級）

第 12 条 当該学年に配当されている全科目を修得と判定された者は、進級とする。

（仮進級）

第 13 条 前条の規定にかかわらず、仮進級させることが適当と認められた者は、教員会の議を経て、仮進級とする場合がある。

（留年・再履修）

第 14 条 不合格科目を有する者は、留年とする。

2 留年した者は、当該学年に配当されている全科目を再履修しなければならない。

（卒業試験）

第 15 条 卒業試験は、第 3 学年後期末に行う。試験

の合否の判定は教員会の議を経て決定する。

2 第 3 学年に配当されている科目を全科目修得し、かつ卒業試験に合格した者は、卒業を認定する。

3 所定の全科目を修得していない者には、卒業試験の受験資格を与えない。

4 卒業試験を受けるには、所定の卒業試験料（10,000 円）を納入しなければならない。

（学業成績の評価）

第 16 条 学業成績の評価は、次の評点によって行う。

合 格 優 80～100 点
良 70～79 点
可 60～69 点
不合格 不可 60 点未満

（補 則）

第 17 条 この規程に定めるもののほか、歯科衛生士専門学校の授業科目の履修及び修得に関する必要事項は、歯科衛生士専門学校教員会で決定する。

（改 廃）

第 18 条 この規程の改廃は、歯科衛生士専門学校教員会の議を経て、学校長が決定する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 59 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校聴講生規程

（趣旨）
第 1 条　北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則第 38 条による聴講生の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（聴講科目）
第 2 条　聴講を許可する科目は、講義科目のみとする。

（在学期間）
第 3 条　聴講生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、本人の願い出により教員会の議を経て、校長は在学期間の延長を許可することがある。

（入学の時期）
第 4 条　聴講生の入学の時期は、学年又は学期の始め 10 日以内とする。

（入学資格）
第 5 条　聴講生を志願するものは、次の各号の一に該当する者でなければならない。
（1）高等学校以上を卒業した者
（2）前号と同等以上の学力があると認められる者

（出願手続）
第 6 条　聴講生を志願する者は、次の書類に検定料 5,000 円を添え、校長に願い出なければならない。
（1）入学願書（本校所定のもの）
（2）履歴書
（3）最終出身校の卒業証明書及び成績証明書
（4）健康診断証明書（本校所定のもの）

（入学の許可）
第 7 条　聴講生の入学の許可は、教員会の議を経て、校長が行う。

（授業料）
第 8 条　入学者は、所定の期日までに手続きを行い、授業料（1 単位につき 5,000 円）を納入しなければならない。

（聴講科目の追加）
第 9 条　聴講生で聴講科目の追加を願い出ようとするときは、検定料 5,000 円を添え、校長に願い出なければならない。ただし、試験、書面その他による選考等を行わない場合は、徴収しないものとする。

（既納の検定料及び授業料）
第 10 条　既納の検定料及び授業料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

（聴講証明書）
第 11 条　聴講生に対しては、願い出により聴講証明書を交付することができる。

（学則及び学生通則の準用）
第 12 条　聴講生については、この規程に定めるもののほか、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則及び北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生通則の規定を準用する。

（改廃）
第 13 条　この規程の改廃は、評議会の議を経て、校長が決定する。ただし、第 6 条、第 8 条及び第 9 条に定める諸費用は、理事会の承認を得るものとする。

附　則
この規程は、平成 29 年 5 月 25 日から施行する。

総合図書館利用規程

（趣　旨）
第 1 条　総合図書館規程第 8 条の規定に基づき、総合図書館（以下「図書館」という。）の利用については、この規程に定めるところによる。

（利用者の資格）
第 2 条　図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。
（1）本学職員、大学院生及びそれに準ずる者（以下「職員等」という。）。
（2）本学学生及びそれに準ずる者（以下「学生」という。）。
（3）その他図書館長（以下「館長」という。）が、利用を許可した者（以下「学外者」という。）。

2　前項第 3 号において、館長が利用を許可した者については、利用許可証を交付する。

（身分証明書等の提示）
第３条　図書館に入館の際は、次の身分証明書等を提示しなければならない。
（1）職員等　身分証明書又はそれに代わるもの
（2）学生　学生証
（3）学外者　利用許可証

（開　館　日）
第４条　次の各号の日を除き開館するものとする。
（1）日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日のうち、図書館が定める日
（2）開学記念日
（3）夏期休業日及び年末・年始日
（4）その他大学の休業日

2　前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に開館又は休館することがある。

（開館時間）
第 5 条　開館時間は、9時から 21 時 30 分までとする。

2　前項の規定にかかわらず、必要に応じ、臨時に開館時間を変更することがある。

（館内閲覧）
第 6 条　利用者は、図書館資料（以下「資料」という。）を、館内で自由に閲覧できる。

（書庫内検索）
第 7 条　利用者のうち第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者及び館長が必要と認めた者は、書庫内において資料を検索することができる。

（館外貸出）
第 8 条　館内の資料は、所定の手続を行い、館外に貸出することができる。ただし、禁帯出等、特に指定された資料は除く。

2　貸出手続は、閉館 30 分前までに行うものとする。

3　貸出期間は、別に定める。

4　貸出冊数は、別に定める。

5　第３項及び第４項の規定にかかわらず、春・夏・冬期休暇中は、本学学生を対象に長期貸出をすることがある。長期貸出の期間及び冊数は、別に定める。

6　貸出期間は、第３項の規定にかかわらず、1冊につき 1 回限り当該資料を貸出期間内に所定の手続をしたものについて延長することができる。ただし、他の利用者から貸出希望のあった場合は、これを優先する。

7　学外実習期間中は、第 3 項の規定にかかわらず、事前の申し出により貸出期間を延長することができる。

8　館外貸出を受けた資料は、他人に転貸することを禁止する。

（特別貸出）
第９条　館長は、本学大学院生・職員において、教育及び研究に特に必要な資料を他の利用者に支障のない限り、特別貸出を認める。

2　前項の貸出期間中の保管責任は、利用者が負うものとする。

3　特別貸出についての貸出期間・貸出冊数・申込様式等は別に定める。

（参考調査）
第 10 条　利用者は、学術情報に関する調査を図書館に依頼することができる。

（相互利用）
第 11 条　利用者のうち第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、他の大学等学外機関及び当該機関の所蔵する資料の利用を図書館に依頼するこ

とができる。

2　他の大学等学外機関から図書館及び図書館の所蔵する資料の利用の依頼を受けたときは、これに応じることができる。

（複　写）
第12条　利用者は、著作権法に定められた範囲内で、資料の複写を図書館に申請することができる。

2　利用者のうち第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者は、他の大学等学外機関の所蔵する資料の複写を図書館に依頼することができる。

3　他の大学等学外機関から図書館の所蔵する資料の複写の依頼を受けたときは、これに応じることができる。

（返　納）
第 13 条　館外貸出を受けた資料が貸出期間を満了したときは、直ちに返納しなければならない。

2　利用者の資格を失ったときは、貸出期間中といえども直ちに返納しなければならない。

3　職員等の休職及び学生の休学のときも前項に準ずる。

4　事務遂行のため必要があるときは、貸出期間中にかかわらず、貸出資料の返納を求めることがある。

（館外貸出の停止）
第 14 条　卒業年次の学生は、卒業前一定期日以降の館外貸出を停止する。

2　前項の期日は、別に定める。

（弁償の責任）
第 15 条　資料又は機器備品等を汚損又は紛失した場合は、所定の手続により、弁償しなければならない。

（利用の制限）
第 16 条　館外貸出を受けた資料を期限までに返納しない場合は、超過日数と同数の期間貸出禁止の罰則を課す。

2　前項のほか本規程及び係員の指示に従わない利用者に対し、利用を制限することがある。

（各教室・講座等配置資料の利用）
第 17 条　各教室・講座等へ配置された資料の利用については、特別の支障がない限り、図書館を通じて閲覧又は貸出を受けることができる。

（学外者の利用）
第 18 条　学外者の利用については、別に定める。

（改　廃）
第 19 条　この規程の改廃は、図書館委員会の議を経て、評議会が決定する。

附　則
この規程は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 26 年 4 月 17 日から施行する。

附　則
1　この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　総合図書館開館時間延長の申合せ（昭和 57 年 1 月 14 日制定）は、廃止する。

附　則
この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附　則
1　この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　各教室・講座等への特別貸出に係る細則（平成８年 10 月 29 日制定）は、廃止する。

3　春・夏・冬期休暇中の特別貸出に係る処理要領（平成 8 年 10 月 29 日制定）は、廃止する。

4　卒業年次学生への館外貸出停止に係る処理要領（平成 8 年 10 月 29 日制定）は、廃止する。

附　則
この規程は、令和6年 11 月1日から施行する。

体育施設使用細則

（目　的）
第１条　この細則は、体育施設管理運営規程第３条第２項の規定に基づき、体育施設の使用について必要な事項を定める。

２　体育施設は、本学主催の式典及び正課並びにクラブ活動等の用に供することを主な目的とする。

（使 用 者）
第２条　体育施設を使用できる者は、本学の学生及び職員並びに体育施設管理運営委員会長（以下「委員長」という。）が認めた者とする。

（使用の優先）
第３条　体育施設の使用の優先順位は、次のとおりとする。
（1）本学が主催する式典及びその他の集会
（2）正課
（3）クラブ活動
（4）職員及び学生主催の体育スポーツ等諸行事
（5）職員のレクリエーション
（6）その他大学が必要と認めた行事等

（使用時間）
第４条　体育施設の使用時間は、午前８時から午後８時までとする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（使用許可）
第５条　体育施設を使用するときは、使用責任者が使用予定日の１週間前までに、年間継続使用するときは当該年度の４月30日までに、体育施設使用許可願を学生支援課へ提出し、委員長の許可を得なければならない。

２　使用を許可されたときは、使用許可書を交付する。

３　許可された使用の目的、内容、時間等を変更するときは、事前に委員長の許可を得なければならない。

４　学生団体及びこれに準ずるもの並びに一般学生によって編成されたチーム等による他大学との対抗試合等に使用するときは、関係部長等の承認を経て所定の手続をし、委員長の許可を得なければならない。

５　学外者が使用するときは、委員長の許可を得なければならない。

（遵守義務）
第６条　体育施設を使用するときは、次の各号に揚げる事項を遵守しなければならない。
（1）良識ある行動をし、秩序・風紀の維持に努めること。
（2）使用時間を守ること。
（3）施設・備品等の破損の恐れがある行為をしないこと。
（4）施設・備品・用具を許可なく改変、移動及び使用しないこと。
（5）体育施設の使用を終ったときは、整備、清掃をし、使用用具等を原状に復すること。
（6）許可なく掲示及び貼紙等をしないこと。
（7）備品・用具類を破損したときは、速やかに届け出ること。

（使用許可の取消し・変更）
第７条　使用者が、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことがある。
（1）使用許可の目的に反したとき。
（2）目的以外使用及び転貸したとき。
（3）前条各号の遵守義務に違反したとき。
（4）その他大学が管理運営上、支障があると認めたとき。

２　大学において緊急に必要を生じたときは、使用許可を取消し、又は使用条件を変更することがある。

（損害賠償）
第８条　使用者が故意又は重大な過失により、施設及び備品等を破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（施　錠）
第９条　使用責任者が体育施設の使用を終ったときは、施設及び器具庫等の戸締りを励行し、必ず施錠の上、学生支援課の指示に従わなければならない。

（体育施設の使用心得）
第10条　体育施設の使用心得は、次の各号に揚げるとおりとする。
（1）体育館
ア　付帯以外の光熱・暖房器具及び喫煙等火気の使用は一切禁止する。
イ　飲食は、指定された場所以外禁止する。
ウ　専用及び許可された運動靴等を使用すること。
エ　照明装置・放送装置・シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。
（2）グラウンド（ラグビー・サッカー場・野球場）
ア　飲食・喫煙は、指定された場所以外禁止する。

イ 専用及び許可された運動靴等を使用すること。
ウ シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。

（3）テニスコート
ア 飲食・喫煙は、指定された場所以外禁止する。
イ テニス専用及び許可された運動靴等を使用すること
ウ シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。

（4）クラブハウス
ア 付帯以外の光熱・暖房器具等の使用は、厳禁とする。
イ 飲食・喫煙は、指定された場所以外厳禁とする。
ウ 土足は禁止する。
エ シャワー等の使用は、管理責任者の指示に従うこと。
オ 消灯・施錠は、使用者が責任をもって行うこと。
カ 金銭等貴重品は、各自が責任をもって管理すること。

（改　廃）
第11条 この細則の改廃は、委員会の議を経て、評議会が決定する。

附　則
この細則は、昭和54年9月1日から施行する。

附　則
1 この細則は、昭和61年9月26日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、グラウンド使用心得及びクラブ部室使用心得は廃止する。

附　則
この細則は、平成7年4月1日から施行する。

附　則
この細則は、平成9年7月1日から施行する。

附　則
この細則は、平成13年9月1日から施行する。

茨戸教育研修センター使用細則

（目　的）
第 1 条　この細則は、茨戸教育研修センター管理運営規程第 10 条の規定に基づき、茨戸教育研修センター（以下「研修センター」という。）の使用について、必要事項を定める。
（施　設）
第 2 条　研修センターの施設は、次のとおりとする。
（1）宿泊研修施設
（2）艇庫
（3）その他付帯する施設
（使用者）
第 3 条　研修センターを使用できる者は、次のとおりとする。
（1）本学の学生・職員
（2）その他管理運営委員会が認めた者
（使用の優先）
第 4 条　研修センター使用の優先順位は、次のとおりとする。
（1）正課
（2）課外活動
（3）学生・教職員のレクリエーション
（4）その他

（使用時間）
第 5 条　研修センターの使用時間は午前 9 時から午後８時までとする。宿泊を伴う利用は、翌日午前10時までとする。ただし、委員会が必要と認めた場合はこの限りでない。

（使用許可）
第 6 条　研修センターを使用するときは、使用責任者が使用予定日の 1 週間前までに研修センター使用許可願を学生支援課へ提出し、委員会の許可を得なければならない。
2　宿泊施設の使用限度は 3 泊 4 日以内とする。
3　使用を許可されたときは、使用許可証を交付する。
4　許可された使用の目的、内容、時間等を変更するときは、事前に委員会の許可を得なければならない。
5　学外者の使用は、許可しない。ただし、委員会が認めた場合は、その限りでない。

（遵守義務）
第 7 条　研修センターを使用するときは、次の各号を遵守しなければならない。
（1）良識ある行動をし、秩序・風紀の維持及び施設・設備の保全に努めること。
（2）使用期間・時間を守ること。
（3）施設・備品等の破損の恐れがある行為をしないこと。
（4）施設・備品・用具を許可なく改変、移動及び使用しないこと。
（5）使用を終ったときは、整備、清掃をし、使用用具等を現状に復すること。
（6）許可なく掲示、貼紙等をしないこと。
（7）備品・用具等を破損したときは、速やかに学生支援課へ届け出ること。

（使用許可の取消し・変更）
第 8 条　使用者が次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消すことがある。
（1）使用許可の目的に反したとき。
（2）目的以外の使用又は転貸したとき。
（3）第 7 条の遵守義務に違反したとき。
（4）その他大学が管理運営上、支障があると認めたとき。
2　大学において緊急に必要を生じたときは、使用許可を取消し、又は使用条件を変更することがある。

（損害賠償）
第 9 条　使用者が故意又は重大な過失により、施設及び備品等を破損又は紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

（施錠等）
第 10 条　使用責任者は研修センターの使用を終わったとき、戸締り・火気等の点検を行い施錠の上、鍵を学生支援課へ返却しなければならない。

（学外者の立ち入り）
第 11 条　学外者が本学学生等との交流等により研修センターに立ち入るときは、あらかじめ学生支援課へ学外者入館願を提出し、委員会の許可を得なければならない。

（使用心得）
第 12 条　研修センターの使用心得は、次の各号のと

おりとする。
（1）宿泊研修施設
ア 飲食・喫煙は指定された場所以外禁止する
イ 暖房器具・シャワー等の使用は管理責任者の指示に従うこと
ウ 消灯・施錠は使用責任者が責任をもって行うこと
エ 金銭等貴重品は各自が責任をもって管理すること
オ 付帯以外の光熱・暖房器具等の使用は禁止する
カ 調理用器具・備品の取り扱いは、使用者が責任をもって行うこと
キ 寝具等の整理・整頓は、使用者が責任をもって行うこと
（2）艇庫
ア 飲食・喫煙は禁止する
イ シャワー等の使用は管理責任者の指示に従うこと
ウ 消灯・施錠は使用責任者が責任をもって行うこと
エ 金銭等貴重品は各自が責任をもって管理すること
オ 付帯以外の光熱・暖房器具等の使用は禁止する

（改 廃）
第 13 条 この細則の改廃は、管理運営委員会の議を経て学長が決定する。

附 則
この細則は、平成 6 年 6 月 16 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この細則は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

ネットワーク利用内規

（目　的）
第 1 条　この内規は、学校法人東日本学園の情報ネットワーク（以下「HNNET」という。）の利用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

（利用資格）
第 2 条　HNNET を利用できる者は、次に掲げる各号に該当する者とする。
（1）本学園の職員
（2）本学園の学生及び大学院生
（3）歯科医師臨床研修医
（4）その他、情報セキュリティ委員会の議に基づき情報センター運営会議が認める者

（利用申請）
第 3 条　HNNET の利用にあたっては、所定の手続きを行い、事前に情報センター長の承認を得なければならない。

2　第 2 条第 2 号の利用者については、教育職員の指導により利用の申請を行うものとする。

3　利用申請の手続きに関することについては、別に定める。

（利用範囲）
第 4 条　HNNET の利用範囲は、本学園の教育・研究並びに管理業務とする。

（遵守事項）
第 5 条　HNNET の利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。
（1）ID を第三者に貸与または譲渡しないこと
（2）他のユーザや第三者の人権及びプライバシーや著作権を侵害しないこと
（3）営利を目的に利用しないこと
（4）諸法令もしくは公序良俗に反しないこと
（5）HNNET の運用を妨害しないこと

（他のネットワーク利用）
第 6 条　他のネットワーク利用にあたっては、接続先の利用規定等を遵守しなければならない。

（利用停止）
第 7 条　HNNET の利用者が第 5 条の各号に違反したときは、情報センター運営会議の議を経て、情報センター長がその利用を停止するものとする。

（利用責任）
第 8 条　HNNET の利用者は、その利用責任を負うものとする。

（改　廃）
第 9 条　この内規の改廃は、情報センター運営会議の議を経て、情報センター長が決定する。

附　則
この内規は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

附　則
この内規は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。

附　則
この規程は、平成 22 年4月1日から施行する。

北海道医療大学学生懲戒規程

（趣旨）
第1条 この規程は、北海道医療大学学則第 47 条及び北海道医療大学大学院学則第 56 条（以下「各学則懲戒条項」という。）の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し必要な事項について定める。

（基本方針）
第2条 学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。
2 懲戒により学生に科せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度にしなければならない。

（懲戒対象行為）
第3条 各学則懲戒条項に定める学生としての本分に反する行為又は本学の諸規程等に違反する行為として懲戒の対象となる行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次に掲げるものとする。
（1）犯罪行為
（2）非違行為
（3）重大な交通事故（加害者の場合に限る。）及び交通法規違反行為
（4）試験等（成績評価のために課す試験並びに課題に対するレポート及び成果物をいう。以下同じ。）における不正行為
（5）学問的倫理に反する行為
（6）情報倫理に反する行為
（7）その他学生としての本分に反する行為
（8）本学の諸規程等に違反する行為

（懲戒の種類）
第4条 各学則懲戒条項に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
（1）訓告・譴責 口頭及び文書により注意を喚起し、将来を戒める。
（2）停学 無期又は6月以下の期間、本学への登校を禁止するほか、授業、試験その他の教育課程及び課外活動への参加も禁止する。なお、停学中にあっても正規の学納金を納入しなければならない。
（3）退学 学生としての身分を剥奪する。この場合、原則として再度の入学を認めない。

（懲戒処分の基準）
第5条 学長は、学生の懲戒対象行為が次の各号に該当する場合に、当該各号に掲げる懲戒処分のいずれかを行うものとする。
（1）行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合 退学又は停学
（2）行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合 停学又は訓告・譴責
（3）行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合 停学又は訓告・譴責
2 前項各号の行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案し判断する。
3 第1項各号の結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本学・社会に及ぼした被害及び影響等を勘案し判断する。
4 懲戒処分の内容は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠するものとする。ただし、情状等によりその処分の程度を減じ、又は重くすることができる。

（自宅謹慎の措置）
第6条 学部長又は研究科長（以下、「学部長等」という。）は、必要に応じ懲戒対象行為を行ったと認められる学生（以下「当該学生」という。）に自宅謹慎の措置を講ずることができる。
2 前項の自宅謹慎の期間は、停学期間に参入することができる。

（懲戒処分の決定前における退学及び休学）
第7条 学部長等は、当該学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、これを受理しないものとする。

（停学期間中の退学及び休学）
第8条 停学期間中の退学の申出は妨げないものとする。なお、停学期間中に退学した学生について再度の入学を認める場合は、停学中の身分としてこれを認めるものとする。
2 停学中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。

（無期停学の解除）
第9条 学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が適当であると認めるときは、教授会等の議を経て無期停学の解除を学長に申請することができるものとする。ただし、その発効日から起算して6月を経過する日までの間は、これを申請することができないものとする。
2 学長は、前項の申請が適当であると認めるときは、無期停学の解除を決定するものとする。
3 学長は、前項の規定により無期停学の解除を決定したときは、当該学生に懲戒処分解除通知書により通知しなければならない。

（その他）
第 10 条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、学長が別に定める。
（事務の所管）
第 11 条 学生の懲戒に関する事務は、学務部学生支

援課が所管する。

（改廃）

第 12 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和 5 年4月1日から施行する。

別表（第5条関係） 懲戒処分の標準例

区 分	行為の内容	懲戒の標準		
		退学	停学	訓告 譴責
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	○		
	傷害、暴行、窃盗、恐喝、脅迫、強要、詐欺、過失致死、過失傷害等の犯罪行為	○	○	○
	賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○
	痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮等のわいせつ行為	○	○	○
	薬物犯罪（禁止薬物の所持、使用、売買又はその仲介等）	○	○	
	ストーカー行為	○	○	○
	ハラスメントに起因する犯罪行為	○	○	○
	公共交通機関の不正乗車		○	○
非違行為	本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○
	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
	本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
	本学が管理する建造物又は器物に対し、故意に物的損傷を与えた場合	○	○	○
	本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為	○	○	○
	飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合	○	○	○
	満 20 歳未満の飲酒又は満 20 歳未満と知りながら飲酒を勧めた場合		○	○
	人権侵害等のハラスメント行為	○	○	○
	上記以外の非違行為	○	○	○
重大な交通事故及び交通法規違反行為	死亡又は高度な後遺症を残す人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○		
	人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○	○	
	ひき逃げ、あて逃げの場合	○	○	
	飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		○	○
	上記以外で自己の過失により重大な交通事故となった場合		○	○
試験等における不正行為	本学が実施する試験等における悪質な不正行為（代理受験、試験問題の不正入手等）	○	○	
	本学が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為		○	○
	本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
	レポート等の盗作や剽窃を行った場合		○	○
学問的倫理に反する行為		○	○	○
情報倫理に反する行為	コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール、学内外のシステムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）	○	○	
	コンピュータ又はネットワークの不正使用		○	○
	本学のコンピュータ又はネットワークに著しい障害や損害をもたらす行為	○	○	○
	本学のコンピュータ又はネットワークの利用規程等に反する行為	○	○	○
その他学生としての本分に反する行為		○	○	○
本学の諸規程等に違反する行為		○	○	○

北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学生懲戒規程

（趣旨）
第1条　この規程は、北海道医療大学歯学部附属歯科衛生士専門学校学則（以下「学則」という。）第38条の規定に基づき、学生の懲戒処分に関し必要な事項について定める。
（基本方針）
第2条　学生に対する懲戒は、対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。
2　懲戒により学生に科せられる不利益は、懲戒の目的を達成するために必要な範囲を限度にしなければならない。
（懲戒対象行為）
第3条　学則第38条に定める学生としての本分に反する行為又は本校の諸規程等に違反する行為として懲戒の対象となる行為（以下「懲戒対象行為」という。）は、次に掲げるものとする。
（1）犯罪行為
（2）非違行為
（3）重大な交通事故（加害者の場合に限る。）及び交通法規違反行為
（4）試験等（成績評価のために課す試験並びに課題に対するレポート及び成果物をいう。以下同じ。）における不正行為
（5）学問的倫理に反する行為
（6）情報倫理に反する行為
（7）その他学生としての本分に反する行為
（8）本校の諸規程等に違反する行為
（懲戒の種類）
第4条　学則第38条に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
（1）訓告　口頭及び文書により注意を喚起し、将来を戒める。
（2）停学　無期又は6月以下の期間、本校への登校を禁止するほか、授業、試験その他の教育課程及び課外活動への参加も禁止する。なお、停学中にあっても正規の学納金を納入しなければならない。
（3）退学　学生としての身分を剥奪する。この場合、原則として再度の入学を認めない。
（懲戒処分の基準）
第5条　校長は、学生の懲戒対象行為が次の各号に該当する場合に、当該各号に掲げる懲戒処分のいずれかを行うものとする。
（1）行為の悪質性が認められ、かつ、その結果に重大性が認められる場合　退学又は停学
（2）行為の悪質性が認められるが、その結果に重大性が認められない場合　停学又は訓告
（3）行為の悪質性は認められないが、その結果に重大性が認められる場合　停学又は訓告
2　前項各号の行為の悪質性については、当該学生の態度、当該行為の内容及び性質、当該行為に至る経緯及び動機、反省の程度等を勘案し判断する。
3　第1項各号の結果の重大性については、当該行為によって被害を受けた者の精神的・肉体的・経済的被害の程度、当該行為が本校・社会に及ぼした被害及び影響等を勘案し判断する。
4　懲戒処分の内容は、別表に定める懲戒処分の標準例に準拠するものとする。ただし、情状等によりその処分の程度を減じ、又は重くすることができる。
（自宅謹慎の措置）
第6条　校長は、必要に応じ懲戒対象行為を行ったと認められる学生（以下「当該学生」という。）に自宅謹慎の措置を講ずることができる。
2　前項の自宅謹慎の期間は、停学期間に参入することができる。
（懲戒処分の決定前における退学及び休学）
第7条　校長は、当該学生から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申出があった場合には、これを受理しないものとする。
第8条　停学期間中の退学の申出は妨げないものとする。なお、停学期間中に退学した学生について再度の入学を認める場合は、停学中の身分としてこれを認めるものとする。
2　停学中の学生が休学を申し出た場合は、これを認めない。
（無期停学の解除）
第9条　教務主任及び担任教員（以下「教務主任等」という。）は、無期停学の処分を受けた学生について、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、当該処分の解除が適当であると認めるときは、教員会の議を経て停学の解除を校長に申請することができるものとする。ただし、その発効日から起算して6月を経過する日までの間は、これを申請することができないものとする。
2　校長は、前項の申請が適当であると認めるときは、無期停学の解除を決定するものとする。
3　校長は、前項の規定により無期停学の解除を決定したときは、当該学生に懲戒処分解除通知書により通知しなければならない。
（その他）
第10条　この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、校長が別に定める。
（事務の所管）

第 11 条　学生の懲戒に関する事務は、学務部学生支援課が所管する。

（改廃）

第 12 条　この規程の改廃は、教員会の議を経て、校長が決定する。

附 則

この規程は、令和 5 年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）　懲戒処分の標準例

区　分	行為の内容	懲戒の標準		
		退学	停学	訓告
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐等の凶悪な犯罪行為又はその未遂行為	○		
	傷害、暴行、窃盗、恐喝、脅迫、強要、詐欺、過失致死、過失傷害等の犯罪行為	○	○	○
	賭博、住居侵入、万引き、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	○	○	○
	痴漢、のぞき、強制わいせつ、盗撮等のわいせつ行為	○	○	○
	薬物犯罪（禁止薬物の所持、使用、売買又はその仲介等）	○	○	
	ストーカー行為	○	○	○
	ハラスメントに起因する犯罪行為	○	○	○
	公共交通機関の不正乗車		○	○
非違行為	本校構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	○	○	○
	本校の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	○	○	○
	本校が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	○	○	○
	本校が管理する建造物又は器物に対し、故意に物的損傷を与えた場合	○	○	○
	本校の名誉又は信用を著しく傷つける行為	○	○	○
	飲酒を強要し、重大な事態を生じさせた場合	○	○	○
	満 20 歳未満の自らの飲酒又は未成年者と知りながら飲酒をすすめた場合		○	○
	人権侵害等のハラスメント行為	○	○	○
	上記以外の非違行為	○	○	○
重大な交通事故及び交通法規違反行為	死亡又は高度な後遺症を残す人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○		
	人身交通事故を起こした場合でその原因行為が飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な場合	○	○	
	ひき逃げ、あて逃げの場合	○	○	
	飲酒運転、無免許運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反		○	○
	上記以外で自己の過失により重大な交通事故となった場合		○	○
試験等における不正行為	本校が実施する試験等における悪質な不正行為（代理受験、試験問題の不正入手等）	○	○	
	本校が実施する試験等におけるカンニング等の不正行為		○	○
	本校が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合			○
	レポート等の盗作や剽窃を行った場合		○	○
学問的倫理に反する行為		○	○	○
情報倫理に反する行為	コンピュータ又はネットワークの悪質な不正使用（著作権、特許権等の知的財産権の侵害、嫌がらせメール、学内外のシステムへの不正アクセス、ネットワーク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持ち込み等）	○	○	
	コンピュータ又はネットワークの不正使用		○	○
	本校のコンピュータ又はネットワークに著しい障害や損害をもたらす行為	○	○	○
	本校のコンピュータ又はネットワークの利用規程等に反する行為	○	○	○
その他学生としての本分に反する行為		○	○	○
本校の諸規程等に違反する行為		○	○	○